

村上市地域防災計画 (震災対策編)

令和 6 年 3 月修正

村上市防災会議

目 次

村上市地域防災計画（震災対策編）

第 1 章	総則	1
第 1 節	計画作成の趣旨等	1
第 2 節	住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 3 節	村上市の自然的、社会的条件	13
第 4 節	村上市の地震特質と過去の地震被害	16
第 5 節	複合災害時の対策	24
第 6 節	地震被害の想定	27
第 7 節	緊急地震速報と地震情報	34
第 2 章	災害予防	37
第 1 節	防災教育計画	37
第 2 節	防災訓練計画	42
第 3 節	自主防災組織育成計画	45
第 4 節	防災都市計画	47
第 5 節	集落孤立対策計画	50
第 6 節	地盤災害予防計画	52
第 7 節	建築物等災害予防計画	55
第 8 節	道路・橋梁・トンネル等の災害対策	59
第 9 節	港湾・漁港施設の災害対策	62
第 1 0 節	鉄道事業者の災害対策	64
第 1 1 節	治山・砂防施設の災害対策	65
第 1 2 節	河川・海岸施設の災害対策	66
第 1 3 節	農地・農業用施設等の災害対策	68
第 1 4 節	防災通信施設の整備と災害対策	71
第 1 5 節	放送事業者の災害対策	73
第 1 6 節	電気通信事業者の災害対策	74
第 1 7 節	電力供給事業者の災害対策	75
第 1 8 節	ガス事業者等の災害対策	76
第 1 9 節	上水道の災害対策	78
第 2 0 節	下水道等の災害対策	83
第 2 1 節	危険物等施設の災害対策	87
第 2 2 節	火災予防計画	90
第 2 3 節	廃棄物処理体制の整備	95
第 2 4 節	救急・救助体制の整備	97
第 2 5 節	医療救護体制の整備	100
第 2 6 節	避難体制の整備	104
第 2 7 節	要配慮者の安全確保計画	113
第 2 8 節	食料・生活必需品等の確保計画	123
第 2 9 節	学校の防災対策	126
第 3 0 節	文化財の防災対策	130
第 3 1 節	ボランティアの受入体制の整備	132
第 3 2 節	事業所等の事業継続	134
第 3 3 節	行政機関等の業務継続計画	136

第3章 災害応急対策計画	141
災害応急対策タイムスケジュール	141
第1節 災害対策本部等の組織・運営計画	148
第2節 地震・津波配備体制	159
第3節 防災関係機関の相互協力体制	162
第4節 災害時の通信確保	173
第5節 被災状況等収集・伝達計画	179
第6節 広報計画	189
第7節 住民等避難計画	201
第8節 避難所運営計画	210
第9節 避難所外避難者の支援計画	221
第10節 自衛隊の災害派遣計画	223
第11節 輸送計画	228
第12節 警備・保安及び交通規制計画	234
第13節 海上における災害応急対策	243
第14節 消火活動計画	248
第15節 救急・救助活動計画	256
第16節 医療救護活動計画	265
第17節 防疫及び保健衛生計画	279
第18節 こころのケア対策	285
第19節 児童生徒等に対するこころのケア対策	289
第20節 廃棄物の処理計画	291
第21節 トイレ対策	299
第22節 入浴対策	302
第23節 食料・生活必需品等供給計画	304
第24節 要配慮者の応急対策	313
第25節 建物の応急危険度判定計画	320
第26節 宅地等の応急危険度判定計画	326
第27節 学校等における応急対策	330
第28節 文化財応急対策	336
第29節 障害物の処理計画	338
第30節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画	345
第31節 愛玩動物の保護対策	351
第32節 災害時の放送	355
第33節 公衆通信の確保	356
第34節 電力供給応急対策	359
第35節 ガスの安全、供給対策	362
第36節 給水・上水道施設応急対策	366
第37節 下水道等施設応急対策	375
第38節 危険物等施設応急対策	383
第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策	389
第40節 港湾・漁港施設の応急対策	392
第41節 鉄道事業者の応急対策	395
第42節 治山・砂防施設等の応急対策	398
第43節 河川・海岸施設の応急対策	402
第44節 農地・農業用施設等の応急対策	408
第45節 農林水産業応急対策	412
第46節 商工業応急対策	419
第47節 応急住宅対策	423
第48節 ボランティアの受入計画	432
第49節 義援金の受入れ・配分計画	436
第50節 義援物資対策	438
第51節 災害救助法による救助	441

第4章	災害復旧・復興計画	449
第1節	民生安定化対策計画	449
第2節	融資、貸付その他資金等による支援計画	456
第3節	公共施設等災害復旧計画	471
第4節	災害復興計画	476

策定	平成22年	3月
修正	平成27年	3月
修正	令和4年	3月
修正	令和6年	3月

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、村上市防災会議が策定する「村上市地域防災計画」であり、本市における災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

「村上市地域防災計画」は、この「震災対策編」並びに別冊の「風水害等対策編」「津波災害対策編」「個別災害対策編」「資料編」及び「水防計画編」で構成する。

なお、複合災害に対応するため、大規模地震に対応した「震災対策編」を「村上市地域防災計画」の基本となる編として位置づけ、風水害等、津波及び個別災害対策においても実施すべき重複事項を集約・網羅することで一元的に把握し、対策を講じるものとし、その他の災害特有の事項、各種資料及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画については、「風水害等対策編」「津波災害対策編」「個別災害対策編」「資料編」及び「水防計画編」にそれぞれ掲載する。

また、この計画に定めのない事項は「新潟県地域防災計画」に準ずるものとする。

3 関連計画との連携

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験を礎に、本市の自然条件、社会条件等を踏まえ、市における防災に関する計画を定めるものである。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「村上市国土強靱化地域計画」等、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

なお、この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関その他必要な機関等に通知するとともに、法第42条第5項の規定により、その要旨を公表する。

5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整えるものとする。

6 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- ・住民等 市内に居住する人（外国人居住者を含む。）、旅行や仕事などで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内のすべての人のことをいう。
- ・要配慮者 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう（法第8条第2項関係）。
- ・避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（法第49条の10関係）。
- ・自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう（法第2条の2関係）。
- ・自治会 村上市区嘱託員規則第2条により、市が行政事務連絡単位として定めた行政区をいう。居住する住民により「自治会」「町内会」「集落」など、呼び方が異なるため、この計画では、総称して「自治会」とする。
- ・地区防災計画 地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる「村上市地域防災計画」とコミュニティが中心となる「地区防災計画」とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの（法第42条第3項及び第42条の2関係）。
- ・避難場所 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
- ・指定緊急避難場所 避難場所のうち市が指定したもの（法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）。
- ・避難所 避難のための立ち退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
- ・指定避難所 避難所のうち市が指定したもの（法第49条の7及び第49条の8関係）。
- ・指定福祉避難所 要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、内閣府令で定める基準に適合する福祉避難所のうち市が指定したもの
- ・一時避難所 自治会や自主防災組織が指定する地域内の比較的安全な地区集会所等の施設や空き地
- ・罹災証明書 災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの（法第90条の2関係）。
- ・被災者台帳 被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう（法第90条の3関係）。

7 その他

「個別災害対策編」に「総則」「災害復旧・復興計画」の章は設けないが、本計画の同章を適用する。

第2節 住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本方針

(1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組みの推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって住民・地域・行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。あわせて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、住民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策には限界があることを理解した上で、住民・地域・行政（防災関係機関）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できる体制の構築を目指す。

また、たとえ、大規模な災害が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない災害に強いまちづくりを推進する。

ア 住民等に求められる役割

- (ア) 住民・企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、住民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- (イ) 住民・企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (ウ) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (エ) 市及び県は、住民・企業等による自らの安全を確保するための取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 住民・企業等は、災害で困窮した者に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- (イ) 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
- (エ) 市及び県は、住民・企業等による安全を確保するための地域における取組みの推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割

- (ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
- a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また、庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による災害対応技能の習熟
 - d 市の研修制度の充実、関係機関が主催する防災に関する講座等との連携等による人材育成を体系的に図る仕組みの構築
 - e ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
 - f 災害対応業務のプログラム化、標準化
 - g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築
 - h 避難場所、避難施設、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 市、県及び防災関係機関は、平時から、住民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。
- (ウ) 市、県及び防災関係機関は、住民・企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。
- (エ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (オ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。
- (カ) 市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (キ) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (ク) 内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。

エ 支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者としての外国人に

も十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害に対する配慮

全国屈指の豪雪地帯であること等を踏まえ、積雪期の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること。）について、各業務においてあらかじめ対策を講じる。本計画では、本章第5節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を確保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬をきたさないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、住民・企業等にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を住民運動として推進する。

2 防災関係機関及び住民等の責務

(1) 村上市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民等の協力を得て防災活動を実施する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当等の役割について、明確化しておくよう努める。

(2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から新潟県の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、女性セ

ンター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は支援に努める。

エ 県内市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から市域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 住民等（住民・企業等）

住民・企業等は、日頃から大規模災害に備え、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加、協力するとともに、「自らの身の安全は自分で守る」「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」という自助、共助の意識の下に、積極的に自主防災活動を行う。

3 各機関の事務又は業務の大綱

市、県並びに市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市域に係る防災対策に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、次表に記載のない機関等については、「新潟県地域防災計画（震災対策編）」を参照する。

(1) 村上市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
村 上 市	1 村上市防災会議に関すること。 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。 3 災害予警報等情報伝達に関すること。 4 被災状況に関する情報収集に関すること。 5 災害広報並びに高齢者等避難の発令、避難指示等に関すること。 6 被災者の救助に関すること。 7 県知事の委任を受けて行う災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助に関すること。 8 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること。 10 被災児童生徒等に対する応急の教育に関すること。 11 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること。 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
村 上 市	13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 15 水道等公営事業の災害対策に関すること。

(2) 新潟県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新 潟 県	1 新潟県防災会議に関すること。 2 市町村、指定公共機関又は指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。 3 災害予警報等情報伝達に関すること。 4 被災状況に関する情報収集に関すること。 5 災害広報に関すること。 6 避難指示等に関すること。 7 市町村の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること。 8 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 11 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること。 12 被災児童生徒等に対する応急の教育に関すること。 13 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること。 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 16 緊急通行車両の確認に関すること。 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること。 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること。
新潟県警察本部 (村上警察署)	20 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること。 21 交通規制及び緊急通行路の確保に関すること。 22 行方不明者調査及び死体の検視に関すること。 23 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (新潟財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請に関すること。 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関すること。 4 災害時における地方公共団体等に対する普通財産の無償貸付に関すること。
北陸農政局 (新潟地域センター)	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること。 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。 3 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。 4 災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること。
関東森林管理局 (下越森林管理署 村上支署)	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関すること。 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること。 3 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
第九管区海上保安本部 (新潟海上保安部)	1 災害予防に関わる防災訓練、海難防災講習会等啓発活動及び調査研究に関すること。 2 災害応急対策に関わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること。 3 災害応急対策に関わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること。 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること。 6 災害復旧・復興対策に関わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること。
東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報、警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関すること。
新潟労働局 (新潟労働基準監督署)	災害時における産業安全確保に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸地方整備局 (羽越河川国道事務所)	1 台風及び波浪から港湾及び地域住民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること。 2 港湾、航路及び港湾内運河並びに空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。 3 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること。 4 一級河川水系におけるダム設置者に対する管理及び防災上の指示監督に関すること。 5 洪水予報指定河川（荒川）の洪水予報業務に関すること。 6 国土交通大臣の指定した水防警報河川の水防警報に関すること。 7 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること。 8 土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 9 荒川水系大石川におけるダム管理に関すること。 10 直轄海岸保全区域において海岸保全施設に関する直轄工事の実施及び災害復旧に関すること。 11 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること。 12 国が行う海洋の汚染の防除に関すること。 12 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること。 2 災害時における非常通信に関すること。 3 非常災害時における臨時災害放送局等の臨機の措置に関すること。 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
北陸地方測量部	1 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用の支援・協力に関すること。 2 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用の支援・協力に関すること。 3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること。 4 災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関すること。

(4) 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (新発田駐屯地) 海上自衛隊 航空自衛隊	1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること。 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること。 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。

(5) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。
東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。
日本赤十字社新潟県支部 (村上市地区)	1 災害時における医療救護に関すること。 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3 災害時の輸血用血液の供給に関すること。 4 災害救援(義援)金の募集、受付及び配分に関すること。 5 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること。
日本放送協会	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること。 2 災害時における広報活動に関すること。
日本郵便(株) (村上市内郵便局)	災害時における郵政業務の確保、郵政業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
東北電力(株) 東北電力ネットワーク(株)	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 2 災害時における電力の供給の確保に関すること。
東日本高速道路(株)	1 高速自動車国道の防災管理に関すること。 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること。 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること。
日本通運(株)中条営業所	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新潟運輸(株) 中越運送(株) (公社)新潟県トラック協会	災害時における陸路による緊急輸送の確保にすること。
三面川沿岸土地改良区 荒川沿岸土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理並びに災害復旧にすること。
新潟県土地改良事業団体連合会	各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整にすること。
新発田ガス(株)	1 都市ガス施設等の防災管理にすること。 2 災害時における都市ガスの安定供給にすること。
(一社)新潟県L P ガス協会	1 L P ガス施設等の防災管理にすること。 2 災害時におけるL P ガスの安定的供給にすること。
粟島汽船(株)	海上における安全輸送の確保及び災害時における海上輸送の確保にすること。
(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟	1 津波警報、気象警報等の放送にすること。 2 災害時における広報活動にすること。
(株)新潟日報社	災害時における広報活動にすること。
(一社)新潟県医師会 (一社)新潟県歯科医師会 (公社)新潟県薬剤師会	災害時における医療救護にすること。
(公社)新潟県看護協会	災害支援ナースの派遣にすること。
(公社)新潟県助産師会	災害時における助産及び妊産婦、新生児等の保健指導にすること。

(7) その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 漁業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること。
村上市岩船郡医師会 村上市岩船郡歯科医師会 村上市岩船郡薬剤師会	災害時における医療救護に関すること。
商工会議所、商工会	1 災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
一般診療所、病院等	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
一般輸送事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること。
建設事業者	災害時における応急復旧についての協力に関すること。
(一社)新潟県測量設計業協会	災害時における応急復旧についての協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること。
自主防災組織 村上市区長会連絡協議会	1 防災活動への協力に関すること。 2 住民に対する避難誘導への協力に関すること。 3 避難所運営への協力に関すること。 4 防災知識の普及に関すること。 5 自主防災組織化の促進に関すること。
村上市社会福祉協議会 村上岩船福祉会	1 村上市災害ボランティアセンター（以下「市ボランティアセンター」という。）の設置運営に関すること。 2 災害時における福祉救護に関すること。

第3節 村上市の自然的、社会的条件

1 広域的位置づけと地理的条件

本市は、新潟県の北端に位置し、山形県と境を接しており、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の1市2町2村からなっている。

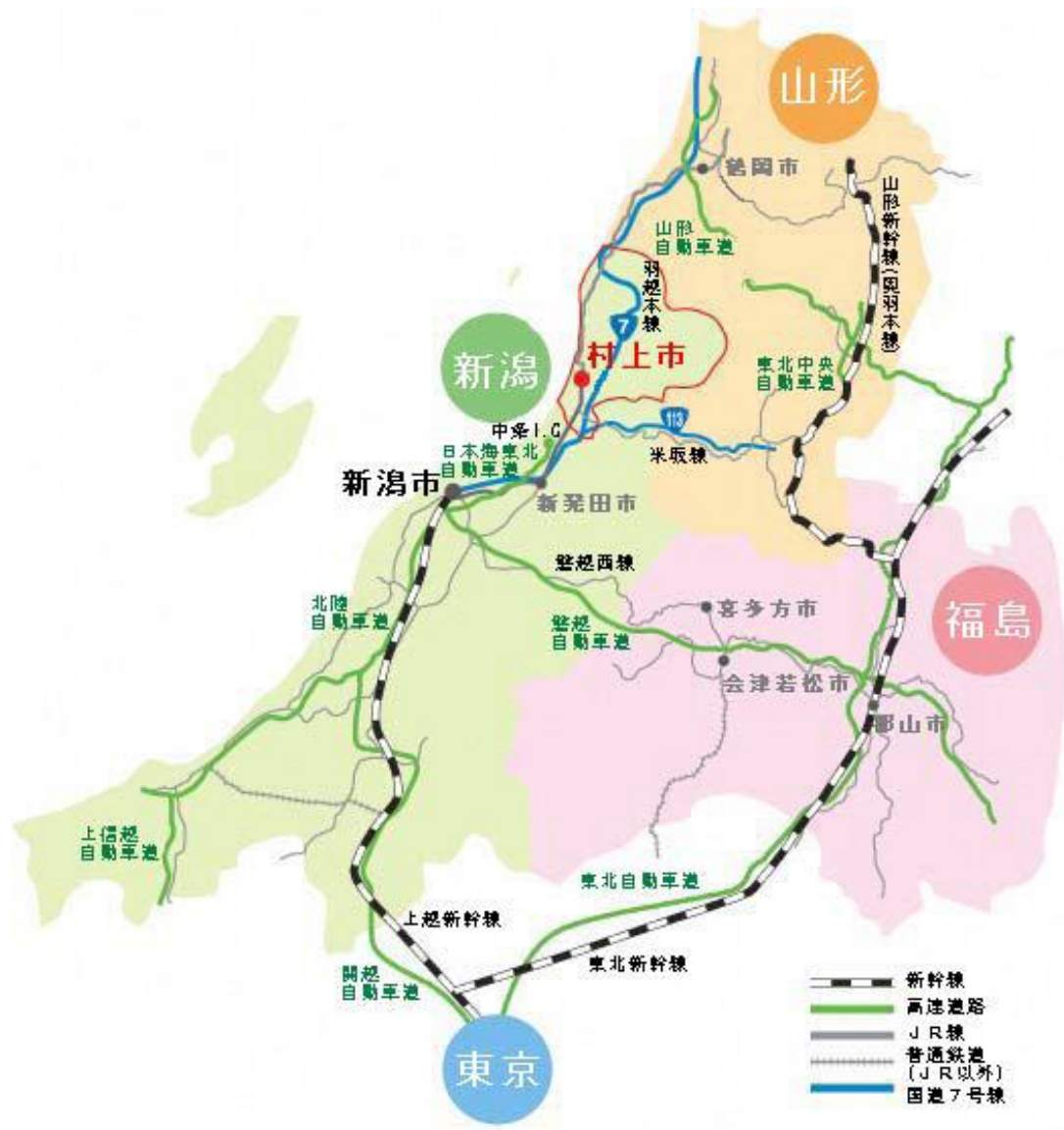
近傍には胎内市、山形県鶴岡市があり、経済圏の一部として交流もある。

市の面積は約1,174.26km²で新潟県の総面積（12,583.96km²）のおよそ9.3%を占めている。

また、50kmにも及ぶ海岸線を有し、その中核として、特定地域振興重要港湾岩船港が地域産業や観光振興など地域の重要拠点としてその役割を担っている。

主要道路としては、国道7号、国道113号、国道290号、国道345号が市内を縦横に走っており、これに主要県道や一般県道などが交差している。また、日本海沿岸東北自動車道は朝日（まほろばIC）までの間が開通し、朝日～温海（山形県鶴岡市）間が一般国道7号（日本海沿岸東北自動車道）朝日温海道路として、平成25年5月15日に事業化されたほか、地域高規格道路として新潟山形南部連絡道路が計画され一部事業化されている。

【村上市の広域的位置づけと地理的条件】



2 自然条件

本市は、地質的には沖積平坦地と山間部洪積地で構成されており、平地は飯豊朝日山系に源を発する荒川・三面川・石川流域に広がっている。居住地域は河川流域に集中しているほか、朝日山塊が直接日本海に迫る三面川河口以北の海岸線に分布している。特に、この三本の河川流域は肥沃な水田として市の農業生産活動の基盤となっている。

気候は日本海型の気象区分に属し、四季の移り変わりがはっきりしているとともに、冬季は、西高東低の冬型の気圧配置が続き、シベリアからの季節風がもたらす雪は、時として日常生活や産業活動に悪影響を与えることもあるが、そうした反面、豊かな水資源となり、生活や産業活動に欠かせない重要な資源となっている。

3 歴史、市の変遷等

本市では、今からおよそ2万年前の後期旧石器時代の石器が発見されている。浦田山古墳群の遺跡から6世紀には朝鮮半島を含む広い地域との文化的交流があったと考えられる。また、磐舟柵等の資料から、古代7世紀半ばには中央政府の支配下にあったとされている。その後、9世紀には仏教がこの地域に浸透し、12世紀には鎌倉時代の有力な武士が幕府官吏として移住し、その影響を強く受けた。戦国時代には本庄氏、色部氏、上杉氏等の支配の影響を受けたが、江戸時代に入るとめまぐるしく支配者が変わった。

その後、明治4年の廃藩置県、明治22年市町村制施行により現在の基本的枠組みが成立し、関係市町村の1市2町2村は昭和30年前後の合併を経て、平成20年4月の新設合併によって村上市が誕生した。

4 人口と世帯の動向

(1) 人口の推移

2020年（令和2年）の国勢調査による本市の人口は57,418人で2000年（平成12年）から20年間で約16,000人減少している。すべての地域で人口は減少して推移しており、特に、山北地域では約35%の減少となっている。

【人口の推移】

単位：人

	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	H12→R2 増減率
村上地域	31,758	30,685	29,186	28,009	26,024	-18.1%
荒川地域	11,555	11,105	10,678	10,231	9,585	-17.0%
神林地域	10,625	10,135	9,385	8,782	8,133	-23.5%
朝日地域	12,125	11,489	10,621	9,617	8,604	-29.0%
山北地域	7,839	7,291	6,557	5,803	5,072	-35.3%
合 計	73,902	70,705	66,427	62,442	57,418	-22.3%

（資料：国勢調査）

(2) 世帯数の推移

2020年（令和2年）の国勢調査による本市の世帯数は21,549世帯で2000年（平成12年）から20年間で3.4%の減少となっており、特に、山北地域では約20%の減少となっている。

また、1世帯当たり人員は2.7人と20年前よりおよそ0.6人減っており、核家族化の進行がうかがわれる。

【世帯数の推移】

単位：世帯

	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)	H12→R2 増減率
村上地域	10,768	10,774	10,655	10,938	10,565	-1.9%
荒川地域	3,311	3,454	3,509	3,513	3,564	7.6%
神林地域	2,638	2,644	2,631	2,660	2,621	-0.6%
朝日地域	3,080	3,029	2,973	2,861	2,814	-8.6%
山北地域	2,503	2,420	2,290	2,166	1,985	-20.7%
合 計	22,300	22,321	22,058	22,138	21,549	-3.4%
1世帯当たり人員	3.3	3.2	3.0	2.8	2.7	-19.3%

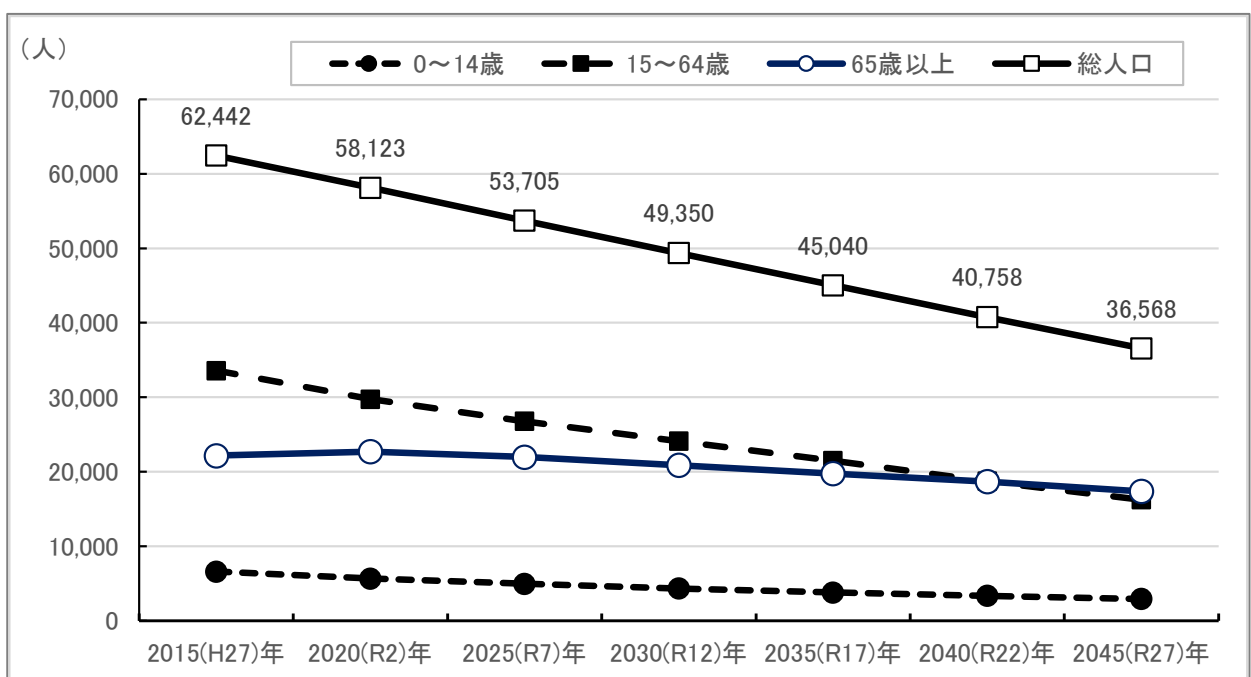
（資料：国勢調査）

(3) 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、本市の総人口は、2030年（令和12年）には5万人を下回り、2045年（令和27年）には36,568人にまで減少すると予測されている。

年齢3区分別に見ると、生産年齢人口（15～65歳）の減少が顕著に表れ、2045年（令和27年）には高齢者人口（65歳以上）を下回ることが予想されている。

【人口の推計】



（資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）

第4節 村上市の地震特質と過去の地震被害

1 地形・地質等の特性

地形・地質は、第四紀完新世（沖積世）の未固結な地層が広がる平野部と、更新世（洪積世）以前の古い地層からなる山間部とに大別される。

(1) 地形

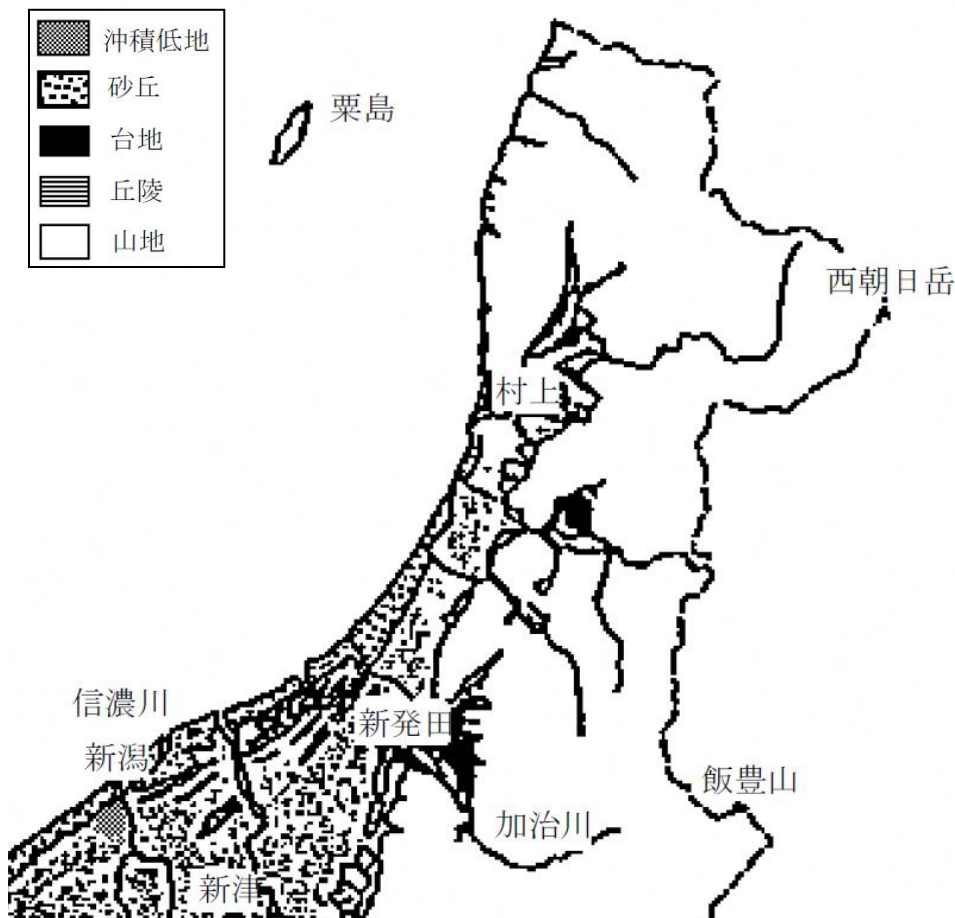
平野部は、朝日・飯豊山塊に源を発する三面川・荒川流域に広がり、肥沃な水田として本市の農業基盤となっている。

朝日地区の中流域では段丘が見られ、村上地区には主に扇状地、神林地区南部から荒川地区にかけては氾濫原が発達し、平野を形成している。

また、瀬波海岸以南で海岸線に沿って砂丘が発達している。

山間部は、本市の山北・朝日地区から村上地区の大半を占める朝日・飯豊山塊であり、神林荒川地区では、山麓部の里山を形づくっている。同山塊は起伏に富んだ急峻な山岳地形を形成し、三面川河口以北では、海岸部で日本海へ没している。

【市周辺の地形】

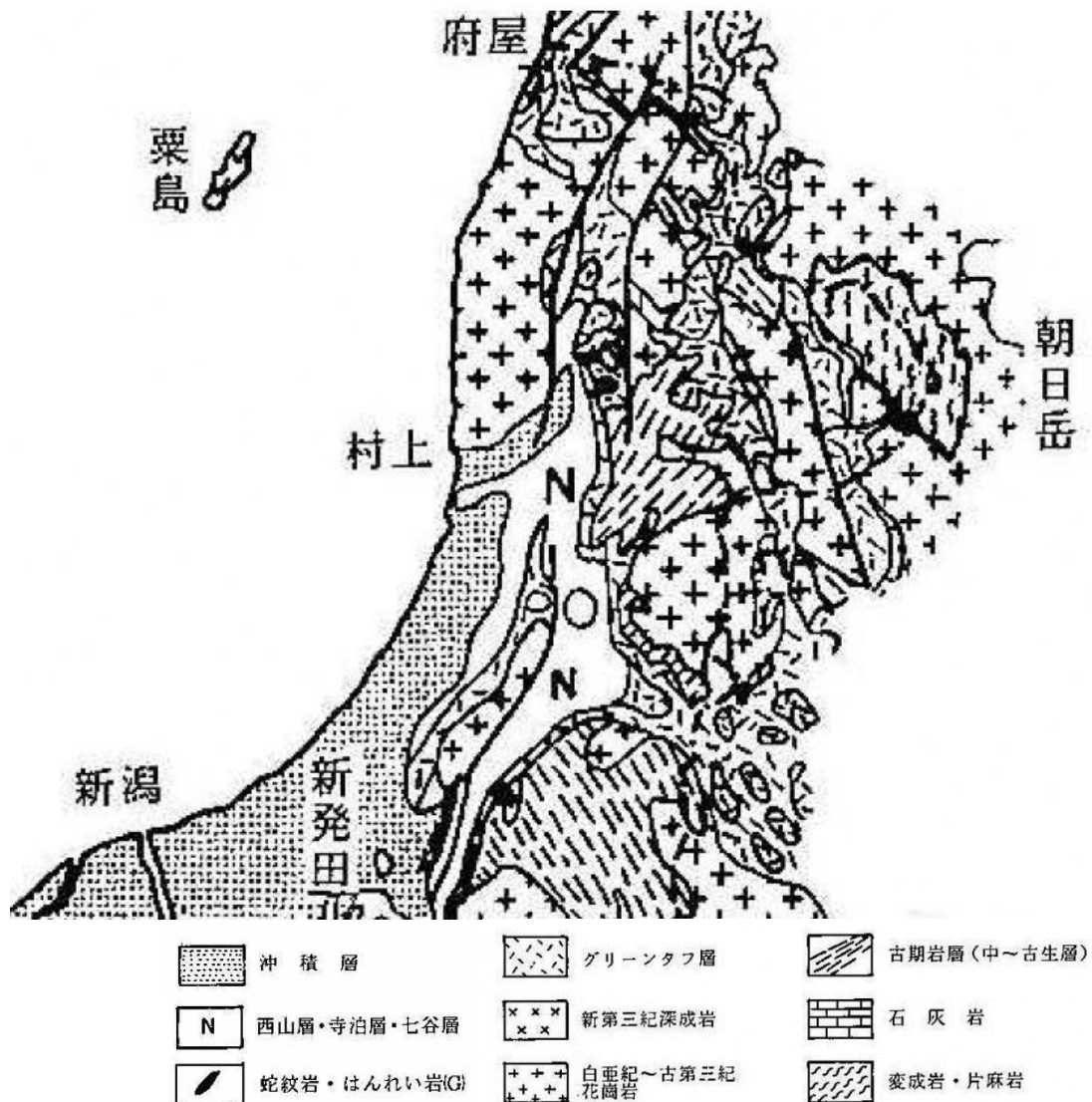


(2) 地質

朝日・飯豊山塊は、中・古生代の堆積岩や花崗岩などの深成岩から構成されている。これらは、いずれも古くて硬質な岩盤であるため、V字谷などの急峻な地形を形成しているが、亀裂質であるため、地すべりやがけ崩れなどの災害を引き起こしている。また、随所で安山岩の貫入岩体や流紋岩の溶岩などの火山岩類が分布しており、複雑な地質構成となっている。

三面川・荒川流域に分布する未固結層は、上流ほど礫や砂などの粗粒な土からなり、下流では、細粒な粘土を多く含んでいる。特に、神林地区の平野部では、かつて岩船潟と呼ばれた潟湖が広がっており、軟弱な粘土が堆積している。

【市周辺の地質】



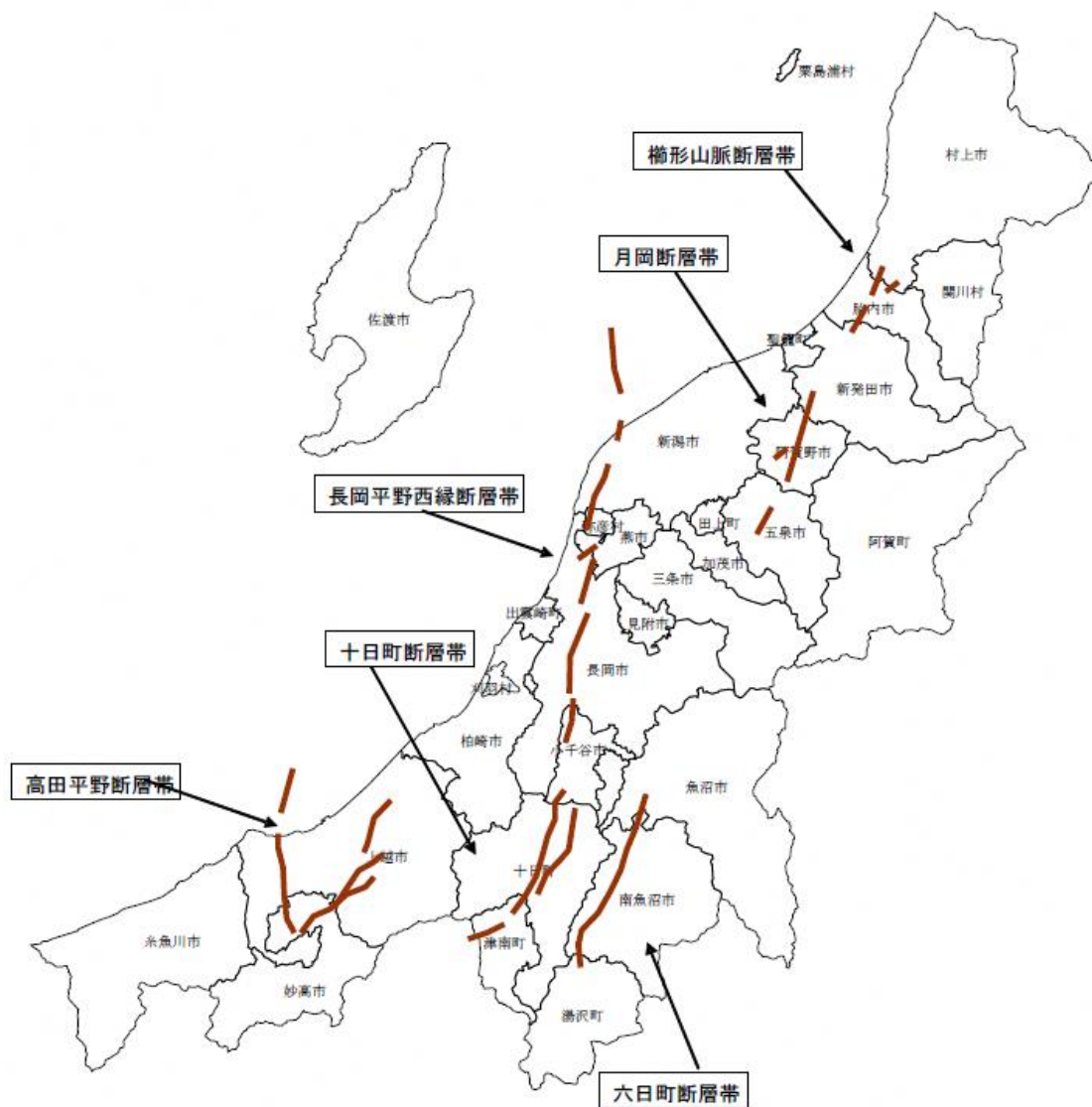
(3) 県内の活断層

ア 県内の調査対象断層の位置

県内には、数多くの活断層が存在しており、本市においても楡形山脈断層帯が見られる。

なお、国の地震調査研究推進本部が、社会的、経済的に大きな影響を与えと考えられる全国の114活断層帯のうち、県内には、楡形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、六日町断層帯、高田平野断層帯が存在している。

【新潟県内の調査対象断層の位置図】



イ 新潟県に關係する主要活断層帯の長期評価の概要は次のとおりである。

断層帯名	予想地震規模 (M)	ランク	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期
				平均活動間隔
橿形山脈断層帯	6.8程度	S*	0.3%～5%	約3,200年～2,600年前 約2,800年～4,200年
月岡断層帯	7.3程度	A*	ほぼ0%～1%	約6,500年～900年前 7,500年以上
長岡平野西縁断層帯	8.0程度	A*	2%以下	13世紀以後 約1,200年～3,700年
十日町断層帯（西部）	7.4程度	S*	3%以上	約3,100年前以前 3,300年程度
十日町断層帯（東部）	7.0程度	A	0.4%～0.7%	不明 4,000年～8,000年程度
高田平野東縁断層帯 (高田平野東縁断層帯)	7.2程度	S*	ほぼ0%～8%	約3,500年前～19世紀 2,300年程度
高田平野西縁断層帯 (高田平野西縁断層帯)	7.3程度	Z	ほぼ0%	1751年の地震 2,200年～4,800年程度
六日町断層帯（北部） (ケース1)	7.1程度	A	0.4%～0.9%	約4,900年前～16世紀 約3,200年～7,600年
六日町断層帯（北部） (ケース2)	7.1程度	Z	ほぼ0%	2004年中越地震 約3,200年～4,000年以下 若しくはそれ以下
六日町断層帯（南部）	7.3程度	Z	ほぼ0%～0.01%	約2,900年前～2,000年前 約6,200年～7,200年

※地震発生確率の算定基準日は、令和5年1月1日

※六日町断層帯（北部）については、平成16年（2004）新潟県中越地震を六日町断層帯北部の最新活動としない場合（ケース1）とこれを最新活動とする場合（ケース2）の2つの場合分けをして、評価を行った。

※地震発生確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、10～3%未満の値を表す。

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。

※最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値が地震後経過率。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

（資料：地震調査研究推進本部地震調査委員会による。）

2 新潟県における過去の主な地震災害

本地域は、有史以来たびたび強い地震に見舞われてきた。これらの地震の震源分布域は、新潟県の沿岸部（陸地）と日本海の佐渡・粟島を結ぶ線上の二領域に集中する傾向がある。後者の場合には津波災害の危険性が高い。

このような地震の典型例として、1964年（昭和39年6月16日）の新潟地震があげられる。

このときの本市付近の震度は概ね5（強震）、また、震源が日本海にあり、本市では4m程度の津波に見舞われた。本市の被害は、住家全壊が55棟（被災者285人）、半壊140棟（被災者609人）、一部破損3,464棟（被災者18,352人）、床上浸水28棟（被災者127人）、床下浸水45棟（被災者201人）、人的被害としては軽傷者3人等の大きな被害があり、災害救助法の適用を受けた。床上浸水の原因は地震に伴って発生した津波によるものである。

なお、新潟県における過去の主な地震災害については、次のとおりである。

(1) 新潟地震

ア 震源、規模

発 生 年 月 日	昭和39年（1964年） 6月16日 13時01分
震 源 ・ 規 模	新潟県下越沖 北緯38度22.2分、東経139度12.7分
	深さ 約34km マグニチュード 7.5
震 度 等	県内のかかなり広い地域が震度5という強震に見舞われ、村上市付近の震度についても概ね5（強震）であった。また、震源に近い市の一部では、震度6に匹敵するところがあったといわれている。

イ 津波の状況

村上市沿岸に押し寄せた津波の最大波高とその時刻は、次のとおりである。第1波は比較的小さく、むしろ3回目くらいの津波が大きかったといわれている。

観測地点	岩船	上海府
最大波高※	350cm	390cm
その時刻	13：20	13：10

※ 痕跡による最高波を示す。

ウ 被害の状況

県内各地は、その大半が震度5という激しさであったため、地震被害は全市町村に及んだ。しかし、特に被害が激しかったのは、震源地に近い山形県境から村上市を含む岩船地方と新潟市を中心とする北蒲原、西蒲原地方などで、概して沿岸に近い地方に集中した。

震央に近い粟島や山北、村上地方では隆起や陥没が発生し、港湾施設の破損や山腹斜面に多数の崩壊を生じた。特に被害が大きかったのは、新潟市を中心とする蒲原地方平野部であり、中でも河川の下流低地の軟弱地盤上の町に被害が集中した。

なお、村上市の旧5市町村とも災害救助法の適用を受けている。

旧市町村	被害の内容		
村上市	全壊世帯： 55世帯	半壊世帯：124世帯	部分損壊：3,567世帯
	床上浸水： 28世帯	床下浸水： 45世帯	
荒川町	全壊世帯： 28世帯	半壊世帯： 67世帯	部分損壊： 167世帯
神林村	全壊世帯：126世帯	半壊世帯：538世帯	部分損壊： 604世帯
朝日村	全壊世帯： 33世帯	半壊世帯：324世帯	部分損壊：2,636世帯
山北町	全壊世帯：109世帯	半壊世帯：151世帯	部分損壊： 763世帯
	床上浸水： 10世帯	床下浸水： 60世帯	

(2) 新潟県北部の地震

ア 震源、規模

発 生 年 月 日	平成7年（1995年） 4月1日12時49分
震 源 ・ 規 模	新潟県下越地方 北緯37度53.4分、東経139度14.8分
	深さ 16km マグニチュード 5.6
震 度 等	県北部を中心に震度4を観測した。震源に近い笹神村の一部では震度6に近い揺れがあったものと推定される。

イ 被害の状況

震源に近い豊浦町、笹神村等では、家屋の全壊等の被害が見られた。

家屋の被害は、北蒲原郡の南部の豊浦町から水原町にかけての地域において顕著である。北北東から南南西方向に延びる長さ6～7km、幅1～2kmの範囲では震度5相当の揺れが、さらに、このうちの笹神村の一部地域では震度6に近い揺れがあったものと推定される。

(3) 中越大震災（気象庁命名は「平成16年（2004年）新潟県中越地震」）

ア 震源、規模

発 生 年 月 日	平成16年（2004年）10月23日17時56分
震 源 ・ 規 模	新潟県中越地方 北緯37度17.5分、東経138度52.0分
	深さ 13km マグニチュード 6.8
震 度 等	川口町において計測震度計による観測史上初めて震度7を記録するなど、各地で大きな揺れを観測した。また、本震直後から大規模な余震が繰り返し発生した。

イ 被害の状況

(ア) 人的被害

死者68人、重傷者632人、軽傷者4,163人（平成21年10月15日現在）であったが、死者のうち、地震のショックや長期にわたる避難生活に伴うストレス及び疲労などに起因するいわゆる「災害関連死」が2/3程度含まれている。また、車中で避難生活を送っていた避難者の中には、エコノミークラス症候群（肺動脈塞栓症）の疑いのある死者も発生した。

(イ) 住家被害

全壊3,175棟、半壊13,810棟、一部損壊104,619棟（平成21年10月15日現在）となっており、特に震源に近い川口町、山古志村で大きな被害が発生した。住宅が雪国仕様で堅牢だったため、大きな揺れにもかかわらず揺れそのものによる倒壊家屋は比較的少なかったといわれている。

(ウ) インフラの被害

地震発生時、長岡駅付近を走行中の上越新幹線が脱線し、また、施設にも大きな被害が出るなどして、全区間運転再開まで約2か月間を要したほか、上越線、只見線等の在来線でも斜面崩壊・トンネル損傷等により長期間不通となった。また、土砂崩れや地すべり等により高速道路をはじめ各地で道路が寸断され、地震発生直後は、7市町村で61地区の集落が孤立した。

電気等のライフラインも大きな被害を受け、停電が約30万戸、断水が約13万戸、ガスの供給停止が約5万6千戸（いずれもピーク時）発生した。

(エ) 河道閉塞の多発

中山間地で発生した中越大震災では、地すべりや土砂崩れによる河道閉塞が山古志村や小千谷市などを中心に多発し、多数の家屋が水没した。

(オ) 間接被害の発生

観光業をはじめとして、地震による直接的な被害を受けなかった地域においても、交通の途絶及び顧客の心理的な影響などにより、売上げや受注の減少が見られた。

(カ) 地震後の豪雪による被害の拡大

地震発生から約2か月後の新年早々から、19年振りの豪雪が地震の被災地を襲い、避難勧告等により立入りが制限された地区では、雪下ろしもできないままに倒壊する家屋が相次いだ。

また、崩落斜面等での雪崩の頻発やシートをかけた屋根からの落雪により死傷者が発生した。

(4) 平成19年（2007年）新潟県中越沖地震

ア 震源、規模

発 生 年 月 日	平成19年（2007年）7月16日10時13分
震 源 ・ 規 模	新潟県上中越沖 北緯37度33.4分、東経138度36.5分
	深さ 17km マグニチュード 6.8
震 度 等	柏崎市や刈羽村、長岡市小国町等で震度6強を観測した。

イ 被害の状況

(ア) 人的被害

死者15人、重傷者341人、軽傷者1,975人、合わせて2,331人となった（平成25年4月1日現在）。死者のうち、年齢別では65歳以上の者が10人を占め、また、家屋崩壊や作業中の熱傷等による直接的・物理的原因で死亡した者は11人であった。

(イ) 住家被害

個人財産である住宅被害が多く、全壊1,331棟、半壊5,710棟（うち大規模半壊は856棟）、一部損壊37,277棟となっており、これに非住家被害31,590棟を合わせると、建物被害は75,908棟となっている（平成25年4月1日現在）。また、被害の中心地は日本海に近いため砂地が多く、砂丘地の液状化や、段丘地での擁壁の転倒など様々な宅地被災形態が見られた。

(ウ) インフラの被害

在来線では、信越本線が青海川駅で発生した大規模土砂崩壊などにより不通となり、県内鉄道の全区間運転再開まで約2か月間を要した。国道や県道は土砂崩落や路面陥没、沿線の家屋倒壊等により37箇所で行き止まりとなった。また、ライフラインの被害は、停電約35,000戸（8市村）、ガス供給停止約34,000戸（4市町村）、上水道断水約59,000戸（7市町村）に及んだ。

(エ) 原子力発電所の被害

世界最大の柏崎刈羽原子力発電所でも、所内変圧器の火災や、微量の放射線物質の放出等のトラブルが発生した。

(オ) 間接被害の発生

度重なる大規模地震の発生や原子力発電所の被災、新潟の地名を冠した「新潟－神戸ひずみ集中帯」が取り上げられたことなどにより、新潟県の安全イメージが悪化し、観光客の激減など全県的な風評被害が生じた。

(5) 長野県北部の地震

ア 震源、規模

発 生 年 月 日	平成23年（2011年）3月12日 3時59分
震 源 ・ 規 模	長野県北部 北緯37度59.1分、東経138度35.8分
	深さ 8 km マグニチュード 6.7
震 度 等	県内では十日町市、津南町で震度 6 弱を観測した。

イ 被害の状況

(ア) 人的被害

震源に近い十日町市、津南町を中心に、重傷者 1 名、軽傷者44名の被害が確認されている。

(イ) 住家被害

震源に近い十日町市、津南町を中心に、全壊39棟、半壊258棟、一部損壊2,089棟が確認されている。

(ウ) インフラの被害

県管理道路が延べ38箇所で雪崩や落石で全面通行止となり、ライフラインでは、最大1,313戸が停電、水道は最大3,056戸が断水した。

直下型地震で、特に震源地の長野県栄村に近接の中山間地（津南町上郷地区、十日町市松之山地区、上越市大島区・安塚区など）の被害が顕著であり、積雪期の被害発生であったことから、被害全容の把握が難航した。

(6) 山形県沖の地震

ア 震源、規模

発 生 年 月 日	令和元年（2019年）6月18日22時22分
震 源 ・ 規 模	新潟県北部 北緯38度36.4分、東経139度28.7分
	深さ 14km マグニチュード 6.7
震 度 等	県内では村上市で震度 6 強を観測した。

イ 被害の状況

(ア) 人的被害

震源に近い村上市を中心に被害が発生し、県全体で重傷者 4 人、軽傷者 3 人であった。

(イ) 住家被害

県全体で大規模半壊 3 棟、半壊21棟、一部損壊603棟となっており、このうち、震源に近い村上市において大規模半壊 3 棟、半壊21棟、一部損壊587棟と、大きな被害が見られた。

第5節 複合災害時の対策

1 計画の方針

(1) 複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえ、災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

2 積雪期における地震と対策

(1) 積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり、気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

新潟県は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておくことが必要である。

(2) 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海をわたるとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがあり、この雪は里雪と呼ばれる。

新潟県の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

本市においても、2006年（平成18年）には記録的な大雪となり、山沿いでは最大積雪深235cmが記録された。

(3) 積雪期の地震被害に対する影響

本市の既往地震での雪による被害は、幸いにして発生していないが、一般的に、積雪は地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

ア 被害拡大要因

(ア) 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。近年の降雪量の減少と家屋構造の変化により、1階部分が周

囲の積雪により支持されて倒壊を免れるような状況にある家屋は、余程の豪雪時でなければかなり少ないと思われる。

一方、近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅（いわゆる「雪国三階建住宅」）については、屋根雪荷重の心配はないが、実質上の1階が鉄筋コンクリート、2・3階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後更に調査する必要がある。

(イ) 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これが延焼の促進剤となり、消防活動の困難と相まって火災の拡大をもたらすものと予想される。

なお、屋内の火気使用源のうち、ほとんどの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

しかし、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高い。また、ペンションなどでは近年ファッション性を重視した薪ストーブの普及が見られ、これらが新たな発火源となる可能性がある。

(ウ) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で大きな表層雪崩の発生も懸念される。

(エ) 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述する雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

イ 応急対策阻害要因

(ア) 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となることが予想される。それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

(イ) 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されるため、交通麻痺により緊急輸送活動が著しく困難になる。

(ウ) 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になると予想される。

(エ) 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷きとなった者の発見、救助が困難になると予想される。

(オ) 重要施設の応急復旧活動の阻害

復旧は、除雪しないと被害箇所まで到達できない、地下埋設管を堀出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

ウ 応急対策需要増加要因

(ア) 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。

また、雪崩の危険等のため避難指示等が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

(イ) 地震後の降雪による影響

a 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地すべりが発生するおそれがある。中越大震災直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。

b 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越大震災において、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家93棟、非住家98棟にのぼった。

c 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2名が死亡する事案も発生している。

d 除雪

すべての応急対策は、毎日除雪作業から始めることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

(4) 積雪期の地震対策の基本方針

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化することが予想されるため、豪雪地帯においては積雪期の地震発生を前提として地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本方針を基に、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を講じる。

ア 救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する。

耐震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止対策の徹底

イ 孤立可能性のある地区を中心に、自立的防災力の向上を図る。

通信手段・電源の確保、家庭備蓄の強化、公的備蓄資機材の事前配置、自主防災活動の強化

ウ 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する。

全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食供給、ヘリ飛行不能に備えた対策

エ 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める。

スノーシェット等の道路雪崩対策、装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備など

オ スキー場の安全確保対策を推進する。

施設の地震対策、非常電源の確保、スキー客の避難・誘導、遭難者の救出、宿泊施設等への一時的収容、関係機関の連絡体制整備

第6節 地震被害の想定

1 地震の規模等

従来、県では、震災対策編策定の上で前提となる地震の想定について、その規模、震源及びそれにより引き起こされる被害の様相等を具体的に想定することが困難なため、過去に発生した地震に基づき、日本海沿岸で発生する地震と内陸で発生する地震の2つのタイプの地震を想定し、被害の状況は、過去の例からおおまかに類推していた。

しかし、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県に大きな影響を与えると予想される地震について最近の科学的知見を基に検討し、地震発生時の人的・物的被害を具体的に想定・試算する必要が認識されたため、県は、平成7年から平成10年にかけて、「新潟県地震被害想定調査」を実施し、「新潟県地震被害想定調査報告書」として取りまとめている。

そこで、本節においては、「新潟県地震被害想定調査」の被害想定結果から、本市における人的・物的被害の想定結果を整理した。「新潟県地震被害想定調査」では、合併前の旧5市町村ごとに被害想定が実施されていることから、本計画における被害想定は、村上地域（旧村上市）、荒川地域（旧荒川町）、神林地域（旧神林村）、朝日地域（旧朝日村）、山北地域（旧山北町）で区分している。

なお、県では令和元年度から令和3年度にかけて2回目の「地震被害想定調査」を実施し、県内の地震被害想定を見直しているため、今後、市町村別の被害想定結果が公表され次第、本計画に反映し、本市における防災対策に活用するものとする。

2 想定地震

「新潟県地震被害想定調査報告書」は、県における過去に被害をもたらした地震や活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえた上で、県内主要都市の被害が甚大になると考えられる6つの地震が想定されている。

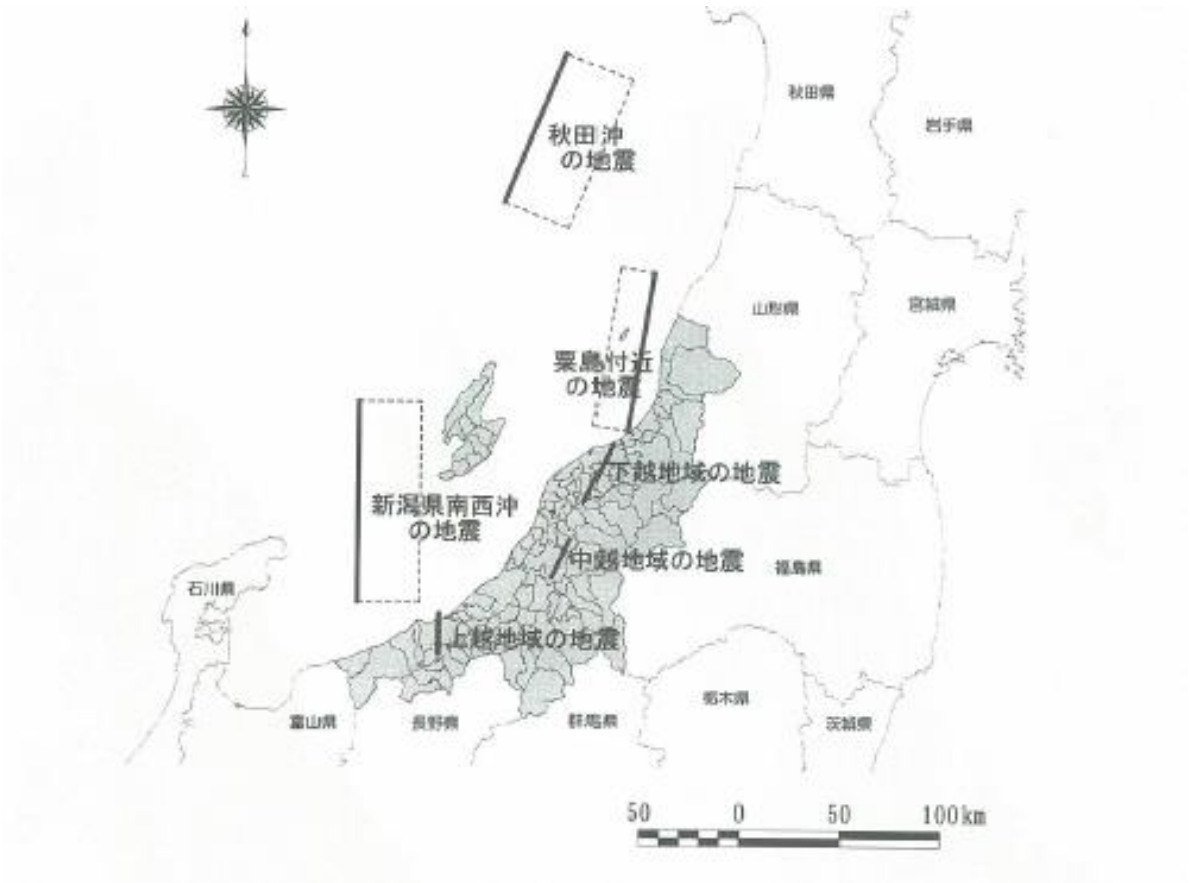
想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。

【想定地震】

震源諸元 想定地震		マグニ チュード	長さ	幅	傾斜	上端深さ※	位置等
海 域 の 地 震	秋田沖の地震	7.6	80km	40km	30° E	1km	秋田県西方沖合の震源
	新潟県南西沖の地震	7.7	100km	38km	35° E	2km	佐渡西方から糸魚川市沖合にかけての震源
	栗島付近の地震	7.5	80km	30km	56° W	6km	1964年新潟地震と同程度の地震
内 陸 の 地 震	下越地域の地震	7.0	32km	12km	90°	6km	新潟市から白根市にかけての断層
	中越地域の地震	7.0	20km	10km	90°	4km	見附市から長岡市にかけての断層
	上越地域の地震	7.0	20km	10km	90°	6km	上越市から新井市にかけての断層

※断層上端から地表面までの距離

【想定震源の位置と大きさ】



(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書（縮刷版）平成10年3月」)

3 地震動・津波等の想定

(1) 震度

栗島付近の地震で震度が最も高く、村上市域の西部中央、神林地域の西部、荒川地域の北部・西部において、最大で震度6弱が想定されている。

【揺れ（震度）】

想定地震 揺れ（震度）	海域の震源			内陸の震源		
	秋田沖 の地震	新潟県南西 沖の地震	栗島付近 の地震	下越地域 の地震	中越地域 の地震	上越地域 の地震
市域における 最大震度	5強	5強	6弱	5強	4	5弱

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書（縮刷版）平成10年3月」より編集加工)

(2) 液状化

栗島付近の地震で最も高い液状化危険度が想定され、神林地域の北西部、神林地域の南部から荒川地域の北部にかけての地域において、液状化の危険性が高くなっている。

【液状化危険度】

想定地震 液状化危険度	海域の震源			内陸の震源		
	秋田沖 の地震	新潟県南西 沖の地震	栗島付近 の地震	下越地域 の地震	中越地域 の地震	上越地域 の地震
市域全体の 危険度	やや高い	やや高い	高い	やや高い	低い	かなり低い

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書（縮刷版）平成10年3月」より編集加工)

(3) 津波

栗島付近の地震で第1波到達時間、最大波到達時間が最も早く想定されており、第1波到達時間及び最大波到達時間ともに21分後となっており、最大水位は2.61mと想定されている。

【代表地点における津波の到達時間及び最大水位】

想定地震 到達時間・最大水位	秋田沖の地震	新潟県南西沖の地震	栗島付近の地震
第1波到達時間（分）	49	66	21
最大水位（m）	1.17	1.70	2.61
最大波到達時間（分）	121	128	21

注1．初期海面は満潮位（基準面より約50cm高）を設定

2．数値は、旧村上市の数値を掲載

(資料：「新潟県地震被害想定調査報告書（縮刷版）平成10年3月」)

4 想定結果

ここで整理している想定結果は、被害が最大となる冬季の夕方（人的被害については冬の夜間）のケースである。

また、火災の影響は、出火から2時間後の状況で評価されている。

建物の被害は、被害要因として、「地震動・液状化」「津波」「火災」について検討し、それぞれの欄に示している。これらは複数の要因により被害を受ける建物（例えば、地震動により全壊した建物で、火災により焼失するもの）の被害棟数は、重複して計上してあるため、結果としての被害棟数は、これらを足し合わせた数値にはならない。

また、人的被害（死傷者、避難者）についても、建物被害・火災等による被害と津波による被害のそれぞれを示しており、重複していることもある。

(1) 建物被害棟数

栗島付近の地震で被害棟数が最も多く、地震動・液状化による被害では、全壊大破が126棟（村上地域20棟、荒川地域14棟、神林地域92棟）、半壊中破が2,676棟（村上地域1,945棟、荒川地域323棟、神林地域387棟、朝日地域21棟）と想定されている。

津波による被害では、全壊が120棟（村上地域51棟、荒川地域38棟、山北地域31棟）、半壊が174棟（村上地域65棟、荒川地域68棟、神林地域8棟、山北地域33棟）と想定されている。

【建物被害棟数】

建物被害棟数 想定地震・地域		地震動・液状化		津波	
		全壊大破 (棟)	半壊中破 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)
秋田沖の地震	村上地域	0	4	0	18
	荒川地域	0	0	0	0
	神林地域	0	0	0	0
	朝日地域	0	0	－	－
	山北地域	0	0	0	0
新潟県南西沖の地震	村上地域	0	1	0	31
	荒川地域	0	0	0	0
	神林地域	0	0	0	0
	朝日地域	0	0	－	－
	山北地域	0	0	0	0
栗島付近の地震	村上地域	20	1,945	51	65
	荒川地域	14	323	38	68
	神林地域	92	387	0	8
	朝日地域	0	21	－	－
	山北地域	0	0	31	33
下越地域の地震	村上地域	0	6	－	－
	荒川地域	0	0	－	－
	神林地域	0	0	－	－
	朝日地域	0	0	－	－
	山北地域	0	0	－	－
中越地域の地震	村上地域	0	0	－	－
	荒川地域	0	0	－	－
	神林地域	0	0	－	－
	朝日地域	0	0	－	－
	山北地域	0	0	－	－
上越地域の地震	村上地域	0	0	－	－
	荒川地域	0	0	－	－
	神林地域	0	0	－	－
	朝日地域	0	0	－	－
	山北地域	0	0	－	－

（資料：「新潟県地震被害想定調査報告書 平成10年3月」より編集加工）

(2) 出火・延焼被害

栗島付近の地震で、出火が1件（神林地域1件）、焼失が1棟（神林地域1棟）と想定されている。

【出火・延焼被害】

出火・延焼被害 想定地震・地域		出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
秋田沖の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
新潟県南西沖の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
栗島付近の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	1	1
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
下越地域の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
中越地域の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0
上越地域の地震	村上地域	0	0
	荒川地域	0	0
	神林地域	0	0
	朝日地域	0	0
	山北地域	0	0

（資料：「新潟県地震被害想定調査報告書 平成10年3月」より編集加工）

(3) 人的被害

栗島付近の地震で人的被害が最も多く、建物被害・火災等による被害では、死者が4人（村上地域1人、神林地域3人）、重傷者が56人（村上地域37人、荒川地域8人、神林地域10人、朝日地域1人）、避難者が4,064人（村上地域2,923人、荒川地域475人、神林地域625人、朝日地域41人）と想定されている。

津波による被害では、死者・重傷者が66人（村上地域27人、荒川地域23人、神林地域1人、山北地域15人）、避難者が434人（村上地域186人、荒川地域154人、神林地域11人、山北地域84人）と想定されている。

【人的被害】

人的被害 想定地震・地域		建物被害・火災等			津波	
		死者 (人)	重傷者 (人)	避難者 (人)	死者・重傷者 (人)	避難者 (人)
秋田沖の地震	村上地域	0	1	6	1	29
	荒川地域	0	0	0	0	0
	神林地域	0	0	0	0	0
	朝日地域	0	0	0	－	－
	山北地域	0	0	0	0	0
新潟県南西沖の地震	村上地域	0	0	1	3	50
	荒川地域	0	0	0	0	0
	神林地域	0	0	0	0	0
	朝日地域	0	0	0	－	－
	山北地域	0	0	0	0	0
栗島付近の地震	村上地域	1	37	2,923	27	186
	荒川地域	0	8	475	23	154
	神林地域	3	10	625	1	11
	朝日地域	0	1	41	－	－
	山北地域	0	0	0	15	84
下越地域の地震	村上地域	0	1	10	－	－
	荒川地域	0	0	0	－	－
	神林地域	0	0	0	－	－
	朝日地域	0	0	0	－	－
	山北地域	0	0	0	－	－
中越地域の地震	村上地域	0	0	0	－	－
	荒川地域	0	0	0	－	－
	神林地域	0	0	0	－	－
	朝日地域	0	0	0	－	－
	山北地域	0	0	0	－	－
上越地域の地震	村上地域	0	0	0	－	－
	荒川地域	0	0	0	－	－
	神林地域	0	0	0	－	－
	朝日地域	0	0	0	－	－
	山北地域	0	0	0	－	－

（資料：「新潟県地震被害想定調査報告書 平成10年3月」より編集加工）

(4) ライフライン

栗島付近の地震で被害が最も多く、水道は断水世帯数が6,796世帯（村上地域4,055世帯、荒川地域848世帯、神林地域1,762世帯、朝日地域131世帯）と想定されている。

ガスは、ある程度の被害は発生するが、供給は継続される。

電力は、停電世帯数が2,337世帯（村上地域1,112世帯、荒川地域341世帯、神林地域276世帯、朝日地域336世帯、山北地域272世帯）と想定されている。

電話は、機能支障が621回線（村上地域344回線、荒川地域144回線、神林地域133回線）発生すると想定されている。

【ライフライン】

ライフライン 想定地震・地域		断水世帯数 (世帯)	ガス供給	停電世帯数 (世帯)	電話支障 (回線)
秋田沖の地震	村上地域	0	継続	0	0
	荒川地域	0	－	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	－	0	0
	山北地域	0	－	0	0
新潟県南西沖の地震	村上地域	744	継続	0	0
	荒川地域	0	－	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	－	0	0
	山北地域	0	－	0	0
栗島付近の地震	村上地域	4,055	継続	1,112	344
	荒川地域	848	－	341	144
	神林地域	1,762	継続	276	133
	朝日地域	131	－	336	0
	山北地域	0	－	272	0
下越地域の地震	村上地域	0	継続	0	0
	荒川地域	0	－	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	－	0	0
	山北地域	0	－	0	0
中越地域の地震	村上地域	0	継続	0	0
	荒川地域	0	－	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	－	0	0
	山北地域	0	－	0	0
上越地域の地震	村上地域	0	継続	0	0
	荒川地域	0	－	0	0
	神林地域	0	継続	0	0
	朝日地域	0	－	0	0
	山北地域	0	－	0	0

（資料：「新潟県地震被害想定調査報告書 平成10年3月」より編集加工）

第7節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

【緊急地震速報で用いる区域の名称】

県名	区域の名称	郡市区町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡〔田上町〕、三島郡〔出雲崎町〕、南魚沼郡〔湯沢町〕、中魚沼郡〔津南町〕、刈羽郡〔刈羽村〕
	新潟県下越	新潟市、新発田市、 村上市 、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡〔聖籠町〕、西蒲原郡〔弥彦村〕、東蒲原郡〔阿賀町〕、岩船郡〔関川村、粟島浦村〕
	新潟県佐渡	佐渡市

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅や大規模商業施設等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

入手場所	とるべき行動の具体例
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及・啓発の促進

新潟地方気象台は、県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

2 地震情報の種類とその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や市及び防災関係機関等と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

情報の種類	発表基準	内容
震 度 速 報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震 源 に 関 する 情 報	・震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
推 計 震 度 分 布 図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠 地 地 震 に 関 する 情 報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために、気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料としては、次のとおりである。

情報の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、1 つの現象に対して 1 度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度 5 弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況を取りまとめた資料

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画

担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

(1) 基本方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる住民・企業による、自らの安全を確保するための取り組み及び安全を確保するための地域における取り組みを促進する。また、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

(2) 各主体の責務

ア 住民、自主防災組織、企業・事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

イ 市は、次の事項を目標に、住民・企業等の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

(ア) 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることや家族・地域に避難を促すことができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

(イ) 住民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできるとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができる。

(ウ) 住民・企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。

(エ) すべての市職員が災害に関する基礎知識を持ち、かつ、住民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行できる。

(オ) 市において防災に関する専門研修を受けた男女の職員が防災担当部門に配置されている。

ウ 県は、住民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校等における児童生徒等の防災教育を行う。

エ 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 住民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

ウ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・相談支援専門員等の介護・ケアマネジャー）の連携により、高齢者及び障がい者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(4) 積雪期での対応

冬期間の季節風・高波・積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い
- オ 緊急地震速報を受けたときの適切な行動

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の災害リスクの高い箇所の把握・点検・確認
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 市の役割

市は、国、県、学校、福祉関係者、企業、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市立学校における防災教育の推進

ア 児童生徒に対する防災教育

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるとともに、特に津波のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

イ 教職員に対する防災教育

学校は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に措置がされるよう情報伝達、児童生徒の避難誘導など災害時の対応要領等を作成し、周知、徹底する。

(2) 社会教育における防災学習の推進

住民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動につなげる対策を行う。

(3) 住民等に対する防災知識の普及・啓発

住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、住民等に対して警報等や避難指示等の意味と内容の説明などの普及・啓発活動を行う。

ア 普及・啓発の内容

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対して津波や水害時の浸水深、浸水継続時間等の災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

- (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (イ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ウ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (オ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (カ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (キ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (ケ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）についての事前の検討
- (コ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (サ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

イ 普及・啓発の方法

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

ウ ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

- (ア) ハザードマップ等の作成・提示
災害対応マニュアル、ハザードマップ、広報紙、パンフレット、チラシ等を作成し、防災行事、訓練等の際に配布して住民等の防災知識の向上に努める。
- (イ) 地域における普及・啓発
ハザードマップ等を活用し、地域の危険情報の周知を図るほか、地区や個人単位のタイムラインの作成を支援すること等により、地域における自主的な警戒避難体制構築を支援する。
また、各自治会、自主防災組織等を通じ地域での防災訓練等の実施について、協力、助言するとともに、訓練等の際には、防災ビデオ等を活用し、住民意識の高揚を図る。

エ 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援し、家族や地域を自分たちで守る意識の醸成を図る。

オ 報道機関への協力要請

日頃から報道機関に対し必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

(4) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

ア 防災知識の普及

在宅の要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者、保護者（以下「保護責任者」という。）が防災知識を持つとともに、災害時には、地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要であるため、要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等の発行により防災知識の普及に努める。

また、保護責任者や地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により普及・啓発活動を行う。

イ 防災学習の推進

要配慮者、保護責任者、施設管理者等に対し防災学習を推進する。

(ア) 要配慮者及び家族の学習

(イ) 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）等地域の福祉関係者の学習

(ウ) 介護事業者、障害サービス事業者等の防災学習

(エ) 外国人受入先（企業、学校、宿泊施設等）の防災学習

(5) 市職員に対する防災教育、防災部門の人材育成

災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。このため、職員に対して次の事項について防災教育を行う。

ア 災害に関する基礎知識（各種法律、規則、条例等）

イ 市地域防災計画の内容

ウ 市及び各防災関係機関の実施すべき災害時の応急対策等

エ 災害時の所管防災業務における個人の具体的役割と行動

教育の方法は、国、県等が実施する研修会等への参加、実地調査、防災訓練等のほか、「災害時職員初動マニュアル」の習熟等により行う。

(6) 消防職・団員の防災教育・研修

消防学校における消防職・団員の防災教育・研修を推進するなど、消防職・団員に対する災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対策などの教育に努める。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する施設の監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等の防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、発災時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、市は、その他一般企業の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

教育の方法は、技能講習も含めた講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレットの配布及び現地指導等により行う。

(2) 危険物等施設における防災教育

地震発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品、あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民等に周知し、災害発生時に備える。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設等は、病人、けが人、老人、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、更には付近住民等からの避難時の協力が得られるよう、連携の強化に努める。

(4) ホテル・旅館等における防災教育

ホテル及び旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出救護等に重点を置いた教育を実施する。

また、宿泊客に対しても、避難路等災害時の対応方法を明示する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗、レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう、職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応をとれるよう、避難路等の表示を行う。

第2節 防災訓練計画

担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、住民等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点を置いた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

また、地域、住民等による、自らの安全を確保するための取組み及び安全を確保するための地域における取組みを支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、本章第27節「要配慮者の安全確保計画」に基づく各主体の役割等を踏まえ、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪地域での対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組みを、住民一人ひとりが、冷静な判断の下に実践していくことが重要となる。そのため、住民は、市や地域、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組みが地域の明暗を分ける結果となる。

このため、自治会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制、避難誘導体制などの確認に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校等は、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果た

す組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。

また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

なお、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多いことから、施設の管理者は、施設入所者の状況を常に把握しておくとともに、職員及び関係者に対し、避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

3 市の役割

市は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、自主防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点を置き、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民等による、自らの安全を確保するための取組み及び安全を確保するための地域における取組みを促進する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(1) 市における防災訓練

ア 総合防災訓練

大規模災害発生時における円滑な防災活動を期するため、防災会議等の防災関係機関相互の緊密な連携を構築するとともに、地域住民と防災関係機関との連携や協力体制の強化及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的とし、地区別に総合防災訓練を実施する。

(ア) 訓練参加機関

市、消防団、自主防災組織、企業・団体、ボランティア、地域住民、防災関係機関等

(イ) 訓練時期及び実施場所

防災月間の9月上旬 市全域（自治会単位、消防団分団単位）

(ウ) 訓練の実施方法

訓練参加機関は合同して、あらかじめ想定した災害に基づき、実働訓練を実施する。

(エ) 主な訓練項目

・ 災害対策本部等設置訓練	・ 非常招集訓練
・ 情報収集・伝達訓練	・ 通信訓練
・ 広報訓練	・ 初期消火訓練
・ 施設火災消火避難訓練	・ 救出訓練
・ 避難訓練（避難行動要支援者避難訓練を含む。）	・ 避難所設営訓練
・ 救急救護訓練	・ 炊き出し訓練
・ ライフライン施設等復旧訓練	・ 水防訓練
・ 緊急物資輸送訓練	・ 交通規制訓練
・ 一斉放水訓練	・ 自衛隊災害派遣訓練
・ その他の訓練	

イ 無線通信訓練

災害時に有線通信が不通又は困難な状況になった場合において、防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うことができることを目的に次のとおり実施する。

(ア) 災害時における情報孤立対策のため非常無線通信訓練を実施する。

(イ) 新潟県総合防災情報システム等の情報機器の操作習熟のための情報伝達訓練を実施する。

ウ マニュアル検証型防災訓練

各種防災関連マニュアルの実効性を検証するとともに、職員の習熟及び住民等の防災意識の向上を図ることを目的に、避難行動要支援者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練など、地

震・津波、洪水、土砂災害等を想定したマニュアル検証型防災訓練を住民参加の下で実施する。

エ 図上訓練、避難所運営訓練等

災害対策本部対応職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化のための図上訓練を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた上で、平常時からの避難所運営訓練等の実施に努める。

(2) 学校等における防災訓練

学校においては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、遠足・修学旅行時など）を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含めた訓練を実施する。

(3) 市管理施設における訓練

市が管理する施設においては、関係機関と連携の上、原則として、年1回防災訓練を実施することとし、災害時の対応については平時から備えておくものとする。

(4) 防災訓練の評価

防災訓練実施後は、訓練の評価を集約し、以後の訓練の参考とする。

(5) 関係機関等における防災訓練実施の推進

地域の実情に応じた、津波に対する情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の実施を支援する。

第3節 自主防災組織育成計画

担当：総務課、各支所、消防本部

1 計画の方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察・消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、住民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があることに留意するものとする。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織を取りまとめる会長を置き、会長の下に、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する。

組織編成については、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めるものとする。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることとする。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集・伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導

- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

3 住民の役割

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、自治会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

4 市の役割

法第5条第2項の規定に基づき、市は自主防災組織の育成主体として位置づけられている。このことから、市は、自治会に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

(1) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成に当たっては、市内全域の整備を推進し、既存の自治会の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

- ア 自治会活動に防災活動を組み入れる。
- イ 婦人団体、ボランティア団体等、地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。
- ウ 各種防火団体、防犯団体の活動に防災活動を組み入れる。
- エ 災害リスクの高い次のような地区に重点を置き、推進を図る。
 - (ア) 木造家屋の密集地域
 - (イ) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域
 - (ウ) 雪崩発生危険箇所の多い地域
 - (エ) 道路事情等により消防活動が困難であることが予想される地域

(2) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、(一財)自治総合センターの助成事業、市及び県単独の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(3) 訓練の支援

自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(4) 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組みの推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大いことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

5 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であるため、市は、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進にも努める。

第4節 防災都市計画

担当：企画戦略課、都市計画課、建設課

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するため、市、県、国等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開する。

- ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- イ 計画的な土地利用の規制、誘導
- ウ 防災上危険な市街地の解消
- エ 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全
- オ 災害に強い宅地造成の推進
- カ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
- キ 復興まちづくり事前準備の取組みの推進

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

住民は、都市防災の基本は個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組む。

- ア 日頃からの地域の防災上の課題等の把握
- イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するため、住民一人ひとりがアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

企業・事業所等は、宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにするものとし、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 市の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要であるため、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画によると市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

県と連携の下、道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

また、浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進する。

ア 地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ 災害のおそれのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

県と連携の下、防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路ネットワークの形成

災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、浸水ハザードマップ等他の災害リスクを十分考慮して、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークの形成を図る。

また、避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

イ ライフラインの耐震性の確保

災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、県と連携の下、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

さらに、関係機関と連携の下、ライフライン共同収容施設（電線共同溝等）の整備の検討を行う。

ウ 避難場所等の整備

県の協力を得て、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した災害等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

エ 防災公園の整備

県と連携の下、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備えた一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

オ 住宅・建築物、公共施設の安全性の向上

住宅・建築物施設については、耐震性の向上を図るとともに宅地の安全性を確保する必要性があるため、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

また、道路、河川等の公共施設については、耐震基準を踏まえ、総点検を実施し、これに基づき必要な耐震性向上のための対策を実施する必要があるため、特に、道路、河川、下水道、官庁施設等公共施設の構造物の被災原因を踏まえた耐震性向上を図る。

(6) 復興まちづくり事前準備の取組みの推進

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組みを推進する。

第5節 集落孤立対策計画

担当：総務課、建設課、都市計画課、各支所、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

中山間地域など、土砂崩れや地震・津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえられるよう、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

- ア 集落が孤立状態でも通信が確保されている。
- イ 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。
- ウ 消防団及び自主防災組織等により最低限の初動対応と避難生活ができる。
- エ 危険が迫った場合は、速やかに住民が安全な場所に避難できる。

(2) 各主体の責務

- ア 孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。
- イ 市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。
- ウ 消防本部は、孤立予想集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。
- エ 県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。

(4) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

(3) 企業・事業所等の役割

孤立予想集落の企業・事業所等は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

3 市・消防本部の役割

(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

県と連携の下、迂回路のない集落について、周辺の集落、避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握するとともに、地域住民への周知を図る。

(2) 衛星通信等の通信手段の確保

次の方法により、孤立集落との通信を確保する。

ア 同報系防災行政無線の双方向性の通信を活用し、集落内に設置した屋外スピーカーに付属する通話装置（アンサーバック）により、孤立集落と市庁舎との通話を行う。

イ 消防団車両に積載された移動系防災行政無線を活用し、通信を確保する。

(3) 集落防災拠点施設の確保等

孤立に備えて集落内の一時避難所の整備への支援を行うとともに、指定緊急避難場所、指定避難所における通信機器、発電機等の備蓄資機材の設置を進める。

(4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(5) 孤立予想集落における自主防災組織等の整備

孤立予想集落における自主防災組織等の整備を推進するとともに、国、県の補助事業制度等を活用し、消防団及び自主防災組織等の資機材整備を支援する。

(6) 集落内のヘリポート適地の確保

孤立が予想される集落におけるヘリポートについて、あらかじめ地域住民と協議し、適地を確保できるよう努めるとともに、積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、県等と協議し、必要に応じて訓練を実施する。

また、冬期で積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪してヘリポート適地の確保に努める。

(7) 積雪期に備えた装軌車両の確保

積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保に努める。

第6節 地盤災害予防計画

担当：総務課、建設課、都市計画課、農林水産課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は、

- ① 地震が発生する前に行うもの
- ② 地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

からなり、地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。

地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 住民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払う。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ 市は、土砂災害警戒区域等を住民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

ウ 県は、土砂災害警戒区域等を調査・把握し、市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

(3) 要配慮者に対する配慮

平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておくとともに、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(4) 積雪地域での対応

地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

住民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市・消防本部、県及び県警察へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に

努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

3 市の役割

(1) 危険箇所の調査・住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

地震発生時に地すべり、がけ崩れ等により人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県等関係機関の協力を得て、調査の実施や資料の提供を受けて公表するものとし、危険度の高いところから砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）等に基づく区域指定を促進する。

また、土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知するとともに、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 災害防止施設の整備、応急対策用資機材の備蓄

県と連携の下、調査の結果判明した危険箇所について施設整備計画を策定し、人家及び公共施設の多い重要箇所から逐次防止工事を行い、土砂災害の防止及び軽減に努めるとともに、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅等の安全立地

ア 軟弱地盤等液状化の予防対策

県等関係機関の協力を得て、地震による液状化が予想される地域の分布状況等の資料の収集に努める。

イ 安全立地のための指導

住宅等に係る確認申請があった際には、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該当するかを確認し、該当するときには申請者に知らせるとともに、必要な対策を講じるよう申請者及び設計者を指導する。

ウ 住宅等の移転の促進

人命、財産等を土砂災害から保護するため、危険箇所における災害予防及び住居移転等の必要性について普及・啓発に努めるとともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業等を活用し、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域及びがけ地に近接する住宅の移転を促進する。

(4) 情報伝達体制の整備

ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機含む）等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断に当たり活用するよう努める。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害警戒区域等が指定された場合、当該警戒区域ごとに以下の事項を定める。

(ア) 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(イ) 警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地

- (ウ) 上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項
- (エ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ 市が行う土砂災害警戒区域ごとの情報伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、次のとおりとする。

- (ア) 防災関係機関と連携をとりながら土砂災害警戒区域等の警戒に当たり、情報の収集に努める。
- (イ) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (ウ) 情報伝達、避難、救助等については、第3章第6節「広報計画」、第7節「住民等避難計画」、第15節「救急・救助活動計画」等による。
- (エ) 区域内に要配慮者利用施設がある場合は、その利用者にも同様の措置を講じる。

ウ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、住民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

(6) 地すべり巡視員の設置

県から地すべり防止区域の巡視業務を委託された場合、業務を実施するための地すべり巡視員を設置するとともに、効率的な巡視計画を定め、業務を実施する。

(7) 二次災害の予防

ア 土砂災害警戒区域等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所等及び対策施設の調査点検に協力する。異状が発見された場合は、県及び関係機関へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ 避難指示等の実施

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築又は避難指示等を実施する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂等が発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、関係機関と連携して地震発生後の監視を強める。

第7節 建築物等災害予防計画

担当：都市計画課、施設所管課

1 計画の方針

大規模な災害等により、建築物に甚大な被害が発生した場合、住民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また、地震発生後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防

(ア) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市本庁舎、支所庁舎等）
- b 医療救護活動の施設（病院等）
- c 応急対策活動の施設（市消防本部・署、各分署等）
- d 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- e 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

a 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

建築物の所有者等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の耐震性強化
- (d) 防災設備の充実 等

c 耐震性の高い施設整備

市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行うものとする。

d 施設の維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

(ア) 不特定多数の人が出入りし、災害時に多大な被害の発生するおそれのある多様な施設を次のとおり位置づける。

a 大型店舗

b 駅舎等

(イ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、組織的な防災管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。

a 災害時の混乱防止のための各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集・伝達体制整備

b 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

c 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の協力の徹底

d 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

e 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

f 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

ウ 一般建築物の災害予防

(ア) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、その安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。また、ガラスや天井等非構造部材の破損による内部被害を防止する必要がある。

さらに、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、地震発生時の大火の発生を防止する必要がある。

(イ) 計画

市及び県は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じる。

a 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。

b 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。

c 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断及び改修について啓発・指導する。

d 地震による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導する。また、住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。

e 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導する。

f がけ地等における安全立地のため、建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

g 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。

h 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。

エ 一般建築物の安全を確保するため以下の指導等を行う。

- (ア) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。
- (イ) 著しく劣化している建築物の安全確保について
防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。
- (ウ) 落下物等による災害防止について
建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全確保の指導及び啓発を行う。
- (エ) 水害常襲地の建築物における耐水化について
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。
- (オ) 地下街等の浸水防止対策について
地下街等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。また、避難路や救助のための進入口の設置・確保等について必要な措置を講じるよう指導を行う。
- (カ) がけ地等における安全立地について
建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身体障がい者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。
- ウ 避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じる。

(3) 積雪地域での対応

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

住民は、自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に耐震化や、非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

自治会等において、地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民に周知する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

- ア 防災上重要な建築物の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る。
- ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。
- エ 病院や要配慮者が利用する社会福祉施設等、人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市の役割

- (1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策
 - ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
 - イ 事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- (2) 一般建築物の安全確保対策
所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- (3) 建築物の耐震化の推進、耐震診断・改修技術者の養成
建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに、普及・啓発と耐震診断・改修の推進を図る。
- (4) 防災診断・防災改修の推進
火災時における火災及び煙から人命を保護するために、防火・避難対策を推進する。特に、不特定多数の人が利用する建築物（集会場・物品販売店舗等）、中小雑居ビル等については、定期報告、査察及び消防機関との連携などにより、防災診断、改修の推進の計画的な指導、啓発に努める。
- (5) 維持保全対策の徹底
建築物の機能、性能を一定水準以上に保持することにより、建築物等災害の防止に努める。
また、安全性確保のため防火管理、避難誘導体制の確立、防火設備等の日常点検の励行について啓発、指導を行う。
- (6) 老朽化した建築物の長寿命化計画
市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (7) ブロック塀の安全確保の徹底
通学路、避難路及び避難場所のブロック塀の倒壊等を防止するため、ブロック塀の所有者に対し、安全確保について啓発、指導を行う。
- (8) 応急危険度判定体制の整備
 - ア 被災建築物の応急危険度判定体制の整備
大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、住民等の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定を目的とした制度の確立、資機材の備蓄に努める。
 - イ 被災宅地危険度判定体制の整備
大地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、迅速かつ的確に危険度判定が実施できるよう、事前に新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会と十分な調整を行い、県内市町村間の相互支援体制の整備に努める。

第8節 道路・橋梁・トンネル等の災害対策

担当：建設課、都市計画課、農林水産課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震等災害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力の下、道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路として指定された道路と重要物流道路及び代替・補完路によるネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と県知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路を、1次から3次の緊急輸送道路として指定する。

(ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道

- a 県庁所在地
- b 地方中心都市
- c 重要港湾
- d 空港等

(イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路

- a 市庁舎等の行政機関及び公共機関
- b 主要駅
- c 港湾
- d ヘリポート
- e 災害医療拠点
- f 自衛隊等

(ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

(エ) 重要物流道路

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路

(オ) 重要物流道路代替・補完路

重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点への補完路とする道路

イ 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者等は、最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(イ) 緊急輸送道路及びその代替路線となる国道や県道は災害発生時の広域支援ルートの一となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取

り組む。橋梁やトンネル等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

- (ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。
- (エ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う災害対策

道路管理者等である市、県、国土交通省及び東日本高速道路(株)は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ 重要構造物

(ア) 橋梁

a 耐震補強

「平成8年道路橋示方書」より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要な補強を施すとともに、老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

b 新設橋梁

国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日）に基づき設計する。

(イ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに、被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実にを行い必要な補強や修繕を施す。

ウ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り道路冠水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設には十分な通水能力を確保することや舗装の補修等により路面の冠水を防止する。

また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

エ 基幹農道及び主要林道

基幹的な農道及び主要林道については、農業・林業用ばかりでなく、地域の生活道路として使用されているが、その一部は河川と隣接するため、災害時には道路施設の破壊が予想される。したがって、土地改良区等と連携の下、それぞれが管理している農道及び林道について、災害による法面崩壊、路体崩壊、路盤洗堀、落石等の防止を図るため、補強、改良、維持管理を実施し、施設の安全性を高める。

オ ハザードマップの活用

各道路管理者等は相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水のハザードマップ等を基

に水害時の避難・輸送路の確保を図る。

カ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(ウ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関する協定を結んでいる（一社）新潟県建設業協会や（一社）新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

各道路管理者等は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間ごと）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第9節 港湾・漁港施設の災害対策

担当：建設課、農林水産課

1 計画の方針

(1) 基本方針

港湾・漁港施設における災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、平時から関係機関と情報交換を行うとともに、関係行政機関や関係団体との協定の締結を推進し、防災体制の確立を図る。

(2) 各主体の責務

ア 企業・事業所は、平時より関係機関と情報交換を行い、災害発生に備え防災体制を整えておく。

イ 市及び県は、基本方針に基づき、防災体制の確立を図るとともに、災害発生時には緊急輸送ネットワークの結節点として、また、背後地の物資の輸送や地域住民の避難場所として運用できるよう、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

ウ 港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める

2 企業・事業所等の役割

(1) 港湾・漁港内にある企業・事業所は、災害発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び企業相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

(2) 港湾・漁港内にある石油、LNG等の危険物を保管・輸送をする企業・事業所は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

3 市の役割

(1) 防災体制の確立

ア 災害に対処するための防災体制を確立する。

イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時から関係機関、団体と災害時救援協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制の整備に努める。

(2) 耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、災害発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、耐震性を考慮した耐震強化岸壁を漁港施設整備計画に位置づけ、施設整備に努める。

(3) 避難緑地等の整備

漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有するほか、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

(4) 適切な維持管理

漁港施設について、長寿命化計画の作成に努め、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

(5) 高潮又は高波への防災対策

各施設の点検要領に基づき、災害リスクの高い箇所等の安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。また、市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

(6) 減災対策

ア 水防態勢の整備

- (ア) 水防計画を策定し、水防団、水防管理団体の水防組織を整備する。
- (イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請及びその手続に関する資料を掲載する。

イ 警戒避難体制の整備

- (ア) ハザードマップ等により避難路・避難所等を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保等、必要な警戒避難体制を構築する。
- (イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線を整備点検し、情報伝達体制を確保する。

ウ 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法やハザードマップの活用方法等について広報し、住民の防災意識の向上を図る。

第10節 鉄道事業者の災害対策

担当：総務課、企画戦略課

1 計画の方針

東日本旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)（以下「鉄道事業者」という。）は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの計画に定めるところにより防災体制等の確立を図る。

2 市の役割

市は、あらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

第11節 治山・砂防施設の災害対策

担当：農林水産課、建設課

1 計画の方針

治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設の設置、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のための維持・修繕を推進する。

2 市の役割

市は、国及び県と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する。

また、治山施設に関する山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区、雪崩発生危険地区等については、自治会長、農家組合長等の協力を得て調査を行い、危険性の高い地区については、法令に基づく区域に指定して、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山整備計画に積極的に登載し、計画的に県に要望する。

第12節 河川・海岸施設の災害対策

担当：建設課、農林水産課

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民は、平時から、市が指定した避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

地震発生時においては、新潟地方気象台や市からの地震情報を収集するとともに、避難指示等に対して的確に行動する。

イ 市は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する（準用河川、普通河川）。

ウ 国及び県は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設の耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

また、市や住民へ地震に関する情報提供をできるように、体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

(3) 積雪地域での対応

積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

また、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査ができるように、必要な体制の整備を図る。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民・企業等の役割

住民・企業等は、平時から堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、市・消防本部、県及び県警察へ連絡する。また、地震発生時に的確に避難できるよう、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、平時から確認しておく。

(2) 地域の役割

住民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

3 市の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防（準用河川、普通河川）

ア 施設点検、耐震性の強化

(イ) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ボ

ンブ車等の確保についても検討する。

(イ) 橋梁、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備（準用河川、普通河川）

(ア) 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(イ) 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

(2) 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

地震による河川災害が発生した場合に、要配慮者等の施設利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。また、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。

(3) 警戒避難体制の整備

ア ハザードマップ等により避難路や指定緊急避難場所・指定避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。

イ 緊急時の情報伝達媒体である防災行政無線を整備するなど情報伝達体制を確保する。

(4) 住民の防災意識向上に向けた啓発

自治会及び自主防災組織等と連携し、防災訓練の実施やハザードマップの活用等により、住民の防災意識の向上を図る。

第13節 農地・農業用施設等の災害対策

担当：農林水産課、建設課

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 災害時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。

また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ウ) 災害時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(エ) 基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ 農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものについては、耐震性を考慮して設計・施工されているが、築造年代の古いものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

エ 用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管・排水機場等、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じた計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

オ ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

災害により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす

可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象情報の収集・連絡

ア 震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

イ 最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

ア 震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

イ 警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

ウ 前2項を踏まえて、あらかじめ点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成及び緊急用資材の点検・備蓄計画（品目・数量・配置場所等）の策定に努める。

(4) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(6) 緊急用資材等の備蓄及び緊急調達

緊急用資材等について、災害時における応援業務に関する協定等に基づき、各種協定締結企業等の流通備蓄を緊急調達する。

3 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象情報の収集・連絡

ア 震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

イ 最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

ア 震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

イ 警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市等の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

第14節 防災通信施設の整備と災害対策

担当：総務課、消防本部

1 計画の方針

災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進するとともに、防災関係機関相互の情報伝達方法について対策を講じる。

2 市・消防本部の役割

(1) 市防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

地域住民に対する防災情報の伝達の迅速化及び周知徹底のため、同報系防災無線システムを整備しており、このシステムは、本庁、各支所及び消防本部からサイレンを吹鳴し、屋外スピーカー及び戸別受信機から市内一斉放送、地区を限定しての放送も可能となっている。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入しており、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、同報系防災無線システムを自動起動することにより、サイレンや音声放送で住民に緊急情報を瞬時に伝達することが可能となっている。

引き続き、災害時に被害の軽減を図るため、市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。

イ 移動系無線の整備

現在は、災害対策本部と災害現場、災害対策支部、避難所等を結ぶため車載型と携帯型の無線を有しており、今後も災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

ウ 地域防災系

市・消防本部及び各分署と医療機関、学校、電力会社、ガス事業者等の生活関連機関と相互通信を行う地域防災無線の整備についても検討する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの活用

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムの活用を図る。

(4) 緊急地震速報受信設備の整備

住民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。
また、携帯電話メールサービスの活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

(5) 県・市防災行政無線施設の運用

- ア 勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。
- イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- ウ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(6) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(7) 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

(8) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

また、無線機以外にも有効な通信手段となる衛星電話、携帯電話の整備に努めるとともに、FAX、インターネット、アマチュア無線の活用を図る。

(9) 消防無線の整備等

ア 消防デジタル無線の整備

防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

第15節 放送事業者の災害対策

担当：総務課

放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民のとるべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

また、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含めて常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

第16節 電気通信事業者の災害対策

担当：総務課

電気通信事業者は、電気通信設備の公共性に鑑み、災害時においても通信網の確保ができるよう、防災に関する業務計画等の定めるところにより、設備の耐震性向上等の災害対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

第17節 電力供給事業者の災害対策

担当：総務課

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、住民の日常生活及び社会経済活動の安定を図るため、防災に関する業務計画等の定めるところにより、電力施設の防護対策に努める。

第18節 ガス事業者等の災害対策

担当：総務課

1 計画の方針

(1) 基本方針

ガス事業における災害対策は、災害によるガス施設の被害を最小限にとどめ、ガスによる二次災害を防止し、ガスの安全かつ速やかな復旧を目的として適切な対策を講じることを基本とする。このため、各主体は、次の方針に基づき、各種防災対策を推進する。

(2) 各主体の責務

ア 都市ガス事業者、L Pガス充てん事業者及びL Pガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、次の対策を行う。

(ア) 都市ガス供給設備及びL Pガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図るとともに、災害に対する安全対策を講じる。

(イ) 消費者に対して災害発生時の安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ L Pガス充てん事業者及びL Pガス販売事業者（以下「L Pガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 住民は、災害発生時にとるべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上等に努める。

エ 市は、公共施設等でガスが使用できなくなった場合のL Pガス等による代替措置を確保する。また、災害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 県は、災害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(3) 積雪地域での対応

ア 住民は、ガスメーター・配管及びL Pガス容器周辺の除雪に努める。

イ ガス事業者は、ガスメーター及びL Pガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 住民・企業等の役割

(1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、災害対策を行う。

(2) 災害発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。

(3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。

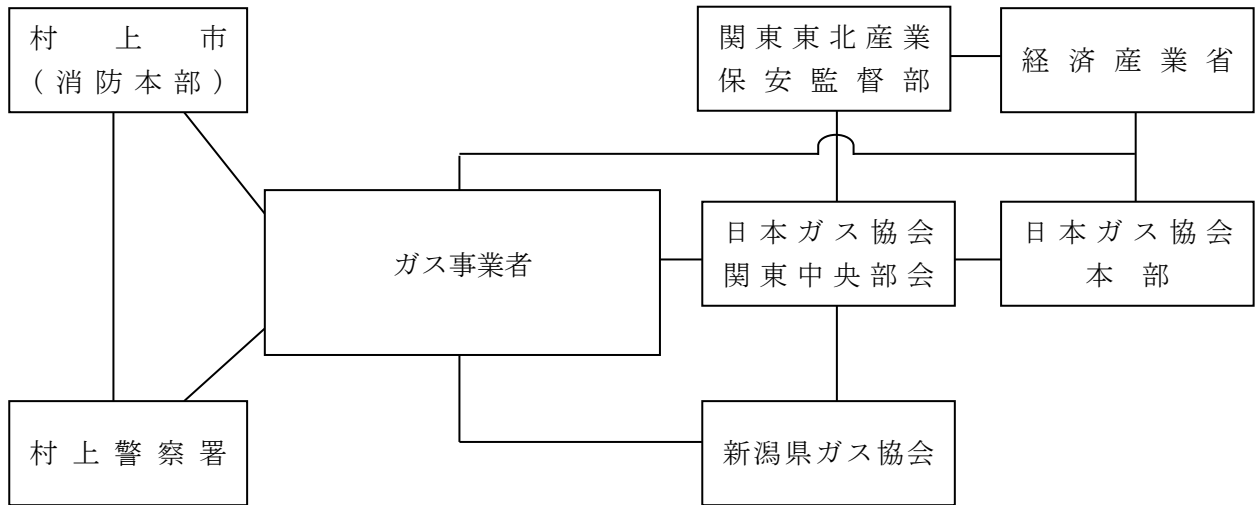
(4) 積雪期における災害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、L Pガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

3 市の役割

(1) 緊急連絡、救援体制の整備

公共施設等でガスが使用できなくなった場合のL Pガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。

【緊急連絡、救援体制】



(2) 防災広報活動

一般家庭・事業所に対して、災害発生時にとるべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置など災害時に作動する安全機器等について普及・啓発を図る。また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、災害時の安全措置について普及・啓発を図る。

また、要配慮者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震発生時の安全措置について普及・啓発を図る。

ア 平常時から、地震発生時の二次災害防止のためのPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家をはじめ報道機関、市等関係機関との広報ルートを整備しておく。

イ 大規模地震発生時は、需要家はもちろん関係機関の協力の下、速やかに二次災害発生防止を図るための広報を行う。

ウ 供給停止をした場合は、供給停止地区への広報のほか、供給継続地区へのガスの安全使用に関する広報を行う。

(3) 防災訓練の実施

防災訓練に際して、地域住民と避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

第19節 上水道の災害対策

担当：上下水道課

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、大規模な災害の発生に伴う水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 各主体の責務

ア 住民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 市（水道事業者）の責務

- (ア) 災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震性を強化するとともに、水道施設被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。
- (イ) 被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。
- (ウ) 緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

ウ 県の責務

市（水道事業者）による緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。

(3) 応急給水目標水量

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む。）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を考慮の上、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

項 目	具 体 例
①応急復旧期間	被災後、概ね1か月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（20～30ℓ／日） ・2週間後は生活水量の確保（30～40ℓ／日） ・1か月後は各戸1給水栓の設置

(4) 積雪地域（中山間地）での対応

ア 中山間地での配慮

地盤条件や周辺の地形条件によっては、地盤沈下や周辺地盤の崩壊などの地盤破壊に伴い、水道施設の倒壊・流出のおそれがあることから、水道施設の設置（又は建設）に当たっては、その位置や耐震構造の選定に配慮する。

また、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。

さらに、集中型の水道システムが長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努めるとともに、地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、他のライフラ

イン部局等と協議し、効率的な復旧・復興を図る。

イ 積雪期の対応

積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 住民の役割

住民は、概ね3日間に必要な飲料水を、自ら備蓄することに努める。

3 市（水道事業者）の役割

市（水道事業者）は、耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに、長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、飲料水等の確保に努める。

(1) 水道施設の耐震化、近代化の推進

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は、多種多様な構造物、機器により構成されている。

災害による断水・減水を最小限にとどめるため、重要施設の耐震性の強化を図るための計画を立案し、施設の新設、改良計画に合わせて、計画的に整備を進める。

なお、施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針解説」に基づき行う。

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

イ 取水・導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、周辺の状況を把握し、原水の安定取水を図るとともに、予備水源の確保に努める。

ウ 浄水施設

浄水施設は、コンクリート構造物が主体で耐震性が配慮されており、被害は、亀裂程度で軽微なものと考えられるが、ポンプ回りの配管構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備の耐震化を進めるため、整備増強を行う。

また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行うとともに、保有水量を確保するため、配水池下流に緊急遮断弁を設置する。

エ 送水、配水施設

送水、基幹配水管（φ200mm以上）については、耐震継手、伸縮可撓管等耐震性の高い構造、工法を採用する。配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロック化等を行って、断水区域の縮小に努める。既設管については、漏水防止作業を実施し、老朽管の早期布設替に努める。

また、災害時に備え、基幹配水管からの緊急給水所を確保するとともに、緊急給水貯水槽の整備に努める。

オ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて1日以上（孤立が予想される集落は3日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

カ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

(2) バックアップシステムの構築と危険分散

重要施設の複数配置や複数電源の確保等、バックアップシステムの構築に努め、機能の強化、危険分散を図る。

(3) 施設の長寿命化

老朽化した施設については、長寿命化対策を講じた施設整備を計画的に実施し、その適切な維持管理に努める。

(4) 体制面の整備

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに、定期的な点検により機能維持を図る。

(ア) 取水・浄水施設及び配水池等構造物

- a 取水井戸等の閉塞に備えて、被災時の取水方法を検討する。
- b 老朽化した施設は、目視や非破壊検査等の調査を実施し、応急措置を施す。
- c 池状構造物の目地を調査し、伸縮性の高い目地材等による補強を行う。
- d 自然流下系の配水池に緊急遮断弁を設置する。
- e 水質試験用の薬品類は、破損対策、混薬防止のため、分離保管等を行う。

(イ) 導水・送水・配水管路

- a 管路を新設する場合は、基幹配水管等の重要度の高いものから耐震性の高い管及び継手を用いる。また、既存管路の改良更新時も同様とする。
- b コンクリートブロック積上構造のバルブ室等の耐震性の強化、構造上不安定な消火栓、空気弁は補強を行う。
- c バルブのキャップは、日本水道協会規格品とする。また、開閉器の予備を相当数準備する。
- d 橋梁添架管は、支持取付部吊り金具等の構造は、堅固にするとともに、必要に応じて伸縮管の設置などの補強を行う。
- e 普通、高級铸铁管（印籠継手）、硬質塩化ビニル管（TS継手）、石綿セメント管等による基幹配水管は、耐震性の高い管及び継手に布設替をする。
- f 断水区間を縮小できるようバルブを設置する。
- g 水道橋等重要管路の耐震診断を行い、必要な場合には、補強・改修を実施する。

(ウ) 機械・電気・計装設備

- a 電線、ケーブル配線は、配電盤の転倒、移動に備え十分な余長を持たせる。緊急時に入手困難な材料は備蓄する。
- b 自家発電設備の冷却水配管を強化する。
- c ポンプ設備の水没を防ぐため、構造、目地の調査を行い、必要な補強改善等を行う。
- d 塩素設備は、配管類の強化、ポンベの転倒及び滑動防止を強化する。

イ 災害による水道施設の被害想定

災害による被害想定等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

- a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。
- b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- c 応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。
- (ウ) 応急復旧計画
 - a 応急復旧期間を設定する。
 - b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
 - c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
 - d 応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。
- エ 職員に対する教育及び訓練
 - (ア) 教育

災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、計画的な研修会等を実施する。
 - (イ) 訓練

緊急時に迅速かつ的確な対応を図れるよう平常時における総合訓練、各種訓練（動員訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を実施する。
- オ 図面、災害予防情報の整備

拠点給水所、指定避難所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧地図（住宅明細図、配管図等）を作成するとともに、迅速に、必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。
- カ 水道用資材の規格の統一化

日本産業規格（JIS）及び日本水道協会規格（JWWA）の統一化を図る。
- キ 災害対策用資材等の確保
 - (ア) 応急給水用資材の配備増強と広域的な備蓄
 - a 給水車、給水タンク、消毒剤等の応急給水用具の整備を図ることとし、不足分については、日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて対応する。
 - b 削岩機、排水ポンプ、発電機、漏水発見機等の応急復旧用機材の整備を図ることとし、不足分については、村上管工事業協同組合、荒川水道組合、村上市山北地区管工事協会、村上市建設業協会等から借り上げて対応する。
 - (イ) 災害時における復旧用資材の確保

応急復旧用資機材の備蓄について、小規模災害程度の備蓄を目標とし、それ以外は、他水道事業者から借り受ける。

また、資材メーカーリストを作成し、緊急時に備える。
- ク 応援協力体制の整備
 - (ア) 他水道事業者、関係機関等への応援要請
 - a 村上管工事業協同組合、荒川水道組合、村上市山北地区管工事協会、村上市建設業協会等に応援要請を行う。
 - b 日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて、応援要請を行う。
 - (イ) 応援隊の受入体制の整備

混乱期には、市内での受入体制が困難であることも考えられるため、他市町村の宿泊リストの作成、その他適切な方法で受入体制を整える。

(5) 飲料水等の確保

施設の耐震化率等の現状を考慮の上、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

また、日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱に基づいて応援要請を行い、飲料水を確保する。

(6) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、災害時に通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。

(7) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、自治会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

ア 住民等に対する平常時の広報活動

防災活動を円滑に進めるため、平常時から住民等に対し、防災体制及び飲料水の確保方策等について周知徹底するよう、広報紙、パンフレットの配布等により次のような事項を広報し、防災意識の向上を図る。

(ア) 非常用飲料水の確保

家庭での非常用飲料水（1人1日303日分）の確保及び備蓄の方法（容器、量、保管方法、交換時期等）

(イ) 浴槽の水の汲み置き

風呂の残り湯の非常時の生活用水や防火用水への利用

(ウ) 水質についての説明

備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性

イ 災害時の広報活動

(ア) 応急給水対策を住民等に周知し、協力が得られるようにする。

a 給水方法（給水車、拠点給水所、ポリタンク、ウォーターパック等）

b 給水場所（地域ごとの給水場所の明示）

(イ) その他、災害時の広報として被害状況、応急給水、応急復旧の見通し等について報道機関への情報提供を積極的に行い、迅速かつ的確な報道について協力を要請し、住民等の飲料水や生活用水についての不安の解消に努める。

第20節 下水道等の災害対策

担当：上下水道課、環境課

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民（各家庭、企業、学校、事業所等）の責務

- (ア) 災害により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠等が被害を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。
- (イ) 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできる限り自粛する。
- (ウ) 災害発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市の責務

- (ア) あらかじめ災害から住民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。
- (イ) 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報できるように準備しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策マニュアルを作成しておく。
- (ウ) 近年の集中豪雨による浸水被害に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者等と協力して、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。また、施設が被害を受けた場合に、直ちに、被災状況調査及び復旧工事に着手できるように、あらかじめ、組織体制を整備しておくものとする。
- (エ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ 県の責務

- (ア) 災害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、浸水想定区域図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、施設の浸水対策マニュアルを作成しておくとともに、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。
- (イ) 流域下水道の被害状況を把握するとともに、必要な応急処置を講ずることができるように準備しておく。
- (ウ) 被災により、流域下水道が使用不可能になった場合は、速やかに関係市町村に連絡し、当該市町村から下水道使用不能地域の情報を住民に周知することができるようにしておく。
- (エ) 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

(2) 下水道等施設の復旧

ア 下水道等施設復旧は、概ね次の計画を目安にする。

期間	措置内容
発災後 ～3日程度	・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
〃 3日程度 ～1週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度 ～1か月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1か月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

イ 市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。また、新設及び既存の施設に対して耐震対策、風水害対策等を講ずるように努める。

ウ 市は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。また、被災箇所にはバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないように配慮するように努める。

(4) 積雪地域での対応

積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民及び地域の役割

ア 各家庭において、災害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 住民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、災害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 下水道等施設の管理

特に幹線管渠、ポンプ場、処理場等の重要施設に対しては、耐震対策を講じた施設整備を計画的に実施する。

ア 老朽施設点検及び補修工事

下水道施設の維持管理に当たり、平常時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所

の改善に努める。

イ 耐震計画、設計及び工法

下水道施設の建設計画時点から、設計及び施工方法について耐震対策を検討する。

ウ 地盤災害予防対策

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めており、地盤の液状化による施設被害が予測される。したがって、今後下水道施設の液状化対策を検討する。

(2) 緊急体制の整備

ア 台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、被害時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料であるため、資料の収納及びデータ管理を行う施設について耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上を図る。

イ 施設の点検パトロール

下水道施設の点検パトロールにおいて、災害に対し敏速かつ適切な措置が行えるように、その施設の機能状況の把握に努める。

ウ 維持補修工事及び補修記録の整備等

異状箇所の補修及び施設改良の記録が、災害時に有効に活用できるよう整備しておく。

エ 防災関係機関との協議、連絡対応

(ア) 関連機関（道路管理者、河川管理者、警察、ガス事業者、電力会社、N T T等）と、災害時の連絡、対応、協力体制等について事前に打合せをしておく。特に、道路管理者、河川管理者、警察とは、災害時の情報交換、二次災害の防止のための措置について具体的な打合せを行っておく。

(イ) 県との災害応援協定等による緊急体制の整備をしておく。

オ 災害対策用資材等の確保

(ア) 調査用機材及び応急措置用資材は、災害発生後直ちに使用できるように場所を定めて保管しておく。

(イ) 関連業者等にある応急用資材も災害時に協力が得られる体制にしておく。

(ウ) 災害用携帯トイレ等備蓄品の確保に努める。

カ 応援協力体制の整備

下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について打合せを行っておく。

(ア) 災害対応組織

(イ) 災害対応協力体制

(ウ) 非常配備体制

(エ) 緊急時における連絡手段の確保

キ 情報収集・伝達の主体と役割分担、連絡体制

緊急時において的確な情報の収集に努められるよう、役割分担、連絡体制の整備をしておく。

(3) 下水道施設による雨水排除対策

ア 市街地においては、少なくとも5年に1回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

イ 下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

(4) 災害時における下水道等の使用に関する住民への普及・啓発

ア 一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及・啓発を図るように努める。

イ マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及・啓発を図るように努める。

(5) 二次災害の防止

災害時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能低下を最小限に防止するよう努める。

また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び施設場内での各種薬品類、ガス及び重油等の燃料の漏えいその他の二次災害が生じないように整備を図る。

第2.1節 危険物等施設の災害対策

担当：消防本部、学校教育課、施設所管課

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む。）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震による災害の未然防止を図るための必要な対策を講ずる。

(2) 各主体の責務

- ア 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震による災害の未然防止を図る。
- イ 市・消防本部及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性の強化を指導する。

(3) 積雪地域での対応

事業者は、地震動に起因する落雪、雪崩による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

- ア 災害発生時の市・消防本部や県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。
- イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。
- ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。
- エ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、災害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策に係る計画の作成等に努める。

(2) 危険物施設

- ア 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期の耐震改修に努める。
- イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- ウ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。
- エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

- ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。
- イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し、危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製

造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。

イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物貯蔵施設

ア 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7) 放射性物質使用施設等

ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ 放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。

ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

(8) 危険物等積載船舶等

ア 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

イ 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育訓練を徹底する。

3 市・消防本部の役割

(1) 危険物等施設の設置状況の把握、立入検査の実施

所管する危険物等施設の設置状況を把握する。

また、危険物等施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

(2) 危険物等施設の安全対策

危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促

進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定の下に実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(3) 学校等における危険物等の安全対策

学校等は、日頃から保管している少量危険物についての取扱い及び管理に対する知識の徹底を図る。

また、施設・設備の耐震化及び免震化による危険物の落下による被害の未然防止に努める。

第2.2節 火災予防計画

担当：消防本部、施設所管課

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、災害発生時の火災の発生を防止するため、耐震自動消火装置付火気器具の使用や異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講ずる。

(2) 各主体の責務

- ア 住民（各家庭）、地域、企業、学校、事業所等は、耐震自動消火装置付火気器具等安全装置付火気器具を使用するなど、地震発生時及び商用電源復旧時の火災の発生を防止するとともに、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- イ 市・消防本部は、住民の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。
- ウ 県は、市・消防本部の協力を得ながら防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。
- エ 市・消防本部及び県は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、危険区域警防計画書を作成し関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

- ア 要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- イ 避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

(4) 積雪地域での対応

積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

- ア 耐震自動消火装置付火気器具等安全装置付火気器具の使用に努める。
- イ 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。
- ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- ク 家具類の転倒・落下防止措置に努める。
- ケ 自治会や市等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等の地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市・消防本部の役割

(1) 出火防止

ア 住民等への啓発

住民等の防火に関する知識及び地震に対する備えなどの普及のため、次の事項について啓発に努める。

(ア) 講習会、広報手段を利用し、住民等に対する出火防止のための防災教育の実施

(イ) 消火器、消火バケツ等の消火器具の普及

(ウ) 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底

(エ) カーテン、じゅうたん等防災製品の普及

(オ) 灯油等危険物の安全管理の徹底

(カ) 耐震自動消火装置付火気使用器具の普及及び点検整備の指導

(キ) 火を使う場所の不燃化

(ク) 異常乾燥及び強風時における防火管理

(ケ) すべての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置推進及び維持管理の推進

イ 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化

(ア) 火気使用器具の安全管理

(イ) 液体燃料を使用する火気使用器具の耐震安全装置の設置及び機能維持

(ウ) 常時火気を使用する施設の管理の強化

(エ) 火気を使用する事業所、不特定多数の出入りする事業所の指導の強化

(オ) 建築物の内装材料、家具調度品、装飾品等の不燃化の指導

ウ 化学薬品、火薬類の安全化

(ア) 化学薬品、火薬類の取扱施設の把握、学校、病院及び研究所に対する保管の適正化指導、保管施設の耐震不燃化の促進を行う。

(イ) 危険物等施設は、出火要因のみならず延焼要因にもなるため、立入検査を通じ、耐震性の強化、自主防災体制、防災資機材の整備を指導する。

エ 高層建築物等の立入検査

高層建築物、大規模小売店舗及び多量の火気を使用する防火対象物は、定期的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置を行い、

また、地震発生時における従業員の対応要領の指導を行う。

オ 予防査察及び防火診断の実施

火災の垂直方向への著しい拡大及び延焼媒体を考慮し、特に防火対策が必要な飲食店及び大規模小売店舗等の防火対象物、工場及び作業所等で多数の火気を使用する防火対象物、構造上の特殊性により避難や消火活動に困難が予想される高層建築物等に対し、重点的に予防査察を実施する。

カ 防火管理者等に対する指導

- (ア) 防火管理者を置く事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底
- (イ) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- (ウ) 救出救護知識の普及及び必要な資機材の整備
- (エ) 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (オ) 実践的かつ定期的な訓練の実施
- (カ) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の管理
- (キ) 要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備等の適正な設置

(2) 初期消火体制の強化

初期消火体制の確立及び地震災害の防止を図るため、防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

また、住民からなる自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による初期消火活動も重要であるため、これらの組織に対し、火災予防査察、消防訓練の機会を通じ初期消火活動の重要性を認識させ、初期消火体制の強化に努める。

ア 防火管理者を置く事業所に対し、消防計画作成に基づく各種訓練等を通じた指導

イ 上記ア以外の事業所及び住民等に対する消防訓練、防火講習会等への参加促進及び印刷物等の配布による防災意識及び初期消火行動力等（消火・通報・避難等）の向上、強化

ウ 家庭への初期消火器具、住宅用火災警報器の普及と取扱指導

エ 事業所等の初期消火体制の充実強化

オ 自主防災組織への小型ポンプ配備

(3) 火災の拡大防止体制の強化

被害が予想される地域について、拡大防止の措置を行うため、人命安全確保を重点とした消防体制の整備を進める。

また、地震火災に即応した効率的な部隊運用が図られるよう活動方針と消防体制を強化する。

ア 消防力の整備充実

同時多発性・広域性を有する地震火災の防止を、すべて消防本部及び消防団のみで行うことは困難なため、総合的な消防計画の策定、消防施設の充実強化、地域消火体制の整備、消防団の充実活性化等消防力の整備強化を図る。

(ア) 災害発生時における迅速な初動体制の確保

災害発生時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準及び参集方法等を定める。また、消防力の基準に基づく隊員の増員を図る。

(イ) 消防力の整備

消防職員及び消防車両等の消防力の基準に対する充足率を満たすような各種制度を活用し、地震火災用資機材、消防通信機器等の整備充実に努める。

イ 重要防火対象物等の把握

危険物等施設、消火優先地域、重要防火対象物について、優先的に火災防御を行うため、あらかじめ各種活動規程を整備し、迅速な火災防御活動に努める。

ウ 消防水利の確保

(ア) 同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく、地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備える。特に延焼拡大のおそれのある地域、水利確保に困難な地域には耐震性防火水槽、広域避難所には飲料水兼用防火水槽が必要となることから、効率的かつ計画的に水利整備計画を樹立し、消防水利の整備を図る。

- a 防火水槽の設置
- b 耐震性防火水槽の設置
- c 飲料水兼用型防火水槽の設置
- d 河川、池の利用
- e 農業用水、消雪用井戸、流雪溝、下水処理水、プール等の活用

(イ) 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

エ 消防団の充実強化

(ア) 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換及び自主防災組織との連携を促進する。

- a 報酬・各種手当額の改善
- b 被服、貸与品等の整備改善
- c 消防団装備の強化（小型ポンプ積載車等の更新整備）
- d 消防団員のスポーツ活動の推進
- e 事業所勤務者団員（サラリーマン団員）の活用
- f 地域との連携強化による消防団員のイメージアップ

(イ) 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

オ 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

カ 事業所等の自衛消防組織

(ア) 育成の方針

消防法により消防計画の作成、自衛消防組織の設置が義務づけられている施設はもとより、設置義務のない施設についても、施設及び周辺地域の被害軽減のため、できるだけ自衛消防組織の設置を推進するなど防災に関する体制強化を進める。

(イ) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の行うべき事項は、次のとおりとする。

- a 防災訓練、消防用設備等の維持管理
- b 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- c 防災要員の配備
- d 応急救出救護訓練

(4) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離

着陸場としてあらかじめ指定する。

(5) 広域消防応援体制の整備

ア 市単独で対処不可能な火災の発生に備え、他の市町村等との消防相互応援協定の締結、強化に努める。

イ 他の市町村等と締結した消防相互応援協定について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続及び応援出動要領等を定めるなど、迅速かつ効果的な応援体制の確立に努める。

4 大火のおそれがある気象下における災害予防

火災の予防は、防火思想の普及徹底と計画的な都市設計と行政指導により、災害に強い都市づくりに努めつつ、消防体制の充実強化を図ることにより、その効果を期するべきが、大火のおそれがある気象下における当面の災害予防措置は、次のとおりとする。

(1) 火災警報の発令

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、火災警報を発することができる。

また、火災警報が発せられたときは、市の区域内にいる者は、市の条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

(2) 警戒体制の確保

市長は、大火のおそれがある気象下において消防機関との連絡体制を強化し、警戒体制の強化に努める。

(3) 所要地域の防火対象物の警戒

市長は、大火のおそれがある気象下で火災予防上特に危険な地域の警戒措置が十分行われるよう、必要に応じて消防機関との連絡体制を強化するほか、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険度の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、必要な警戒計画を定めておく。

(4) 消防機械の点検整備と非常出動体制

市長は、大火のおそれがある気象下では、消防機関との連絡体制を強化し、消防機械の点検整備及び非常出動体制を確保させる。

(5) 火災発生防止の緊急徹底

大火のおそれがある気象下では、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、広報車等による巡回予防広報により、火災予防上必要な事項について住民等に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

第23節 廃棄物処理体制の整備

担当：環境課

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生後、大量に発生する廃棄物（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、し尿等）や倒壊物、落下物等を適切かつ迅速に処理するため、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

(2) 各主体の責務

ア 住民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

イ 住民（各家庭等）は、家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。

ウ 住民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。ただし、市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心掛ける。

エ 市は、災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から住民に対して協力を求める事項について周知する。

オ 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び浸水対策並びに応急復旧体制の整備に努める。

カ 県は、市等からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

2 住民の役割

(1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。

(2) 市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

イ 住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の際して啓発を行う。

(2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化及び浸水対策を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕を持った施設の整備に努める。あわせて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

(3) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

第24節 救急・救助体制の整備

担当：消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降り掛かる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(2) 各主体の責務

ア 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

イ 市・消防本部、消防団及び県警察は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

ウ 県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、消防本部、県及び県警察は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

エ 消防本部、県、医師会及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、市、県、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

オ 県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、消防本部、県及び県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

カ 市・消防本部、消防団及び県は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

住民は、大規模災害時にあっては、一人でも多くの地域住民が消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

キ 県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

ク 消防本部、県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

ケ 消防本部及び県は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

コ 県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速的確な警察活動を実施できる体制の確立を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮策

ア 要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、市・消防本部、県及び県警察は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

イ 自主防災組織は、自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(4) 積雪期での対応

市内各地区の実情を踏まえ、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への住民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

住民は、平時から地域、学区、自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 企業・事業所の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等と協力し、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市及び県と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

(3) 消防団の役割

災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助を行えるよう、日頃から地域住民との連携による初動体制の確保に努める。

3 市・消防本部の役割

市・消防本部は、消防力の整備指針を踏まえた自ら定める計画に基づき、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を推進することにより迅速かつ適切な救急・救助体制の整備を図るとともに、要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 救急・救助体制の整備

ア 消防本部の救急・救助体制の整備

救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急手当てを行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備に努める。

イ 消防団の救急・救助体制の整備

消防団に対して救急・救助活動についての指導を積極的に行うとともに、ハンマー、ジャッキ、無線機器等の救急・救助資機材を整備し、機動力の強化を図る。

ウ 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(2) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

県、警察署並びに消防団及び医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(3) 住民等に対する防災意識の啓発

消防団と連携の下、救助訓練や応急手当での普及・啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(4) 救急・救助活動における交通確保

災害に伴う建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(5) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(6) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用するなど、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。

(7) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(8) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(9) 県内広域消防相互応援の要請及び受援

新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(10) 緊急消防援助隊の要請及び受援

新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

第25節 医療救護体制の整備

担当：保健医療課、総務課

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

(2) 各主体の責務

ア 市及び県は、災害から地域住民の生命及び健康を守るため、地域の実情に合わせた医療救護体制の整備を行う。

イ 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

ウ 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

エ 市及び県は、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。

オ 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(3) 活動の調整

ア 医療救護班の派遣調整等を行うため、県は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

イ 被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、村上保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、管内市町村、保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(5) 積雪地域での対応

降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておくなど、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関の役割

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

ア 病院

(ア) 病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づく実践的な訓練を行う。

(イ) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

- ・災害対策委員会の設置
- ・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
- ・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）
- ・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- ・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- ・人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
- ・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(ウ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行う。

ウ 地域災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

(ア) 地域災害拠点病院

- a 災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
- b 地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(イ) 基幹災害拠点病院

- a 基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- b 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食料、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ 新潟DMAT指定医療機関

新潟DMAT指定医療機関は、県からDMATの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMATを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から医療救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

キ 医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、J M A T、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

3 市の役割

(1) 医療救護本部の体制の整備

必要に応じ、医師会等医療関係団体と連携して、医療救護本部を設置する体制を整備する。

(2) 救護所※の設置

ア 救護所設置予定施設の事前協議

市は、教育施設等の公共施設を災害時に医療救護所として活用できるよう、事前に救護所スペースや医療用資機材等の備蓄について施設の管理者等と協議を行い活用を図る。

イ 救護所のスタッフの編成

郡市医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

エ 情報伝達手段の整備

災害医療コーディネートチーム機関として、チーム員をあらかじめ指名するとともに、村上市地域振興局健康福祉部（村上保健所）及びコーディネートチーム機関等との情報伝達手段の整備に努める。

オ 後方医療機関への搬送体制の整備

医療機関と協議の上、災害時における救護所のほか、県が定める地域災害拠点病院（新潟県厚生連村上総合病院）に必要な患者を搬送する計画を定める。

なお、災害拠点病院が被災した場合は、市内の他の病院へ転送を図る。

カ 長期間への対策協議

避難所の設置が長期間と見込まれ、市だけでは傷病者への対応が困難と見込まれる場合を想定し、救護センター（原則として村上保健所）の設置・運営方法等について、あらかじめ関係機関と協議する。

※救護所：初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所

(3) 救護所等の医療資器材等の確保

災害時における傷病者の応急手当てのため、救護所設置予定施設に備え付けてある医療品等の充実を図る。

また、災害時における医療品、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等について、取扱事業所と供給協力体制の構築を図るとともに、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

第26節 避難体制の整備

担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び住民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、住民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

また、市、県及び防災関係機関は、住民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

なお、津波に備えた避難体制の詳細は、別冊「津波災害対策編」による。

ア 浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

エ 避難誘導体制の整備

オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、市、県及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、住民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達

ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア 当該地区の避難者を収容できる指定避難所の確保

イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

ア 市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備

イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保

ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 住民・企業等の役割

(1) 住民等に求められる役割

ア 住民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害、中小河川における急激な増水等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- (イ) 指定緊急避難場所や安全な地域にある親戚・知人宅及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。
- (オ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動を起こす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - d 近隣の企業・事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

(2) 地域に求められる役割

ア 住民の役割

相互の協力の下、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から下記の事項に十分留意した対策の実施に努める。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。
- (イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

- (ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。

- (イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。
- (ウ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

(3) 福祉関係者に求められる役割

民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、障害サービス事業者等は、市の避難行動要支援者の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

(4) 防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、幼稚園、保育園、認定こども園、病院、社会福祉施設、高層建築物、大規模小売店舗、ホテル、旅館、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市指定の避難場所、経路、誘導及びその他指示伝達の方法等の避難計画を策定しておくものとする。

3 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達、避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水、雨水出水又は高潮による浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図り、耐震化や統廃合などを促進するものとする。

ウ ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

エ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

ア 気象警報、津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキ

ング・サービス)、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設、地下街等の管理者への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ 避難指示等の伝達に、コミュニティ放送、ケーブルテレビ等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民等のとるべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達に当たっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

キ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難情報発令の客観的基準の設定

市長は、空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。

なお、避難情報の発令基準の詳細については「災害時職員初動マニュアル」に定めるところによるものとする。

ア 洪水による避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

イ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

ウ 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努める。

そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。

エ 避難指示等を発令する際には、国や県の専門機関、気象アドバイザーなどの専門家の助言等を積極的に活用する。

オ 避難情報の発令（解除）に当たっては、次のことに留意する。

(ア) 避難情報の発令

a 災害等の的確な情報収集、避難情報の迅速かつ正確な伝達

- b 災害種別ごとに、適切な避難場所への誘導と避難誘導員等の指定
- c 要配慮者への支援
- d 避難路や避難場所の安全確認のための職員の指定、派遣
- e 避難場所の設営及び運営のための職員の指定、派遣
- f 避難情報を発令した場合の県知事等への報告
- (イ) 避難情報の解除
 - a 適切な解除と伝達方法
 - b 県知事等への報告
- (ウ) 住民等への周知

避難情報が発令された際にとるべき行動等、その意義について住民等に周知する。

【避難情報の区分と警戒レベル】

注：警戒レベルは避難情報発令時に付して発令する。ただし地震災害、津波災害には付さない。

避難情報と警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(4) 避難誘導體制、避難誘導等資機材の整備

ア 避難誘導體制の整備

- (ア) 避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自治会、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。
- (イ) 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自治会、自主防災組織等と協力して避難支援計画（個別避難計画）を策定する。
- (ウ) 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。
- (エ) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことが

かえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動、又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 避難誘導等資機材の整備

災害時の適切な避難誘導のため、的確な情報の収集と、適切な情報の伝達のための防災無線（同報系、移動系）等の整備、及び応急対策のための救助工作車、救急車、照明車両等の救急・救助資機材等の整備に努める。

(5) 避難場所、避難所及び避難路の指定

ア 指定と周知

- (ア) 市長は、「村上市指定緊急避難場所等指定方針」に基づき、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定するよう努める。

なお、指定を進めるに当たっては、地域によっては近隣に指定条件を満たす施設や場所がない、あるいは当該施設に近隣住民すべてを受け入れるだけのスペースがないなど、多様な災害に完全に対応できる施設や場所を全地区・全地域に設置することは困難であることも認識の上、可能な限り指定緊急避難場所等の指定を目指しつつも、近隣住民の差し当たりの安全を確保するため、自治会等が指定する一時避難所について、指定に関する助言や運営に関する協力等を行うこととする。また、避難所等への避難路の安全性を確保するため、次のことに留意の上、避難路を指定する。

- a 十分な幅員の確保
 - b 万一来た複数の確保
 - c 浸水、がけ崩れ等の危険のない箇所への考慮
- (イ) 避難所等及び避難路を指定したときは、標識、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。
- (ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (エ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示し、標識の見方に関する周知に努める。
- (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (カ) 市内公共施設のみでは避難所等を量的に確保することは困難であることから、避難所等に避難する以外の方法（安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等への立ち退き避難や、その場にとどまることが可能な場合は屋内で安全を確保する等（分散避難））について周知啓発に努めるとともに、民間施設の活用等による避難先の確保に努める。

イ 指定に当たっての注意点

- (ア) 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定すること。指定避難所については、被災

者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。指定福祉避難所にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定基準の詳細については「村上市指定緊急避難場所等指定方針」に定めるところによる。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。
- (ウ) 指定避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。
- (エ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (オ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (カ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。
また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (キ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めること。
また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。
- (ク) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (ケ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (コ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。
また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- (サ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めること。
- (シ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、近隣に居住する職員や住民が鍵を管理する体制の構築に努める。
- (イ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (ウ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に

努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (オ) 避難所予定施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (カ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (キ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 指定福祉避難所の指定

- (ア) 市長は、身体上の理由等により、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者の避難所として、地域の実情により必要に応じて指定福祉避難所を指定するよう努める。
- (イ) 市長は、福祉関係者と協議し、指定福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

オ 避難所等・避難路の整備

避難所等については、施設の耐震化の推進、水源の確保、仮設トイレ、照明、常備薬、暖房器具、毛布、通信機器等避難の実施に必要な施設の整備、備品の備蓄等に努めるとともに、要配慮者への配慮、バリアフリー、プライバシーへの配慮等についても考慮する。

また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物の防止対策等の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備に努める。

カ 避難所相互の移送体制の整備

一時避難所から指定緊急避難場所・指定避難所、また、指定緊急避難場所・指定避難所から指定福祉避難所に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 避難の際に必要となる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
- (ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- (ア) 避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で

避難できるよう、訓練を実施する。

- イ 地域住民、自主防災組織、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
- ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。
- エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第27節 要配慮者の安全確保計画

担当：介護高齢課、福祉課、保健医療課、こども課、学校教育課、企画戦略課、総務課、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

(2) 各主体の責務

ア 住民、自治会、自主防災組織等の責務

住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護・福祉関係事業者、社会福祉施設等と連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や避難支援体制の構築に取り組み、地域社会全体で安全確保を図る体制づくりに努める。

イ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図る。

また、市又は県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）等関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、本章第29節「学校の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ 市の責務

(ア) 避難行動要支援者名簿の整備

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

(イ) 避難情報に関するガイドラインに基づく個別避難計画の整備

市は、災害の発生に備え、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を福祉関係者、自治会、自主防災組織等と協力して策定する。

また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するに当たっては、県と連携して積極的に支援を行う。

なお、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

さらに、職員、住民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

オ 県の責務

県は、市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するに当たっては、市と連携して積極的に支援を行う。

なお、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

カ 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及・啓発に努めるとともに、市及び県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

(3) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市及び県と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域全体で支える意識を持ち、市、自治会、自主防災組織、民生委員等と協力して取り組み、特に、避難行動要支援者への避難支援等を図る。

(2) 介護、福祉関係者等の役割

介護・福祉関係者等は、避難支援等関係者の居住実態や身体状況等の情報を把握し、市及び自治会、自主防災組織、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難行動要支援者が円滑に避難できるように調整を図る。また、市及び地域の避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組み、避難行動要支援者への避難支援等を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、次のとおり、施設内の要配慮者の安全確保を図る。

また、災害時に県、市から要請を受けた要配慮者の受入れができるよう、平常時から体制の整備をしておく。

ア 防災組織体制

(ア) 自衛防災組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛のための自衛防災組織（防災活動隊）を設置し、必要に応じて情報班、消火班、安全指導班、救護班、応急物資班等を置き業務を分担する。

(イ) 情報連絡・応援体制の確保

消防本部等との非常通報装置（ホットライン）の設置を検討する。

また、必要に応じて消防本部、村上警察署及び近隣施設との連絡会議を設置し、施設の内部構造や入所者の実態を認識してもらい、応援協力体制の確保に努める。

(ウ) 夜間体制の充実

夜間における災害に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案の上、夜間職員の配置に努め、夜間における勤務形態は、施設の種別に応じて交代制、宿直制の確保に努める。

イ 施設等の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、平時から施設・設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努める。

ウ 物資・マンパワーの確保

(ア) 物資等の備蓄

災害に備えて2～3日分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び必要により井戸、耐震性貯水層や備蓄用倉庫の整備に努める。

(イ) 地域住民等との協力体制の確保

職員の緊急連絡体制を整備しマンパワーの確保に努めるが、更に地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう普段から協力関係の形成に努める。

エ 防災教育・防災訓練

職員、入所者等に対し日頃から防災意識の育成を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練を実施し、実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防団の参加を求めたり、自力避難困難者の避難・救出訓練、夜間における避難に重点を置いた訓練等の実施に努める。

オ 緊急連絡体制の整備

災害発生時に入所者等の保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡体制の整備に努めるとともに、この旨家族等への周知に努める。

カ 被災者の受入れ

被災地に隣接する地域の介護保険事業者及び社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れに当たっては要介護者等援護の必要の高いものを優先する。

(4) 外国人関係団体の役割

ア 国際交流協会

県国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

イ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む。）

所属する外国人に対する防災知識の普及・啓発に努める。

また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

ウ 訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

障がい者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市の防災担当部局と福祉担当部局が相互に連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。

さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。

作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、又は、市の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ア 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、避難支援等関係者と連携の下、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

(ア) 平常時

- a 市関係部課（総務課・介護高齢課・福祉課・保健医療課・企画戦略課）
- b 民生委員
- c 自治会長
- d 自主防災組織
- e 消防本部
- f 消防団
- g 村上警察署
- h 村上市社会福祉協議会

※提供する名簿の情報については、避難行動要支援者の該当条件と各個人の「住所」「氏名」「生年月日」「性別」等にとどめ、詳細な身体状況や緊急連絡先、避難支援協力者等の避難支援等に必要な具体的な情報については、個別避難計画に記載する。

- (イ) 災害時には、e以下の機関とも情報を共有するが、災害対応終了後、名簿を回収、又は破棄する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

なお、要件から漏れた者についても、自らの命を主体的に守るため、市に対し自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (ア) 高齢者（65歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯、高齢者と児童（15歳未満）のみ世帯）の者
- (イ) 身体障がい者（身障手帳1・2級）
- (ウ) 知的障がい者（療育手帳A）
- (エ) 在宅の要介護認定者（要介護度3以上）、寝たきり高齢者（B1以上）、認知症高齢者（Ⅱ以上）
- (オ) その他、市長が特に災害時の支援が必要と認めた者

※上記の対象者において、(イ)～(オ)のいずれかに該当する者及び地域の避難支援等関係者、介護・福祉関係者が優先する者について、個別避難計画を優先的に作成する。

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (ア) 市における情報の集約

避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

なお、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

- (イ) 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

- (ウ) 個人番号を活用した情報の集約・取得

避難行動要支援者の避難能力等の個人番号に紐づけられた情報の集約・取得について、業務の効率化や事務負担の軽減を考慮し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づき、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿を作成及び更新することができる。また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に当たって、番号利用法第19条第7号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。なお、個人番号の活用にあたっては、関係法令及び条例の規定に基づくものとなるよう留意する。

エ 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

- (ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、避難行動要支援者の情報の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報をできる限り最新の状態に保つ。

- (イ) 避難行動要支援者情報の共有

作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、村上市個人情報保護条例等の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。

なお、避難行動要支援者の避難支援等に必要な事項に変化が生じたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

オ 名簿情報の漏えい防止措置

避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底し、次の措置を講じる。

(ア) 市が講じる措置

- a 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- b 法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- c 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(イ) 避難行動要支援者名簿の提供先に求める措置

- a 避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共有、利用の禁止等、個人情報の適切な管理に対する誓約書の提出
- b 避難行動要支援者名簿の厳重な保管
- c 受け取った避難行動要支援者名簿の複製の禁止
- d 避難行動要支援者名簿提供先団体内部での取扱者の限定
- e 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況の報告

カ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

- (ア) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。
- (イ) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
- (ウ) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

キ 個別避難計画の作成等

避難行動要支援者が避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(ア) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

市の限られた体制の中で、できるだけ早期に、優先度の高い避難行動要支援者に対して個別避難計画が作成されるよう、次のことを考慮の上、地域の実情を踏まえながら、令和3年に改正された法の施行から概ね5年程度で個別避難計画を作成するよう努める。

また、市が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が独自に作成した避難計画のうち、市が必要と定めた情報が記載されているものについても、市が作成の主体となっている個別避難計画として取り扱うも

のとする。

a 地域におけるハザードの状況

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成する。

b 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意する。

c 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいる場合等、避難を共にする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意する。

(イ) 個別避難計画作成に必要な個人情報

a 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(a) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(c) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

b 入手方法

上記ウ「名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法」に定めるところによるほか、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員等）から情報を把握する。

また、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とする。

(ウ) 個別避難計画の更新等

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、地域の避難支援等関係者、介護・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

なお、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意する。

(エ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しないものとする。

(オ) その他

その他、個別避難計画情報の提供に係る情報漏えい防止措置等については、避難行動要支援者名簿における措置に準ずる。

ク 要配慮者への広報、啓発

要配慮者向けのパンフレット、リーフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、住民等に対しても、身の回りの要配慮者への災害時の支援についてパンフレット、広報紙等により普及・啓発に努める。

ケ 要配慮者向け備品等の支援

実情に応じて、要配慮者の家庭や地域の自主防災組織に、移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備を図るための支援を行う。

コ 要配慮者対象の防災訓練の実施

要配慮者の避難等について訓練するため、地域の自主防災組織等と合同の防災訓練の実施に努める。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 情報伝達対策

情報の伝わりにくい要配慮者へ避難指示等を確実に伝達するため、同報系防災行政無線、メール配信サービス、地域内の連絡網、市広報車等の様々な方法を活用し、要配慮者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努める。特に、民生委員、区長等は、避難行動要支援者名簿を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努める。

イ 避難誘導対策

要配慮者に対して近隣住民が果たすべき避難誘導の役割は重要であり、市は、民生委員、地域の自主防災組織、自治会等と協力し、個別の避難計画によって避難誘導が行われるよう、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努め、平常時においては、避難行動要支援者名簿を基に実際に訪問をし、本人や家族から避難する際に必要とする支援、留意事項や避難先を聞き取るなど、非常時の避難誘導に備えておく。

避難誘導に際しては、警察、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で、自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

さらに、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

ウ 避難所の設置・運営

非常配備基準に基づき指定避難所を開設し、避難準備情報により早めに避難する要配慮者を受け入れられるよう、その体制整備に努める。

また、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対する的確に情報が伝わるよう、様々な障がい特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、介護保険施設、社会福祉施設等、公的住

宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

エ 福祉避難所の設置・活用

要配慮者のための特別な配慮がされた福祉避難所が設置できるよう、平常時から施設管理者等との協定などにより連携の構築や、施設利用方法の確認、生活相談職員等の確保に努める。

また、住民・要配慮者に対し、分かりやすいパンフレット等の作成など、福祉避難所についての理解を深め周知を進めておく。

オ 要配慮者の安否確認

災害発生時における要配慮者の安否確認は、市が主体となって行うが、民生委員、自主防災組織、自治会等の地域の協力を得ながら行う。

避難誘導時の安否確認がスムーズに行われるよう避難行動要支援者名簿を活用し、安否確認の体制整備に努める。

避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、民生委員、自主防災組織などの協力を得ながら避難行動要支援者の把握に努めるとともに、要配慮者の安否確認を行う体制整備に努める。

カ 要配慮者の緊急入所・入院

避難所での生活が困難な要配慮者について、社会福祉施設等への緊急入所・入院及び公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制の整備に努める。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。

また、県や他市町村、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、市ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市の保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回等による健康相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

避難支援計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、発災直後から要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、FAX、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。

情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、絵や写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制の整備を図る。

(6) 外国人支援

ア 現状・ニーズ把握、普及・啓発等

日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及・啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化に努める。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかけるなど、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

第28節 食料・生活必需品等の確保計画

担当：総務課、学校教育課、生涯学習課、福祉課

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民等の責務

災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という。）は、住民等（各家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とし、必要な食料及び物資等の備蓄に努める。

イ 市及び県の責務

(ア) 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

(イ) 県は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な市町村からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

ウ 市及び県は、上記の責務を果たすため、次の対策を行う。

(ア) 別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

(イ) 民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ウ) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(エ) 平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。

イ 高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

(3) 積雪地域での対応

- ア 輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。
- イ 避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。
- ウ 避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

(4) 夏季における対応

夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止するなど、衛生対策に万全な体制を整備する。

2 住民・企業等の役割

(1) 住民の役割

- ア 各家庭において、平時から家族の3日分、できれば1週間分程度の分量等の備蓄に努める。
- イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から少なくとも2週間分の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心掛けるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

3 市の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 食料及び物資等を備蓄する。
- イ 災害時の必需品で、住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。
 - ウ 自主防災組織及び市ボランティアセンターとの協力体制を整備する。
- (4) 燃料の緊急供給体制の整備
- あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (5) 住民への普及・啓発
- ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及・啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民参加の下、避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。
- ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第29節 学校の防災対策

担当：学校教育課

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 各学校は、市及び県の地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）を作成するとともに、児童生徒、学生、園児等（以下、本節において「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ 学校設置者（市、県、法人等）は、学校の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、災害に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。

ウ 市は、学校設置者としての役割のほか、本計画に沿って各学校の取組みを支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ 県は、学校設置者としての役割のほか、県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組みを支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第27節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 学校の役割

(1) 危機管理マニュアルの作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成する。

ア 予防対策	①学校防災組織の編成	②施設・設備等の点検・整備
	③防災用具等の整備	④防災教育の実施
	⑤教職員の緊急出動体制の整備	⑥家庭との連絡体制の整備 など
イ 応急対策	①災害発生が予想されるときでの事前休校、授業短縮措置等	
	②災害発生直後の生徒等の安全確保	
	③避難誘導	④生徒等の安否確認
	⑤気象情報の収集	⑥被災状況の把握と報告
	⑦下校又は保護継続	⑧避難所開設・運営協力
	⑨教育活動の再開	⑩生徒等のこころのケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、及び危機管理マニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。

なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持ち出し品等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏えいしないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）。

3 学校設置者の役割

(1) 施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、各地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

(ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

(イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市の役割

(1) 市立学校の設置者としての役割

「3 学校設置者の役割」のとおり。

(2) 学校に対する支援及び助言

市は、本計画に沿って各学校の取組みを支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

第30節 文化財の防災対策

担当：生涯学習課

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。

ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市及び文化財所有者に対して、災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。

市及び県は、それを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、災害時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。

市及び県は、それを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 住民・地域等の役割

(1) 住民の役割

文化財の愛護に心掛け、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心掛けるとともに、災害に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

第31節 ボランティアの受入体制の整備

担当：福祉課、社会福祉協議会

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 事前体制の整備

ア 県は、平時から設置する新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）と協働して災害ボランティアを受け入れる新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の体制を整備する。

体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や個人の知見を取り入れるよう努める。

イ 村上市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる市ボランティアセンターの体制を整備する。

ウ 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

発災後3時間以内	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置
〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信
〃 12時間以内	調整会議構成団体による被災市町村への先遣隊派遣
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
〃 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 村上市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部と協議して市ボランティアセンターを設置する。

(1) 災害ボランティアの受入計画の作成

ア 災害ボランティアの受入に伴う市ボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ 市ボランティアセンターの運営計画の作成において市との協議を行う。

(2) 市ボランティアセンターの運営

市ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及び市ボランティアセンターの体制整備を支援する。

3 市の役割

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。

イ 市ボランティアセンターの体制整備については、村上市社会福祉協議会と協議する。

(2) 市ボランティアセンターの運営支援

ア 市ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制を整備する。

イ 市ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及・啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と合わせ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及・啓発を実施する。また、普及・啓発の実施に当たっては、ボランティアとの協働に努める。

第32節 事業所等の事業継続

担当：総務課、地域経済振興課

1 計画の方針

企業・事業所（以下、本節において「事業所等」という。）は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

2 事業所等の役割

事業所等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事業継続計画の策定等、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの1つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組みを推進する。

(1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内にとどまったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の1日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特徴を生かした活動による地域貢献に努める。

(2) 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

＜参考＞

国において、事業継続の取組みを促進するため、各種ガイドライン等を策定し公開している。

【内閣府】

- 中央防災会議・民間と市場の力を生かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」
- 「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」の検討の経緯と成果について

【中小企業庁】

- 「中小企業BCP策定運用指針」

3 商工団体の役割

- (1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。
- (2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。
- (3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。
- (4) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

4 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画の策定を促進するとともに、危機管理体制の整備が図られるよう普及・啓発活動を行う。

このため、次の取組みを推進する。

(1) 実態の把握

事業所等のBCP策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及・啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及・啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第33節 行政機関等の業務継続計画

担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

業務継続計画の策定に当たっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(1) 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(2) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第3章第1節「応急活動体制計画」）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引き継ぎ

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引き継ぎ等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

(ア) 課局等の取組み

課局等は、所属各部署の業務及び人員計画等を取りまとめ、課局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、所属各部署の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも被災者の救援等の応急措置及び復旧対策を円滑に実施するため、下記「(3) 広域応援体制の整備」のとおり、他の市町村等と相互に協力の上、広域相互応援体制の整備、促進に努める。

また、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記のほか、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 広域応援体制の整備

ア 他市町村等との応援体制の整備、促進

被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ県内の他市町村等及び他県の市町村等と応援協定を締結するなど、その整備、促進に努める。

(ア) 応援協力対象市町村

- a 隣接市町村
- b その他目的を同じくする市町村等

(イ) 応援項目の整備

応援体制を整備するに当たっては、応援を行う市町村等との間で、次の事項について定めておく。

- a 応援項目の種類
- b 応援要請の手続
- c 応援費用の負担
- d その他必要な事項

(ウ) 情報交換の実施

応援を行う市町村等との間で、応援が円滑に行われるよう、必要に応じ次の情報の交換を行う。

- a 防災計画の内容
- b 備蓄その他応援提供物資、資材等の内容及び数量等
- c 物資供給拠点
- d その他必要な事項

イ 県、国等関係機関の応援内容の把握

災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、市の活動を援助するために県、国等の関係機関が応援を行うことができる物資、数量等について、当該機関と定期的に確認するなど、その状況の把握に努める。

ウ 民間団体からの応援協力体制

災害が発生した場合、被災者の円滑な救援等の応急対策及び復旧対策を実施するため、あらかじめ、民間団体から協力できる食料、生活必需品、車両、救出資機材等の数量、支援体制その他必要な事項について、定期的な情報交換等を行ったり、応援協定を締結したりするなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努める。

また、防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、放送事業者とあらかじめ応援協定を締結するなど、災害の際に適切な対応が図られるよう努める。

エ 応援受入体制の整備

災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法、後方支援基地の位置づけ等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

また、応援を行う関係機関の活動が競合重複しないよう、あらかじめ役割分担計画を策定するとともに、施設の確保等、受入体制の整備を図る。

(ア) 役割分担の明確化

次の役割分担等の応援体制計画を策定しておく。

- a 役割分担の想定
活動の重複排除のための各機関の役割の想定
- b 資機材の準備
応援機関の活動のための資機材の調達方法等

(イ) 受入施設の整備

- a 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- b ヘリポート
- c 宿泊施設又は宿营地

(4) 執務環境の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立入制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

(イ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ウ) 代替施設の決定

代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、住民、関係機関等へ周知する。

- a 市庁舎、支所庁舎
- b 他の市有施設
- c 国、県、他の自治体、防災関係機関等の施設
- d 民間施設

(エ) 代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続、資源等について、把握に努める。

また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ 通信手段

- (ア) 通信手段が利用できない場合の対応
庁舎管理者、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。
- (イ) 防災行政無線
非常時において適切に機器を操作し、通信確保ができるよう各種訓練を充実させる。

ウ 情報システム

- (ア) 庁内LAN等が利用できなくなった場合の対応
障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者支援を要請する。
- (イ) バックアップデータの遠隔地保管の拡充
ホストコンピュータ以外のバックアップデータについても、遠隔地保管に努める。
- (ウ) 安全対策の拡充
電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。
- (エ) 災害対応体制の強化
大規模な危機の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。
 - a ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にする。
 - b 運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ データのバックアップ

所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに努めるものとする。

オ 電源

- (ア) 電源が利用できない場合の対応
商用電源の供給が停止した場合、市庁舎及び各支所庁舎においては、非常用発電機等により電源を供給する。
また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。
- (イ) 非常用発電機の実負荷訓練等
非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

カ トイレ

- (ア) トイレが利用できない場合の対応
下水道機能の停止や工業用水道の供給停止等により、トイレが使用できない場合、市庁舎及び各支所庁舎においては、仮設トイレの供給等により、3日間程度利用できるように努める。
- (イ) 仮設トイレ等の調達等
機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

キ 職員の物資等

- (ア) 職員の物資等が入手できない場合の対応
総務課は、大規模な危機が発生し、物資等の入手が困難な状況になった場合、備蓄している物資等を職員に配布する。また、備蓄している物資等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。
- (イ) 物資等の備蓄
職員が、家庭において、最低限3日分（推奨1週間分）の物資等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の物資等を備蓄するよう周知を進める。

ク 財務会計システムが利用できない場合の支払い対応

所属長は、特に重要で緊急の支払いが必要な経費について、会計管理者と協議し、必要な手続を行う。

ケ その他

所属長は、上記のほか、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(5) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(6) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及・啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。

また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(7) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所要の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策タイムスケジュール

担当：すべての部

1 計画の方針

地震発生後の災害応急対策としては、まず、被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震発生後の各段階に応じた作業の優先順位を、住民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

(1) 地震発生から1時間以内

- 津波に関する情報（警報・注意報）の伝達、避難
- 初期消火、消火活動
- 危険な建物・場所からの避難
- 指定避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- 建物等の下敷きになった者等の救出（地域の住民等の助け合いによる。）
- 避難行動要支援者の安全確保
- 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 概括的被害情報の収集
- 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
- 市長、県知事等の緊急アピール

(2) 地震発生から3時間以内

- 被害情報の収集
- 緊急道路の啓開
- 交通規制の実施
- 被災地への救護所の設置
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 県支援センターの設置
- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 地震発生から6時間以内

- 災害救助法の適用

- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
 - 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
 - 市等の被害状況の把握
 - 被災地外からの医療救護班の派遣
 - 輸送用車両の確保
- (4) 地震発生から12時間以内
- 各種施設の被災状況の把握
 - 避難所等への仮設トイレの設置
 - 避難所等への食料・生活必需品の輸送
 - 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- (5) 地震発生からの24時間以内
- 避難所等の生活環境の整備
 - 被災建築物応急危険度判定
 - 市ボランティアセンターの設置
 - 義援金の受付
- (6) 地震発生から72時間（3日）以内
- 避難所外避難者の状況の把握
 - 被災宅地応急危険度判定
 - ボランティア受入れの広報の発信
 - 義援物資の輸送

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図るものとする。

村上市地域防災計画【震災対策編】
第3章 災害応急対策タイムスケジュール

【災害応急対策タイムスケジュール（震災対策編）】

No.	節名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
1	災害対策本部の組織・運営計画	・災害対策本部設置 ・第1回災害対策本部会議の開催	・第2回災害対策本部会議の開催 ・関係機関へ災害対策本部への派遣要請	・災害救助法	
2	地震・津波配備計画	・職員の登庁（夜間・休日） ・職員の非常配備 ・稼働可能職員の確認	・職員配備体制の強化		
3	防災関係機関の相互協力体制	・緊急消防援助隊の派遣要請 ・県に対する自衛隊の派遣要請	・相互応援協定に基づく応援要請 ・災害救援協定締結企業、民間団体等に対する要請		
4	災害時の通信確保	・防災行政無線の疎通状況確認 ・被災地との通信インフラ確認 ・防災相互波の開局確認	・非常通信の取扱い要請	・無線局開局 ・アマチュア無線に協力要請	
5	被災状況等収集伝達計画	・市有施設（防災拠点・指定避難所）状況把握 ・火災の発生状況 ・津波の状況	・市管理施設（道路・河川・砂防）の状況把握 ・人的被害の把握 ・医療機関の被災状況・受入可否の把握	・県への被災状況報告	
6	広報計画	・地震発生の呼びかけ ・避難情報の発表・発令（以後、随時） ・その他、初動対策に必要な情報の提供	（以降随時） ・被害状況の発表 ・ライフラインに関する情報の提供 ・交通に関する情報の提供 ・避難所に関する情報の提供 ・住民等の安否に関する情報の提供		・人的、建物、公共施設被害状況 ・公共土木施設被災状況 ・医療機関被災情報、受入可否 ・保育、教育及び社会福祉施設等に関する情報の提供
7	住民等避難計画 (津波避難)	・屋外への退避 ・危険地域からの自主避難 ・津波警報等の伝達（最優先） ・住民等の避難（最優先）	・指定避難所等への避難 ・警戒区域の設定 ・住民の避難状況確認 ・孤立者等の救助	・避難行動要支援者の安否確認	
8	避難所運営計画	・指定避難所の開設		・避難者名簿の作成（人数、内訳等把握） ・日用品等提供依頼 ・要配慮者別室・別施設の確保	・防災関係機関への支援要請 ・仮設トイレ設置
9	避難所外避難者の支援計画				
10	自衛隊の災害派遣計画	・県に対する派遣要請	・被災状況の把握	・救護活動実施	
11	輸送計画		・緊急交通路の確保（中継基地・ヘリポート） ・医療物資・人員、患者等搬送	・輸送車両の確保	・食料の輸送
12	警備・保安及び交通規制計画		・緊急交通路の確保 ・交通規制 ・救助		
13	海上における災害応急対策	・津波発生状況確認	・必要に応じてオイルフェンス設置		
14	消火活動計画	・初期消火 ・地域の防災力による消火	・県内広域応援による消火	・緊急消防援助隊による消火	
15	救急・救助活動計画	・初期救急・救助活動の実施 ・消防本部等による救助活動	・重傷者等の搬送		
16	医療救護活動計画	・医療機関への被災状況、受入可否 ・職員の招集	・救護所設置 ・医師会への協力要請	・負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 ・医療救護班の派遣 ・関係団体への要請	
17	防疫及び保健衛生計画				・緊急食料の衛生確保 ・井戸水等水質安全確保
18	こころのケア対策				
19	児童生徒等に対するこころのケア対策				
20	廃棄物の処理計画			・収集体制の検討	
21	トイレ対策		・レンタル会社への打診		・仮設トイレ設置
22	入浴対策				
23	食料・生活必需品等供給計画	・個人備蓄による対応	・避難所備蓄物資による対応	・食料供給量の把握 ・災害救援協定に基づく救援要請	・食料等の調達
24	要配慮者の応急対策	・市、報道機関等により情報提供 ・避難支援者等による避難行動要支援者への情報伝達 ・避難支援者等による安全な場所への避難誘導	・避難支援者等による指定避難所への避難誘導 ・地域協力による誘導、集団避難 ・福祉避難所の開設	・避難状況の把握、安否確認	・社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認

村上市地域防災計画【震災対策編】
第3章 災害応急対策タイムスケジュール

発災から24時間（1日）以内	発災から72時間（3日）以内	発災から1週間以内	発災から1か月以内	発災から3か月以内
	・本部組織の見直し再編	・激甚法		
・市有施設被災状況把握 ・インフラ被害等の取りまとめ	・道路等公共土木施設の復旧状況 ・農業土木施設等の被災状況	・被害金額等の概算集計		
・水や食料、生活必需品供給に関する情報の提供	・住民等の安否情報 ・医療関係、社会福祉の情報 ・災害ごみの処理に関する情報の提供 ・その他、応急対策に必要な情報の提供	・被災相談に関する情報の提供（罹災証明の発行等） ・その他、復旧対策に必要な情報の提供 ・被害金額等の概算集計結果の提供	・生活再建に関する情報の提供（生活再建支援制度等） ・災害応急対策、復旧に対する意見等聴取	・復興に関する情報の提供 ・復興計画
	・必要に応じて避難所から要配慮者の移動			
		・閉鎖・期間延長の判断	・閉鎖	
	・仮設トイレ設置 ・避難者数・内訳把握 ・避難状況の注意、食料等の配布状況の周知 ・エコノミークラス症候群等の予防・保健指導	・避難者数、内訳把握		
・緊急輸送ネットワークの確保				
・被災地、避難所の警備				
・医療関係ボランティアの把握				
・避難所環境整備 ・炊き出し等の衛生指導	・健康相談の実施 ・防疫資機材の調達 ・浸水地域の消毒、感染症予防対策		・巡回栄養指導	
・普及啓発の取組開始 ・避難所内救護所にこころの相談窓口設置	・避難所巡回相談（こころの相談含む）の開始 ・県に対するこころのケアチーム派遣要請	（県）災害時精神医療後方支援体制整備		・仮設住宅転居者等の健康相談開始
	・カウンセラー派遣計画	・当該学校教員への説明会	・全校へカウンセラー派遣 ・職員説明 ・児童生徒、保護者への説明	・こころの健康調査 ・ストレスチェックとスクリーニング
・し尿収集開始	ごみ収集開始	・廃棄物処理施設の応急復旧	・がれき類の収集 ・広域応援要請	
	・自衛隊入浴支援要請	・旅館、公共入浴施設等への協力要請		
・おにぎり、パン等の供給 ・生活必需品の供給 ・広域応援要請	・炊き出し等による食料の供給			
・要配慮者対策の強化 ・社会福祉施設等への緊急入所	・避難行動要支援者の避難所及び自宅避難等の被災状況等確認			・仮設住宅転居者等の健康相談開始

【災害応急対策タイムスケジュール（震災対策編）】

No.	節名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
25	建物の応急危険度判定計画			・被災地域、被災建築物の把握 ・応援要請----->	
26	宅地等の応急危険度判定計画				
27	学校等における応急対策	・在校児童生徒等の避難・安否確認 ・避難児童生徒等の安全確保等 ・被災状況の把握、報告	・保護者への安否情報の提供 ・児童生徒等の帰宅又は保護継続 ・避難所開設・運営協力	・授業実施の判断、連絡	
28	文化財応急対策	・入館者の安全確保（建物の場合）	・被災状況の調査報告	・被害拡大防止措置	
29	障害物の処理計画		・輸送路等障害物情報収集	・緊急輸送道路障害物除去	
30	遺体等の捜索・処理・埋葬計画			・遺体等の捜索	
31	愛玩動物の保護対策				
32	災害時の放送	・地震、津波情報等の放送（速報） ・施設点検	・被害状況の放送 ・インフラ等の状況放送		
33	公衆通信の確保	・被災状況の把握	・復旧人員、資機材の調達 ・重要通信の確保 ・被災状況の広報	・仮復旧工事	
34	電力供給応急対策	・停電、被災状況の把握	・復旧人員、資機材の調達 ・病院等重要施設の復旧 ・被災状況の広報	・復旧工事	
35	ガスの安全、供給対策	・被災状況の把握 ・供給停止判断、措置 ・二次災害防止措置（都市ガス） ・消費先安全確認、供給再開確認（都市ガス）-----	・二次災害防止措置（LPGガス）		
36	給水・上水道施設応急対策	・被災状況の把握 ・個人備蓄による対応-----		・住民への広報	
37	下水道等施設応急対策	・処理場等の緊急点検、緊急調査・緊急措置			
38	危険物等施設応急対策	・施設等被災状況把握 ・取扱い作業緊急停止 ・初期消火、流出防止措置	・現地調査 ・二次災害防止措置 ・住民に対する広報	・応急措置 ・危険物流出の場合の応急対策	
39	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	・被害概要調査	・交通規制 ・被災状況点検	・緊急措置 ・緊急交通路の確保	
40	港湾・漁港施設の応急対策				
41	鉄道事業者の応急対策	・緊急停止、安全確保 ・乗客への広報	・被災状況の把握	・応急復旧	
42	治山・砂防施設等の応急対策		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
43	河川・海岸施設の応急対策		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
44	農地・農業用施設等の応急対策		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
45	農林水産業応急対策				
46	商工業応急対策				
47	応急住宅対策				
48	ボランティアの受入計画		（県）県災害ボランティア本部設置	・情報の受発信	（県）県災害ボランティア本部員の派遣
49	義援金の受入れ・配分計画				
50	義援物資対策				
51	災害救助法による救助				

村上市地域防災計画【震災対策編】
第3章 災害応急対策タイムスケジュール

発災から24時間（1日）以内	発災から72時間（3日）以内	発災から1週間以内	発災から1か月以内	発災から3か月以内
・被災建築物応急危険度判定				
・被災宅地地域の把握 ・応援要請	・被災宅地応急危険度判定			
・非在校児童生徒の安否確認		・学用品等の手配 ・学校等再開の時期等の判断、準備		
・その他障害物除去				
・霊柩車、棺、骨つぼ等の確保 ・火葬場の被災状況確認、受入可否確認	・遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 ・火葬			
	・支援物資の提供、動物保護活動	（県）動物救済本部の設置	・仮設住宅での動物飼育支援 ・被災動物の健康管理支援	
・食料等供給に関わる情報発信	・復旧復興に係る生活関連情報の発信 ・ボランティア等情報発信			
	・本復旧工事			
	・2日以内に消費先の緊急点検完了（LPガス） ・充填所復旧、消費先安全確認完了（LPガス）			
			・14日以内に供給再開完了（都市ガス）	
	・給水者による運搬給水 ・主要施設の復旧 ・医療機関等への応急復旧	・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧	・仮設給水栓の増設 ・配水管、給水管の応急復旧 ・各戸1給水栓の設置	・恒久復旧
	・応急調査	・本復旧調査	・施設の応急対策 ・下水道施設の復旧計画	
・応急復旧			・公共土木施設災害復旧事業	
・被害概要調査 ・立入禁止等緊急措置 ・市民への広報 ・応急工事		・本復旧		
・応急復旧	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
・応急復旧	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
・応急復旧	・被害状況の広報		・災害復旧事業	
・被害状況把握	・二次災害防止	・応急対策		
・被害状況把握				
	・公営住宅の空家提供 ・空家情報の広報 ・民間賃貸住宅のあっせん、紹介	・被災戸数の確定 ・供与対象者の選定 ・応急修理	（20日以内） ・仮設住宅の建設着工	・仮設住宅の給与（2か月以内）
・市災害ボランティアセンターの設置	・ボランティア受入れの広報発信			
・受入口座の設定及び報道機関を通じた公表			・義援金配分委員会による配分	
	・初期必要物資、義援物資の受付、保管場所の公表 （県）市へ物資輸送	・今後必要とする物資の公表		
	・被害状況の把握 ・災害救助法の適用手続き ・災害救助法による救助			

第1節 災害対策本部等の組織・運営計画

担当：情報総括部、すべての部

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、防災関係機関相互の協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

なお、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(2) 市の災害対策本部等の種類

市は、災害が発生した場合又は被害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策本部及び支部（以下「災害対策本部等」という。）又は災害警戒本部及び支部（以下「災害警戒本部等」という。）を設置する。

設置区分	法に基づく対策本部	被害の発生に備えた対処
名称	災害対策本部・災害対策支部	災害警戒本部・災害警戒支部

(3) 達成目標

ア 災害対策本部等の組織機構に基づき、平素から災害に対処し得る体制を強化する。

イ 各部に所属する者の職名と任務分担を明確にする。

ウ 消防団は、責任担当区域ごとに組織及び人員を明確にして、災害時における配備分担、集合場所等を定める。

2 災害対策本部（第3配備）

(1) 災害対策本部等の設置

市長は、市の地域において大規模な災害が発生した場合、法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部等を設置し、災害に即応できる組織体制を確立する。

ア 設置基準・設置場所

設置基準 (地震・津波)	・市内で震度5弱以上の揺れを観測したとき。 ・津波警報以上が発表されたとき（津波注意報の場合であっても状況に応じて設置する。）。 ・その他市長が特に必要と認めたとき。
廃止基準	・災害応急対策が概ね完了した場合 ・その他必要がなくなつたと認めた場合
設置場所	災害対策本部：本庁大会議室 災害対策支部：各支所会議室
災害対策本部 の代替施設	災害対策本部（本庁）が被災し、使用できない場合の代替施設順位は次のとおりとする。 ① 朝日支所庁舎 ② 他の支所庁舎 ③ 他の市施設 ④ 県、国、他の自治体施設

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害対策本部等を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

(ア) 本部長は、災害対策本部等を設置したとき、又は廃止したときは、直ちにその旨を新潟県総合防災情報システムにより次に掲げる機関に報告する。

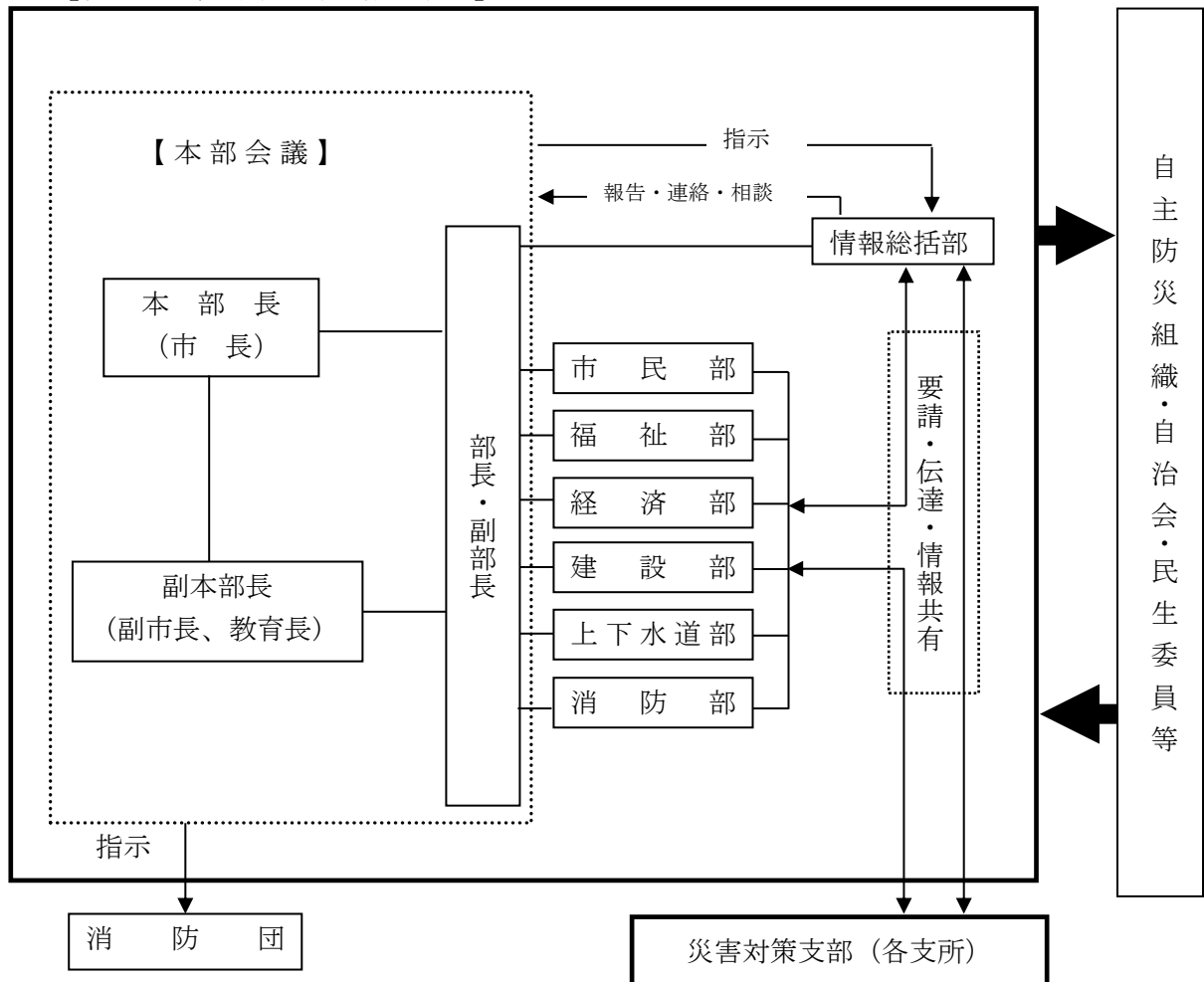
- a 県危機対策課
- b 県村上地域振興局
- c 市防災会議委員

(イ) 本部長は、災害対策本部等を設置したとき、又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(2) 災害対策本部等の組織・運営

災害対策本部等の組織・運営は、法、村上市災害対策本部条例及び村上市災害対策本部運営規程に定めるほか、次のとおりとする。

【村上市災害対策本部組織の概要】



ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長、教育長）

(ア) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(イ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は次のとおりとする。

- ・ 第一順位 副市長
- ・ 第二順位 教育長

ウ 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。
部長、副部長はあらかじめ指定した課長等（別表1参照）が当たる。

エ 災害対策本部会議

- (ア) 本部長の下に災害対策本部会議を置く。
- (イ) 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、災害対策本部会議を招集する。
- (ウ) 災害対策本部会議は、本部長、副本部長、部長及び副部長をもって構成し、災害応急対策の実施その他防災に関する重要事項を協議する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。
- (エ) 災害対策本部会議の協議事項等は、次のとおりとする。
 - a 災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
 - b 災害対策本部等の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
 - c 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
 - d 公用令書による公用負担に関する事項
 - e その他災害対策上重要な事項

オ 災害対策本部等の構成及び事務分掌

災害対策本部等の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

カ 職員相互の協力及び応援要請

災害対応に人員が不足する課等は、同じ部に所属する他の課等から応援を受ける。この場合において、同じ部に属する他の課等から応援を受けることができないときは、他の部から応援を受ける。

また、市の組織の全体をもってしてもなお人員が不足すると判断されるときは、県及び応援協定締結市町村等、他市町村に職員の派遣を要請する。

(3) 現地対策本部

本部長は、災害により局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じて被災地で災害対策本部等の事務の一部を行う現地対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

ア 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場又は災害地域に近い支所庁舎又は他の市有施設に設置する。

イ 現地本部の組織

現地本部の組織は、次のとおりとする。

- (ア) 現地本部長
 - a 現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。
 - b 現地本部長は、現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。
- (イ) 現地本部員
 - a 現地本部員は、災害対策本部の本部員のうちから本部長が指名する。
 - b 現地本部員は、現地本部長の命を受け、現地本部の事務に従事する。
- (ウ) 現地本部要員
 - a 現地本部長は、現地本部要員を確保するため、関係する部の職員の派遣を当該部長に求めることができる。

b 現地本部要員は、現地本部長の指揮の下、現地本部の事務に従事する。

3 災害警戒本部（第2配備）

(1) 災害対策本部等の設置

市長は、市の地域において、災害が発生し、かつ災害対策本部の設置基準に満たない場合、災害に対する警戒のため、災害警戒本部等を設置し、各部連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する。

ア 設置基準・設置場所

設 置 基 準 (地震・津波)	・市内で震度4の揺れを観測したとき。 ・その他市長が特に必要と認めたとき。
廃 止 基 準	・法に基づく災害対策本部が設置された場合 ・その他必要がなくなったと認めた場合
設 置 場 所	配備人員は、各事務室に配備するものとし、必要に応じて大会議室などで警戒本部会議を行う。

イ 設置の庁内周知及び連絡

災害警戒本部等を設置しようとするとき、又は設置したときの庁内周知及び招集される職員への周知及び連絡は、各課の非常招集連絡網等により行う。

ウ 設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

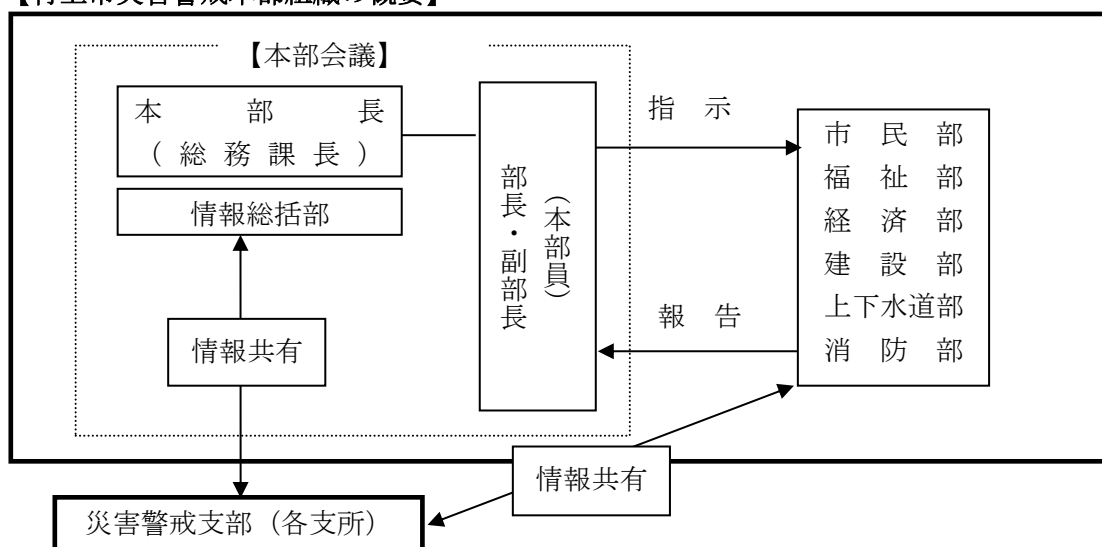
本部長は、災害対策本部等を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次に掲げる機関にその旨を周知する。

- (ア) 県危機対策課
- (イ) 県村上地域振興局
- (ウ) 市防災会議委員

(2) 災害警戒本部等の組織・運営

災害警戒本部等の組織・運営は、次のとおりとする。

【村上市災害警戒本部組織の概要】



ア 本部長（総務課長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
なお、本部長に事故あるときの代理は、次のとおりとする。

- ・第一順位 建設課長
- ・第二順位 農林水産課長

イ 本部員

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、部の指揮監督を行う。
部長、副部長はあらかじめ指定した課長等（別表1参照）が当たる。

ウ 災害警戒本部会議

- (ア) 本部長の下に災害警戒本部会議を置く。
- (イ) 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、災害警戒本部会議を招集する。
- (ウ) 災害警戒本部会議は、本部長、副本部長、部長及び副部長をもって構成し、災害応急対策の実施その他防災に関する重要事項を協議する。この場合において、本部長は、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請する。

エ 主な任務

災害応急対策に関係の部の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施するものとし、災害警戒本部等の構成及び任務は、災害対策本部等に準ずる（別表1参照）。

オ 職員相互の協力

災害対応に人員が不足する課等は他の課等から応援を受ける。

4 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

5 勤務時間外における体制の整備

市長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておく。

6 防災関係機関等の活動体制

防災関係機関等は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整備する。

別表1 災害対策（警戒）本部及び災害対策（警戒）支部の構成及び任務

災害対策本部長 市長
災害対策副本部長 副市長
教育長

(1) 災害対策（警戒）本部

◎部長 ○副部長

部	所属課等	主 な 任 務
情報総括部 ◎総務課長 ○企画戦略課長	総務課	1 本部会議、本部事務局の運営及び本部の総合調整に関するこ と。 2 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関するこ と。 3 自衛隊の要請に関すること。 4 他市町村・関係機関との連絡調整に関すること。 5 防災行政無線の通信統括に関すること。 6 警察署、消防本部等との連絡調整に関すること。 7 避難情報に関すること。 8 被災者の救助及び捜索に関すること。 9 防災資機材の調達に関すること。 10 災害救助法、災害救助条例に関すること。 11 公用車の管理に関すること。 12 従事職員（応援要員を含む。）の配置調整に関すること。 13 職員の被災状況の把握に関すること。 14 情報通信機器の整備等に関すること。 15 市所有の情報システムの機能確保に関すること。 16 災害弔慰金の支給等に関すること。 17 部内及び各部の総合調整に関すること。
	企画戦略課	1 支所・避難所からの要請等の受付及び処理（各部固有の任務を 除く。）に関すること。 2 各支所・各避難所に対する災害関連情報の提供に関すること。 3 災害広報等に関すること。 4 報道機関等との連絡調整に関すること。 5 全市的な広報及び広聴全般に関すること。 6 写真等による災害情報の収集及び記録に関すること。 7 市のホームページの更新に関すること。 8 外国人への情報伝達に関すること。 9 公共交通に関すること。 10 避難所間の人員輸送に関すること。 11 部内の応援
	議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること。 2 部内の応援

部	所属課等	主 な 任 務
市 民 部 ◎市民課長 ○税務課長	市民課	1 部内の総合調整に関すること。 2 生活必需品及びその他の物資・資機材の調達供給に関すること。 3 被災証明書の交付に関すること。 4 交通の安全確保及び緊急輸送に関すること。 5 避難所避難者名簿のデータ作成に関すること。 6 住民からの相談等の受付及び処理に関すること。 7 死者・行方不明者・安否不明者名簿の作成に関すること。 8 自治会等への避難状況、被害状況の聞き取り及び協力要請に関すること。 9 避難区域の自治会等との連携に関すること。
	税務課	1 家屋等の被害状況調査に関すること。 2 被災者名簿の作成に関すること。 3 被災者に対する市税、国民健康保険税及び介護保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 4 各種申請統一窓口に関すること。 5 罹災証明書の発行に関すること。 6 部内の応援
	環境課	1 廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬及び処理に関すること。 2 災害廃棄物処理に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 5 部内の応援
	会計課	1 義援金、見舞金等の管理に関すること。 2 災害活動に関する会計事務に関すること。 3 被災者に対する納期限の延長に関わる指定金融機関との調整に関すること。 4 部内の応援
福 祉 部 ◎福祉課長 ○保健医療課長	福祉課	1 部内の総合調整に関すること。 2 避難所開設の指示及び管理の総括に関すること、及び支部で開設する避難所の応援に関すること。 3 社会福祉協議会との連絡及び協力要請に関すること。 4 生活保護世帯、障がい者等の被害状況調査及び援護に関すること。 5 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 6 被災者に対する福祉相談に関すること。 7 災害援護資金その他の生業資金の貸付に関すること。 8 義援金の配分調整及び給付に関すること。 9 被災者生活再建支援金に関すること。 10 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること。 11 各種申請統一窓口の設置に関すること。 12 ボランティアセンターの支援等に関すること。 13 難病認定者、精神障がい者等の援護に関すること。

部	所属課等	主 な 任 務
福 祉 部 ◎福祉課長 ○保健医療課長	保健医療課	1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 2 被災者に対する医療費の国民健康保険一部負担金の減免に る事。 3 医療救護本部及び救護所の設営・運営に関する事。 4 重軽傷者名簿の作成に関する事。 5 保健衛生用資機材の調達に関する事。 6 防疫対策に関する事。 7 医師会等との連絡調整及び協力要請等に関する事。 8 保健医療情報の収集に関する事。 9 保健衛生活動の実施に関する事。 10 被災者に対する栄養指導に関する事。 11 被災者のこころのケアに関する事。 12 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談・支援に する事。 13 部内の応援
	介護高齢課	1 要配慮者の援護に関する事。 2 災害時避難行動要支援者システムに関する事。 3 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 4 被災者の入浴支援に関する事。 5 福祉避難所開設の指示及び管理の総括に関する事。 6 民生委員への協力要請に関する事。 7 部内の応援
	こども課	1 保育実施の是非の決定に関する事。 2 保育児童の安全対策の実施に関する事。 3 保育児童の被災状況調査に関する事。 4 被災した保育児童の保護・援護に関する事。 5 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に する事。 6 部内の応援
	学校教育課	1 所管公共施設の避難所の開設及び施設管理支援に関する事。 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 3 授業継続の是非に関する事。 4 児童生徒の安全対策に関する事。 5 各校の単位PTA等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に する事。 6 児童生徒及び教職員の被災状況調査に関する事。 7 応急教育の実施に関する事。 8 教科書及び学用品の供給に関する事。 9 炊き出しの実施等による食料の調達及び供給に関する事。 10 部内の応援
	生涯学習課	1 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関する事。 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事。 3 文化財の被害状況調査及び応急措置の指導に関する事。 4 部内の応援
	財政課	1 物資の調達に関する事。 2 市有財産の被害調査に関する事。 3 災害の予算に関する事。 4 部内の応援
	選管事務局 監査事務局	1 部内の応援

部	所属課等	主 な 任 務
経済部 ◎農林水産課長 ○地域経済振興課長	農林水産課	1 部内の総合調整に関すること。 2 農林水産、治山施設等被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。 4 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 5 家畜の防疫、死亡獣畜の処理に関すること。 6 農林漁業制度資金金融のあっせん指導に関すること。 7 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。
	地域経済振興課	1 商工労働施設及び商品等の被害調査に関すること。 2 商工業者の復興対策並びに融資に関すること。 3 避難所となる商工労働施設の利用供与に関すること。 4 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 5 所管公共施設利用者の安全確保に関すること。 6 部内の応援
	観光課	1 観光施設の災害予防並びに復旧に関すること。 2 観光業者の復興対策並びに融資に関すること。 3 観光客等の安全確保に関すること。 4 避難所となる観光施設の利用供与に関すること。 5 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 6 部内の応援
建設部 ◎建設課長 ○都市計画課長	建設課	1 部内の総合調整に関すること。 2 道路・土木施設に係る被害調査及び復旧に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 水防、砂防に関すること。 5 建設業者との連絡調整に関すること。 6 応急対策用資機材の調達に関すること。 7 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。
	都市計画課	1 公営住宅入居者の安全確保に関すること。 2 被害住宅復興資金に関すること。 3 応急危険度判定に関すること。 4 住宅被災者の公営住宅への特例入居に関すること。 5 応急仮設住宅建設に関すること。 6 住宅金融支援機構融資のあっせん指導に関すること。 7 部内の応援
上下水道部 ◎上下水道課長 ○上下水道課長の次の職階にあるもの	上下水道課	1 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 処理施設及び排水施設の管理及び運転に関すること。 3 飲料水の確保及び供給に関すること。 4 飲料水の水質管理に関すること。 5 被災者に対する使用料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関すること。

部	所属課等	主 な 任 務
消防部 ◎消防長 ○消防本部次長	消防本部 消防署	1 救急及び救助活動に関すること。 2 防災資機材の調達及び供給に関すること。 3 危険区域の警戒パトロールに関すること。 4 新潟県広域消防相互応援協定に基づく消防応援隊の出動要請等に関すること。 5 緊急消防援助隊の出動要請に関すること。 6 防災ヘリコプター及び新潟県ドクターヘリコプターの出動要請に関すること。 7 火災、災害等即報要領に基づく関係機関への連絡に関すること。 8 搬送者名簿の作成に関すること。 9 行方不明者の捜索に関すること。 10 危険物製造所等の事故調査に関すること。 11 消防職員の被災状況調査に関すること。 12 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 13 消防団の動員及び連絡調整に関すること。 14 消防団員の被災状況調査に関すること。

[備 考]

- 1 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず組織及び業務分掌を変更することができる。
- 2 各部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず部内の業務分掌を変更することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

(2) 災害対策（警戒）支部

担 当	所属課等	主 な 任 務
支所長		1 支所の任務の総括に関する事。
総務担当	地域振興課 自治振興室 総務管理室	1 災害対策（警戒）本部との連絡調整等に関する事。 2 施設職員への協力要請に関する事。 3 避難支援協力者への協力要請に関する事。 4 防災行政無線等による周知広報活動に関する事。 5 自治会等への避難状況、被害状況の聞き取り及び協力要請に関する事。 6 写真等による災害情報の収集及び記録に関する事。
情報収集担当	産業建設課	1 道路・土木施設、上下水道施設、農林水産施設及び商工労働施設及び観光施設等に係る被害状況の収集に関する事。
避難担当	地域振興課 市民生活室 地域福祉室	1 民生委員への電話連絡・協力要請に関する事。 2 要配慮者の援護に関する事。 3 避難所の開設に関する事。 4 災害対策本部からの各種情報の掲示に関する事。 5 避難者名簿の作成に関する事。 6 避難者等に対する援護に関する事。 7 物資、食料又は資機材の受入れ・配布に関する事。 8 支部間の避難所応援に関する事。
施設管理担当	教育事務所	1 使用施設の開錠に関する事。 2 施設使用に関する事。

[備 考]

- 1 農業委員会は、神林支所情報収集担当に配置する。
- 2 各支所長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、本表の担当事務にかかわらず支所内の業務分掌を変更することができる。

(3) 災害対策（警戒）時における地域住民等に協力を求める事項

自治会長 自主防災組織代表者 民生委員 避難支援協力者 防災士	1 避難情報の伝達、被害状況の収集・連絡に関する事 【自治会長・防災士】 2 要配慮者の安否確認に関する事 【民生委員・自主防災組織・自治会長】 3 要配慮者支援の補助に関する事 【避難支援協力者・防災士】 4 避難所運営の協力に関する事 【自主防災組織・防災士】

第2節 地震・津波配備体制

担当：情報総括部、すべての部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震及び津波等による被害を最小限に食い止めるため、以下の対応に必要な職員の配備を実施する。

ア 平日夜間・休日の宿直及び警戒対応

イ 災害発生時の迅速な初動対応の実施

配備体制については、下記の非常配備基準、配備体制及び配備人員に基づき、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

(2) 達成目標

災害等発生時に備える。また、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各課等に職員配備の連絡を行い、指定職員の配備を実施するとともに、速やかに必要な応急対策を行う。

なお、職員配備の詳細については「災害時職員初動マニュアル」に定めるところによるものとする。

(3) 被災地及び積雪地域での対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。

また、登庁が不可能な職員は、電話等でその旨所属長に報告し、その後の指示を受けるものとする。

【非常配備基準、配備体制及び配備人員】（災害時職員初動マニュアル参照）

非常配備区分	非常配備基準、配備内容等				
注意配備監視体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）				
	① 市内で震度3の揺れを観測したとき。 ② その他市長が特に必要と認めたとき。				
	配備内容				
	部	課	配備人員	主な任務	配備・設置場所
	情報総括部	総務課	危機管理室 2名	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 必要に応じて今後の見通しを職員へ周知	各事務室
	支部	地域振興課	総務管理室 数名	同上	各事務室
	消防部	-	-	1) 村上市消防警防規程による。	-
	その他	建設部、経済部、支部	課長及び防災要員	1) 自宅待機等状況に即した監視体制をとる。	-

非常配備 区分	非常配備基準、配備内容等				
第1 配備 準備体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）				
	① 市内で震度3の揺れを観測した場合で情報総括部から招集の連絡があったとき。 ② 津波注意報が発表されたとき（ただし、震源の近さ、津波到達予想時間や予想波高などによっては第2又は第3配備とする。）。 ③ その他市長が特に必要と認めたとき。				
	配備内容				
	部	課	配備人員	主な任務	配備・ 設置場所
	情報総括部	総務課	課長・参事、 危機管理室 全員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 今後の見通しを職員へ周知 3) 被害状況等の取りまとめ 4) 関係機関等への連絡調整 5) 住民等からの照会に対する対応	各事務室
	建設部	建設課 都市計画課	課長及び 防災要員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 道路・土木施設に係る被害状況収集 報告 3) 水防活動の実施（風水害の場合）	各事務室
	経済部	農林水産課	課長及び 防災要員	1) 山地災害に係る巡視 2) 農林水産施設等の被害状況調査 3) 農林水産業の被害状況調査	各事務室
	上下水道部	上下水道課	課長及び 防災要員	1) 給排水施設の管理及び運転	各事務室
	支部※	地域振興課	課長及び 防災要員	1) 防災気象情報等の情報収集 2) 被害状況等の取りまとめ・報告 3) 関係機関等への連絡調整 4) 住民等からの照会に対する対応 5) 公用車の管理 6) 施設開放を行う場合はその運営	各事務室
	消防部	消防本部	課長（室長） 以上及び 部長が指名 した職員	1) 村上市消防警防規程による。	各事務室
		消防署	主幹以上		
	福祉部	施設担当 部署	施設開放の 運営に必要 な人数	1) 施設開放を行う場合はその運営	開放する施 設
	施設開放 担当部署	施設所管課	施設開錠要 員及び施設 開放に必要 な人数	1) 施設開放を行うときは施設の開錠及 び点検を行う。	開放する施 設
	※ 非常配備基準②の場合は朝日支所を除く。				

非常配備区分	非常配備基準、配備内容等			
第2配備 (警戒) 警戒本部体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）			
	① 市内で震度4の揺れを観測したとき。 ② その他市長が特に必要と認めたとき。			
	主な任務			
	災害警戒本部及び支部を設置し、災害応急対策に係る部の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替える体制とする（全課共通）。			
	配備内容			
	部	課	配備人員	配備・設置場所
	情報総括部	総務課	係長級以上及び危機管理室全職員	各事務室 必要に応じて大会議室などで警戒本部会議を行う。
	福祉部	全課	管理職を含め職員の3割以上及び避難所運営要員	各事務室
	支部	地域振興課	支所長及び総務管理室全職員	各事務室
	その他	避難所施設を所管する課	管理職を含め職員の3割以上（所属長の指名する職員）及び開設見込みの指定避難所開設要員	各事務室
		上記以外の課	管理職を含め職員の3割以上（所属長の指名する職員） なお、地震の場合、施設所管課は施設点検を行うのに必要な人数も考慮する。	各事務室
第3配備 (非常) 災害対策本部体制	非常配備基準（各項目のいずれか1つ以上に該当するとき）			
	① 市内で震度5弱以上の揺れを観測したとき又は津波警報以上が発表されたとき（津波注意報の場合であっても状況に応じて設置する。）。 ② その他市長が特に必要と認めたとき。			
	主な任務			
	災害対策本部及び災害対策支部を設置し、県、他市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。			
	配備内容			
	部	課	配備人員	配備・設置場所
	全部	全課	全職員	本庁大会議室 各支所会議室

2 業務の内容

(1) 勤務時間内・外における対応

「災害時職員初動マニュアル」に基づき対応する。

3 防災関係機関等の配備体制

災害初動対応が必要な防災関係機関等の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定める。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

担当：情報総括部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 市域において災害が発生したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は、速やかに応援又は職員派遣の要請等を行うとともに、受入体制を確立する。
- (イ) 被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。
なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- (ウ) 市が被災地以外のときは、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- (エ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (オ) 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。
- (カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組む。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
さらに、円滑な応援受入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有するなど、必要な準備を整える。
- (キ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

イ 県の責務

- (ア) 国、公共機関、被災市町村と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な災害応急対策を迅速に実施する。
- (イ) 災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。
- (ウ) 災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市

町村を応援することを求めるよう要求する。

- (エ) 災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- (オ) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- (カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組む。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
さらに、円滑な応援受入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有するなど、必要な準備を整える。
- (キ) 市が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。
- (ク) 市と調整の上、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集に当たるとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- (ケ) 市が連絡不通となった場合の市への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- (コ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者等と情報を共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (サ) 広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (シ) 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- (ス) 国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。

ウ その他の防災関係機関の責務

- (ア) その他の各防災関係機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- (イ) 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となっ

た場合は、応急措置を実施するため、市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(ウ) ライフライン事業者は、必要に応じて災害応急対策に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

(エ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

(オ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

(2) 達成目標

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

- ア 災害時相互応援に関する協定の締結
- イ 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- ウ 受援計画の整備など応援受入体制の確立
- エ 応援計画の整備など応援体制の確立

(3) 積雪期の対応

積雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立する。

(4) 他の地方公共団体等への応援要請及び職員派遣のあっせん要請の基準及び種別

ア 基準

(ア) 市の機能のすべてを動員しても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるとき。

(イ) 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援が必要と認められるとき。

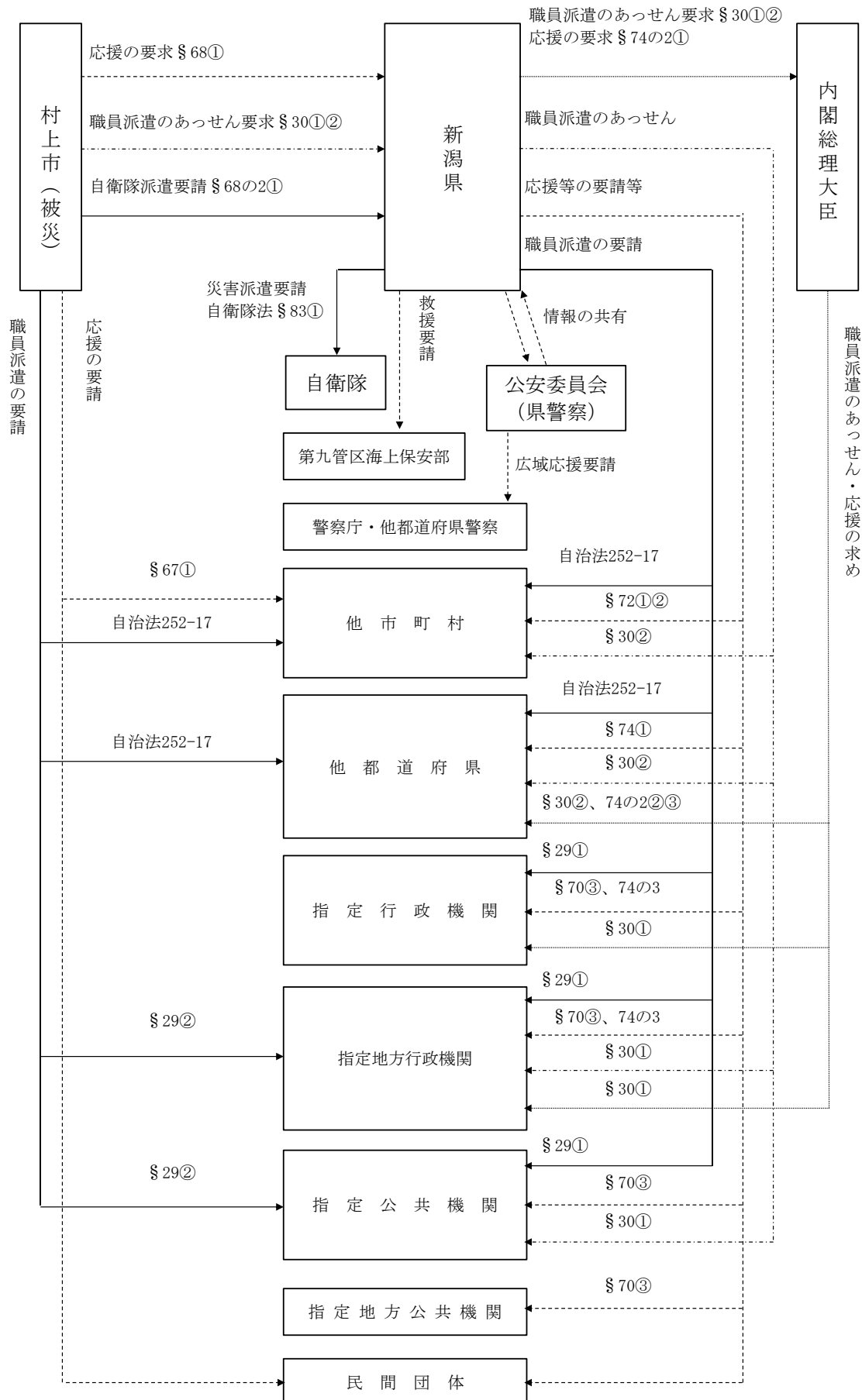
(ウ) その他市長が応援要請の必要があると認めたとき。

イ 種別

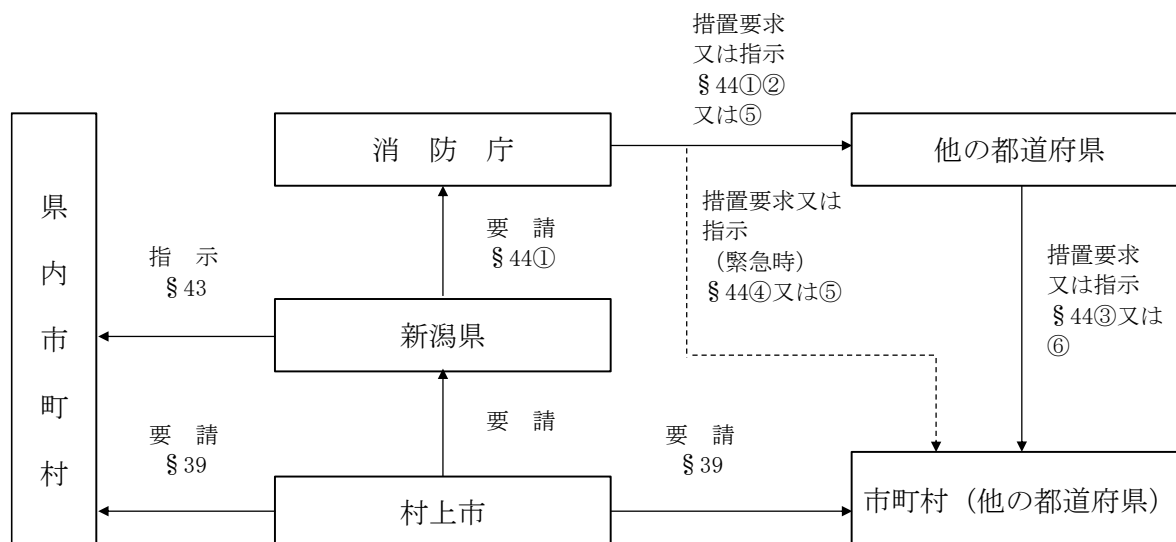
要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
県知事	① 指定地方行政機関職員の派遣のあっせん要請 ② 他の地方公共団体職員の派遣のあっせん要請 ③ 応援の要求及び応急措置の実施要請 ④ 職員の派遣要請 ⑤ 自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17 災害対策基本法第68条の2第1項
他の市町村長等	① 応援の要請 ② 職員の派遣要請 ③ 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17 消防組織法第42条第2項に基づく消防相互応援協定 災害時における相互応援協定 各種消防応援協定

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対策	協力依頼先
市長	○他の市町村への応援要請 ・災害応急対策実施のために、必要があるときは、他の市町村長に対して応援を求める。 ○県への応援又は災害応急対策実施の要請 ・災害応急対策実施のため、必要があるときは、県知事に対し、応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。 ○民間団体への応援要請 ・災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 ○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第3章第10節「自衛隊の災害派遣計画」) ○消防の広域応援の要請 (第3章第14節「消火活動計画」、 第15節「救急・救助活動計画」)	他市町村長 県知事 民間団体 自衛隊 他消防本部

実施主体	対策	協力依頼先
県知事	○他の市町村への応援の指示等 ・市が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、消防、福祉、保健その他の必要な事項についての指示又は調整を行う。 ○他の都道府県等への応援の要請 ・県と市のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や応急対策職員派遣制度、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等に基づく応援を要請する。	他市町村長 北海道・東北ブロック協定締結県、五県協定締結県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県）、三県協定締結県（群馬県、埼玉県）、中日本四県協定締結県（長野県、山梨県、静岡県）、富山県、石川県、兵庫県、全国知事会
	○指定行政機関等への応急措置の実施要請 ・県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。 ○指定行政機関等への応援の要求等 ・災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ○第九管区海上保安本部への支援要請 ・人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し、支援を要請する。 ○民間団体への応援要請 ・県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し、協力を要請する。 ○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第3章第10節「自衛隊の災害派遣計画」) ○消防の広域応援の要請 (第3章第14節「消火活動計画」、第15節「救急・救助活動計画」)	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長 第九管区海上保安本部 民間団体等 自衛隊 他消防本部
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	○応急措置の実施要請・指示 ・所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、県知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。	県知事、市長、指定公共機関、指定地方公共機関
指定公共機関及び指定地方公共機関	○指定行政機関の長等への応援要請 ・所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事若しくは市長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、県知事、市長

ア 他の市町村に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、他の市町村の応援が必要と認められるときは、次の事項を明らかにし、応援を要請する。

- (ア) 応援を求める理由
- (イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- (ウ) 応援を求める場所
- (エ) 応援を求める期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

イ 県知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、次により応援を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(ア) 連絡先及び方法

県危機対策課（災害対策本部が設置された場合は、連絡指令室）へ、口頭又は県防災行政無線、電話、FAXにより行う。

なお、口頭又は県防災行政無線、電話で要請した場合は、後でFAX等により処理する。

(イ) 応援要請事項

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする場所
- c 応援を必要とする期間
- d その他応援に関し必要な事項

(ウ) 応急対策実施要請事項

- a 応急対策の内容
- b 応急対策の実施場所
- c その他応急対策の実施に関し必要な事項

ウ 民間団体等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧を実施するため、必要があると認めるときは、民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

(ア) 協力要請事項

- a 応援を必要とする作業内容
- b 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- c 応援を必要とする場所及び集合場所
- d 応援を必要とする期間
- e その他応援に関し必要な事項

(イ) 応援協力を要請する主な民間団体等

- a 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
- b 医師会、薬剤師会等の職業別団体
- c その他、市に対しボランティア活動を申し入れた団体

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援要請

実施主体	対策	協力依頼先
市	○職員の派遣要請 ・災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、県知事若しくは他市町村長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣のあっせんの要請 ・災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。	県知事、 他市町村長、 指定地方行政機関の長、 特定公共機関 県知事
県	○職員の派遣要請 ・県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、他都道府県知事若しくは他市町村長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣のあっせんの要請 ・県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員の派遣についてあっせんを要請する。	他都道府県知事、 他市町村長、 指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長、 指定公共機関 内閣総理大臣

ア 県知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、次により職員の派遣又は職員派遣のあっせんを要請する。

(ア) 連絡先及び方法

県危機対策課（災害対策本部が設置された場合は、連絡指令室）へ、口頭又は県防災行政無線、電話、FAXにより行う。

なお、口頭又は県防災行政無線、電話で要請した場合は、後でFAX等により処理する。

(イ) 職員派遣のあっせん要請事項

- a 職員派遣のあっせんを要請する理由
- b 職員派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 職員派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、次の事項を明らかにし、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣に関し必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	○情報の収集・伝達・交換 ・ 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び県（関係都道府県）、他の市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 ○受入体制の確立 ・ 国、県（関係都道府県）、他の市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。	

（他自治体職員等の応援受入体制）

ア 宿泊先

市は、原則として避難所以外の公共施設を提供するものとし、公共施設の確保が困難な場合は、民間の宿泊施設等をあつせんする。

イ 食料の供給及び炊事施設の確保

他自治体からの災害応援職員等に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市が行うが、災害の規模及び被災状況等により食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、事前に食料及び炊事用具の携行も依頼する。

(4) 他市町村・他都道府県への応援及び職員の派遣

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	○支援体制の確立 ・ 他市町村・他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災市町村・被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。 ○情報収集 ・ 応援を迅速かつ的確に行うため、被害地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。 ○応援の実施 ・ 収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、被災市町村・被災都道府県への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。	

4 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援体制

- ア 市長及び消防長は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、県内広域相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定に基づく応援を要請する。
- イ 消防本部は、応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮を行えるよう体制を整備する。

(2) 他都道府県等に対する応援体制

- ア 市長及び消防長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、県知事に対し、他の都道府県からの応援（緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等）を要請する。
- イ 消防本部は、「村上市緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、緊急消防援助隊等の円滑な受入れ及び的確な活動指揮を行えるよう体制を整備する。

5 ヘリコプターの活用と連携体制

被害の形態、状況、程度によっては、ヘリコプターや特殊な資機材を利用した救助、調査、緊急輸送等の活動が有効な場合も考えられる。

ヘリコプターによる災害活動の手順は、次のとおりとする。

(1) 緊急運航の要請

- ア 消防長は、新潟県消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合、新潟県消防防災ヘリコプター応援協定に基づき、「緊急運航要領」により県危機対策課長に緊急運航の要請を行う。
- イ 新潟県ドクターヘリコプターの要請を行う場合は、新潟県ドクターヘリ運航要領により、消防長は新潟大学医歯学総合病院運行管理室（CS）に緊急運航の要請を行う。
- ウ 他県に対して消防防災ヘリコプターの応援の要請を行う場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防救第61号）」による。
- エ 市長は、ア、イ、ウのほか、救助、調査、物資の搬送等の活動に必要な場合は、下記(4)に掲げる機関等に出動を要請する。
- オ 要請は、電話で速報後、FAXを用いて出動要請を行う。

(2) 緊急運航活動の内容は、原則として次のとおりである。

- ア 災害状況、道路、交通状況等の情報収集
- イ 災害現場における人命救助活動
- ウ 負傷者及び救急・救助用資機材の搬送
- エ 消防隊員及び消防用資機材の搬送
- オ 避難誘導及び避難命令の伝達
- カ 上空からの広報活動

(3) 市は、次のとおり、受入体制を整備する。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策を図る。
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所の確保及び病院等への搬送の手配を図る。

(4) 緊急ヘリコプターの要請先

要 請 先	運航管理責任者	電話番号	F A X 番号
新潟県消防防災航空隊	県防災局危機対策課長	025-270-0263	025-270-0265
(勤務時間外)	県庁警備員室	025-285-4752	
新潟県警察航空隊 (村上警察署経由)	新潟県警察本部航空隊 (村上警察署)	52-0110	
新潟大学医歯学総合病院 運行管理室	運行管理担当者 (C S)	025-368-9100	

6 住民、自主防災組織等の活動

住民、自主防災組織等は、市及び県警察等の防災機関と相互に連絡をとり、あらかじめ定められた災害時の活動計画を実施する。

第4節 災害時の通信確保

担当：情報総括部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- (イ) 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

イ 県の責務

- (ア) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。
- (イ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。
- (ウ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

ウ 防災関係機関、通信事業者等の責務

市又は県から要請があった場合は通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(3) 達成目標

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 情報の流れ

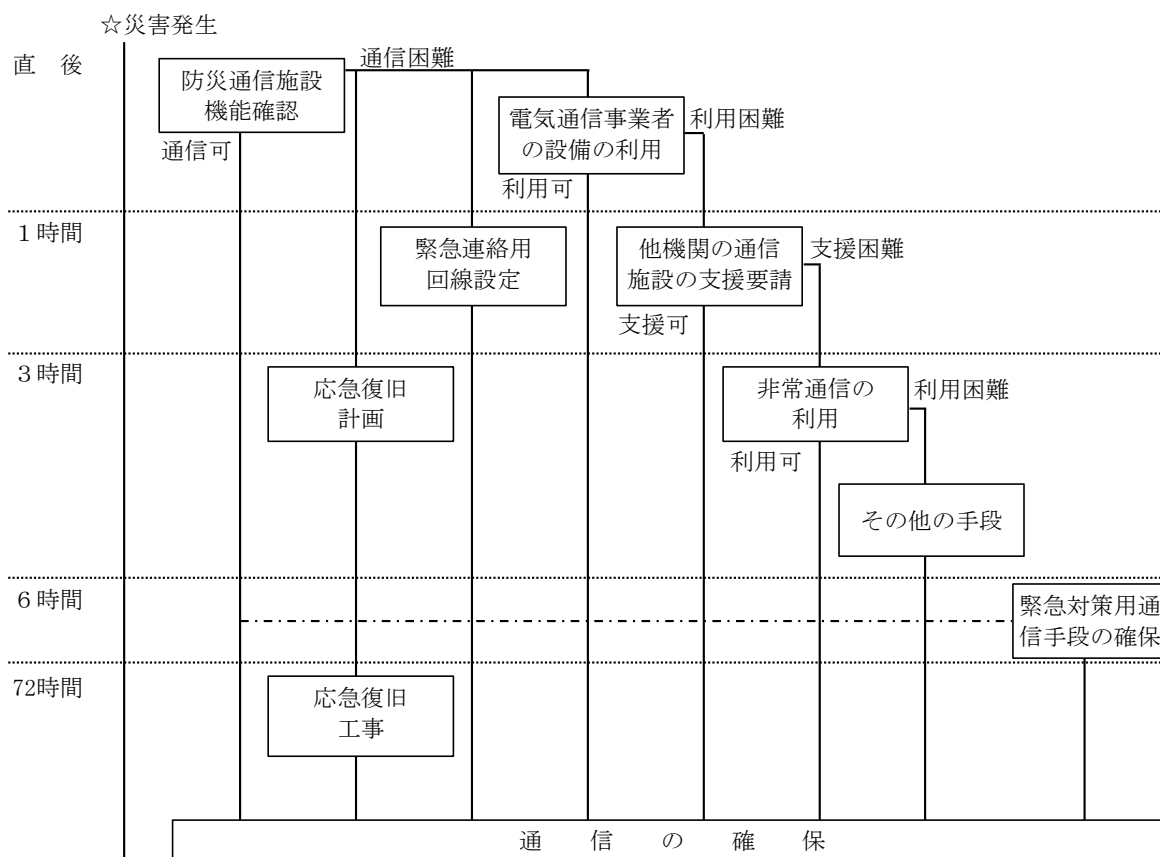
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	- 通信施設の状況 - 非常時に利用する通信手段の通知 - 通信手段確保の要請
	防災関係機関等	通信手段確保の要請

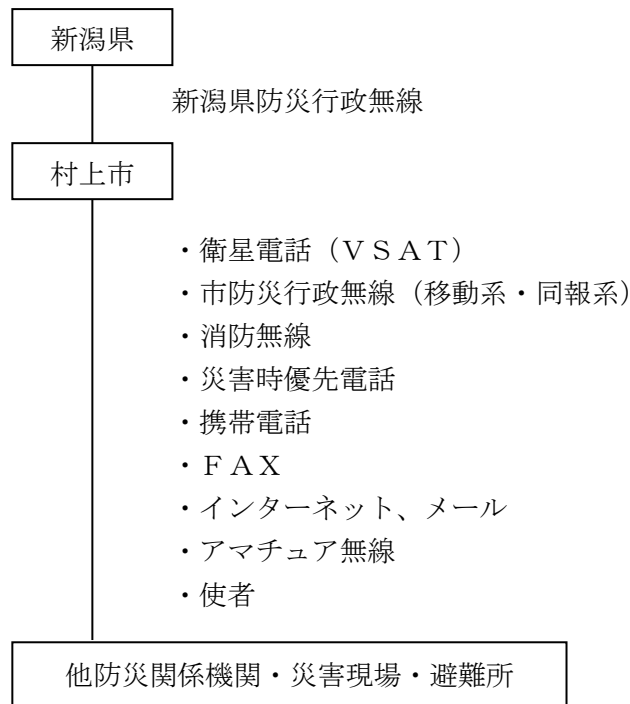
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	- 通信施設の状況 - 復旧の見込み - 非常時に利用する通信手段の通知 - 提供可能な通信手段の情報
	防災関係機関等	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系



【通信体系（加入電話以外）】



4 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対策	協力依頼先
市	災害時の情報の収集・伝達のため、加入電話のほか、次のとおり防災通信施設機能を確認する。 1 所管する防災行政無線設備の状況を確認する。 2 所管する消防無線、防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 3 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。 4 衛星電話（V S A T）の機能を確認する。	
県	1 遠隔監視装置及び実通話試験により、新潟県防災行政無線の機能を確認する。 2 （一財）自治体衛星通信機構に地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを要請する。 3 消防防災無線の機能を確認する。 4 水防・道路無線の機能を確認する。 5 中央防災無線の機能を確認する。 6 新潟県震度情報ネットワークシステムの機能を確認する。 7 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。 8 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 9 通信の確保のため必要ある場合は、「新潟県防災行政無線運用規程」に基づく通信の統制を行う。	県防災行政無線設備設置機関、（一財）自治体衛星通信機構、消防庁、国土交通省

実施主体	対策	協力依頼先
県防災行政無線 設備設置機関	1 各無線局所の通信管理者は、実通話試験等により新潟県防災行政無線設備の状況を確認し、統制管理者に報告する。 2 庁舎が停電している場合は無線設備用の非常用発電機が動作していることを確認する。	
防災相互通信用 無線設置機関	1 所管する通信設備の状況を確認する。 2 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。	
(一財)自治体衛星 通信機構	県の依頼に基づき、地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを行う。	

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	1 災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 2 災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。 3 携帯電話、メール（インターネット、L G W A N 等）を利用して通信を確保する。	電気通信事業者
電気通信事業者	市又は県からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。	

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対策	協力依頼先
市	電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。	電気通信事業者、 通信機器販売者等、 総務省
県	1 地域振興局に配備した衛星携帯電話を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 2 県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 3 電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、市災害対策本部との通信を確保する。	電気通信事業者、 通信機器販売者等、 総務省
電気通信事業者、 通信機器販売者等	市又は県からの要請に基づき通信機器を貸与する。	
総務省	総務大臣は、非常災害時における重要通信確保のため、無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合で、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置によりこれを免許又は許可する。	

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 ① 警察通信設備 ② 鉄道通信設備 ③ 電力通信設備 ④ ガス通信設備 2 県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関、自衛隊
県	1 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 2 市からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等自衛隊
電気通信事業者、防災関係機関等	市又は県からの要請に基づき通信の仲介又は通信支援を行う。	
自衛隊	県からの要請に基づき通信支援を行う。	

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対策	協力依頼先
市	所管する防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況に基づき復旧計画を策定する。	
県	県防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況に基づき復旧計画を策定する。	
防災関係機関	各々が所管する通信設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況に基づき復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 非常通信協議会に対し、非常通信を要請する。 2 非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
県	1 非常通信協議会の要請会議を通じて他の構成員に対し、非常通信の取扱いを要請する。 2 非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
非常通信協議会構成員	市及び県の要請に基づき通信の仲介をする。	

(7) その他の手段

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	1 通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 2 いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、バイク、自転車又は徒歩により使用者を派遣し、文書又は口頭によって連絡を行う。	(一社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部
(一社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部	市又は県からの要請に基づき通信の仲介をする。	

(8) 応急復旧工事

実施主体	対策	協力依頼先
市、県、 防災関係機関	復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 2 必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 3 通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。	総務省（信越総合通信局）、 通信事業者、 防災関係機関等
県	1 所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 2 必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与を要請する。 3 通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。 4 利用可能な通信手段の情報を市に提供する。	総務省（信越総合通信局）、 通信事業者、 防災関係機関等
総務省（信越総合通信局）	市又は県からの要請に基づき災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車を貸与する。	
通信事業者、 防災関係機関	市及び県からの要請に基づき利用可能な通信機器を貸与する。	

5 庁舎停電時の対応

本庁舎、各支所及び避難所等の停電時における通信の確保については、非常電源装置、備蓄している発電機等により行うとともに、停電が長期化する場合は防災関係機関に支援を要請する。

第5節 被災状況等収集・伝達計画

担当：情報総括部、すべての部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、市、県及び防災関係機関は、一定の規模以上の地震等災害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

また、相互に職位レベルに応じた情報の疎通の体制を整備する。

(2) 各主体の責務

ア 住民・企業等の責務

地震発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持ち出し袋などを準備する。

イ 市の責務

地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても関係機関の協力を得て、積極的な情報収集を行うものとする。

なお、県内震度4以上の地震等が発生した場合は、被害の第1報を防災局へ報告する。また、県内震度5弱以上の地震等が発生した場合は、被害の第1報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

(ア) 情報収集の一元化

ライフライン・公共交通・その他防災関係機関等は、その把握した被害情報、復旧見込み、その他災害対策上必要な情報を速やかに市に通報し、市はこれらの情報を掌握し整理する。

(イ) ライフライン・公共交通・その他防災関係機関への情報還元

ライフライン・公共交通・その他防災関係機関及び住民等から得られ、整理した情報を速やかに関係機関に還元する。

(ウ) 報道機関に対する報道要請

震度情報、被害状況、復旧見込み等の整理された情報を速やかに報道機関に提供し、報道するよう要請する。

(エ) 住民等に対する情報提供

整理された情報、その他住民等が必要とする情報等についてインターネット、メールその他の手段により、住民等に対して、その提供に努める。

ウ 県の責務

(ア) 県内震度4以上の地震が発生した場合には被災地の市町村、消防本部、県地域機関及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。

(イ) 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。また、必

要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

- (ウ) 気象庁から県内沿岸に「津波警報」が発表された場合には、航空自衛隊又は陸上自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。
- (エ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路(株)等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。
- (オ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集・伝達体制を確立する。
- (カ) 収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理空間情報(GIS・GPS)の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。
- (キ) 市から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。
- (ク) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行うため、市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

- (ケ) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

エ 警察本部の責務

- (ア) 地震発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより、直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。
- (イ) ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

オ 防災関係機関の責務

大規模地震が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

(3) 達成目標

災害関連情報等を集約し、市・消防本部、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策推進を進めるとともに、報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

イ 県は、警察本部、関係機関等の協力の下、市の取組みを支援する。

(5) 積雪期の対応

ア 市は、災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては避難時の携帯ラジオの携行について住民に啓発するとともに、孤立が予想される集落に

においては、非常用の通信手段を確保する。

イ 県は、関係機関等の協力の下、市の取組みを支援する。

(6) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と併せて関係する機関へ報告する。

また、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

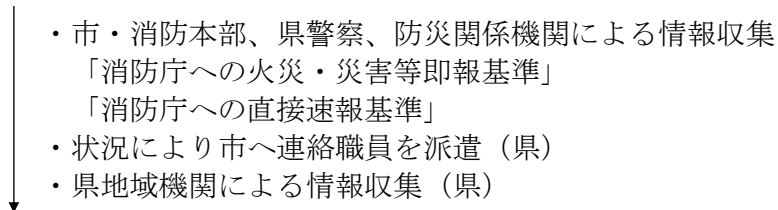
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自治会、住民等	市・消防本部、 県警察等	・ 地域の状況、被害状況等
市・消防本部、 県警察等	県、報道機関	
県	国、防災関係機関	

(2) 被災地へ

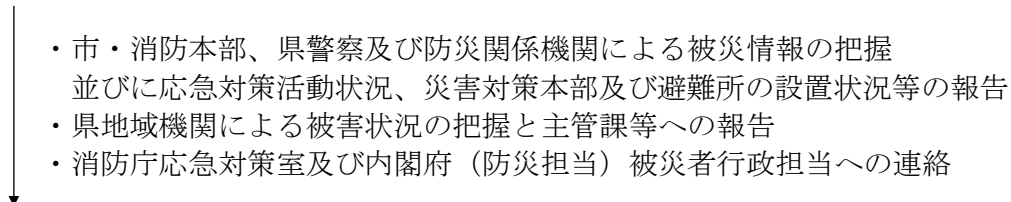
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、 報道機関	・ 地域の状況、被害状況等
市・消防本部、 県警察等	自治会、住民	

3 業務の体系

第1次情報の収集・伝達



一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達



一般住民等への広報

- ・ 報道機関等への情報伝達及び報道要請
- ・ 避難指示等の伝達

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 「災害時職員初動マニュアル」等に基づき、詳細な被害状況を調査する。 2 避難所を開設したとき、自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。	他市町村、 他消防本部、 県警察
県	1 震度4以上の市町村、消防本部及び警察本部に照会するとともに、県関係部局の被害を取りまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。 2 消防防災ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。 3 必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対し被災状況の把握活動を要請する。 4 必要に応じて市に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。	市町村、 消防本部、 警察本部、 自衛隊、 第九管区海上保安本部、 北陸地方整備局、 JAXA
警察本部	1 パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。 2 ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を出動させ、被災地の情報を収集する。 3 交通規制を実施した場合については、県、市等道路管理者に連絡し、ラジオ、テレビ等各種媒体を通じ、周知徹底を図る。	県、 市、 各種報道機関
防災関係機関	業務計画に定める被害状況収集・伝達体制により詳細な被害状況を調査する。	

(市が収集すべき情報)

災害時に収集すべき災害情報は、概ね次のとおりとする。

① 災害発生箇所	② 火災、土砂災害等の発生状況
③ 人的被害、建築物の被害状況	④ ライフライン関係機関の被害状況
⑤ 道路の被害状況	⑥ 公共交通関係機関の被害状況
⑦ 交通規制状況	⑧ 被災者の避難状況
⑨ 避難所の設置及び収容状況	⑩ 災害発生箇所の復旧見通し
⑪ その他の情報	

(2) 連絡体制

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 県に被害状況を報告する。 2 避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。	
県	1 自衛隊及び消防庁応急対策室に被害状況を報告する。 2 災害救助法の適用が予想される場合は、内閣府（防災担当）被災者行政担当に被害状況を報告する。 3 収集された災害関連情報等を集約し、応急対策推進に関わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。	
防災関係機関	1 病院は、被害状況及び急患受入れの可否等を地域医療政策課に報告する。 2 ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を県へ報告する。	

5 災害発生後の各段階における情報収集・報告

市は、災害が発生したときは速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、被害の状況を把握するとともに、職員、関係機関及び住民等に伝達し、情報の共有を図る。

なお、詳細については「災害時職員初動マニュアル」に定めるところによるものとする。

(1) 災害発生直後（災害発生後概ね3～4時間以内）

ア 情報収集担当を出動させ、被災地の情報収集に当たる。

また、災害発生初期においては、市の情報収集活動だけでは対応が困難なため、自主防災組織、自治会及び住民等からの情報の収集を図る。

イ 災害発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聞き取り調査を行う。

ウ 警察署と各方面から得られた偵察情報を相互に交換し、被害状況の概況の早期把握に努める。

エ 報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。

なお、収集した情報は、各防災関係機関等に速やかに提供する。

オ 被害の概況を速やかに県危機対策課へ報告する。

カ 自ら被害の状況の把握、情報の収集が困難なときは、県危機対策課へ消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し、情報の収集に努める。ただし、災害発生が夜間又は荒天時その他の理由により、消防防災ヘリコプターによる情報の収集が困難なときは、県知事へ自衛隊の出動を要請するなどし、ヘリコプターやオートバイ等による被害状況の把握に努める。

(2) 応急対策初動期（災害発生後概ね2日以内）

ア 地域内の被害状況を調査し、県危機対策課へ報告する。

イ 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、FAX、インターネット、メール等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して、避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の量等の情報を効率的に

収集する。また、県関係機関（村上地域振興局健康福祉部）に問い合わせ、医療機関の被害状況及び急患受入れの可否等の情報把握に努める。

ウ ライフライン・公共交通関係機関は、その所管に係る被害状況を調査し、市に被害状況及び各機関の対応を報告する。

(3) 応急対策本格稼働期（災害発生後概ね3日以降）

ア 県の地域機関と協力して、地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県危機対策課へ報告する。

イ 防災関係機関は、応急復旧の状況を定期的に市へ報告する。

(4) 情報収集・報告の方法

ア 市は、下記の別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところにより、直ちに第1報を県危機対策課へ報告する。

なお、別表2「消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県危機対策課に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対して行う。

イ 消防本部へ119番通報等が殺到した場合には、その状況を直ちに総務省消防庁及び県危機対策課へ報告する。

なお、県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。

ウ 県の地域機関、その他関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

エ 把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等を県危機対策課へ逐次報告する。

(5) 行政機能の確保状況の報告

市は、大規模災害により被災した場合、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制（マンパワー）は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかの3点を把握し、県危機対策課に報告する。

具体的には、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」（平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防災第51号消防庁次長通知）に基づき、震度6弱以上の地震を観測した際は「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてFAXにより報告する。

なお、被害状況、災害対策本部設置などの対応状況については、災害発生直後から、県・消防庁に「火災・災害等即報要領」の定めるところにより逐次報告することとされているところ、チェックリストの第1報については、上記報告後、可能な限り速やかに（原則として発災後12時間以内）報告するものとする。第2報以降は、既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに提出するものとし、特に行政機能が極度に低下している又は低下のおそれのある場合は、第2報以降も県と緊密に連絡をとるものとする。

【消防庁への連絡先】

回 線 別		区 分	平日（9：00～17：00） ※ 防災情報室	左記以外 ※ 宿 直 室
N T T回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話		5-90-49013	5-90-49102
	F A X		5-90-49033	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話		8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102
	F A X		8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報 告 先		消防庁災害対策本部 情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回 線	電 話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消 防 防 災 無 線	電 話	5-90-49175
	F A X	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	8-048-500-90-49175
	F A X	8-048-500-90-49036

別表 1

消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分				即	報	基	準
災害 即報	一般基準			○ 災害救助法の適用基準に合致するもの ○ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ○ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ○ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波等に係る特別警報が発表されたもの ○ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ※一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をする。			
	個別基準	災害	地震	○ 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの ○ 人的被害又は住家被害を生じたもの			
			津波	○ 津波警報又は津波注意報が発表されたもの ○ 人的被害又は住家被害を生じたもの			
			風水害	○ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの			
			雪害	○ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの			
社会的影響基準			一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。				
火災等 即報	一般基準			○ 死者が3人以上生じたもの ○ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ○ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ※一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をする。			
	個別基準	火災	建物火災	○ 特定防火対象物で死者が発生した火災 ○ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○ 大使館・領事館・国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ○ 特定違反対象物の火災 ○ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 ○ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ○ 損害額が1億円以上と推定される火災			
			林野火災	○ 焼損面積が10ha以上と推定されるもの ○ 空中消火を要請したもの ○ 住家等へ延焼するおそれがあるもの			
			交通機関の火災	○ 航空機火災 ○ タンカー火災 ○ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの ○ トンネル内車両火災 ○ 列車火災			
			その他	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示） ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災			

火災・災害等区分		即 報 基 準
火災等即報	個別基準	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ○ 500kℓ以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ○ 海上、河川への危険物等流出事故 ○ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
		○ 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ○ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ○ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ○ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
		その他特定の事故 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
		— 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。
救急・救助事故即報		○ 死者5人以上の救急事故 ○ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○ 要救助者が5人以上の救助事故 ○ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ○ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ○ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ○ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ○ 上記に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。） （例示） ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・ バスの転落による救急・救助事故 ・ ハイジャックによる救急・救助事故 ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

※武力攻撃災害等即報（略）

別表2

消防庁への直接即報基準（市町村）

区 分		即 報 基 準
災害即報		○ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ○ 次のうち、死者又は行方不明者が生じたもの ・ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ・ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ・ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波等に係る特別警報が発表されたもの
火災等即報	交通機関の火災	○ 別表1 交通機関の火災に同じ
	危険物等に係る事故	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災、爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・ 海上、河川へ危険物等が流出し、防除、回収等の活動を要するもの ・ 500kℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	○ 別表1 原子力災害等に同じ
	—	○ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	—	○ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故即報		○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で、次に掲げるもの - ア 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 - イ バスの転落等による救急・救助事故 - ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 - エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 - オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

※武力攻撃災害等即報（略）

第6節 広報計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県及び防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ住民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

県からの情報及び自ら収集した情報を地域住民に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

イ 県の責務

地震発生後の地震・津波に関する全県的な情報を積極的に収集し、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、また、風水害等災害の発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、更なる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、住民等の安全を確保する。

ウ 県警察の責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

エ 新潟地方気象台の責務

(ア) 地震発生後、的確な応急対策が講じられるよう、地震・津波に関する情報を広報する。

(イ) 風水害等災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

(ウ) 災害発生後は、災害応急対策活動等を支援するため、防災関係機関の要望を踏まえ、被災地向け気象情報等の提供を行う。

オ 北陸地方整備局の責務

(ア) 風水害等災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、河川の水位情報等の観測情報を広報する。

(イ) 災害発生後は、民生の安定を図るとともに、救援・復旧活動を促進するため、国道や河川等の所管施設の被害状況や応急対策等の情報を提供する。

カ ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）の責務

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

キ 公共交通機関（鉄道、バス、船舶）の責務

避難・救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ク 報道機関の責務

災害に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

ケ 住民・企業等の責務

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(3) 達成目標

「5 災害発生時の各段階における広報」に基づき、多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

イ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

カ 地理情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

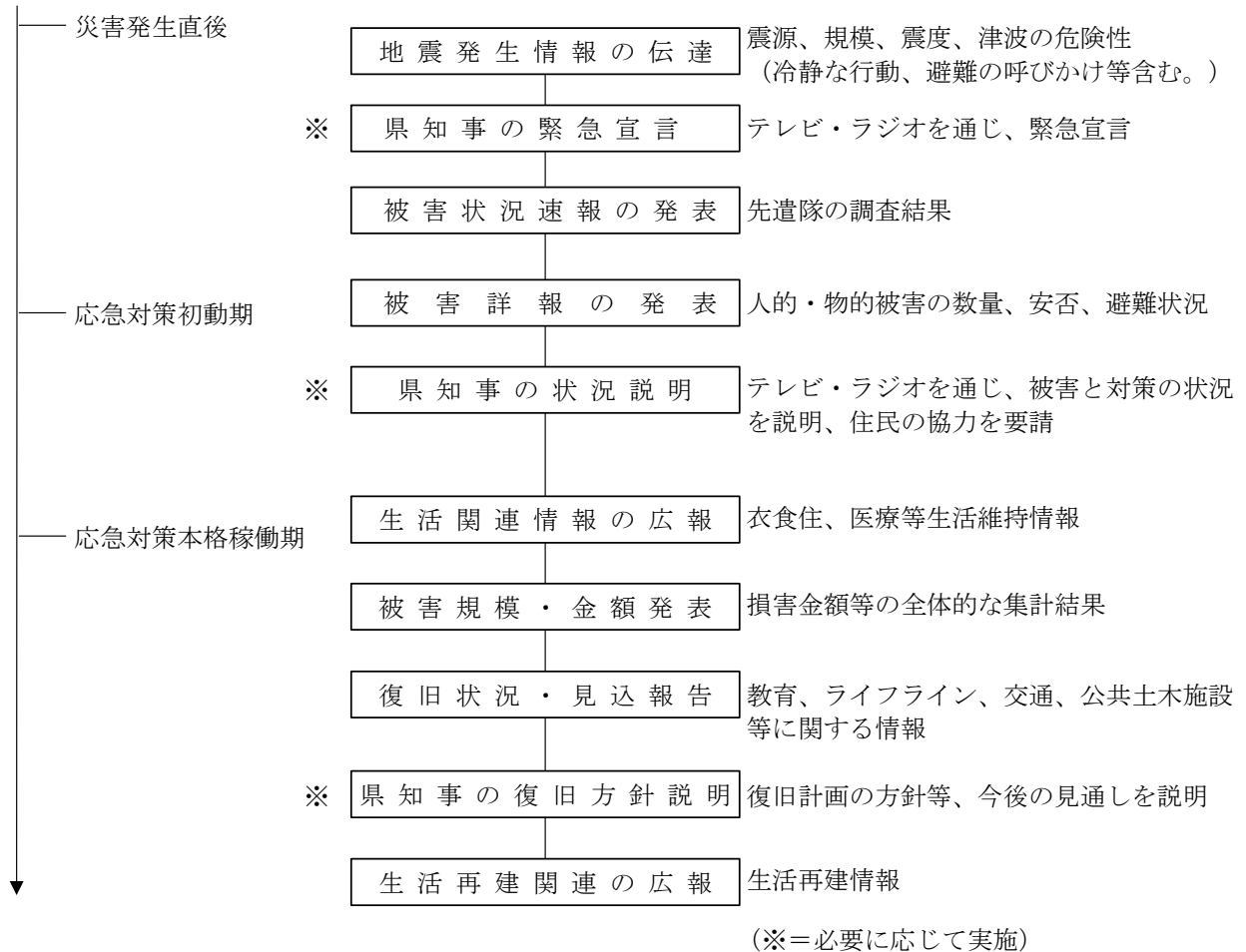
(5) 代替情報提供機能の確保

地震、津波等による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

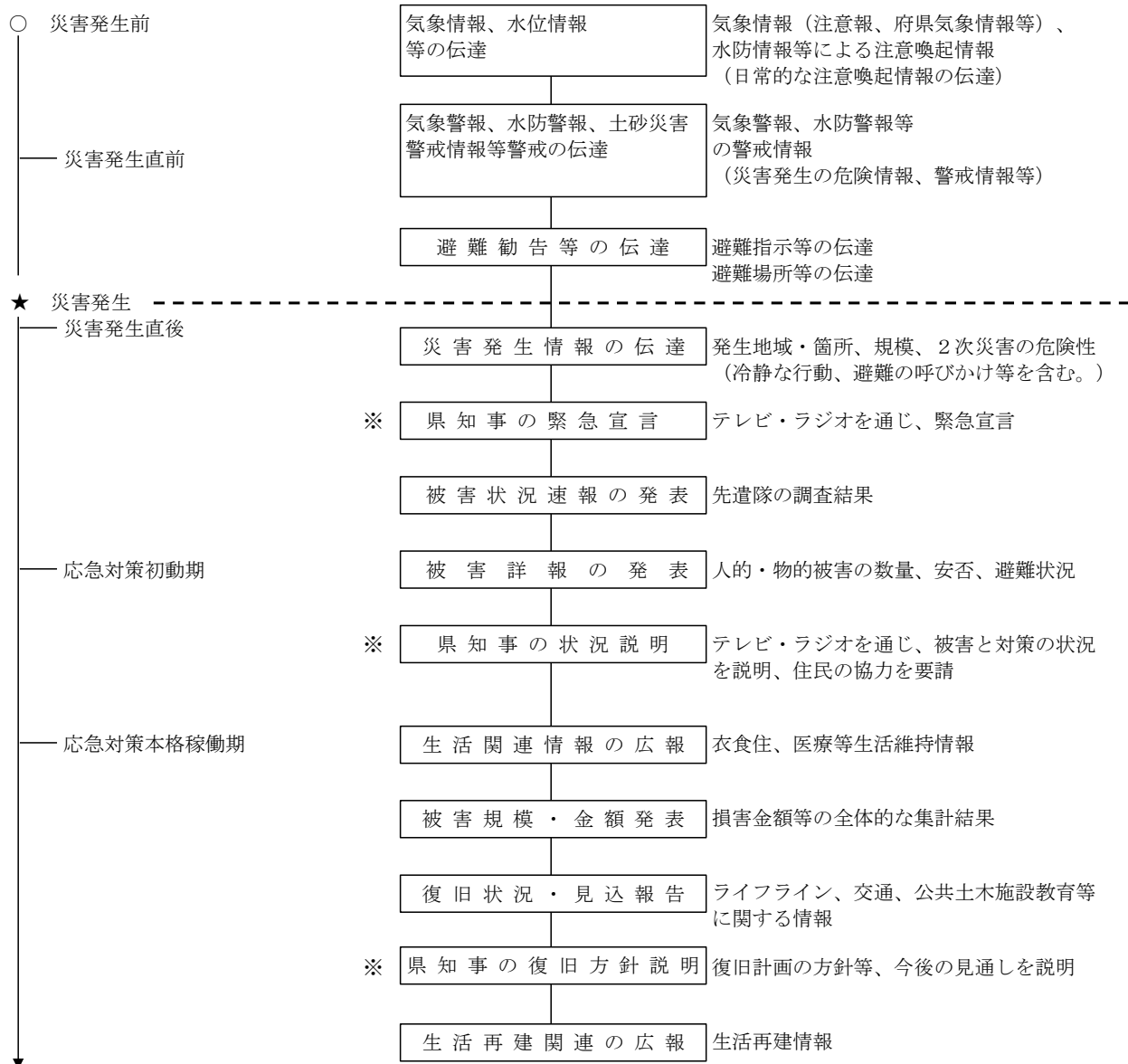
2 業務の体系

(1) 地震災害

× 地震発生



(2) 風水害



（※＝必要に応じて実施）

3 各機関の役割

(1) 市

ア 役割

県その他防災関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、災害発生時の人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復旧の意欲を喚起し、災害応急対策の実質的効果を上げるため、主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を実施し、併せて、新聞、放送等の報道機関の機能を通じて災害応急対策の効果的促進を図るため、これら機関に対する情報発表、資料の提供等を積極的に行う。

イ 災害発生時の広報活動の目的

- (ア) 流言飛語（デマ）等による社会的混乱の防止
- (イ) 被災者の避難行動や関係者の救援活動のための適切な判断を助けること。
- (ウ) 応急対策等の情報伝達により、被災地域及び被災者の復旧意欲の高揚と民心の安定を図ること。

- (エ) 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復興事業等に対する社会的な協力を得やすくすること。

ウ 広報活動の対象

- (ア) 被災地域の住民及び滞在者（直接的な被災者）
- (イ) 被災地域外の被災地関係者（間接的な被災者）
- (ウ) 一般国民等直接災害と関係ない者

エ 広報・広聴窓口

- (ア) 本庁：情報総括部（企画戦略課）
- (イ) 支所：総務担当（地域振興課）

オ 手段

- (ア) 電話、防災・防犯情報一斉メール、SNS、HP等インターネット媒体による配信、個別訪問、広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示
- (イ) 住民相談窓口の開設
- (ウ) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (エ) 防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）による情報発信
- (オ) 緊急速報メールによる情報発信
- (カ) コミュニティ放送、ケーブルテレビ等コミュニティメディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。なお、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。）
- (キ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者）への情報提供

カ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（こころのケアを含む。）に関する情報
- (イ) 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害）、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報
- (ウ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
- (エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
- (オ) 自主防災組織及び自治会等からの相談・要望等
- (カ) 被災者の相談・要望・意見
- (キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

キ 広報資料の収集

広報資料は、次の要領によって収集する。

- (ア) 災害が発生したときは、担当職員を直接現場に派遣して取材させ、資料の収集を行わせる。
- (イ) 広報資料の収集に当たっては、特に経過、推移を知ることのできる写真、ビデオテープ等の収集に努める。
- (ウ) 上記(イ)により収集した資料のうち、写真、ビデオテープ等については、撮影日時、地点等を明らかにした付票を付して「災害原稿」と朱書きし、迅速、確実に情報総括部（企画戦略課）に提出する。

(2) 県

ア 役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

また、市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市からの要請の有無にかかわらず、必要に応じて支援する。

イ 広報・広聴すべき事項

- (ア) 地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び気象観測地点の観測測定情報、並びに河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報
- (イ) 県地域機関、県内市町村、その他防災関係機関から報告された被害状況
- (ウ) 国、県、県内市町村等公的機関の災害対応、災害対策本部に関する情報
- (エ) 県知事の住民への呼びかけ及び対応方針
- (オ) 医療機関の被災状況・受入可否
- (カ) ライフライン、交通情報
- (キ) 物資・食料・義援金、ボランティアの受入情報
- (ク) 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定
- (ケ) 広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供（一斉同報FAX）
- (イ) 記者会見（県知事、県災害対策本部各本部員等）
- (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア（ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
- (エ) 災害の記録誌及び記録映像の作成
- (オ) 緊急速報メールによる情報発信
- (カ) 電話、手紙又は電子メールによる意見・要望等の収集
- (キ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む。）
- (ク) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者への情報提供

(3) 新潟地方気象台

ア 役割

- (ア) 地震が発生した場合、緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等を提供する。
- (イ) 風水害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等
- (イ) 特別警報・警報・注意報、予報等
- (ウ) 河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報

ウ 手段

- (ア) 防災情報提供システム等での提供
- (イ) 報道機関、県、市及び防災関係機関への説明会の実施
- (ウ) インターネットによる情報発信

(4) 北陸地方整備局

ア 役割

- (ア) 国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を提供する。

- (イ) 河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を提供する。
- (イ) 河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
- (イ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

(5) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災により使用できない区域
- (イ) 使用可能な場合の使用上の注意
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・ケーブルテレビ等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
- (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(6) 公共交通機関（鉄道、バス、船舶、航空機）

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ 広報すべき事項

- (ア) 被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航の取りやめ
- (イ) 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段
- (ウ) 復旧状況及び復旧見込み

ウ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内・車内・船内・機内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼
- (エ) 防災行政無線による情報発信依頼
- (オ) コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・ケーブルテレビ等コミュニティメディアへの報道依頼（平時から事業者との協力体制を整えておくものとする。）
- (カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(7) 県警察

ア 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ 広報すべき事項

- (ア) 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- (イ) 交通規制に関する情報
- (ウ) 市長から要求があった場合等の避難指示広報

ウ 手段

- (ア) 報道機関への情報提供
 - (イ) 警察官による現場広報
 - (ウ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）
- (8) その他防災関係機関等
住民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。
- (9) インターネットによる情報発信における連携
各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

4 災害対策基本法第57条に基づく報道要請

市又は県は、法第55条又は第56条の規定による災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	放送申込書により日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。	日本放送協会及び民間放送各社
報道機関	報道要請に基づき報道する。	

(1) 要請内容

津波の襲来、洪水、土砂災害、火災の延焼、危険物の流出等住民に危険が及ぶことが予想される場合の避難の呼びかけ。

(2) 各報道機関の連絡先

機関名	所在地	電話（昼間）	電話（夜間）
N H K新潟放送局	新潟市中央区川岸町1-49	025-265-1141	同左
B S N新潟放送	新潟市中央区川岸町3-18	025-230-1532	025-267-3469
N S T新潟総合テレビ	新潟市中央区八千代2-3-1	025-248-7234	025-249-8850
T e N Yテレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町1-11	025-283-8152	同左
U X新潟テレビ21	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-8608	同左
エフエムラジオ新潟	新潟市中央区幸西4-3-5	025-246-2311	025-246-2314

5 災害発生時の各段階における広報

(1) 風水害発生直前

実施主体	対策	協力依頼先
新潟地方気象台	1 気象実況、数値予報等の分析により災害が発生する危険性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報又は注意報を県及び各報道機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 2 必要に応じて、市、県、報道機関等に今後の気象状況等について、説明会を開催する。	市、県、報道機関
新潟地方気象台、北陸地方整備局、地方公共団体（市、県）	被害を及ぼす危険性のある洪水等の状況を把握し、予測した場合は関係機関・報道機関等を通じて住民に速やかに伝達する。	市、報道機関、防災関係機関
市	1 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 2 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（高齢者等避難、避難指示）を伝達する。	消防団、自主防災組織
県	1 本章第5節「洪水予報・水防警報伝達計画」に基づき、河川の水位又は流量等を市及び関係機関に伝達し、必要に応じて報道機関及び住民の協力を求めて一般に周知する。 2 土砂災害警戒情報を新潟地方気象台と共同で発表し、市、報道機関を通じて住民に周知する。	北陸地方整備局、市、報道機関、防災関係機関
県、北陸地方整備局	本章第6節「土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画」に基づき土砂災害緊急情報等を市に通知する。	市、防災関係機関
報道機関	入手した気象警報又は注意報及び水防警報等については、各報道機関の放送マニュアル等に基づき放送する。	
県知事	災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む。）を通じて、緊急事態宣言を行う。	報道機関

(2) 災害発生直後

実施主体	対策	協力依頼先
新潟地方気象台	(地震・津波の場合) - 地震観測データに基づく情報（緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 - 必要に応じて、県、市、報道機関等に津波警報等、津波予報及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。	報道機関、県、市
市	(地震・津波の場合) - 住民に対する避難指示等 - 津波被害の危険性を防災行政無線等で広報する。 (共通事項) - 危険地域の住民に広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等により広報するとともに、避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 - 消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。	消防団、 自主防災組織
県	- 津波発生のおそれがあるとき又は大規模かつ広域災害が発生するおそれがあるときは、直ちに防災行政無線等を通じて防災関係者に避難又は警戒を呼びかけ、報道機関の協力を得て直ちに住民等に伝達する。 - 震度情報や被害状況等を報道機関や県ホームページ等を通じて提供する。 - 緊急情報は防災ポータルに一元的に集約し、情報発信する。	市、報道機関
北陸地方整備局	- 所管施設の被害状況や国道の通行規制及び復旧に関する情報等について、報道機関等を通じて提供する。 - 災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整える。	
報道機関	直ちに被害状況を報道し、住民及び防災関係機関等の事態の把握を支援する。	
県知事	災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む。）を通じて、緊急事態宣言を行う。	報道機関

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 避難所の開設等 2 医療、救護、衛生及び健康に関する情報 3 給水・炊き出しの実施及び物資の配給	
県	1 人身・家屋・公共施設等の被害及び住民の避難状況に関する情報 2 公共土木施設及び農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報） 3 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者受入れの可否 4 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報 5 ボランティア受入情報 6 物資・食料の受入情報 7 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定 8 各種相談窓口に関する情報	
県警察	1 災害に乗じた犯罪の抑止情報 2 交通規制情報 3 市長から要求があった場合等の避難指示広報	
北陸地方整備局	道路等の所管施設の被害及び復旧に関する情報	
ライフライン関係機関	1 被災による使用不能状況 2 使用可能の場合の使用上の注意等	
公共交通機関	1 被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航の取りやめ 2 臨時ダイヤ等	
県知事	災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む。）を通じて被害の状況、県の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を随時自ら分かりやすく住民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。	報道機関

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 消毒・衛生・医療救護、健康（こころのケアを含む。）に関する情報 2 小中学校の授業再開予定 3 仮設住宅への入居	
県	1 被害金額等の概算集計 2 公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み 3 義援金の受入れ	
北陸地方整備局	道路等の所管施設の被害状況及び復旧見込み	
ライフライン関係機関、公共交通機関	1 復旧見込み 2 災害時の特例措置の実施状況	

実施主体	対策	協力依頼先
県知事	災害の復旧計画の方針、今後の見通し等をテレビ・ラジオ（多重放送を含む。）等を通じて住民に分かりやすく説明する。	報道機関

(5) 復旧対策期

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 罹災証明書の発行 2 生活再建資金の貸付 3 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 4 その他生活再建に関する情報	
県	広域的な復旧計画等	

6 広聴活動

市及び県は、災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とする。

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受付 2 被災者のための相談窓口の設置	
県	1 市の行う被災者のための相談活動に対する支援 2 災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取	
ライフライン関係機関	利用者相談窓口の開設	

7 住民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7節 住民等避難計画

担当：情報総括部、福祉部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時は、住民等は、緊急地震速報等に基づき、自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

(2) 各主体の責務

ア 住民の責務

- (ア) 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
- (イ) 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
- (ウ) 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- (エ) 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- (オ) 指定避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡する。

イ 企業・事業所等の責務

- (ア) 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難誘導する。
- (イ) 必要に応じて、施設を指定緊急避難場所として提供する。
- (ウ) 近隣での住民の救助活動に協力する。

ウ 市の責務

- (ア) 地震後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- (イ) 指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- (ウ) 避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- (エ) 二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示する。
※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏えい等
- (オ) 避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

エ 県の責務

- (ア) 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供して状況判断について技術的な支援を行う。
また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。
- (イ) 前記の情報収集・提供を行う拠点を県庁舎西回廊危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。
- (ウ) 避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- (エ) 県知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。
- (オ) 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- (カ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整の上、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の確保に係る支援を行う。
- (キ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公

共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

オ 県教育委員会の責務

所管する県立学校の指定避難所としての使用に協力する。

カ 県警察の責務

(ア) 住民の避難途上の安全確保に協力する。

(イ) 必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

(3) 達成目標

避難の指示と適切な情報提供により、二次被害による人的被害発生を防止する。また、避難行動要支援者の逃げ遅れを防止する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ 市は、あらかじめ策定した「個別避難計画」に基づき、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。

また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている要配慮者がいないか点検する。

ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(5) 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わりにくくなるため、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。

エ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

オ スキー場を訪れた多数のスキー客が一時的に帰れない状況になった場合には、宿泊施設の借上げ等により避難場所を確保する。

(6) 広域避難への対応

ア 市による協議等

市が被災したときは、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対して当該都道府県との協議を求める。

イ 県による協議等

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言する。

エ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

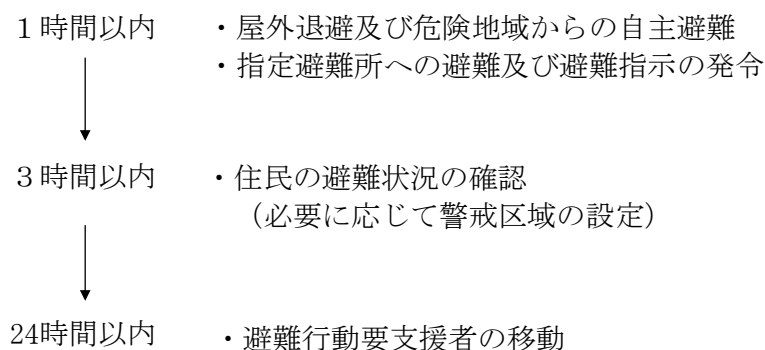
(1) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	市・消防本部、 県警察	・安否情報 ・被害情報 ・被災地ニーズ
市	県	・集約された被害情報 ・集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、 緊急消防援助隊、 警察災害派遣隊、 自衛隊等	・活動範囲 ・業務内容

(2) 救助活動（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・活動範囲、部隊規模、受入体制
市	自治会、住民等	・指定避難所の開設 ・運営協力要請 ・支援体制等の情報
自治会、住民等	その他の被災地域	・支援体制

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導及び救助

実施主体	対策	協力依頼先
被災者、 自主防災組織	自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	
市	1 指定避難所の開設と被害状況の収集 2 情報の提供と発信 3 自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、 県警察等
県	1 被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 2 自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要請 3 管理施設の避難所開放	報道機関、 自衛隊、消防庁、 第九管区海上保安本部、 警察本部等
防災関係機関	1 避難状況の収集及び緊急通報への対応 2 広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	県警察、 市・消防本部

(2) 避難指示等

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 住民等への伝達と避難の指示 2 避難の広報及び避難誘導 3 避難路の安全確保及び避難所の開設 4 報道機関、警察等関係機関への連絡	報道機関、 県警察
県	1 避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 2 関係機関に災害派遣等を要請 3 応急対策の実施	報道機関、 自衛隊、消防庁、 第九管区海上保安本部、 国土交通省、 警察本部等
防災関係機関	1 避難指示地域からの避難誘導 2 交通規制の実施 3 犯罪予防	県警察、 市・消防本部

5 避難対策

(1) 危険の覚知と情報収集

地震が発生した場合、市及び防災関係機関は、所管区域内のパトロールを強化し、危険の早期覚知に努めるとともに、住民等に警戒を呼びかける。

防災関係機関は、職員、住民等からの通報により被害の発生を覚知したときは、直ちに応急対策に取り掛かる。

また、住民等に危険が及ぶと判断したときは、直ちに市に連絡する。

(2) 住民等の自主的な避難

ア 自主的避難の開始

住民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡する。この際、できるだけ隣近所でまとまって行動し、要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心掛ける。

イ 市による支援措置

市は、住民等の自主避難が予想される場合、又は住民等が自主避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。

住民等が親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設の避難所を提供するなど、避難者が気兼ねなく避難生活を送れるよう配慮する。

(3) 避難情報の発令

ア 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保発令の実施責任者

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、この節において「避難情報」という。）の発令は、原則として市長が行う。市長は、市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等を避難させる必要があると判断したときは、避難指示を発令し、速やかに県知事に報告するとともに、必要に応じて警察署長に住民等の避難誘導への協力を依頼する。

なお、緊急を要する場合の避難情報の発令は災害対策本部決定を経ずに市長権限で行う。

事項 区分	実施責任者	発令の条項及び根拠法
高齢者等避難	市長	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき（一）。
避難指示	市長	・災害が発生し又は発生のおそれがあり、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（法第60条第1項）。
	水防管理者	・洪水、雨水出水等による災害・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条）。
	県知事又はその命を受けた職員	・洪水、雨水出水等による災害・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条）。 ・地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第25条）。
	県知事	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（法第60条第6項）。
	警察官	・市長が避難のため立ち退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき（法第61条第1項）。
		・危険な事態がある場合において、特に急を要するとき（警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条）。
	海上保安官	・市長が避難のため立ち退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき（法第61条第1項）。
緊急安全確保	自衛官	・危険な事態がある場合において、特に急を要するとき（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）。 ※警察官等がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。
	市長	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき（法第60条第3項）。
	県知事	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（法第60条第6項）。
	警察官 海上保安官	・市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき（法第61条第1項）。

（注）警察官又は自衛官が避難の指示を行った場合は、速やかにその旨を市長に通知する。

イ 避難情報の基準

避難情報の発令は、「災害時職員初動マニュアル」の避難情報等発令基準に基づき実施するものとするが、地震・津波発生時には、原則として次のような事態になったときに発する。

- (ア) 大津波警報、津波警報が発令された場合、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。
- (イ) 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ、土石流等により著しい危険が切迫し、付近住民に危険が認められるとき。
- (エ) 危険物等の施設に被害が発生し、避難を要すると判断されたとき。
- (オ) 有毒ガス等の危険物が流出拡大し、又はそのおそれがあり、避難を要すると判断されたとき。
- (カ) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

ウ 避難情報の内容

避難情報は、次の内容に基づき行う。

- (ア) 要避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 開設する指定緊急避難場所等
- (エ) 避難時の注意事項等
 - a 火気及び危険物の始末を完全にする。
 - b 避難後の戸締まり
 - c 携行品は必要最小限とする。
 - d 服装は軽装とする。

エ 避難情報発令に係る助言の要請

市は、避難情報の発令に当たり、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。このため、あらかじめ、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

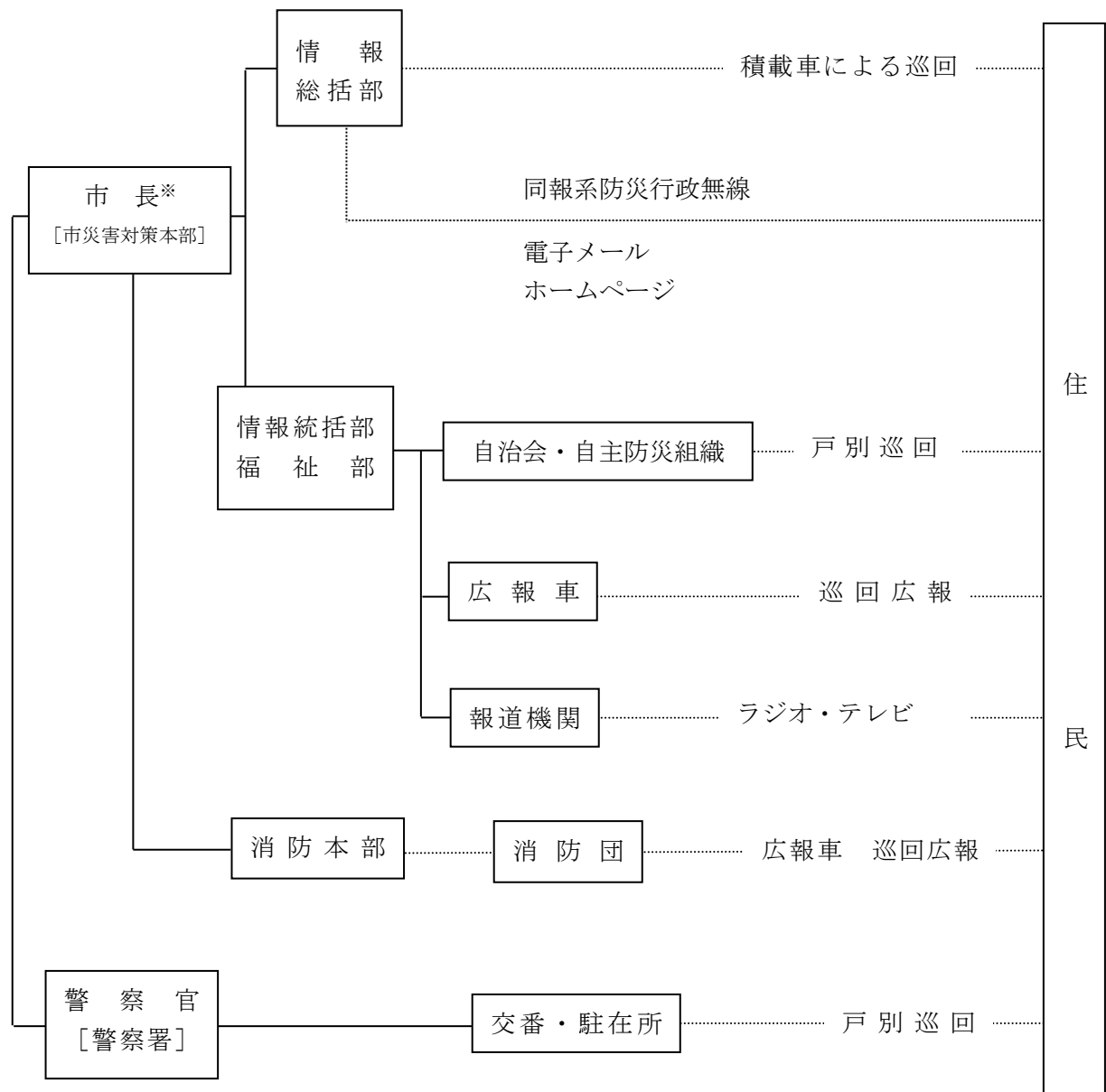
(4) 避難情報の伝達

市は、住民等に対して、同報系防災行政無線、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット、メール等あらゆる広報手段によって迅速な周知、徹底を図る。

また、要配慮者への避難情報の発令に当たっては、同報系防災行政無線による放送のほか、地域の民生委員、自治会、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておく。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

【避難情報の伝達系統図】



※緊急を要する場合の避難情報の発令は災害対策本部決定を経ず市長権限で行う。

(5) 避難誘導

住民等の避難誘導は、市、消防・警察機関が実施する。

ア 避難の方法

(ア) 地域の自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難指示を受けて、可能な限り集団避難方式により段階的に避難させる。

(イ) 誘導員は、き然たる態度で避難経路及び避難先を明示し、出発、到着の際には必ず点呼を行い、人員を把握する。

イ 避難先

住民等は、家庭内、事業所等では火の始末などの出火防止を徹底した後に、あらかじめ指定された指定緊急避難場所、又は指定避難所等安全な場所に避難する。

ウ 避難路の安全確保

(ア) 迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により、避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図る。

- (イ) 警察と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、ヘリコプター等を活用し、住民等を迅速・安全に避難させる。

エ 避難順位

避難誘導に当たっては、要配慮者を優先する。

(6) 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

施設の防災責任者は、次の事項に留意して、利用者がパニック状態に陥ることのないよう現状を把握し、正確な情報を伝え、混乱が増幅することのないようにしながら避難誘導を行い、人命の安全確保に努める。

ア 混乱防止のため、確認情報と未確認情報の区別による正確な情報の伝達

イ 避難先の明示

ウ 避難経路の要所に誘導員を配置

エ 要配慮者の優先

6 警戒区域の設定

警戒区域の設定実施者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(1) 警戒区域の設定実施者

実施責任者	措置	実施の基準
市長 [法第63条]	・警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
県知事 [法第73条]	同上	・上記の実施の基準の場合において市長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官 [法第63条]	同上	同上
自衛官 [法第63条]	同上	同上
消防長又は消防署長 [消防法第23条の2]	・火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。
警察署長 [消防法第23条の2]	同上	・上記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。

実施責任者	措置	実施の基準
消防吏員又は 消防団員 [消防法第28条、第36条]	・消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限する。	・火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警察官 [消防法第28条、第36条] [水防法第21条]	同上	・上記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。

(注1) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

(注2) 警察官又は自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、速やかにその旨を市長に通知する。

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有するものが現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。

また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域内の設定により、一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。

7 広域避難・広域一時滞在対策

(1) 県又は他市町村との協議

市は、上記1「(6) 広域避難への対応」に基づき、県又は他市町村との協議を求める。

(2) 助言の要請

市は、必要に応じて、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体に於ける被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

(3) 広域一時滞在の実施

ア 市が被災者を他地区へ移送した場合、市職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

イ 県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町村が行い、被災者を受け入れた本市は協力する。

(4) 避難者の把握

市は、市外等に多数の避難者が発生した場合には、全国避難者情報システムなどを活用し、市外等避難者の把握に努めるとともに、市外等避難者に対する諸手続がスムーズに行われるような体制づくりに努める。

第8節 避難所運営計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、すべての部

1 計画の方針

(1) 基本方針

指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は市が行う。

運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。に十分に配慮する。

(2) 各主体の責務

ア 避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

ウ 県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ 県警察は、避難所の保安等に当たる。

オ 避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

(3) 達成目標

ア 地震発生後3時間以内に開設する（施設の安全確認、職員配置）。

イ 地震発生6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。

ウ 地震発生12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

エ 地震発生から概ね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。

オ 避難所での生活を概ね地震発生から2か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う。

(4) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

(ア) 指定避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

(イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。

(ウ) 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

(エ) 避難者に食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

- (ハ) 避難者1人当たり3㎡（感染症対策時4㎡）のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティション、段ボールベッド等の設置に努める。

また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。

- (カ) 避難所の建物外の避難者には、テントなどを提供する。
(キ) トイレは仮設も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の増設に努める。

なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を1つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

- (ク) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
(ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
(コ) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
(サ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
(シ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
(ス) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
(セ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
(ソ) 気温や湿度が高い日には、熱中症に罹る危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
(タ) 住民登録の有無にかかわらず、避難者を適切に受け入れるものとする。
(チ) 必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 男女共同参画及び性的少数者の視点

男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

- (ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
(イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
(ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。
(エ) 男女及び性的少数者のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
(オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した

避難所の運営に努める。

- (キ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (ク) 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や、入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(5) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所での配慮

- (ア) 避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
- (イ) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
- (ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

イ 福祉避難所の開設

- (ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。
- (イ) 県は、上記(ア)による対応で福祉避難所が不足する場合等には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
- (ウ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

(6) 積雪期での対応

- ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

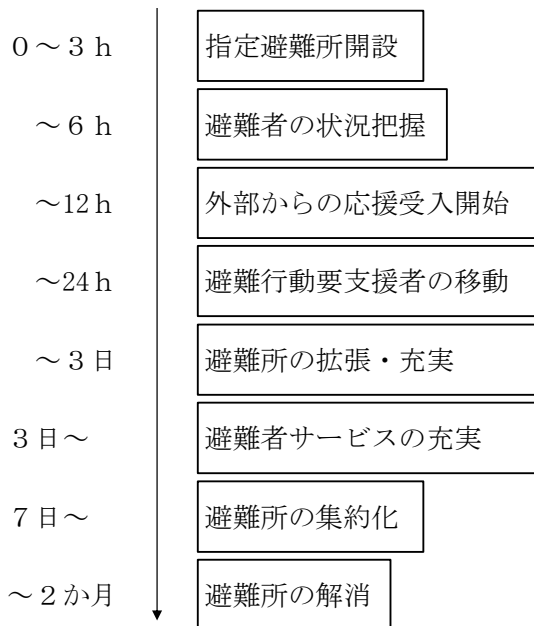
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	市災害対策本部	・避難者数、ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	・避難所
	市ボランティアセンター	・避難者数、ニーズ
県災害対策本部	国、関係機関等	・避難状況 ・支援、供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国、関係機関等	県災害対策本部	・支援、供給情報
県災害対策本部	市災害対策本部	
市災害対策本部	避難所	

3 業務の体系

☆災害発生、又は風水害発生のおそれ（避難指示等の発令）



4 業務の内容

(1) 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	対策	協力依頼先
避難所予定施設の管理者	○避難所予定施設の安全確認（～3 h） ・施設の安全確認 ・避難所開設作業への協力	
市	○指定避難所開設時の支援（～3 h） ・福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受入れ ・職員配置及び避難所開設報告 ・冷房器具の手配（夏季） ・暖房器具及び燃料の手配（冬季） ○避難者の状況把握（～6 h） ・避難者数・ニーズの把握及び報告 ・避難所備蓄物資の提供 ○外部からの応援受入開始（～12 h） ・避難所運営応援職員の受入れ ・ボランティアの配置 ・食料・生活必需品提供の開始 ・仮設トイレ設置 ・市医療救護班及び市歯科医療救護班の派遣 ・避難行動要支援者支援要員の配置 ○避難行動要支援者の移動（～24 h） ・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所	介護事業者等 県災害対策本部 〃 〃 避難者 〃 県災害対策本部 市ボランティアセンター 県災害対策本部 〃 〃 郡市医師会・歯科医師会 保健所 保健所 福祉施設
県	○指定避難所開設時の支援（～3 h） ・県施設避難所の開設への協力	

実施主体	対策	協力依頼先
	・施設の応急危険度判定要員派遣 ○避難所運営の応援（～12h） ・避難所運営応援職員の派遣 ・食料・生活必需品の調達・配送 ・県備蓄物資の提供 ・仮設トイレの手配 ・県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣 ・看護師及び保健師の派遣 ○避難行動要支援者の移動（～24h） ・受入れ医療機関の確保 ・福祉関係者への協力依頼	市、 協定締結道県、 協定企業等、 県トラック協会 災害拠点病院等、 県看護協会、 県医師会等 障がい者施設、 介護事業者等
自衛隊	・県の要請により食料・物資を輸送 ・県の要請により傷病者等を搬送	

(2) 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対策	協力依頼先
市	○避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善（パーティション、間仕切り等設置） ・避難者による自治組織編成	県災害対策本部 避難者
県	・自衛隊に避難者用テント設営を要請	自衛隊
県警察	・避難所における保安対策の実施 ・住民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織
自衛隊	・県からの要請により避難者用テントを設営	
電力供給事業者	・避難所施設の電力供給再開	

(3) 避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	対策	協力依頼先
市	○避難者サービスの充実（3日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配 ・臨時公衆電話等の設置を要請	県災害対策本部 市ボランティアセンター 県獣医師会 県動物愛護協会 市ボランティアセンター等 電気通信事業者
県	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請 ・入浴施設への協力依頼 ○避難所・避難者の集約（7日～）	自衛隊、市、 新潟県生活衛生同 業組合連合会、 LPGガス協会
自衛隊	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電力供給事業者	○避難者サービス充実への協力（3日～） ・市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

5 避難所の開設、管理・運営

市は、非常配備基準に基づき、指定避難所を開設し、原則として屋内の施設内に避難者を受け入れるよう指示する。この一時的な避難の後、避難者が増え、なお継続的な避難が必要と判断されるときは、その他避難所を開設する。

なお、避難所の開設、管理・運営の詳細については、「災害時職員初動マニュアル」及び「村上市避難所運営ガイドライン」に定めるところによる。

(1) 避難所の開設

ア 避難所の指定

(ア) 避難所の開設に当たっては、被災者の生活再建等を考慮し、居住地の近傍の学校等の公共施設で、管理者等により安全確認の済んでいる施設を指定する。

(イ) 住民等が避難する公共施設が不足するとき、その他必要があると認めるときは、民有等

の避難施設（避難協力施設）の管理者に協力を求め、安全確認の済んだものについて、避難所として指定することができる。

イ 開設状況の連絡

避難所を開設したときは、開設した場所、日時、開設見込期間等の開設状況を速やかに県知事、警察署に連絡する。

ウ 避難所管理責任者の選任

避難所管理のため市職員を派遣し、管理責任者に充てるが、緊急的にその施設の管理者等の協力を得て、この管理体制を確立する。

エ 避難者名簿の作成

管理責任者は、避難者の住所、氏名その他必要な事項を記載した避難者名簿を作成し、避難者の人数及びその内訳を速やかに災害対策本部に連絡する。避難者にけが人・病人等がいる場合は、直ちに消防本部等へ連絡し、必要な措置をとる。

(2) 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営に当たっては、市職員のみでは対応することが困難であるので、共同生活の円滑化を図るため、避難者による自主組織及びボランティアを組織化し、共同して活動部隊を編成する。

ア 避難所との連絡方法

避難所と市災害対策本部との連絡方法は、電話、FAX、インターネット、メール等によることとし、電話回線等が確保できない場合は、無線機等の通信機器や緊急連絡員による自転車等の交通手段の利用による直接（文書、口頭）の連絡体制をとる。

イ 資機材等の設置

避難所の運営に必要な資機材、台帳等をあらかじめ整備しておくほか、必要に応じて関係業界の協力を得て、次のものを設置する。

(ア) 仮設トイレ（共同便所）又は臨時の貯留施設

(イ) 仮設電気（発電機）

(ウ) 簡易シャワー

ウ 生活物資（水・食料・物資）の受入れ、管理及び配給

(ア) 避難者による自主組織の協力を得て配給に不満のないように配慮する。

(イ) 水、食料の配給については、要配慮者を優先して配給する。

(ウ) 収容避難者のほか、地域被災者にも留意する。

(エ) 生活必需品の品目、数量について、避難者の希望をとり、市災害対策本部（物資集積場所）との連絡を密にする。

エ 要配慮者対策

避難者による自主組織等の協力を得て、要配慮者の把握調査を行い、特に高齢者、障がい者、傷病者等で介護を必要とする者に対し、関係機関との連携を密にし、適切な対応をとるものとし、避難生活において心身に負担のかからないよう、避難所でのケアスペースの確保に配慮する。

また、車椅子を必要とする者には、できるだけ車椅子で生活可能な避難所へ誘導する。

市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。そのためにも、事前に、施設等との協定による対策を講じるよう努める。

オ 被災による要保護児童対策

避難者による自主組織等の協力を得て、被災による孤児、遺児等の要保護児童の把握調査を

行い、保護を必要とする児童を発見した場合には、児童相談所に通報し、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護措置を講じる。

カ 情報の提供

避難所の管理者を通じるなどして避難者に対して次の情報提供をするほか、マスコミを通じて避難者の安否等を広報する。

- (ア) テレビ（ラジオ）により情報把握を行い、住民等へ正しい情報を提供する。
- (イ) 収容者心得等の提示
- (ウ) 掲示コーナーの設置

(3) 避難所における相談業務

避難者による自主組織等の協力を得て、避難所での避難者の苦情や要望を聞き取るとともに、市災害対策本部に生活相談窓口を設置し、対応する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(4) 避難所での感染症予防対策

村上市避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」に基づき、避難所での感染症予防対策を実施する。

(5) 避難後の状況変化等に応じた措置

ア 避難者が増え続ける場合

避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握する。

地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理責任者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

市の避難所だけでは不足する場合は、被災地外の市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあつせんを依頼する。

イ 更に危険が迫った場合

災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、県、警察等に避難者移動用の車両、舟艇、ヘリコプター等の提供を依頼するとともに、協力して避難誘導に当たる。

ウ 危険が去った場合

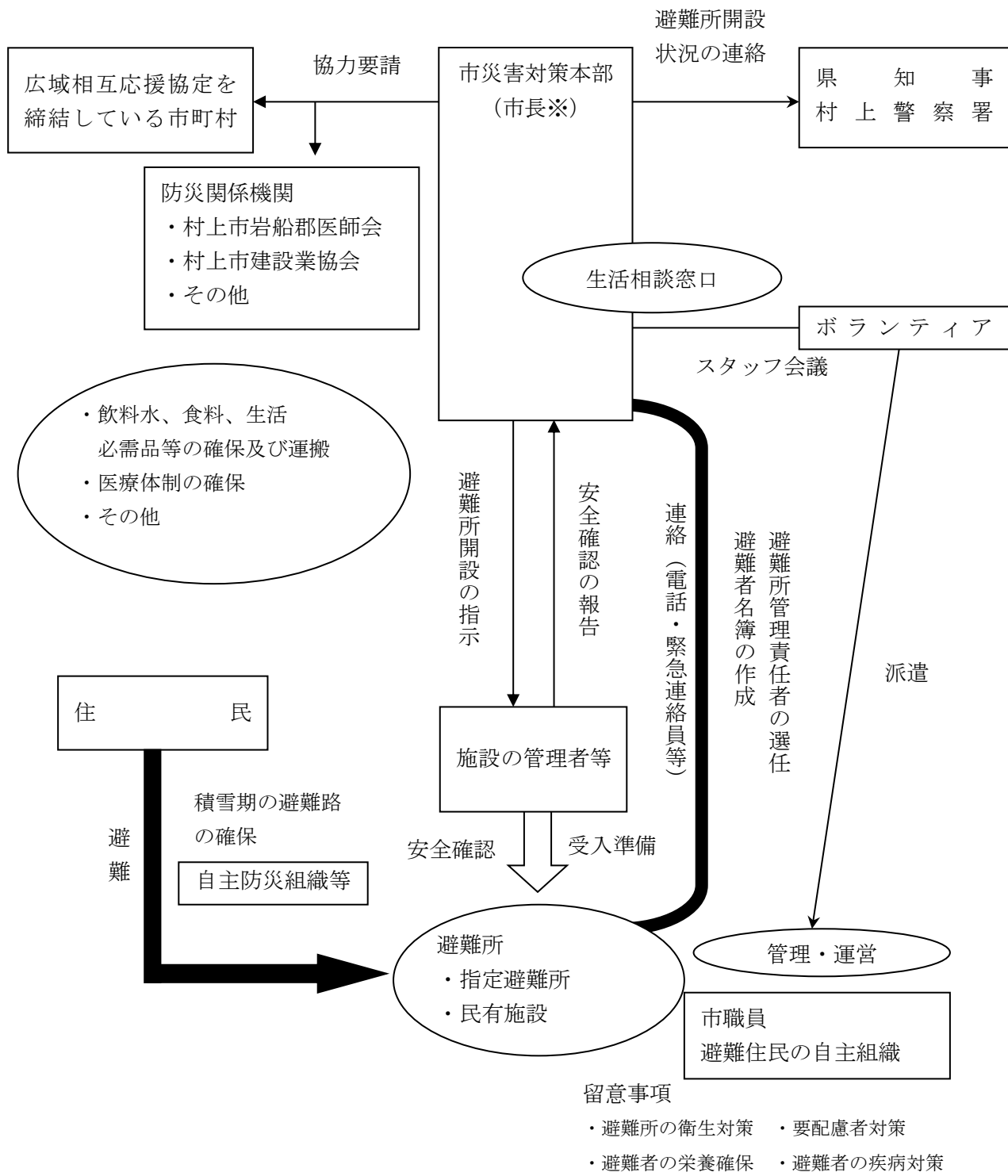
被害が鎮静化した場合は、避難所の管理者を通じて避難者に連絡するとともに、避難情報を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難情報を解除した場合は、速やかにその旨を県知事等に報告する。

交通関係機関は、不通区間が復旧又は運行再開したとき及び代替輸送手段を確保したときは、直ちに市及びマスコミを通じて避難中の旅行者に伝達する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の管理者に届け出る。避難所の管理責任者は、避難者の退去状況を、逐次市に連絡する。

【避難所の連絡体制図】



※緊急を要する場合の避難情報の発令は災害対策本部決定を経ずに市長権限で行う。

6 避難の長期化への対処

(1) 市のとるべき措置

市は、住民等の避難が長期化した場合、避難所運営に当たって次の点に留意するものとし、特に、要配慮者の処遇について、十分に配慮する。

また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

ア 避難者の栄養、健康等の対策

避難者の必要最小限の栄養確保、生活必需品（下着、生理用品等）及び医薬品（家庭薬）の確保に努めるとともに、寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分注意するよう努める。

イ 避難所の衛生、給食、給水等対策

(ア) 入浴、便所、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

(イ) 寝具の乾燥（日光消毒）、避難所の清掃等を徹底する。

(ウ) 炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の配布を行う。

(エ) 給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

必要に応じて衝立等を利用し、避難所でのプライバシーの確保等に配慮する。

また、村上地域振興局健康福祉部等の協力を得て、メンタルな相談などの対応についても配慮する。

エ 災害救助法が適用されている場合の措置

災害救助法又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、市長は、県知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける（災害救助法施行令第3条、災害救助法施行細則第2条別表第1）。

(2) 避難所における住民等の心得

避難所に避難した住民等は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。

また、市は、平時から避難所における生活上の心得について、住民等に周知を図る。

ア 自治組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

ウ 要配慮者への配慮

エ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(3) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化を考慮し、状況に応じて旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(4) 住民の避難生活の早期解消のための措置

市は、住居を滅失又は長期間居住不能となった住民の住居の確保について、公営住宅への入居や自宅再建の援助等の根本的措置を早期に計画するとともに、仮設住宅建設等の当座の住居対策を迅速に実施するなど、被災者が生活再建の計画を立てやすいよう配慮する。

(5) 避難所運営に伴う各機関への協力要請

ア 協力要請の手続

避難所の運営に際し、市は、必要に応じて、広域相互応援協定を締結している市町村の長、村上市岩船郡医師会、村上市建設業協会、更には県を通じて、日本赤十字社新潟県支部、新潟

県医師会、村上地域振興局健康福祉部、県精神保健福祉センター、栄養士会等の防災関係機関に対し、次の事項を示し、人的・物的支援の要請を行う。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 必要な物資車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (ウ) 必要な職員の職種及び人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援期間
- (カ) その他必要な事項

イ 各防災関係機関の協力内容

市が、防災関係機関に対し、協力を依頼する内容は、飲料水、食料、生活必需品等の確保及びその運搬並びに医療体制の確保等とする。

また、市と村上市社会福祉協議会は、連携を密にしながら、ボランティアとの調整のため、随時ボランティアのスタッフ会議を開催し、避難所の運営がスムーズに行えるよう努める。

7 帰宅困難者対策（外来者・一時滞在者への支援）

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するための協力を、県を通じ、県の協定締結者に要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、関係機関の協力を得ながら道の駅等に一時避難所を設け、安全が確保されるまで車等による移動を極力抑えるものとする。

なお、交通関係機関は、交通機関の不通により足止めされた旅行者で、宿舎が確保できない者に対しては、駅待合室等を仮眠所として提供するとともに、市に人数等を連絡する。

第9節 避難所外避難者の支援計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、すべての部

1 計画の方針

(1) 基本方針

避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

なお、「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(2) 各主体の責務

ア 避難所外避難者は、市、県警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。

イ 市は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

ウ 県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

エ 民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(3) 達成目標

避難所外避難者の状況は災害発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(4) 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(5) 積雪地域での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市災害対策本部	・避難所外避難者の状況
市災害対策本部	県災害対策本部	・避難所外避難者の支援ニーズ
県災害対策本部	関係機関	・支援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	・避難所外避難者の支援に関する情報
市災害対策本部	避難所外避難者	・避難所外避難者の支援に関する情報

3 業務の体系

指定避難所外避難者の状況調査



必要な支援の実施

4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	対策	協力依頼先
市	指定避難所外での住民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）	自治会等
県	市に対する支援（人員、助言等）	応援県等
避難者	避難状況の市災害対策本部への連絡	避難所管理者

※ 災害の発生時に、市指定の避難先へ避難することができず、公園等の空き地や民有施設に避難した住民等があるとの通報等を受けた場合は、直ちに確認する。

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） 2 食料・物資の供給 3 避難者の健康管理、健康指導	自治会、 県支援センター、 市ボランティアセンター、 NPO
県	市に対する支援（物資提供等）	応援県等

※ 避難所外避難者を確認した場合、施設責任者を避難者から選任し、避難者の名簿を作成するなど、施設の管理運営体制を指導し、避難者による自主組織の協力を得て、市指定の避難所と同様に、適切な対策を講じる。

(3) エコノミークラス症候群の予防

中越大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため、水分摂取を控えたことなどから、エコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、避難者への呼びかけ等必要な対策を講じる。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

担当：情報総括部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること（公共性の原則）。

イ 差し迫った必要があること（緊急性の原則）。

ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）。

(3) 自衛隊の救援活動区分及び装備区分等の内容

自衛隊の災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

ア 救援活動の概要

救援活動区分	内容
①被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動等に優先して搜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路、橋梁若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）。
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合）。
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する（緊急を要し、ほかに適当な手段がない場合）。

救援活動区分	内容
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。
⑬予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合において、その被害を未然に防止するための措置を実施する。

イ 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	装備区分等による活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

2 災害派遣要請手続

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、次の事項を明らかにし、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で県知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（現に実施中の応急対策の概要、宿泊施設等の受入体制の状況、部隊が派遣された場合の連絡責任者等など）

（注）口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後、FAXで処理する。

県の災害派遣担当窓口	住 所 等
県防災局 危機対策課 危機対策第1	住 所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電 話 025-285-5511（代）（内6434、6435、6436） 025-282-1638（直通） 県防災行政無線（発信番号）-40120-6434、6435、6436 N T T F A X 025-282-1640 衛星F A X（発信番号）401-881

(2) 自衛隊に対する緊急通知

市長は、県知事に派遣要請を求めることができない場合、災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を県知事に通知する。

(3) 県知事の派遣要請

県知事は、市長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記「9 派遣要請先」に定める要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

3 自衛隊の自主派遣

各自衛隊は、部隊を自主派遣する場合、できる限り早急に県知事等に連絡し、密接な連絡調整の下、効率的な救助活動の実施に努める。

4 県への連絡幹部の派遣

県知事が、各自衛隊に対して連絡幹部の派遣を要請した場合又は各自衛隊が被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を県に派遣し、連絡、調整を実施する。

また「特別警報」発表時は、速やかに派遣する。

なお、県は受入れに当たっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の受入施設を提供する。

5 派遣部隊の受入体制

市及び県は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

(1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

派遣部隊との連絡責任者（本部長又はその指名する者）及び連絡方法を定める。

(2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備

自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、県その他の防災関係機関の長と緊密な連携を図り、可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講じる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

派遣部隊に対し、次の施設等の確保に努める。

ア 自衛隊事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 宿泊施設又は宿营地

(4) 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

自衛隊の活動に対しては、付近住民の積極的な協力を求める。

6 業務の内容

(1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 事前の情報連絡 → 災害派遣要請 2 連絡幹部の受入れ	各自衛隊、市等
市	連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	防災関係機関
防災関係機関	救助における調整及び情報共有	自治会、地域住民

(2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 事前の情報連絡 → 災害派遣要請 2 連絡幹部の受入れ	各自衛隊、市等
市	連絡要員等の受入れ並びに自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入体制整備	自治会等
自治会等	民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	地域住民

7 災害派遣部隊の撤収

県知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民生の安定等に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請により決定する。

8 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に関わる運搬費

9 派遣要請先

(1) 陸上自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○新発田駐屯地司令 (第30普通科連隊)	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号 第30普通科連隊第3科 電 話 0254-22-3151 内230、236 NTTFAX 0254-22-3151 FAX切替 内537

(2) 陸上自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○海上自衛隊 舞鶴地方総監	〒625-0087 京都府舞鶴市余部下1190 舞鶴地方総監部防衛部オペレーション 電 話 0773-62-2250 内2222、2223 NTTFAX 0773-62-2250 FAX切替
	連絡窓口 新潟基地分遣隊当直室 〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号 電 話 025-273-7771 内431 NTTFAX 025-273-7771 FAX切替

(3) 航空自衛隊

災害派遣要請先	主な情報内容
○航空自衛隊航空総隊 司令官 (写真偵察機による 調査活動)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552 航空総隊司令部防衛部運用課作戦室 初動対処クルー 電 話 042-553-6611 内2283、2941 NTTFAX 042-553-6611 FAX切替
○航空支援集団司令官 (輸送機の派遣)	〒183-8521 東京都府中市浅間町1丁目5-5 航空支援集団司令部防衛部運用課
○航空救難団司令 (救援機の派遣)	電 話 042-362-2971 内2322 NTTFAX 042-362-2971 FAX切替2631
	〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地 航空救難団司令部防衛部救難運用班 電 話 04-2953-6131 内3832、3836 (夜間3895) NTTFAX 04-2953-6131
	連絡窓口 新潟救難隊飛行班 〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135 電 話 025-273-9211 内218、221 NTTFAX 025-273-9211 FAX切替 内227

第11節 輸送計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国・県・市、消防署、警察署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに、地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- (イ) 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

イ 県の責務

- (ア) 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- (イ) 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。
- (ウ) 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- (エ) 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- (オ) 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

ウ 県警察の責務

- (ア) 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- (イ) 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

エ 輸送関係機関の責務

自動車・海上・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導の下、県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

オ 輸送施設管理者の責務

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

(3) 達成目標

ア 輸送手段の確保

車両等の輸送手段は、概ね6時間以内に確保する。

イ 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。

ウ 輸送路及び輸送手段の決定

市、その他の防災関係機関は、道路の被災状況等に基づき、物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定するものとし、必要に応じ警察に輸送経路の交通規制等を依頼する。

緊急輸送等に必要な車両、船舶等の確保は、概ね次の順による。

- (ア) 防災関係機関の車両、航空機、船舶等
- (イ) 公共的団体の車両、航空機、船舶等
- (ウ) 営業用の車両、航空機、船舶等
- (エ) その他の自家用車両、航空機、船舶等

エ 輸送活動

輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

- (ア) 総括的に優先されるもの
 - a 人命の救助及び安全の確保
 - b 被害の拡大防止
 - c 災害応急対策の円滑な実施
- (イ) 災害発生後の各段階において優先されるもの
 - a 第1段階（災害発生直後の初動期）
 - (a) 救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
 - (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
 - (c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷患者
 - (d) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
 - (e) 緊急輸送に必要な輸送施設及び物資輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資
 - b 第2段階（応急対策活動期）
 - (a) 第1段階の続行
 - (b) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
 - (c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
 - (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
 - c 第3段階（復旧活動期）
 - (a) 第2段階の続行
 - (b) 災害復旧に必要な人員及び物資
 - (c) 生活用品
 - (d) 郵便物
 - (e) 廃棄物の搬出
- (4) 積雪期の対応
 - ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。
 - イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。
- (5) 災害救助法が適用された場合の輸送基準

災害救助法が適用された場合の輸送基準は、新潟県災害救助条例施行規則第5条に定めるとおりとする。

2 情報の流れ

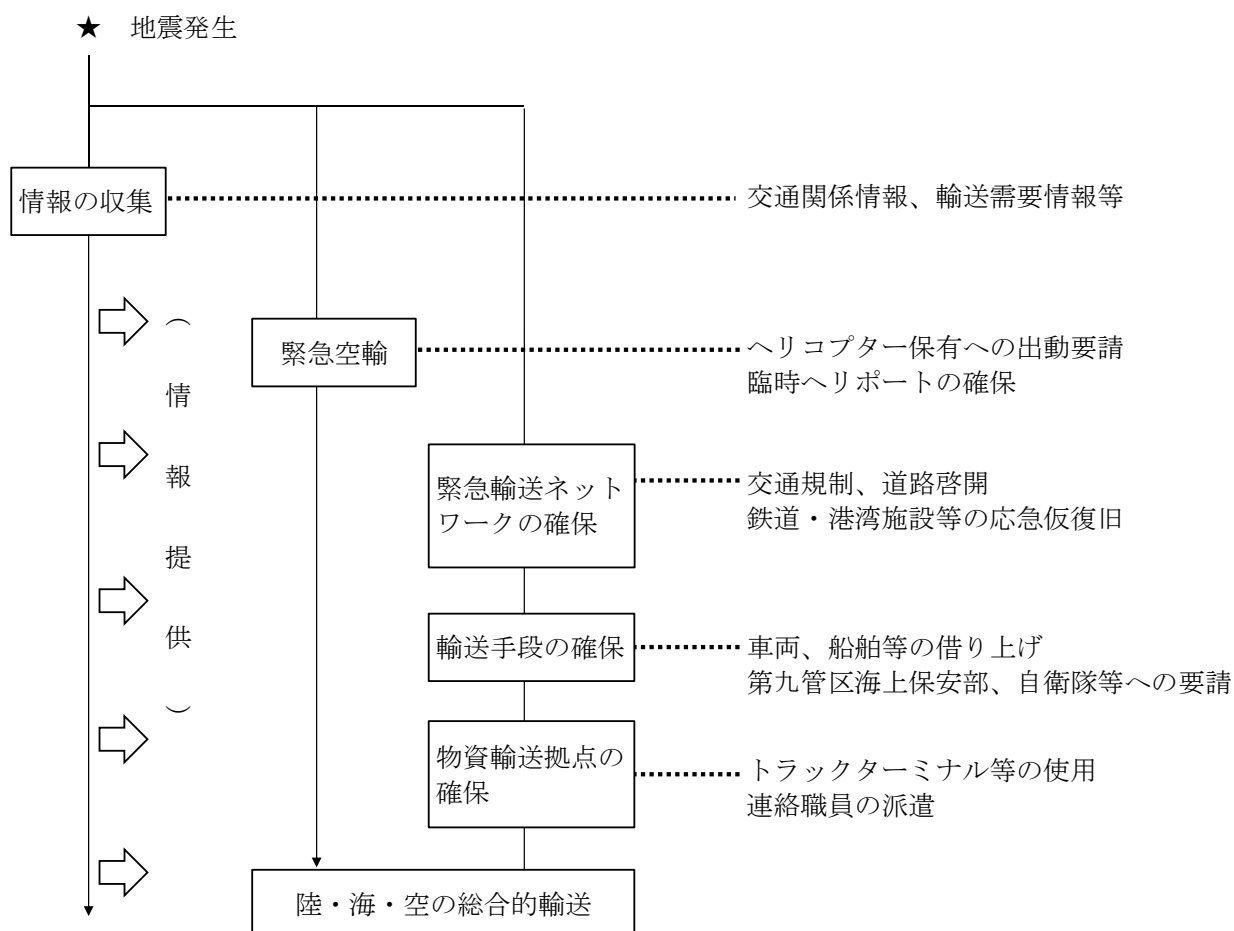
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市、県	- 輸送施設の被災状況 - 交通規制等の状況
市	県	- 輸送施設の被災状況 - 臨時ヘリポートの確保状況 - 応援要員及び物資等の輸送需要
県	関係機関	- 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報) - 輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	- 輸送体制確保についての応援の内容 - 輸送施設の被災状況(収集した広域的情報)
県警察、 道路管理者	関係機関、住民	- 交通の確保及び交通規制の実施状況 - 渋滞の状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	対策	協力依頼先
県警察、 道路管理者	被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に、次の情報等を伝達する。 1 被災地の被害状況 2 交通路の確保、交通規制の実施に関する情報 3 渋滞の情報	

(2) 緊急空輸

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 大規模な災害が発生した場合は、市内の多くの道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。 2 ヘリコプター保有機関に対し、ヘリコプターの緊急出動を要請する。 (第3章第3節「防災関係機関の相互協力体制」の「5 ヘリコプターの活用と連携体制」)	県(消防防災航空隊)、 県警察、 新潟大学医歯学総合病院
県	1 ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター保有機関に応援を要請する。 2 ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。	陸上自衛隊、 海上自衛隊、 航空自衛隊、 第九管区海上保安本部、 他都道府県

(3) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対策	協力依頼先
市	他の復旧作業に優先して、原則として2車線(やむを得ない場合は1車線)の緊急交通路を確保し、市に近接する幹線道路と市内の拠点とを有機的に結び付ける。 1 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去 2 通行の障害となる路上放置車両の撤去(必要な場合は強制撤去を行う。) 3 仮設橋の架橋	国土交通省、 地域振興局、 県警察、自衛隊
県	緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
県警察、 道路管理者	緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

(4) 輸送手段の確保、応援要請

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 平常時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 2 災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、又は円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県等に応援要請を行う。	他市町村、 県（災害対策本部 統括調整部）、 防災関係機関
県	1 輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災害対策基本法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 2 市からの応援要請に基づき、(公社)新潟県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。	北陸信越運輸局、 新潟運輸支局、 (公社)新潟県トラック協会、 自衛隊等防災関係 機関

ア 自動車による緊急輸送に必要な手続

緊急輸送に必要な車両については、本章第12節「5(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認」に基づき、必要な手続を行う。

イ 他の市町村又は県への要請

災害時に必要とする車両等が調達不能となった場合、又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集積場所及び日時
- (オ) その他必要事項

ウ その他の機関への要請

(ア) 自衛隊

自衛隊による緊急輸送が必要な場合は、本章第10節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。

(イ) J R 東日本、J R 貨物

市は、災害発生に伴う人員、救援物資及び復旧資機材等の輸送で、鉄道を必要とするときは、J R 東日本、J R 貨物に協力を要請する。

(ウ) 村上市建設業協会

村上市建設業協会は、車両台数の実態把握をしておき、災害発生時に、人員、物資等の輸送の必要が生じたときは、市の要請に基づき貨物自動車等の供給に協力する。

(5) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対策	協力依頼先
市	避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県、 施設管理者
県	被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる広域物資輸送拠点を確保する。	施設管理者、 県倉庫協会

ア 広域物資輸送拠点の機能

- (ア) 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- (イ) 地域内輸送拠点等への物資の配送
- (注) 配送に当たっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う。

イ 地域内輸送拠点の機能

- (ア) 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- (イ) 避難所等への物資の配送
- (注) 配送に当たっては、小型車両等への積み込みを行う。

ウ 物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務

- (ア) 物資輸送拠点の施設管理者との調整
- (イ) 物資輸送拠点への職員等の派遣
連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等
- (ウ) 物資輸送拠点への資機材等の配備
- (エ) 市及び県の災害対策本部との連絡体制の確保

(6) 輸送の実施

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 市の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 2 配送、保管に当たり衛生面に配慮する。	県（災害対策本部食料物資部）、 他市町村
県	1 県有車両等については、原則として、県災害対策本部（統括調整部総務局）が集中管理して運用する。 2 緊急輸送が必要な場合又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプター又は船舶等で輸送する。	陸上自衛隊、 海上自衛隊、 航空自衛隊、 北陸信越運輸局、 新潟運輸支局、 第九管区海上保安本部
北陸信越運輸局、 新潟運輸支局	災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送業者、海上運送事業者、港湾運送事業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等のあっせんを行う。	
第九管区海上保安本部	必要に応じ、又は県からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機による緊急輸送を行う。	
自衛隊	陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、第3章第10節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。	
消防庁	県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。	
東京航空局 新潟空港事務所	民間航空機による輸送を必要とする場合は、県の要請により民間航空機のあっせんを行う。	
(公社)新潟県 トラック協会	県との協定に基づき、貨物自動車等の供給に協力する。	
(公社)新潟県 バス協会	県の要請に基づき、人員輸送用のバス等の供給に協力する。	
各鉄道事業者	県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。	

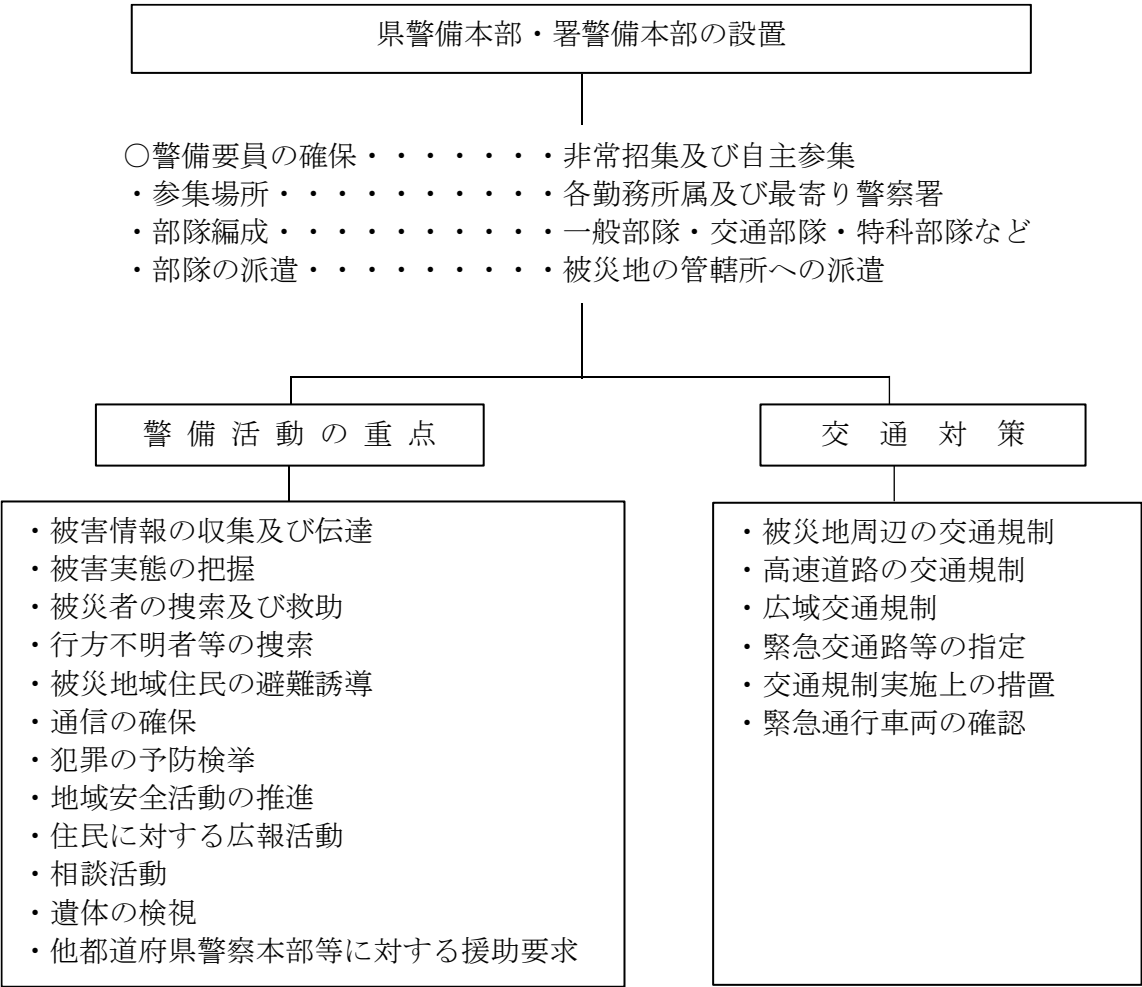
第12節 警備・保安及び交通規制計画

担当：情報総括部、市民部、建設部

1 計画の方針

- (1) 基本方針
警察本部は、平素から国、県及び市町村並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。
- (2) 要配慮者に対する配慮
住民の避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。
- (3) 積雪期の対応
積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2 警察本部における応急対策フロー図



3 大規模災害に備えての措置

警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

- (1) 警察施設の耐久性の点検、補強等
- (2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
- (3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実
- (4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保
- (5) 県警備本部の代替設置施設の確保
- (6) 部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄
- (7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
- (8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
- (9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保
- (10) 関係機関との連絡体制の整備
- (11) 交通信号機への電源付加装置の設置等電源の確保

4 県警察における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

(1) 警備体制の確立

ア 指揮体制の確立

大規模災害が発生した場合には、警察本部に県警備本部を、また、被災地域を管轄する警察署に署警備本部を設置して警備体制を確立する。

なお、県に災害対策本部が設置された場合、警察本部長は、その本部員として県災害対策本部に加わり、県が行う応急対策との総合調整に当たるとともに、県警備本部の指揮に当たる。

イ 警備要員の確保

- (ア) 大規模災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。
- (イ) 警察職員は、県内に震度6弱以上の地震が発生した場合又は次の事項が発生したことを知ったときは、命令を待つことなく速やかに自主参集する。
 - a 警察法（昭和29年法律第162号）第71条第1項に規定されている「緊急事態」の布告があったとき
 - b 津波警報が発表されたとき
- (ウ) 参集場所は、原則として各勤務所属とする。なお、交通の不通等で勤務所属に参集できないときは、最寄りの警察署に参集し、一時的にその署長の指揮下に入る。
- (エ) 県警備本部は、被災の状況等警備活動の必要性を考慮し一般部隊、交通、刑事等の特科部隊などを編成し、被災地域管轄警察署に対し部隊を派遣する。また、署警備本部は、必要に応じ県警備本部に部隊の派遣を要請する。

(2) 警備活動の重点

ア 情報の収集及び伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震情報、気象予報（注意報、警報）等、被害の実態及び被害の拡大の見通しなど災害応急対策活動を実施するため、必要な情報を重点的に収集するとともに、速やかに関係機関へ伝達するものとする。

イ 被害実態の把握

県警備本部は、各所属、各部隊等からの報告に基づいて、被害状況の把握及び情報の収集と集約に当たる。また、県災害対策本部へ連絡員を派遣し、災害警備活動に必要な情報の収集と交換に当たる。

署警備本部は、パトカー、交番・駐在所勤務員及び各部隊（班）の活動により、次の事項について被害状況の調査及び情報の収集に当たり、内容を逐次県警備本部に報告する。また、市災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の収集と交換に当たる。

(ア) 初期段階における主な情報収集項目

- 津波・火災の発生状況
- 死傷者等人的被害の発生状況
- 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
- 住民の避難状況
- 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
- 堤防、護岸等の損壊状況
- 市・消防等の活動状況
- 災害拡大の見通し
- 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
- 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況

(イ) 初期段階以降における主な情報収集項目

- 「初期段階」に掲げる事項
- 火災の発生及び被害拡大の原因
- 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
- 市・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
- 被災者の動向
- 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
- 被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況

ウ 被災者の捜索及び救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・デパート・地下街その他多数人の集合する場所、がけ崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。

負傷者については、応急処置をした後、県、市・消防本部、日本赤十字社等の医療救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ 行方不明者等の捜索

大規模災害発生の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施するものとする。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、各警備本部及び他都道府県警察本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。
- (イ) 行方不明者等の捜索等に関する相談に応じるため、警察署、主要交番、その他適切な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は市等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと。
- (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応すること。

オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ア) 警戒区域の設定

法第63条「市町村長の警戒区域設定権等」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、がけ崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定して、当該区域への立入禁止、避難等の危

險防止措置をとるよう市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市長に通知する。

(イ) 被災地域住民の避難誘導

- a 市、消防関係者等と協力し避難誘導を実施するものとする。なお、実施に当たっては、本章第8節「住民等避難計画」に基づき実施する。
- b 被災の危険が予想される場合は、住民を早めに避難させること。また、市長と協議の上、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる。また、多数の住民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件事故の防止を図る。
- c 駅、学校、病院、福祉施設、地下街、劇場その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ 通信の確保

警察通信活動は、大規模災害発生時において、一般の通信施設が被害を受け途絶することがあっても、休むことなく通信を行わなければならない。

したがって、このような場合、通常より多量の情報を疎通させることが必要で、その対策として、各警察通信回線の2ルート化や有線回線、無線回線、更には衛星回線を用いた二重、三重の通信網を構成し、各種通信設備を如何なる状況においても運用可能な状態に保つとともに、あらゆる事態にも対応できる通信の確保を行う。

キ 犯罪の予防検挙

- (ア) 各種事件、事故等の被害防止を図るため、関係行政機関との情報交換を行い、容疑情報の積極的な収集を図る。
- (イ) 各種犯罪の発生状況、被害予測、不穏動向等の情報を収集・分析し、被災地域住民に対する積極的な情報提供を行う。

ク 地域安全活動の推進

- (ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困りごと、悩みごと等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施して、被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し、「地域安全ニュース」等を発行して幅広く地域住民に情報を提供する。
- (イ) 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等の被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し、必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣する。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じる。
- (ウ) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。
- (エ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に対応し、被災者等の不安解消に努める。
- (オ) 自治会等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るよう要請する。
- (カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び県、市、日本赤十字社その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。

- (キ) 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯CSR活動を促進するとともに、必要に応じて青色回転灯装備車保有団体に対してパトロールを要請する。

ケ 住民に対する広報活動

(ア) 責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関の協力を得ながら広報活動を行う。

(イ) 役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

(ウ) 広報すべき事項（例示）

- a 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- b 交通規制に関する情報
- c 市から要求があった場合等の避難指示広報

(エ) 広報手段（例示）

- a 報道機関への情報提供
- b 警察官による現場広報
- c インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

コ 相談活動

県警備本部及び署警備本部は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

サ 遺体の検視

災害発生から検視規則等に基づき遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品と合わせて市に引き継ぐ。

シ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

県公安委員会は、被害状況を考慮し必要と認める場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく援助要請を行う。

(3) 災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、市・消防本部、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

ア 県及び市

- (ア) 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
- (イ) 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

イ 消防機関

- (ア) 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

ウ その他関係機関

- (ア) 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
- (イ) 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の

分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

(ウ) 津波警報が発令された場合には、潮位の変化等の情報提供を要請する。

5 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者のとるべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

- ア 緊急交通路
- イ 避難路
- ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

被災地域の周辺警察署において、被災地域に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

イ 高速道路の交通規制

高速道路の必要な区間を全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、道路管理者と協力して、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出並びに各インターチェンジ等からの車両の流入を禁止する。

ウ 広域交通規制

被災地周辺への流入抑止を広域的に実施するため、主要幹線道路に検問所を設置し、広域交通規制を実施する。

(ア) 広域交通規制の対象道路

- ・ 関越自動車道 ・ 上信越自動車道 ・ 北陸自動車道 ・ 磐越自動車道
- ・ 日本海東北自動車道 ・ 国道7号 ・ 国道8号 ・ 国道17号
- ・ 国道18号 ・ 国道49号 ・ 国道113号 ・ 国道116号 ・ 国道117号

ただし、上記対象道路の被災状況によっては、他の幹線道路を対象道路に含める場合がある。

(イ) 検問所の設置

被災地域における道路の被害状況、及び迂回路の確保等の交通状況、並びに積雪等の天候状況等を考慮して、必要な地点を選定し検問所を設置する。

エ 緊急交通路の指定等

(ア) 県公安委員会は、緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(イ) 幹線道路の被害調査結果に基づいて、法第76条第1項の規定により、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。緊急交通路については、各検問所及び区間内主要交差点において、交通規制を実施し、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通

行を禁止する。警察官が配置できない交差点においては、道路管理者等の支援を受け、緊急交通路への車両の流入を禁止する。

(ウ) 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

(エ) 緊急交通路の指定に際しては、必要に応じて隣接県警察本部等と調整を実施する。

(オ) 緊急交通路等における車両等の措置

a 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させる。

b 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合には、法第76条の3の規定により、直ちに立ち退き又は撤去の広報又は指示を行う。著しく妨害となる物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切な迂回路を指示するとともに、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

イ 主要交差点対策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずるとともに、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。

ア 緊急通行車両の確認範囲

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの

(イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

(ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

(オ) 被災地の施設及び設備の応急の復旧に関するもの

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

(キ) 犯罪の予防、交通規制その他被災地域における社会秩序の維持に関するもの

(ク) 緊急輸送の確保に関するもの

(ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 規制除外車両の確認範囲

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(エ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両

- (オ) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- (カ) 路線バス・高速バス
- (キ) 霊柩車
- (ク) 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車

ウ 確認事務の実施区分等

- (ア) 交通規制時において、アに掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申し出により県知事及び県公安委員会が次の区分により実施する。

確認者	確認車両	申請受付及び確認
県知事	○県有車両 ○県管理施設の災害応急対策を実施する車両 ○災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等をする車両 ○県との災害協定を締結している団体が使用する車両	○県防災局危機対策課 ○各地域振興局
県公安委員会	○国、県内市町村、公共的団体及びその他の者が所有する車両	○警察本部交通規制課 ○各警察署 ○交通検問所※

※交通検問所は、原則、事前届出済証携帯車両のみ。

- (イ) 交通規制時において、イに掲げる規制除外車両の確認は、車両の使用者の申し出により、原則として県公安委員会が実施する。

エ 緊急通行車両の事前確認届出

- (ア) 県知事は、アに掲げる緊急通行車両のうち、県の保有車両、県管理施設の災害応急対策を実施する車両、災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等をする車両及び県との災害協定を締結している団体が使用する車両で、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

- (イ) 県公安委員会は、アに掲げる緊急通行車両のうち、市等公的団体が保有し、若しくは市等公的団体との契約等により常時市等公的団体が使用する車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両、並びにイに掲げる規制除外車両のうち、(ア)～(エ)に該当する車両については、あらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に緊急通行車両としての確認を行い、事前届出済証を交付する。

なお、イに掲げる規制除外車両のうち、(オ)～(ク)に該当する車両については、事前確認届出の対象としない。

- (ウ) 事前届出済証交付車両について、交通規制実施時に緊急通行車両又は規制除外車両としての確認申請があった場合は、他に優先して確認を行う。

オ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付

緊急通行車両としての確認後は、速やかに法施行規則第6条に基づく標章及び証明書を交付する。

(5) 運転者のとるべき措置

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

- (ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (イ) 停車後はカーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に

十分注意すること。

- (エ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- イ 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

- (ア) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

- (イ) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

- ウ 法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある場合は次の措置をとること。

- (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

- (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

- (6) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

- (7) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第13節 海上における災害応急対策

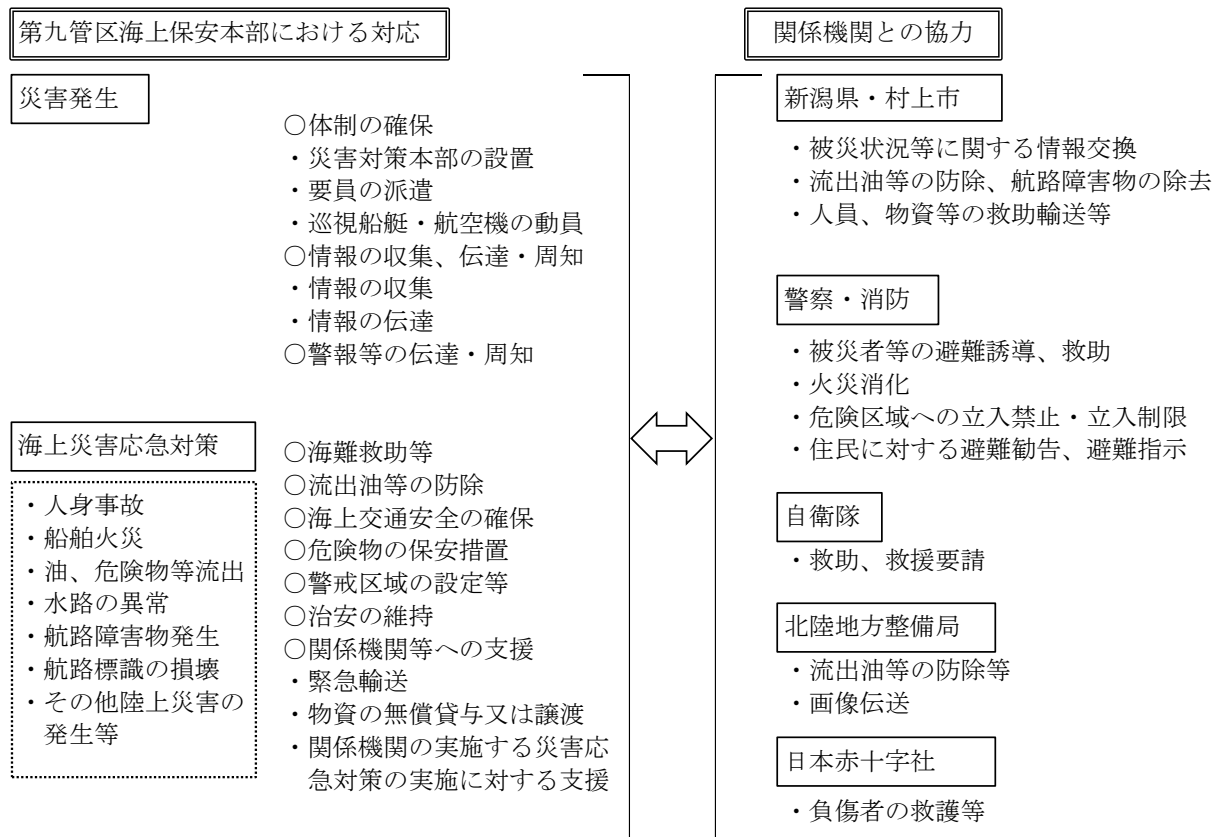
担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

大規模地震発生が発生した場合、津波等による多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等甚大な海上災害の発生が、また、台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等の場合は、船舶の転覆及び座礁等の海難、それらに起因する大量の油又は有害液体物質の流出、人身事故の発生が予想される。

これら災害による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

2 第九管区海上保安本部における応急対策フロー図



3 災害発生時の対応

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 体制の確保

ア 対策本部の設置

管内で震度6弱以上の大規模な地震が発生したとき、大津波警報が発令されたとき、又は台風又は発達した低気圧が県内を通過又は接近する等により大規模海難等の発生が予想されると

き又は発生した場合であって必要と認めるときは、必要な職員を直ちに参集し、第九管区海上保安本部に対策本部を設置するとともに、関係機関にその旨連絡する。

イ 要員の派遣

県等に対策本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関等との協力体制を確保する。

ウ 巡視船艇・航空機の動員

必要に応じて巡視船艇及び航空機に所要の資機材を搭載し、被害の発生が予想される周辺海域に出動させる。

(2) 情報の収集・伝達・周知

ア 情報の収集

(ア) 震度5弱以上の地震が発生したとき、津波警報が発表されたとき、その他必要と認めるときは、関係機関等と密接な連絡をとり、情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

(イ) 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、巡視船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関して情報収集するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行う。この場合、陸上における被害状況に関する情報収集活動の実施については、海上及び沿岸部における被害状況に関する情報収集活動の実施その他海上における災害応急活動の実施に支障をきたさない範囲において行う。

a 海上及び沿岸部における被害状況

- (a) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (b) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (c) 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- (d) 石油コンビナートの被害状況
- (e) 流出油等の状況
- (f) 水路及び航路標識の異状の有無
- (g) 港湾等における避難者の状況

b 陸上における被害状況

c 震源域付近海域における海底地形変動等の状況

イ 情報の伝達・周知

収集した情報は、必要に応じて関係機関等に伝達する。

(3) 警報等の伝達・周知

ア 地震、津波等に関する情報の通知又は高潮、波浪等に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により、航行船舶、被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶並びに被害が予想される沿岸地域の住民、関係事業者等に対して直ちに周知する。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報を行い、船舶等に対して周知する。

ウ 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により船舶等に周知する。

4 海上災害応急対策

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 海難救助等

- ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機により捜索救助を行う。
- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
- ウ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- エ 海上における行方不明者の捜索を行う。
- オ 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。

(2) 流出油等の防除

- ア 船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇、航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- イ 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- ウ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- エ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

【関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 防除対策推進のための組織体制の整備○ オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達○ 防除作業の実施、援助及び協力○ 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難指示及び陸上交通規制等の措置 |
|---|

(3) 海上交通安全の確保

- ア 津波、高潮、波浪等による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶等に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。
- イ 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、急患輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置することなどにより水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(4) 危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定等

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市長にその旨を通知する。

(6) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

5 関係機関等への支援

第九管区海上保安本部は、次に掲げる措置を行う。

(1) 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

(2) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、被災者に対して物品を無償で貸し付け、又は譲与する。

(3) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供及び災害応急対策従事者に対する宿泊場所の提供等を行う。

6 関係機関との協力

海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部、県、市・消防本部、県警察、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力して災害応急活動を効果的に行う。

(1) 県・市

ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。

イ 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。

ウ 第九管区海上保安本部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。

エ 第九管区海上保安本部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(消防本部)

オ 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。

カ 初期消火及び延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。

キ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。

ク 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

ケ 関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(2) 県警察

ア 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。

イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。

ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に当たる。

(3) 自衛隊

ア 第九管区海上保安本部及び県及び市からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(4) 北陸地方整備局

ア 関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。

イ 第九管区海上保安本部等が撮影した画像情報の関係機関へ伝送等について協力する。

(5) 日本赤十字社新潟県支部

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護に当たる。

第14節 消火活動計画

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災、あるいは異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(2) 各主体の責務

ア 住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

イ 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防御活動等に当たる。

（ア） 管轄区域の優先

（イ） 出火防止の呼びかけ及び初期消火

（ウ） 地域住民の防災活動の指導

（エ） 消防隊と連携した消火活動

（オ） 火災の進展状況に応じて、住民の緊急避難の指示、避難誘導

（カ） 火災防御及び救助活動に有効な資機材の確保

（キ） 被害状況の把握と情報収集

（ク） 警戒区域の設定及び警戒

ウ 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局。以下、この節において「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

オ 県は、地震により大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 達成目標

発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(4) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(5) 積雪期の対応

ア 住民の対応

（ア） 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

（イ） 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にか

かわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

- (ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。
- (イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。
- (ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(6) 惨事ストレス対策

- ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- イ 消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

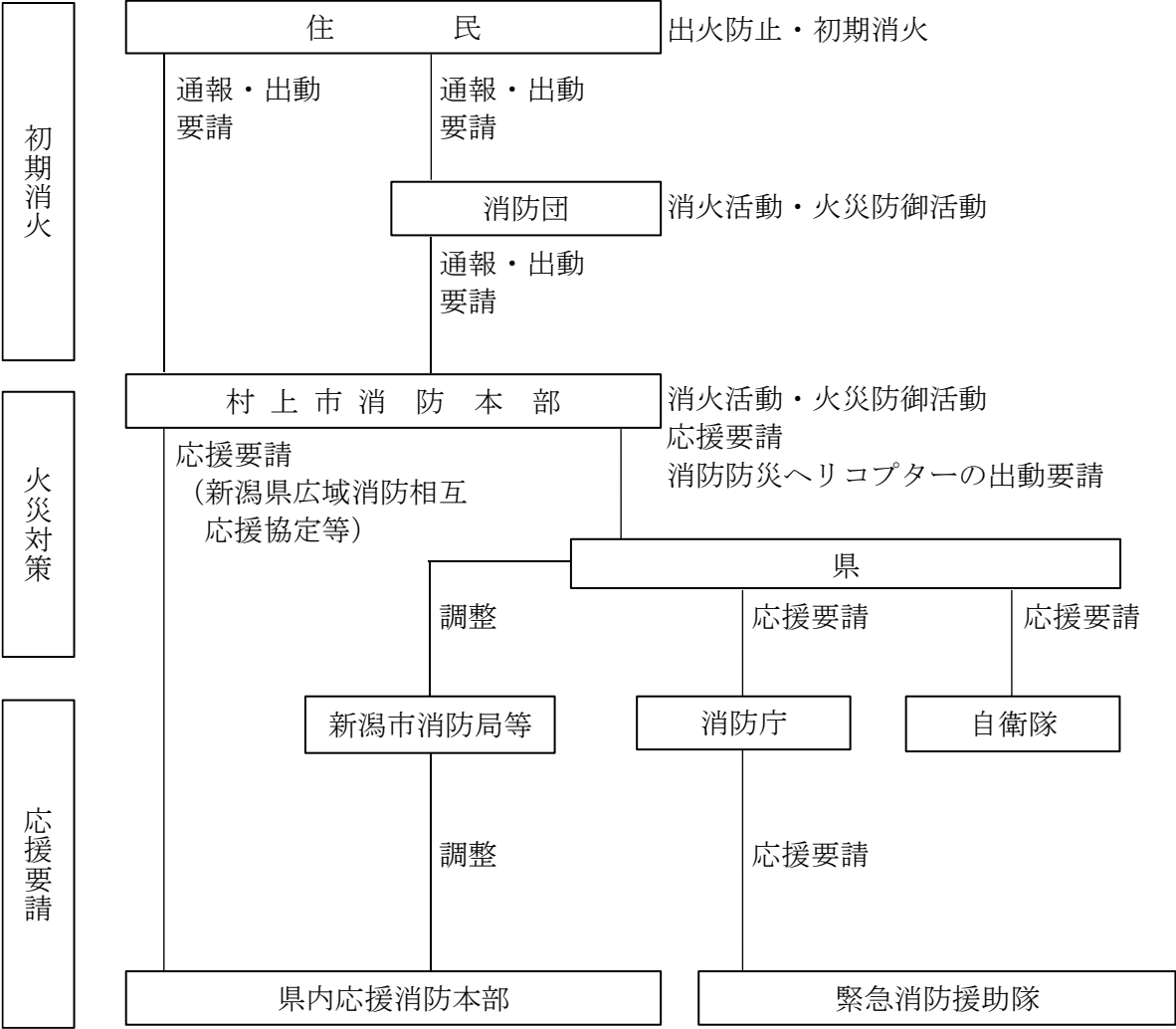
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民	消防団・消防本部	・ 出火、延焼の通報
消防団・消防本部	市	・ 出火、延焼等被害状況 ・ 消火活動 ・ 避難情報 ・ 応援要請
市・消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部 (大規模火災の場合)、 県	・ 出火、延焼等被害状況 ・ 消火活動 ・ 応援要請 (県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊)
県	消防庁、自衛隊	・ 出火、延焼等被害状況 ・ 消火活動 ・ 緊急消防援助隊要請 ・ 自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防団・消防本部	住民	・ 出火、延焼等被害状況 ・ 避難、消火情報
被災地外消防本部又は地域代表消防本部 (大規模火災の場合)	消防本部	・ 県内広域消防応援部隊出動
県	市・消防本部	・ 緊急消防援助隊出動 ・ 自衛隊出動
消防庁、自衛隊	県	・ 緊急消防援助隊出動 ・ 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対策	協力依頼先
住民	住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。 1 コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 2 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。 3 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 4 消防機関等へ迅速に火災発生を通報する。	消防本部・消防団
自主防災組織	地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火及び救助活動等を行う。 1 区域内における出火防止と初期消火 2 救出救護 3 避難誘導 4 被害状況の把握と情報収集	消防本部・消防団
消防団	消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防御活動に当たる。 1 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備する。 2 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 3 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。 4 消火活動 消防部隊が到着するまでの間、住民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	消防本部
電力会社	通電火災を防止するため、住居内へ通電を再開する際に住居者等の立会いの上通電する。	

(2) 火災対策

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部	火災が発生した場合、消防団等と協力して適切な消火活動を行う。 1 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防御活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 2 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等による防災行政無線等による情報、森林管理者等からの情報を収集する。 3 緊急車両等の通行路の確保 ① 県警察及び道路管理者の情報を基に、災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。 ② 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。 4 火災防御活動 ① 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 ② 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保の消防活動を行う。 ③ 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防御活動を行う。 5 消防水利の確保 あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。	消防団
県	1 地震により大規模な火災が発生した場合、県警察及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関に情報提供するとともに、総合調整を行う。 2 消防防災ヘリコプターは、市長等の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察

実施主体	対策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに、速やかに消火活動を行う。	消防本部・消防団

(3) 広域応援の要請

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部	- 管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。 - 上記1によっても対応できないと判断した場合は、「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 - 上記1・2の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無にかかわらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	隣接消防本部、各地区代表消防本部、新潟市消防局等、県
新潟市消防局等	- 新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む。）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 - 上記1による要請又は要請の可能性の連絡があった場合、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 - 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県、消防庁、県内消防本部
県	- 被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び受援の準備をする。 - 市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 - 上記1において、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項は新潟県消防防災航空隊が所管する。 - 消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。	新潟市消防局等、県内消防本部、消防庁、第九管区海上保安本部、自衛隊

実施主体	対策	協力依頼先
県	5 市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもってしても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。 自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	空中消火用バケット依頼先（長野県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県）
市	緊急消防援助隊等の広域消防応援をもってしても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。	県（防災局）、自衛隊

ア 消防機関への応援要請基準

他の消防機関への応援要請は、災害の拡大状況に応じて次の区分による。

(ア) 隣接消防機関

- a 災害が拡大し、市町村境界に災害が拡大するおそれがある場合
- b 災害が拡大し、市内消防力で防御困難な場合、あるいは困難が予想される場合
- c 多量の資機材又は資機材の搬送等を必要とする場合

(イ) 県内消防機関（隣接消防機関を除く。）

- a 災害が拡大し、非番職員の召集、隣接消防機関の応援を得てもなお消防力が不足し、防御困難な場合、又は困難が予想される場合
- b 多量の資機材、特殊な資機材を必要とする場合

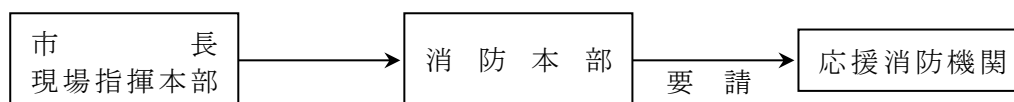
(ウ) 他都道府県の消防機関

- a 隣接消防機関及び県内消防機関から必要な消防力を得られない場合
- b 県内の消防機関の応援を得てもなお消防力が不足し、防御困難な場合、又は困難が予想される場合
- c 多量の資機材、特殊な資機材を必要とする場合で、県内で対応できない場合

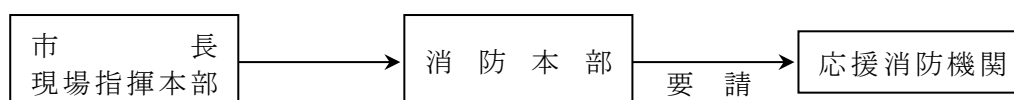
イ 応援消防機関に対する措置

(ア) 応援要請手順

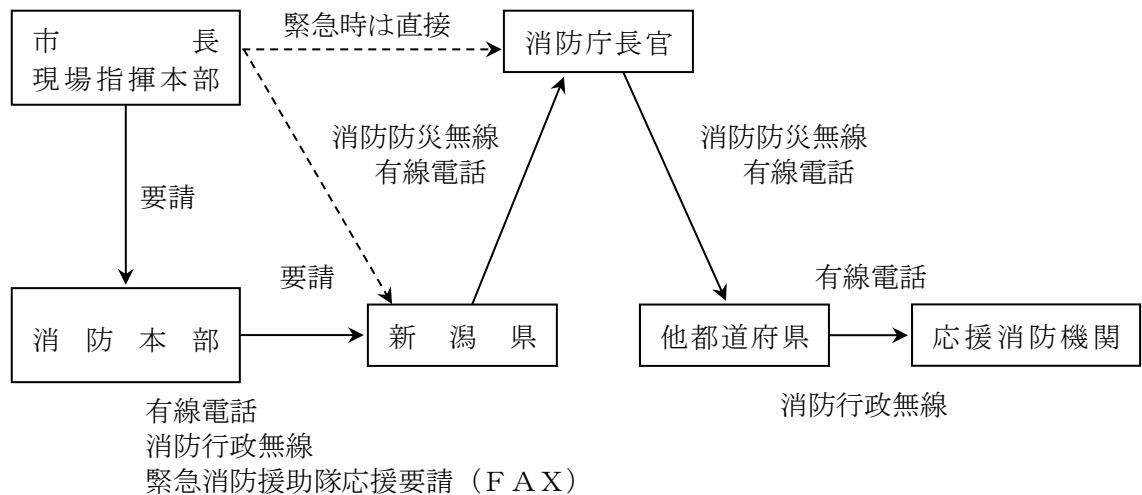
a 隣接消防機関



b 県内消防機関 新潟県消防相互応援協定の様式にて F A X



c 他都道府県の消防機関



(イ) 要請事項

応援要請をするときは、次の事項を連絡する。

- a 災害状況
- b 必要人員、車両、資機材種別、数量
- c 応援隊の任務
- d 応援隊到着希望時間及び応援予定時間
- e 集結場所又は誘導員待機場所
- f 使用無線系統
- g 現場指揮本部位置及び現場指揮本部長
- h 現場連絡担当者
- i 道路交通状況

ウ 応援隊到着時の措置

- (ア) 誘導員により応援隊の誘導を行う。
- (イ) 応援隊長に対して、応援隊の活動について指示する。
 - a 応援隊の任務及び防御担当区域
 - b 使用無線系統
 - c 連絡担当者
- (ウ) 応援隊の人員、車両、資機材等の確認
- (エ) 必要に応じ派遣部隊の宿泊施設、駐車場等を確保する。

第15節 救急・救助活動計画

担当：情報総括部、福祉部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により被災した住民等に対し、市・消防本部、県、県警察、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

なお、救急・救助活動の実施に当たっては、次の原則に基づき行う。

ア 救急・救助処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。

ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助事象が併発している場合は、多数の人命を救出救護できる事象を優先する。

エ 同時に救急・救助事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先する。

オ 警戒区域を設定し、二次災害を防止する。

カ 救出・救助活動による交通路の確保

(2) 各主体の責務

ア 住民等の責務

被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防機関等に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。

イ 市・消防本部・消防団の責務

(ア) 市は、直ちに郡市医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

(イ) 消防職員・消防団員は、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、直ちに救急・救助隊を編成し、指揮者の下で救急・救助活動を行う。

(ウ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

(エ) 市・消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び「新潟県緊急消防援助隊受援計画」並びに市及び県の地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

ウ 新潟市消防局等の責務

新潟県代表消防機関である新潟市消防局（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局。以下、この節において「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

エ 県・警察本部の責務

(ア) 県は、市の被害状況及び救急・救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。
また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

(イ) 警察本部は、市等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編

成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請するなど、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。

- (ウ) 県、警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

オ 災害派遣医療チーム（新潟DMAT）の責務

県内の災害派遣医療チーム（新潟DMAT）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(3) 達成目標

- ア 住民又は自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。
イ 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。
ウ 新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当てが実施できる。
エ 市・消防本部及び県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。
オ ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ア 地域住民、市・消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。
イ 県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、救出・救助活動を行う。

(5) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市・消防本部、県警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(6) 惨事ストレス対策

- ア 救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
イ 消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

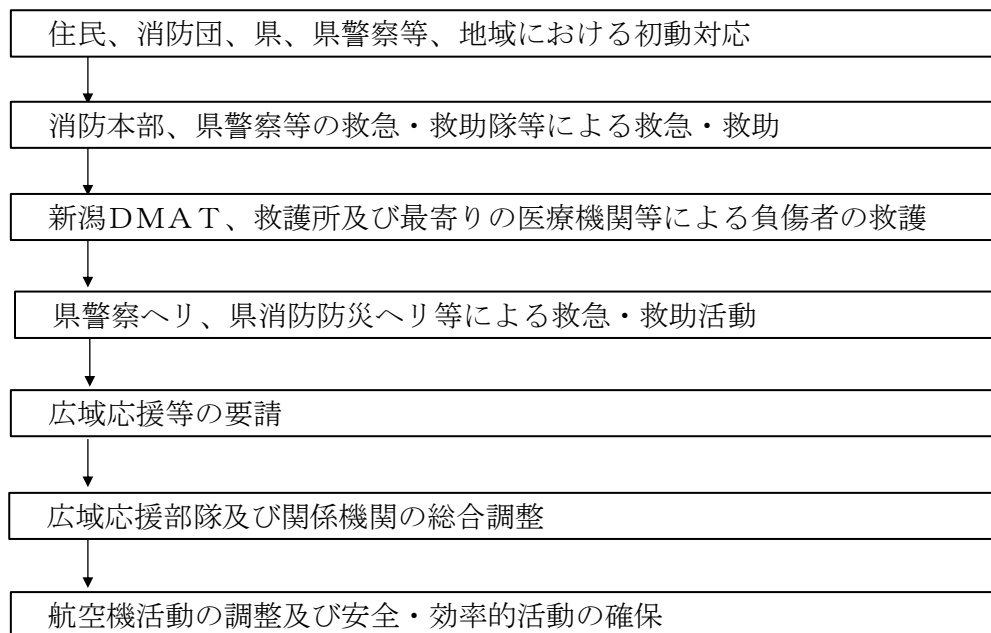
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民、消防団等	消防本部、警察署	・被災状況 ・救急・救助要請
消防本部、警察署	県、警察本部	・救急・救助 ・応援、ヘリコプターの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁等	・広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防庁、警察庁等	県、警察本部	・広域応援出動
県、警察本部	消防本部、警察署	・救急・救助 ・応援、ヘリコプターの出動
消防本部、警察署	住民、消防団等	・救急・救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。



4 業務の内容

(1) 住民、消防団、市・消防本部、県、県警察等における初動活動

実施主体	対策	協力依頼先
住民	1 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防、警察等関係機関に通報する。 2 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 3 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずるものとする。	市・消防本部、 県警察、 消防団、 自主防災組織、 県 等
消防団	直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。 1 管轄区域を優先し、関係機関、地域住民と一体となって救急・救助活動に当たる。 2 住民等の行う救急・救助活動等を指導する。 3 負傷者の救出救護及び搬送	市・消防本部、 県警察、 市、自主防災組織 等

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部	消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。	消防団、県、 県警察
県・県警察	市・消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市・消防本部、 防災関係機関 等

(2) 消防本部、県警察等の救急・救助隊による救急・救助

実施主体	対策	協力依頼先
消防本部	1 消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。 2 現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。 3 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。 4 必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	消防団、県 県警察
県警察	市等から救出・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。 また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。 2 負傷者等の手当ては、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等、現地で行う。 3 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	郡市医師会、医療機関、医療資器材業者 県 県警察
消防本部	新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	地域医療政策課 医療機関、 郡市医師会 等

実施主体	対策	協力依頼先
新潟DMAT	1 被災地内のDMATに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 2 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 3 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。 4 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 5 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県、消防本部

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部、医療機関、その他	救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは新潟県消防防災ヘリコプターや新潟県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。	県、県警察
県、県警察	1 市等からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。 2 ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部航空運用調整班又は防災局危機対策課）及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部、医療機関、その他	必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県
県	市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討の上、派遣を決定した場合には、直ちにドクターヘリ基地病院に出動を指示する。	ドクターヘリ基地病院
ドクターヘリ基地病院	県からの出動指示若しくは市等からの派遣要請あった場合、又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整をとった上で、ドクターヘリを出動させることができる。	県、消防本部

(6) 広域応援の要請

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部	- 管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 - 上記1によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れる。 - 上記1・2の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無にかかわらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	隣接消防本部、各地区代表消防本部、新潟市消防局等、県
新潟市消防局等	- 新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む。）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 - 上記1による要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 - 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県、消防庁、県内消防本部

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合は、職員を派遣する。 2 被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請と受援の準備をする。 3 市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は「新潟県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 4 上記2において、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項は、新潟県消防防災航空隊が所管する。 5 市からの要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。 6 市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもってしても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	新潟市消防局等、 県内消防本部、 消防庁、 第九管区海上保安本部、 自衛隊
警察本部	災害の規模が大きく、県内部隊では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対して援助の要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続を行い必要な体制を確保する。	警察庁、 関東管区警察局、 他都道府県警察
市	緊急消防援助隊等の広域消防応援をもってしても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県（防災局）、 自衛隊

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部	県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動に当たる。	
県	1 救急・救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施するものとする。 2 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機関とDMA Tの連携体制を確立するものとする。 3 県は、新潟県救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部
県警察	県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市・消防本部、緊急消防援助隊、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部、ドクターヘリ基地病院、他県のドクターヘリ、新潟DMA T	災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部	ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は県警察等に要請を行う。	県、県警察
県	1 緊急消防援助隊の消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。 2 県災害対策本部統括調整部は、航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運航に努める。 3 県災害対策本部統括調整部は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 4 県災害対策本部保健医療教育部は、ドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運航に努める。 5 ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。	
緊急消防援助隊、 県警察、自衛隊、 第九管区海上保安本部、 ドクターヘリ基地病院、 他県のドクターヘリ	ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

5 資機材の配備

消防本部及び消防団は、被災地域において救急・救助活動が効果的かつ迅速に行われるよう、あらかじめ消防団ポンプ置場及び各地域の必要に応じて配備された次の簡易救助資機材、応急救護資器材を直ちに救助に必要な箇所に輸送する。

(1) 簡易救助資機材

・チェーンソー	・のこぎり	・つるはし	・万能おの
・カッター	・ジャッキ	・スコップ	・バール
・ロープ	・ハンマー	・投光器	

(2) 応急救護資器材

・消毒セット	・外科用器具セット	・熱傷セット	・骨折セット
・包帯セット	・自動蘇生器セット	・救急医療セット	

6 民間業者等に対する救急・救助支援要請

市は、必要により、同時多発災害に備えてあらかじめ定めた計画により、地元民間業者等に対し、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を要請する。

第16節 医療救護活動計画

担当：情報総括部、福祉部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うものとする。

(2) 各主体の責務

ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、県は、発災直後に被災地域内の市町村及び医療機関等から、広域災害・救急医療情報システム等により、必要な情報収集を行う。

イ 村上保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、災害保健対策現地本部を設置する。

ウ 県は、市と情報を共有し、地域住民の生命及び健康を守るため医療救護活動を行う。

エ 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

オ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

カ 新潟DMAT指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

キ ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

ク 医療救護班及び歯科医療救護班編成機関は、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

ケ 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。

コ 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

サ 市及び県は、県支援センターと情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。また、拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

シ 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を依頼する。

(3) 医療の範囲及び業務分担

ア 医療の範囲

医療救護対象者に対する医療の範囲は、傷病発生と同時に行う救急看護及び初期診療その他傷病者の症状に応じて行う本格的な医療とする。

イ 業務の分担

医療救護対象者が発生した際における関係機関の業務分担は、概ね別表1による。

(4) 活動の調整

ア 県災害対策本部

県災害対策本部は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会等）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、医療救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

イ DMAT

災害時に、参集したDMATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMAT新潟県調整本部のほか、必要に応じてDMAT活動拠点本部等を設置する。

本 部 名	設置場所	主な役割
DMAT新潟県調整本部	県災害対策本部	- 県内で活動する全DMATの指揮調整、DMAT新潟県調整本部以外の各DMAT本部の設置、指揮調整 - 県災害対策本部及び消防等の関連機関との連携・連絡及び調整
DMAT活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院	- 参集したDMATの指揮調整DMATに病院支援、現場活動、地域医療搬送等の役割付与 - 消防等の関連機関との連携及び調整
DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所	DMATが複数活動する病院、現場	- 病院支援活動、現場活動するDMATの指揮調整 - トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
DMAT・SCU指揮所	被災地内のSCU	- SCU、航空機内で活動するDMATの指揮調整 - 搬入担当、診療担当などの役割を付与

ウ DPAT

災害時に、参集したDPATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DPAT調整本部のほか、必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置する。

本 部 名	設置場所	主な役割
DPAT調整本部	県災害対策本部	- 全DPATの指揮調整、拠点本部を指揮 - 県災害対策本部及びDPAT事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整
DPAT活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切な場所に設置	- DPAT調整本部、保健所等との連携及び調整 - 参集したDPATの指揮調整

エ 災害医療コーディネーター

被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、村上保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、管内市町村、保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

オ DHEAT構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

(5) 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報共有と協力体制の下に、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(6) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市、代表消防本部※、災害拠点病院	県地域医療政策課	・新潟DMA T派遣要請
市・消防本部、医療機関	県地域医療政策課	・ドクターヘリ派遣要請
市	保健所	・救護センター設置要請 ・医療救護班等派遣要請
病院、透析実施機関	県地域医療政策課	・被災状況 ・診療可否、 ・患者転送要請
診療所（透析実施機関を除く。）	保健所	・受入患者数、 ・医療スタッフ要請、提供
保健所	県地域医療政策課	・診療所の被災状況等 ・救護センター開設、医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーターチーム	災害医療コーディネーター	・被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県地域医療政策課	・医療救護班等の派遣要請
県地域医療政策課	他の都道府県、厚生労働省	・県外DMA Tの派遣要請 ・医療救護に関する応援要請
県障害福祉課	厚生労働省	・県外D P A Tの派遣要請
県福祉保健総務課	厚生労働省、D H E A Tの派遣が可能な県等	・D H E A T応援派遣の調整依頼 ・D H E A T応援要請

※ 新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部

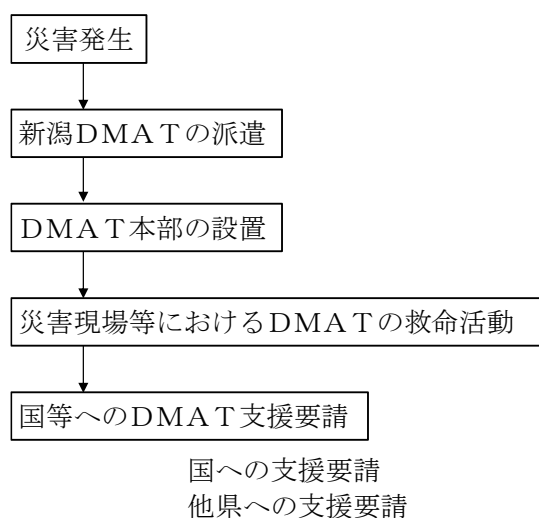
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県地域医療政策課	市、代表消防本部、災害拠点病院	・新潟DMA Tの派遣
県地域医療政策課	市・消防本部、医療機関	・ドクターヘリの派遣
保健所	市	・救護センター設置 ・医療救護班等派遣
県地域医療政策課	保健所	・病院、透析実施機関の被災状況等 ・救護センター開設指示 ・新潟DMA T、医療救護班等派遣
県障害福祉課	医療機関、保健所、市	・新潟D P A Tの派遣

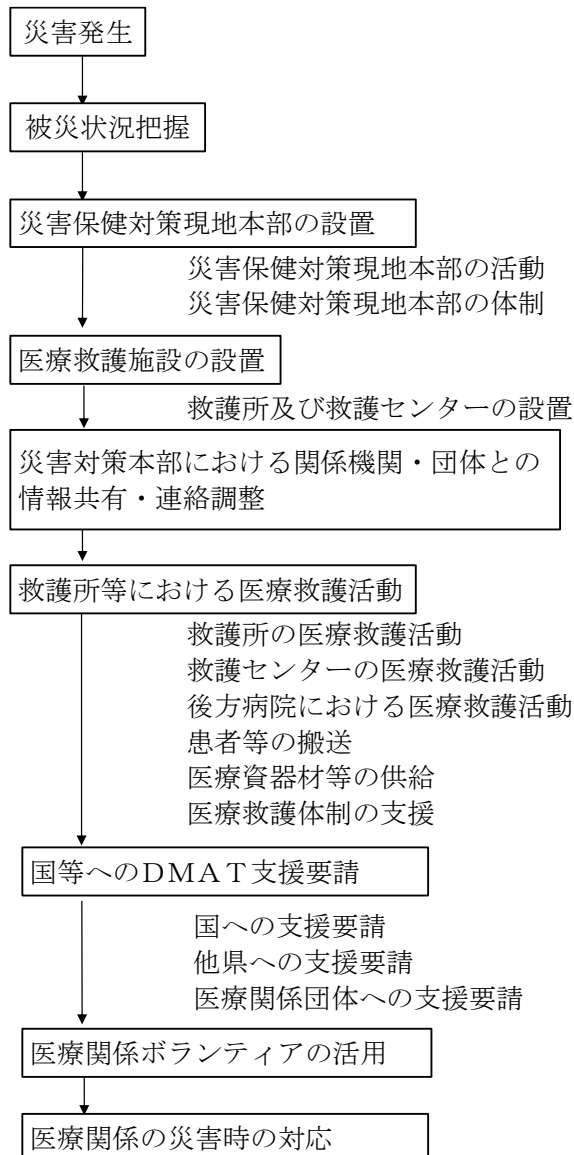
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
他の都道府県	県地域医療政策課 県障害福祉課	・ 県外DMA Tの派遣 ・ 県外D P A Tの派遣 ・ 医療救護に関する応援
厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課	・ 県外DMA Tの派遣 ・ 県外D P A Tの派遣 ・ 医療救護に関する応援
厚生労働省、 D H E A Tの派遣が 可能な県等	県福祉保健総務課	・ D H E A T応援派遣の調整結果 ・ D H E A T応援派遣

3 業務の体系

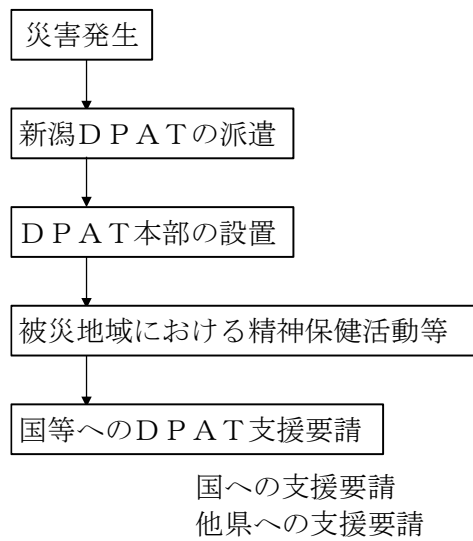
(1) DMA T関係



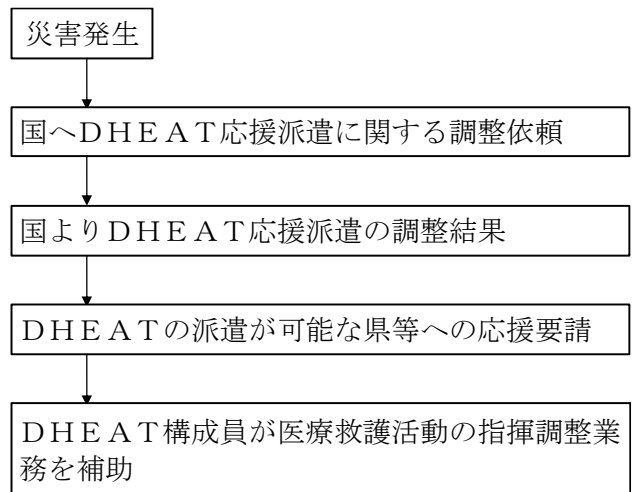
(2) 医療救護活動（DMA Tを除く。）



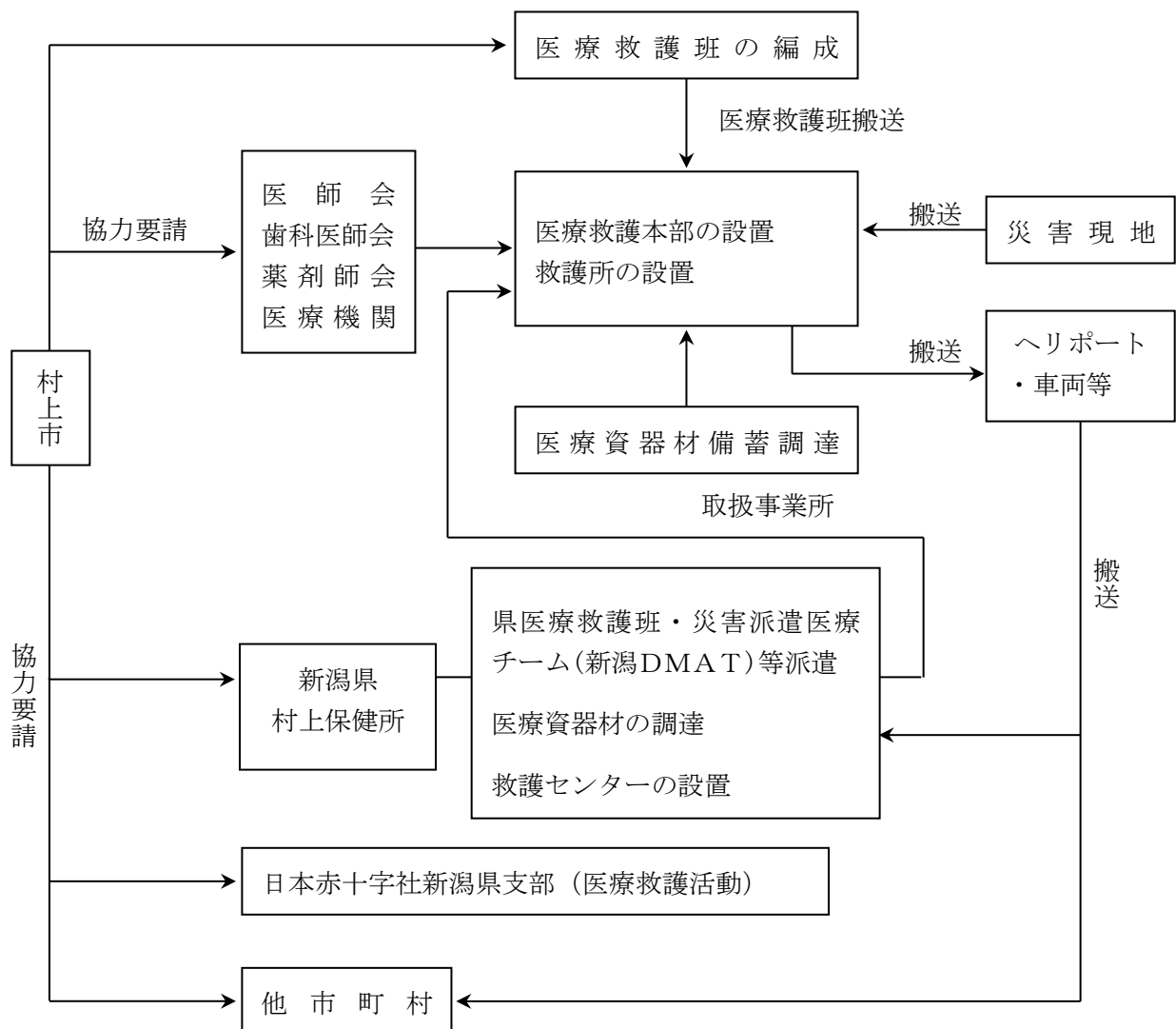
(3) DPAT関係



(4) DHEAT関係



【連絡体制図】



4 業務の内容

(1) DMA T関係

ア 新潟DMA Tの派遣

実施主体	対策	協力依頼先
県地域医療政策課	市、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟DMA T指定医療機関に対し新潟DMA Tの派遣を要請する。	新潟DMA T 指定医療機関等
新潟DMA T、 指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣する。	

イ DMA T本部の設置

実施主体	対策	協力依頼先
県地域医療政策課	県内で活動するすべてのDMA Tを指揮するDMA T新潟県調整本部を設置する。	新潟DMA T 指定医療機関等
新潟DMA T、 指定医療機関	必要に応じてDMA T活動拠点本部、DMA T病院支援指揮所、DMA T現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院等

ウ 災害現場等におけるDMA Tの救命活動

実施主体	対策	協力依頼先
新潟DMA T	- 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） - 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動） - 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（地域医療搬送） - 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） - 被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の実施（地域医療搬送） - 自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送）	県、厚生労働省、 消防機関

エ 国等へのDMA T支援要請

実施主体	対策	協力依頼先
被災地内の災害拠点病院、 新潟DMA T	被災地内の災害拠点病院又は新潟DMA Tは、被災地の状況等により、県に対し県外DMA Tの派遣を要請する。	県地域医療政策課
県地域医療政策課	県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外DMA Tの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係（DMA T関係を除く。）

ア 被災状況把握

実施主体	対策	協力依頼先
市、 県地域医療政策課、 新潟大学医歯学総合 病院	病院及び透析実施機関について以下の情報を収集 する。 1 施設・設備の被害状況 2 負傷者等の状況 3 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機 関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働 見込み。） 4 医療従事者の確保状況 5 医療資器材等の需給状況	病院、 透析実施機関
保健所	診療所（透析実施機関を除く。）について以下の 情報を収集する。 1 施設・設備の被害状況 2 負傷者等の状況 3 診療（施設）機能の稼働状況 4 医療従事者の確保状況 5 医療資器材等の需給状況	診療所（透析実施 機関を除く。）
県地域医療政策課	1 救護所の設置状況 2 救護所及び医療機関への交通	市

イ 災害保健対策現地本部の設置

実施主体	対策	協力依頼先
保健所	1 災害保健対策現地本部の体制 ① 災害保健対策現地本部の体制等は保健所長が 定める。 ② 災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連 絡・調整を円滑に行うために、情報の収集及び伝 達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 2 災害保健対策現地本部の活動 ① 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発 信、連絡、調整、指導及び支援 ② 市との連絡を確保するための市災害対策本部 への保健所の職員派遣 ③ 災害応急業務従事者の健康管理のための健康 相談等	市

ウ 医療救護施設の設置

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 必要に応じて医師会等医療関係団体と連携し、 医療救護本部を設置するものとし、その場所は、 災害対策本部と同施設又は近接する施設とする。 2 被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設 置する。救護所は、災害対策支部（拠点避難所） に設置し、必要に応じて他の避難所に設置する。	郡市医師会、 郡市歯科医師会

実施主体	対策	協力依頼先
保健所	医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場合などに、保健所に救護センターを設置する。	郡市医師会、 郡市歯科医師会

エ 医療救護活動

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 医療救護本部の活動 ① 各救護所、災害拠点病院等との連絡調整、情報収集 ② 市災害対策本部との連絡調整 2 救護所の医療救護活動 設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ① 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動） ② 災害拠点病院等への移送手配 ③ 医療救護活動の記録 ④ 死亡の確認 ⑤ 市災害対策本部への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告 3 患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ① 救命の措置を必要とする患者は原則として消防本部で実施するが、軽微な患者は地域住民等による救護及び搬送を行う。 (災害現場から医療機関及び救護所への搬送) ・家族、地域住民による搬送 ・消防本部による搬送 ・警察等の公共機関による搬送 ② 救護所に搬送された患者は、医師等による応急処置又はその指示により、災害拠点病院又は基幹災害拠点病院等へ移送する。 (医療機関、救護所から災害拠点病院等への移送) ・消防部による搬送 ・新潟県ドクターヘリによる搬送 ・民間の患者搬送車両による搬送 ・広域消防相互応援協定による搬送 ・広域航空消防応援ヘリコプターによる搬送 4 医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	郡市医師会、 郡市歯科医師会
保健所	設置した救護センターにおいて、一般医療及び歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。 1 精神科患者の治療 2 避難所への巡回診療及び相談 3 精神科医療機関への移送手配	郡市医師会、 郡市歯科医師会

実施主体	対策	協力依頼先
県地域医療政策課	1 ドクターヘリの派遣等 災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。 2 医療資器材等の供給 ① 災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給並びに避難所での一般用医薬品の配布、服薬指導等を行うため、新潟県薬剤師会と連携し、市災害対策本部の医薬品集積場所や避難所等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理及び服薬指導を行う。 ② 市、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、新潟県薬剤師会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合へ供給を要請し確保する。 ③ 医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。 3 医療救護班等の派遣 県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる医療救護班を編成し、派遣する。	
災害拠点病院	災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 1 被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ 2 医療救護班の派遣等	県地域医療政策課
医療救護班等	医療救護活動に必要な医療資器材を携行するものとし、その補充は県に要請する。	県地域医療政策課

オ 国等への支援要請

実施主体	対策	協力依頼先
市	郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、別表1に定めるところにより、次の事項を明示して医療救護活動の支援を要請する。 1 救助実施場所 2 対象人員概数 3 医療機関の状況 4 応援を求める職種別人員 5 応援を求める期間 6 医薬品等の種類別必要数 7 その他参考事項	郡市医師会、 郡市歯科医師会
保健所	郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市医師会、 郡市歯科医師会

実施主体	対策	協力依頼先
郡市医師会、 郡市歯科医師会	支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。	
県地域医療政策課	被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合、関係団体に対して支援を要請する。 1 厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。 2 他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。 3 医療関係団体への支援要請 ① 新潟県医師会への支援要請 協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 ② 新潟県歯科医師会への支援要請 協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。 ③ 日本赤十字社新潟県支部への支援要請 契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。	厚生労働省、 他都道府県、 県医師会、 県歯科医師会、 日本赤十字社新潟 県支部
県	被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
県医師会	1 県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 2 郡市医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市医師会
県歯科医師会	1 県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 2 郡市医師会又は郡市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	郡市歯科医師会

カ 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対策	協力依頼先
市	県支援センター及び市ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県支援センター、 市ボランティアセンター

実施主体	対策	協力依頼先
県地域医療政策課	県支援センターとともに、市ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県支援センター、 市ボランティアセンター

キ 医療機関の災害時の対応

実施主体	対策	協力依頼先
医療機関	災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。	

(3) D P A T 関係

ア 新潟D P A Tの派遣

実施主体	対策	協力依頼先
県障害福祉課	被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大するなど、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（D P A T事務局）からの要請を受け、新潟D P A Tの派遣を要請する。	新潟D P A T

イ D P A T本部の設置

実施主体	対策	協力依頼先
県障害福祉課	県内で活動するすべてのD P A Tを指揮するD P A T調整本部を設置する。	D P A T統括者

ウ 災害現場等におけるD P A Tの活動

実施主体	対策	協力依頼先
新潟D P A T	1 被災地内のD P A Tに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） 2 被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。	県、厚生労働省

エ 国等へのD P A T支援要請

実施主体	対策	協力依頼先
県障害福祉課	他の都道府県又は厚生労働省に対し県外D P A Tの派遣を要請する。	厚生労働省

(4) DHEAT関係

ア DHEATの派遣調整

実施主体	対策	協力依頼先
県福祉保健総務課	1 県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整依頼を行う。 2 DHEATの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 DHEATの派遣が可能な県等

イ DHEATの活動

実施主体	対策	協力依頼先
DHEAT構成員	医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

5 費用負担

医療救護活動に要した費用の負担区分は、概ね別表2のとおりとする。

別表 1

業務分担表

		大規模な災害の場合	大規模な交通事故の場合		大規模な工場 災害の場合
			有軌道の場合	無軌道の場合	
通 報 者		災害の発見者	事故の発見者		事故発生責任機関
関係機関への 連絡	第1順位	市長、消防本部	事故発生 責任機関	市長、 消防本部	市長、消防本部
	第2順位	警 察	警 察	警 察	警 察
	第3順位		市長、 消防本部	事故発生 責任機関	
県に対する連絡		市 長	同 左		同 左
傷病者の救出、搬送		市長、消防本部、 警察	市長、消防本部、警察、 事故発生責任機関		〃
医療機関に 対する出 動要請	医 師 会	市 長 (県医師会は県知事)	同 左		〃
	病 院	市長、 事故発生責任機関	〃		〃
現場及び搬送中の救 急 措 置		医療関係者及び 救急隊員	〃		〃
救急医薬品の確保		市 長	事故発生責任機関		〃
傷 病 者 の 収 容		病院、公共施設	病院、公共施設、 事故発生責任機関		〃
死 体 の 収 容		市	事故発生責任機関		〃
関係機関に 対する応 援要請	県	市 長	同 左		〃
	市		事故発生責任機関		〃
	他市町村	市 長	同 左		〃
	警 察	市 長	事故発生責任機関		〃

別表2

医療救護活動に要する費用負担区分表

		大規模な 災害の場合	大規模な交通 事故の場合	大規模な工場 災害の場合
治療に 要する 費用	診 察	1. 災害救助法が適用された場合は、これによる。 2. 1が適用にならない場合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等関係法により負担する。 3. 1、2により処理することができないものについては、市において負担する。	1. 事故発生責任機関が負担する。 2. 左記1と同じ 3. 左記2と同じ 4. 上記1、2、3によることができず、それを放置することにより傷病者の生命身体が危険とみなされるときは、市において負担する。	同 左
	薬剤又は治療材料の支給			
	処置、手術その他の治療			
	病院又は診療所への収容			
	看 護			
	移 送			
死体収容に要する費用	死体検案料	同 上	同 上	同 上
救出に要する費用	消防職員・団員等の出動手当て、その他の人件費	市	同 左	同 左
	救出用資機材の損料等	同 上	事故発生責任機関	同 左

第17節 防疫及び保健衛生計画

担当：福祉部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたしたり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

(2) 各主体の責務

ア 住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地の衛生確保に努める。

イ 市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

ウ 県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

また、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

(3) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(4) 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調をきたしやすいことから、避難所等の採暖に配慮する。

また、雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障をきたす場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

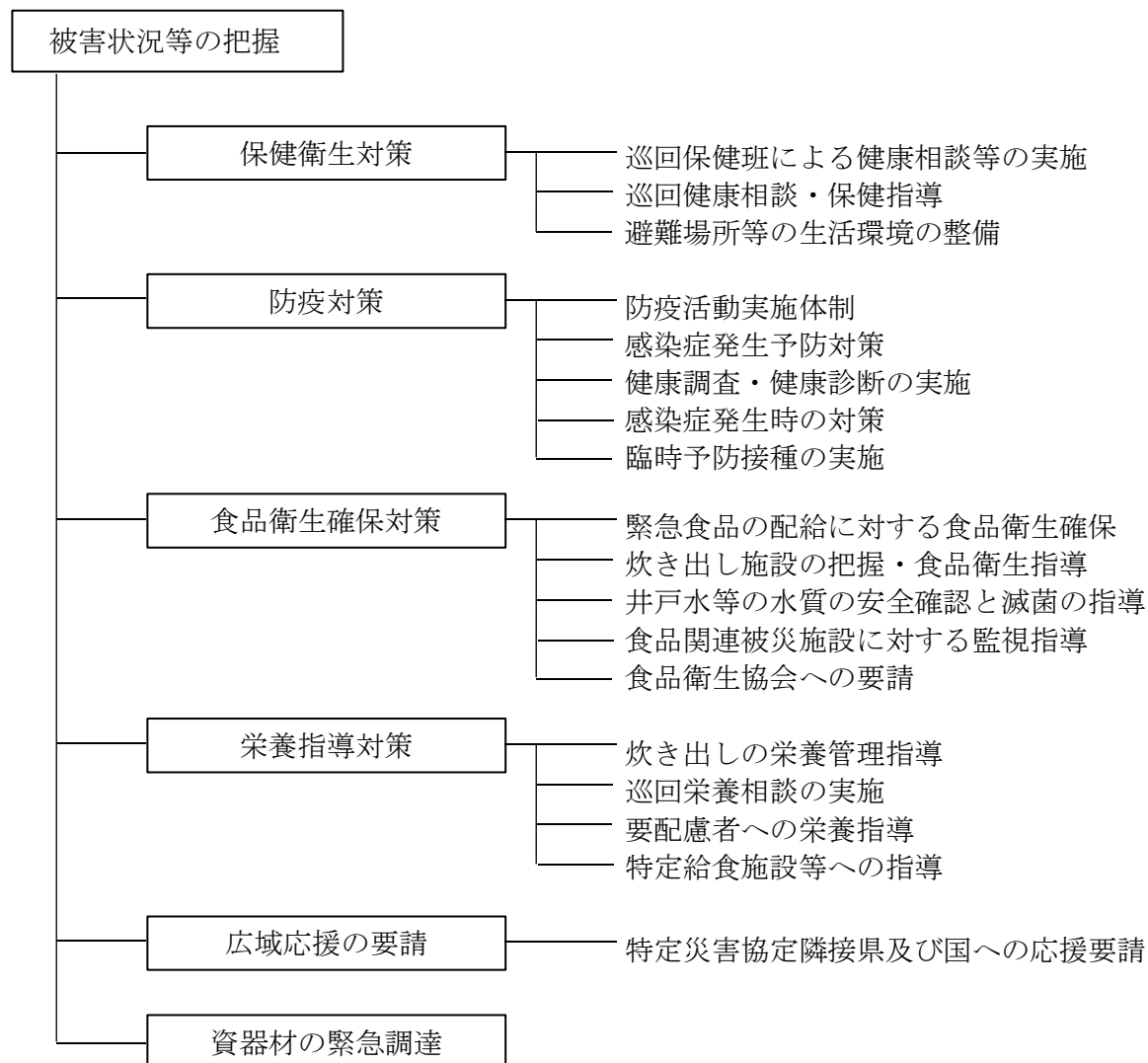
2 被害状況等の把握

【県への報告事項】

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

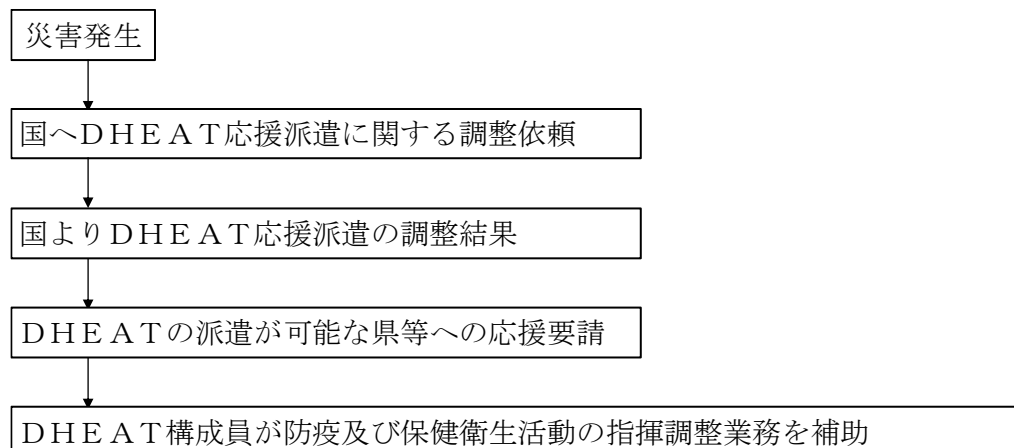
3 業務の体系

(1) 防疫及び保健衛生活動（DHEATを除く。）



※ 各業務は必要に応じて共同で実施する。

(2) DHEAT関係



4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対策
市	生活環境の激変による被災者の健康状態の悪化に対応するため、村上地域振興局健康福祉部と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康な生活を送れるように努める。このため、保健・医療・介護・生活等にわたり総合的、横断的な支援を行えるよう体制を整備する。 また、防災活動に従事している者に対し、メンタルヘルスを含む健康管理を実施し、健康の維持、増進に努める。 - 被災者の避難状況把握及び県への報告 - 避難所等の整備、健康相談等の実施 - 避難所等の生活環境整備 - 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） - 衣類及び寝具の清潔の保持 - 身体の清潔の保持 - 室温、換気等の環境 - 睡眠及び休養の確保 - 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔 - プライバシーの保護
県	- 巡回保健班による健康相談等の実施 - 村上地域振興局健康福祉部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等追加）し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 - 市保健師の協力を得て、巡回計画作成 - 福祉保健総務課： 必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立 - 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 - 村上地域振興局健康福祉部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員、歯科衛生士等追加）し、被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 - ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整 - 要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導 - 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導 - インフルエンザ等の感染症予防の保健指導 - 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導 - 不安の除去等メンタルヘルスへの対応 - 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導 - 避難所等の生活環境の整備 - 避難所、仮設住宅等における状況把握及び被災者への指導・助言 - 市が実施する生活環境の整備への助言・協力

(2) 防疫対策

実施主体	対策
市	1 防疫活動実施体制 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 2 感染症発生予防対策の実施 ① 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施 ② パンフレット、リーフレット等を利用して、被災者の健康管理について、飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導台所、便所及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導 ③ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施 ④ 便所、台所等を中心に消毒を実施 ⑤ ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内） 3 感染症発生時の対策実施 県の指示に基づき、感染症の患者のいる場所又はいた場所、感染症により死亡した者の死体のある場所又はあった場所、その他感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について消毒する。 ① 台所、便所、排水口等の消毒実施 ② 汚物及びし尿は消毒後に処理
県	1 防疫活動実施体制 ① 災害規模に応じ、市の防疫活動を指導・支援 ② 村上地域振興局健康福祉部：必要に応じて部内に災害防疫対策本部を設置 ③ 被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請 2 感染症発生予防対策の実施 市と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を実施 3 健康調査及び健康診断の実施（村上地域振興局健康福祉部） ① 緊急度に応じ、計画的に実施（浸水地域住民、集団避難場所の避難者及び応急仮設住宅入居者を重点に実施） ② 健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施 4 感染症発生時の対策実施（村上地域振興局健康福祉部） ① 入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害を免れた地域内の適当な医療機関へ収容 ② 濃厚接触者（感染症患者等と飲食を共にした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施 5 臨時予防接種の実施又は実施指示（県感染症対策・薬務課） 疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期間を指定して、村上地域振興局健康福祉部へ臨時予防接種の実施を指示 市が実施することを特に適当と認めるときは市長に指示

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対策
県（地域機関） （市）	- 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市及び食品調製施設に対し、監視指導を実施（市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの） - 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管及び調理についての指導を実施 - 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導 - 食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施 - 冠水食品の廃棄の指導 - 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 - 施設・設備等の洗浄消毒の指導 - 食品衛生協会への要請 地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請。食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施
県（生活衛生課）	必要に応じて、地域機関間の応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	対策
県（地域機関） （市）	- 炊き出しの栄養管理指導 村上地域振興局健康福祉部は市設置の実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施するとともに、給食業者への食事内容の指導を実施 - 巡回栄養相談 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を実施 - 要配慮者への栄養指導 乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配等に関する支援を実施 - 特定給食施設等への指導 給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導 ※ 1～4については、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。
県（健康づくり支援）	- 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 - 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会（JDA-DAT）へ支援要請

(5) 広域応援の要請

実施主体	対策
県	県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対策
市	1 防疫資器材等の備蓄及び調達について計画作成及び実施 2 防疫資器材等の整備状況を村上地域振興局健康福祉部に報告 3 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（村上地域振興局健康福祉部へ）
県	1 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供 2 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 3 緊急時の防疫資器材等の調整 ① 村上地域振興局健康福祉部：管内調整を実施。調整がつかない場合は、感染症対策・薬務課へ確保要請 ② 感染症対策・薬務課：防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請

(7) DHEAT関係

ア DHEATの派遣調整

実施主体	対策	協力依頼先
県（福祉保健総務課）	1 県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、DHEATの応援派遣に関する調整依頼を行う。 2 DHEATの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 DHEATの派遣が可能な県等
新潟DMAT指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣する。	

イ DHEATの活動

実施主体	対策	協力依頼先
DHEAT構成員	防疫及び保健衛生活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。	

第18節 こころのケア対策

担当：福祉部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民の責務

被災住民は急性ストレス障がい等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

イ 市の責務

(ア) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障がいやうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 必要に応じてこころのケア対策の支援を県に要請する。

ウ 県の責務

(ア) 国の「災害派遣精神医療チーム（D P A T）活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）等の体制整備に努める。

(イ) 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、D P A Tの派遣を要請する。

(ウ) D P A Tを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

エ 報道機関の責務

(ア) 不用意な取材活動によるP T S D（心的外傷後ストレス障がい）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(イ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

オ 精神科医療機関の責務

(ア) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障がい等に対して必要な医療を提供する。

(イ) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

カ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県が実施するこころのケア対策の取組みを支援する。

(2) 活動の調整

ア D P A T運営委員会

D P A Tに関する運営体制、活動の検証等について検討・協議を行うため、D P A T運営委員会を開催する。

イ D P A T活動

県内に大規模災害等が発生し、D P A Tの派遣を要することが想定される場合は、県はD P A Tの活動を統括するために、D P A T調整本部を設置する。D P A T調整本部はD P A T統括者（精神科医師）が統括する。

必要に応じてD P A T活動拠点本部を設置する。

本 部 名	設置場所	主な役割
D P A T調整本部	県災害対策本部	・災害対策本部、災害医療本部、災害医療コーディネーター、DMA T調整本部、国等との連絡及び調整 ・D P A T派遣の開始及び終結の決定、D P A Tの派遣要請・派遣先調整 ・被災地域で活動するD P A Tの指揮、調整、ロジスティクス ・D P A T活動拠点本部の設置
D P A T活動拠点本部	活動のフェーズに応じ、適切な場所に設置	・D P A T調整本部、DMA T活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整 ・D P A T調整本部の指揮下で、参集したD P A Tの統括

(3) 達成目標

ア 発災直後から情報収集に努め、発災から概ね48時間以内に活動できるD P A T先遣隊において、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。

イ 先遣隊の後に中長期にわたり活動するD P A Tにおいて、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援等を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

2 情報の流れ

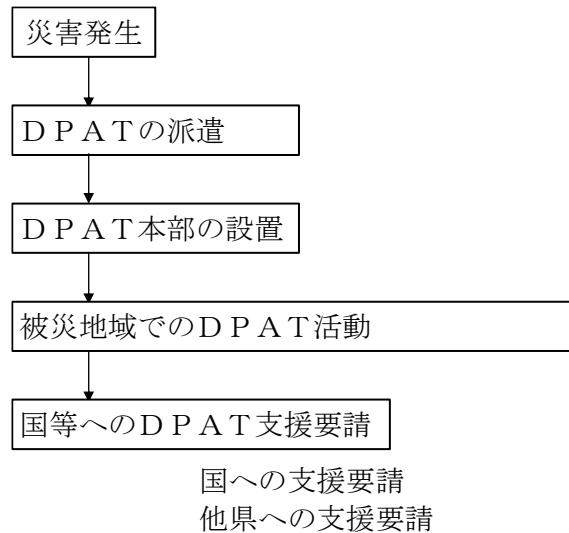
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県障害福祉課	厚生労働省	・県外D P A Tの派遣要請
	他の都道府県	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	・県外D P A Tの派遣
他の都道府県		

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 県、D P A T による支援

実施主体	対策	協力依頼先
県障害福祉課	1 D P A T 調整本部の設置 2 D P A T の派遣要請・受入調整	厚生労働省、 D P A T 事務局、 新潟D P A T、 精神科医療機関
D P A T	1 D P A T 調整本部、D P A T 活動拠点本部において、D P A T の指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 2 E M I S や J - S P E E D、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 3 活動内容の情報発信を行う。 4 被災地での精神科医療の提供を行う。 5 被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 6 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む。）を行う。 7 被災者への専門的支援を行う。	県、 被災地域内の災害 拠点病院、 災害拠点精神科病院、 保健所等

(2) 市におけるこころのケア対策

ア こころのケア情報の伝達方法

被災時のこころの健康についての正しい知識をポスター、チラシ、ホームページ等を使い、避難所や自治会等を通じ被災住民に情報伝達する。

また、こころのケアホットラインなどの県からの情報についても、同様に情報伝達する。

イ こころのケアチームの派遣等支援要請基準

大規模災害で復興に時間を要し、支援が長期にわたり、被災住民への対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、こころのケアチームの派遣等の支援を要請する。

ウ ハイリスク者の把握方法

避難所等において、精神科医療機関との連絡調整を早急に必要とする被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。

エ 市職員のこころのケア対策

災害応急業務に従事する職員は、災害直後から過酷な状況の中で、様々な支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での支援活動は、オーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊をきたしやすい。そのため、身体だけでなくこころの健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。

また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

第19節 児童生徒等に対するこころのケア対策

担当：福祉部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 市の責務

カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にした上で確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

イ 学校の責務

(ア) 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。

(イ) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施

(ウ) 教員による児童生徒等への早期カウンセリングの実施

ウ 県の責務

(ア) 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡をとり、両者協議の下、派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

(イ) 学校に対して臨床心理士を派遣し、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を実施する。

(ウ) 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

エ 下越教育事務所の責務

カウンセラー派遣に係る安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内

(2) 達成目標

ア (災害救助法適用時) 市の学校すべてにおいて、災害発生から1週間後を目途に「該当学校教員への説明会」を実施

イ (災害救助法適用時) 市の学校すべてにおいて、災害発生から2週間後を目途にカウンセラー派遣を開始

(3) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアのあり方等について、ガイドとなるパンフレット等を配布

2 情報の流れ

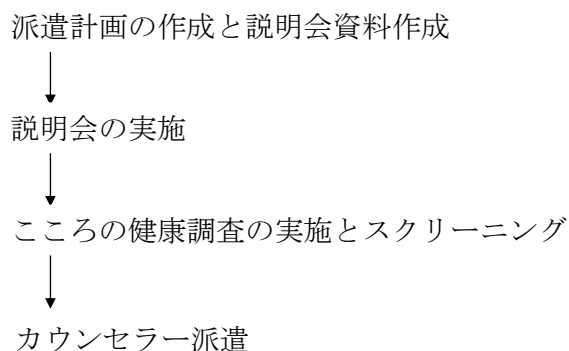
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市立学校	市教育委員会	・カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒等 ・実施児童生徒数及び個別相談票の報告
県立学校	県教育委員会	
市教育委員会	県教育委員会	・こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	・ カウンセリング実施日 ・ 説明会実施日
市教育委員会	学校	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) こころのケア説明会及びカウンセラー派遣等

実施主体	対策	協力依頼先
県教育委員会	こころのケア説明会及びカウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会
市教育委員会	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付 及び実態把握	

(2) 児童生徒等に対するこころのケア対策

ア こころのケア情報の伝達方法

市教育委員会は、災害時のこころの健康についての正しい知識を県教育委員会の指導を受けながら、学校訪問や通知文によって周知する。

イ ハイリスク者の把握方法

学校は、養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の児童生徒観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要な児童生徒等の把握に努める。

ウ 教職員のこころのケア対策

学校管理下における児童生徒等の指導だけでなく、緊急な業務を的確に行わなければならない教職員は、災害直後から過酷な状況の中で、学校教育活動を再開するための、様々な業務に従事しなければならない。このような特殊な環境の下での業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊をきたしやすい。

そのため、市は、身体だけでなくこころの健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、教職員の休養が確保できる勤務態勢を早期に確立する。

また、災害時のこころの健康についての情報も、県教育委員会等の指導を受けながら早期に教職員に対し伝達する。

第20節 廃棄物の処理計画

担当：市民部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民の責務

(ア) ごみ処理

- a 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- b 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。
- c ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わない。

(イ) し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

イ 市の責務

(ア) 被害状況の調査・報告

- a 速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備及び調査者を明確にした調査体制を整備する。
- b 廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急に取りまとめ、村上地域振興局へ報告する。

(イ) ごみ処理

- a ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置するなど、復旧までの処理体制を整備する。電気・水・熱の供給設備を設置しているごみ処理施設では、それらの供給拠点としての活用を検討する。
- b 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- c あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- d ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- e ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について十分周知を行う。
- f ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- g 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- h 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートを確認を行う。
- i ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(ウ) し尿処理

- a し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備す

る。

- b 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
- c あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- d し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

(エ) 災害がれき処理

- a 隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- b あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実行計画（がれき処理対策）を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。
- c 災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分場を確保する。
- d 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。
- e 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- f 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物・危険物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- g 損壊家屋が多数にのぼる場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者のあっせん、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。
- h 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに近隣市町村、県に広域支援を要請する。

ウ 県の責務

- (ア) 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- (イ) 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- (ウ) 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。
- (エ) 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。
- (オ) 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(2) 達成目標

ア ごみ収集

生活ごみ等の収集は、概ね3日～4日以内に開始する。災害ごみの収集は、概ね3日～4日以内に開始し、7日～10日以内での収集完了に努める。

イ し尿収集

し尿の収集は、概ね24時間以内に開始する。

ウ 災害がれきの収集

災害がれきの収集は、概ね1か月以内に開始する。

(3) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市ボランティアセンターとの調整を図る。

2 情報の流れ

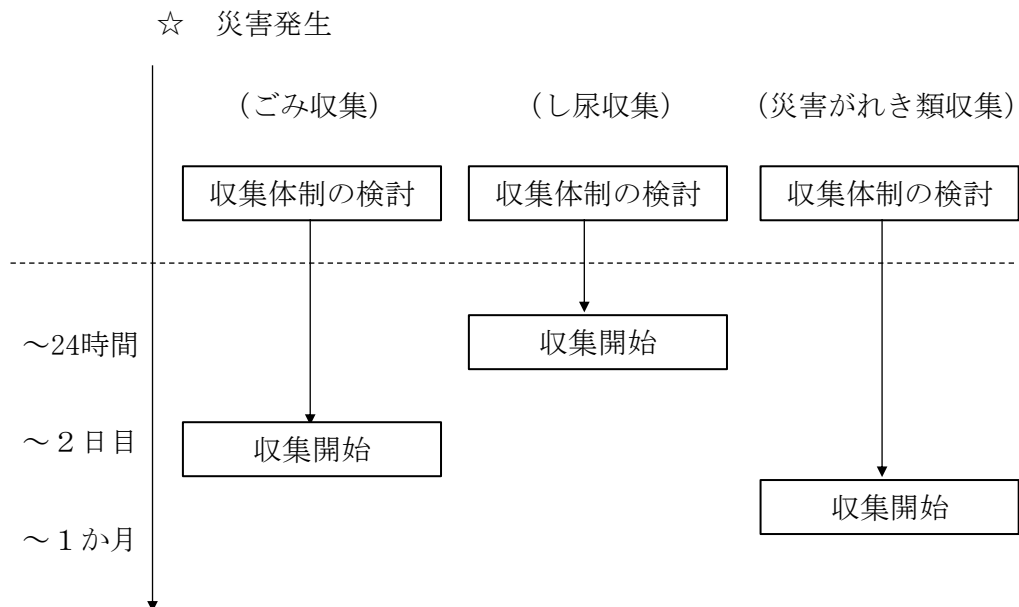
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	・ ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	・ 広域支援の必要性
県	協定先・団体	・ 広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 広域支援の情報
市	避難所、避難者	・ ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	1 市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する。 2 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。	市

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 実施計画書の策定、ごみ収集体制の整備 廃棄物処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び市内収集委託・許可業者の収集能力を速やかに把握するとともに、ごみの発生量等を予測し、被害規模に応じた実施計画（災害ごみ処理対策）を策定し、収集体制を整備する。 2 仮置場の設置・管理 必要に応じて仮置場候補地の中から仮置場を選出し、設置・管理を行う。 3 運搬ルートの確保 大量の災害廃棄物が一時的に排出されるおそれがある場合など、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）を得た中で、処理場までの運搬ルートの確保を行う。 4 住民への周知等 ごみの処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知する。 ① ごみの収集が困難となり、通常の収集ができない地区については、従来のステーションにはごみは出さないこと。 ② ごみの収集が可能な収集路線の周知と、通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等協力を求めること。 ③ ごみは、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ及びガラスビン等に分類しておくこと。 ④ 当面は、生ごみの処理を優先して行うこと。 ⑤ 収集が不可能な場合は、暫定的な積み置きあるいは家庭内での一時保管とすること。 ⑥ 交通の妨げとなるような廃棄物を道路上に出さないこと。 5 ごみの収集・処理 必要に応じて、ボランティアの派遣要請を行い、開設された避難所等の生活ごみの収集・処理場又は仮置場への搬送を行う。 6 応援の要請 ごみの収集及び処理が困難な場合は、県との災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援を要請する。	県災害対策本部、 近隣市町村関係団体、 県支援センター、 市ボランティアセンター

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2 必要に応じて職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等、 環境省関東地方環境事務所、 他都道府県、 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	1 必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 2 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
新潟県環境整備事業協同組合	市及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	市及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	

※ 応援要請先

- 県（県民生活環境部廃棄物対策課）
- 県内市町村
- 環境整備事業協同組合
- (一) 県産業廃棄物協会
- (一) 県解体工事業協会
- 市廃棄物収集運搬委託・許可業者
- 災害ボランティアセンター

(2) し尿処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市
市	1 実施計画書の策定 し尿処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び収集業者の収集能力を速やかに把握するとともに、し尿の発生量等を予測し、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定し、収集体制を整備する。 2 快適なトイレ利用の確保 避難所等に職員を派遣して避難者の概数を把握した上で、仮設トイレの必要数を把握し、設置する。 また、必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請するほか、民間団体等にも応援要請する。なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の点に留意する。	協定団体等、県

実施主体	対策	協力依頼先
	① 避難所においては、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行うとともに、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。 ② トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。 ③ 仮設トイレの設置に時間を要することも考慮し、携帯トイレ等の備蓄に努めるとともに、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。 ④ 避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。 3 住民への周知等 し尿の処理・収集を円滑に行うため、自主防災組織や避難所の自主組織等を通じて、住民等に次のことを周知する。 ① 被災等により住居において用を足すことができなくなった場合、浄化槽設置施設等で用を足すように努めること。 ② 浄化槽設置家庭及び施設等は、被災当初給水が止まることが考えられるので、河川や水路から水を汲み置きして使用するよう努めること。 4 し尿の収集・処理 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。し尿の収集、処理が間に合わないときは、関係業界の協力を得て、仮設トイレ（共同便所）又は臨時の貯留施設を設置し、その設置場所を周知する。 5 応援の要請 し尿の収集及び処理が困難な場合は、協定等に基づき、県等に対して応援を要請する。	
県	1 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2 必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等、 環境省関東地方環境事務所、 他都道府県、 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	1 必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 2 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

実施主体	対策	協力依頼先
新潟県環境整備事業協同組合	市及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	
(一社)新潟県浄化槽整備協会	市及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査及び応急復旧に協力する。	

※ 応援要請先

- 県（県民生活環境部廃棄物対策課）
- 県内市町村
- 環境整備事業協同組合
- 市廃棄物（し尿）収集運搬業者

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。	市
市	1 実施計画書の策定 廃棄物処理施設の被害状況とそれに伴う稼働見込み（処理可能数量）及び災害がれき類の発生量等を把握し、被害規模に応じた実施計画（災害がれき類処理対策）を策定する。 2 仮置場の設置・管理 必要に応じて仮置場候補地の中から災害がれきの仮置場を選出し、設置・管理を行う。 3 運搬ルートの確保 大量の災害がれき類が一時的に排出されるおそれがある場合など、収集作業や仮置場での搬入作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）を得た中で、収集場までの運搬ルートの確保を行う。 4 住民への周知等 災害がれき類の処理方法等について住民等に周知する。 5 災害がれきの収集・処理 損壊家屋の災害がれき等については、原則として被災者自らが、市が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、大量に災害がれき類が発生した場合、市が状況を把握し、まとめて産業廃棄物処理業者に依頼し、処理する。 6 応援の要請 災害がれき類の収集及び処理が困難な場合は、県の協定に基づき応援要請するとともに、場合によっては民間団体等にも応援要請する。 なお、緊急を要する危険家屋の解体については、必要に応じ、県を通じて自衛隊に要請する。	県、協定団体等、自衛隊

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2 必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等、 環境省関東地方環境事務所、 他都道府県、 県内市町村
環境省関東地方環境事務所	1 必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 2 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	
自衛隊	県からの要請に基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	市及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
(一社)新潟県解体工事業協会	市及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	県からの要請に基づき、災害がれきの処理に協力する。	

※ 応援要請先

- 県（県民生活環境部廃棄物対策課）
- 県内市町村
- 環境整備事業協同組合
- (一)県産業廃棄物協会
- (一)県解体工事業協会
- 市廃棄物収集運搬委託業者
- 災害ボランティアセンター

5 廃棄物処理施設の応急復旧

廃棄物処理施設の管理者は、施設の被害状況等の調査を行い、被害が生じている場合は、関係業者等の協力を得て応急工事等の措置を講じるとともに、復旧計画を作成する。

第21節 トイレ対策

担当：市民部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民・企業等の責務

災害発生から「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ 市の責務

- (ア) 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する（被災者への供給を行う。）。
- (イ) 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- (ウ) 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- (エ) 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

ウ 県の責務

市の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

(2) 達成目標

ア トイレ利用の確保

トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

避難所 開設後 ～12時間	・避難所公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃 ～1日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃 12時間 ～2日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃 2日目程度～	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレを供給

イ トイレ用品の確保

トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。

ウ トイレ管理の実施

トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用の簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。

イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(4) 快適な利用の確保

ア 避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

2 情報の流れ

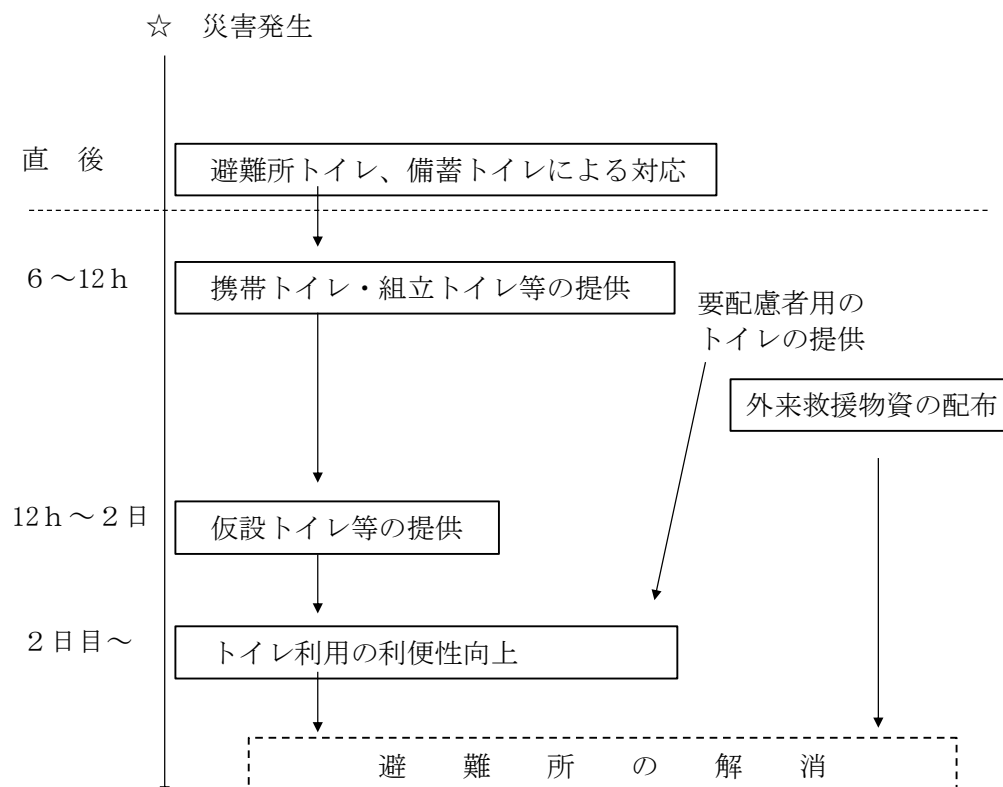
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	・被災地ニーズ
市	県	・集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	・調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・供給予定情報
市	避難所、避難者	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 2 避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレの適切な利用方法を周知する。 3 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 4 村上市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	県災害対策本部、 村上市社会福祉協議会、 県支援センター
県	市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	(公社)新潟県トラック協会、
(公社)新潟県トラック協会	県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握する。 2 企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 3 義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り分ける。） 4 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。 5 し尿くみ取りを依頼する。	自治会長等、 企業・団体等、 県
県	1 市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 2 企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	企業・団体、 他都道府県
企業・団体等	県から調達要請があったトイレ等を指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第22節 入浴対策

担当：福祉部

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- (イ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- (ウ) 県への支援要請

イ 県の責務

- (ア) 自衛隊に対する入浴支援要請
- (イ) 県内市町村及び隣接県への協力要請
- (ウ) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

(3) 達成目標

入浴機会の確保は、災害発生から3日を目安とする。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ア 入浴施設までの交通手段の確保（市）
- イ 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保（市及び県）
- ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底（市及び県）
- エ 乳幼児に対する配慮
 - (ア) 沐浴に必要な物品の確保
 - (イ) 乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請
 - (ウ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(5) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

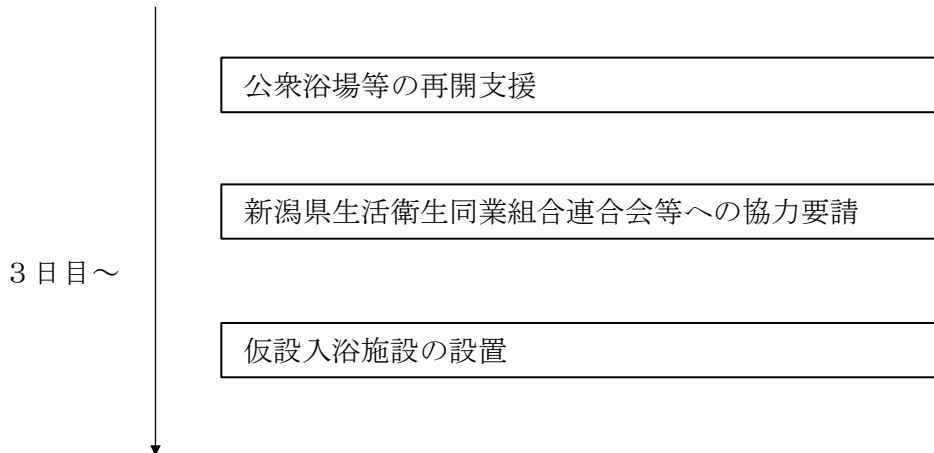
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	・仮設入浴施設設置要請、入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、 新潟県生活衛生同業組合連合会	・入浴支援要請、施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	・入浴施設開設予定情報 ・入浴サービス提供情報

3 業務の体系

☆災害発生



4 業務の内容

(1) 公衆浴場等の再開支援

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保する。 2 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 3 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会（入浴施設管理者等）

(2) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 市内の新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 2 市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県	市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会等

(3) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対策	協力依頼先
市	近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への仮設入浴施設設置を県に要請する。 1 避難所等の被災者への入浴支援情報の周知の徹底 2 入浴施設までの移動手段の確保 3 要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車の確保	県
県	市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

第23節 食料・生活必需品等供給計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配布は、概ね地震発生12時間後からとする。

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下「物資等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 各主体の責務

ア 住民等の責務

災害発生から（流通機構の復活が見込まれる）3日（できれば7日）程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。また、住民は避難に当たり、最低限1食分の物資等を携行するよう心掛ける。

イ 市の責務

- (ア) 自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。
- (イ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- (ウ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。
- (エ) 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。
- (オ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ 県の責務

- (ア) 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。
- (イ) 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。
- (ウ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
- (エ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ 指定地方行政機関等の責務

- (ア) 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。
- (イ) 物資等の調達、輸送について、県を支援する。

(3) 達成目標

ア 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

食料は原則として1日3回提供する。

発災（又は避難）～12時間以内：住民による自己確保又は避難所等の保存食料

発災（又は避難）12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

発災（又は避難）24時間後～：自衛隊等による配送食（暖かいもの）

発災（又は避難）72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し）

※ 避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。

イ 生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ等の供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。

(4) 供給対象者

ア 食料

- ・避難所に収容及び避難した者
- ・住家の被害によって炊事のできない者
- ・旅行者等であって、食料を持参又は調達のできないもの
- ・被害を受け、一時避難する者で、避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのないもの
- ・被災地において災害活動に従事する者で食料の供給を必要とするもの

イ 生活必需品

災害により住家に被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

ウ 災害救助法が適用された場合の給与（貸与）基準

給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、新潟県災害救助法施行細則第5条で定められている。

(5) 要配慮者に対する配慮

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（災害発生24時間後～）

イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（災害発生24時間後～）

(6) 積雪期の対応

ア 現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ 防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

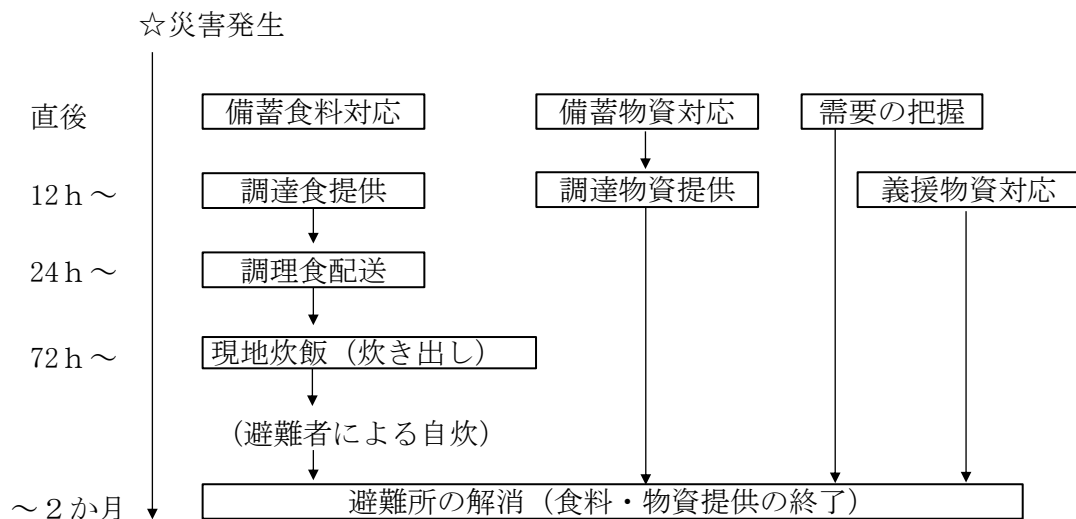
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市災害対策本部	・被災地ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	・集約された被災地ニーズ
県災害対策本部	協定先企業、他県	・調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	・ 供給予定情報
市災害対策本部	避難所、避難者	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12時間程度）

実施主体	対策	協力依頼先
被災者、 自主防災組織	市の職員と協力して避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市
市	避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握・避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社新潟県支部からの緊急提供で補う。	県、 日本赤十字社新潟 県支部、 村上市社会福祉協 議会、 市ボランティアセ ンター、 自治会長等
県、 日本赤十字社 新潟県支部	1 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。 2 市からの要請に基づき、不足する物資等を市・避難所等へ配送（以下「プル型支援」という。）する。 3 市の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 ※プル型支援への切替時期についても、的確に判断するよう努める。	(公社)新潟県トラック協会、 自衛隊 新潟県倉庫協会

(2) 調達食・物資等の提供（発災12時間～24時間程度）

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 避難者のニーズ把握 2 避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 3 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送するなど、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 4 調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	自治会長等、 協定業者等、県
県	1 市の要請により、プル型支援を行う。 2 市の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。＊ ※プル型支援への切替時期についても、的確に判断するよう努める。	協定事業者、 他の都道府県
協定先企業・団体等	県から調達要請があった物資等を指定された市又は避難所へ配送する。	

(3) 調理食配送による提供（発災24時間程度～72時間程度）

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 避難者のニーズを把握し、必要食数を県災害対策本部に報告する。 2 日本赤十字社新潟県支部、ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 3 避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県、 市ボランティアセンター
県	1 市からのニーズ把握 2 自衛隊に給食支援を要請する。 3 炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	給食支援（調理及び配送）を行う。	

(4) 現地炊飯による提供（発災72時間以降）

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 2 自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 3 ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県、 市ボランティアセンター
県	市の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊
自衛隊	県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。	

(5) 被災者による自炊（発災2週間以降）

実施主体	対策	協力依頼先
避難者	市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。	市
市	1 被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 2 調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。	

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対策	協力依頼先
市	災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請する。	県
県	1 市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 2 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 3 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 4 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	国 指定地方行政機関等、 運送事業者
指定地方行政機関等	1 県からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 2 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 3 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	運送事業者
運送事業者	物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関等を支援する。	県、 指定地方行政機関等

(7) 義援物資の配布

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 市の受入物資を配布する。 2 物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。	市ボランティアセンター、 自治会長等、 報道機関
県	1 義援物資の送付先市町村を紹介する。 2 県受入れ物資の中から、市から要請された品目を送付する。 3 自衛隊等に輸送を依頼する。	自衛隊、 (公社)新潟県トラック協会、 新潟県倉庫協会

(8) 燃料の調達・供給

実施主体	対策	協力依頼先
市、 重要施設（病院等）	災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	県
県	1 市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 2 被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 3 燃料類の供給見通しについて住民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。 4 必要に応じて燃料の優先供給に係る調整に努める。	新潟県石油業協同組合、 政府災害対策本部

5 物資等の備蓄、調達、供給等の方法

(1) 被災者救援のため必要となる主な物資例

ア 食料

- (ア) 米穀、パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
- (イ) 乳児用ミルク、牛乳
- (ウ) 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
- (エ) その他容易に調達され、かつ、一時の代用品として供給できるもの

イ 生活必需品等

- (ア) 寝具（毛布、布団等）
- (イ) 被服（肌着等）
- (ウ) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (エ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (オ) 保育用品（哺乳瓶等）
- (カ) 光熱器具・材料（マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等）
- (キ) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- (ク) 簡易（仮設）トイレ、紙おむつ、生理用品
- (ケ) 暖房器具、燃料

ウ 感染症対策

- (ア) 不織布マスク

- (イ) 手指消毒用アルコール（消防法上の保管上限に留意（危険物第4類に該当））
- (ウ) アルコール消毒用スプレーボトル
- (エ) 除菌シート等環境消毒用物資（除菌シート、環境消毒用消毒液、ペーパータオル）
- (オ) パーティション

(2) 物資等の備蓄計画

災害により多数の被災者が発生した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出救助用資機材が必要となる。そこで、迅速かつ的確に被災者への支援を行うことができるよう、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から次の表（備蓄目標基準・備蓄する品目）に基づき、被害想定による避難者数等を勘案して物資の備蓄又は供給協定を締結し、整備する。

なお、備蓄に当たっては、下記の点にも留意する。

ア 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備

発災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地区ごとに分散して備蓄倉庫を整備する。その際、水害等の危険性がないよう十分配慮する。

イ 流通在庫備蓄のための協定等の締結

ウ 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）

エ 在宅要配慮者に配慮した備蓄（粉ミルク、おむつ、食しやすい食品、車椅子等）

オ 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切り板等）

カ 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食品等の流通在庫備蓄体制の整備等）

キ 避難所等防災拠点を考慮した備蓄

【備蓄目標基準・備蓄する品目】

- ・避難者想定 人口57,000人×12.5%÷7,125人とする。
- ・市の備蓄目標

備蓄主体		目標備蓄量（現物備蓄・流通備蓄含む。）		
		食料	飲料水（20）	毛布
自助 共助	家庭・自治会 自主防災組織	発生初日 3食分	1人 1.5本	1人 1枚
公助 （流通備蓄含む。）	市	4～5食目 2食分 3,600食 (2500食/1万人)	1人 1本 900本 (1250本/1万人)	220枚 (300枚/1万人)
	県・他市町村	6～8食目 3食分	1人 1.5本	
	県外	9食目以降		

※平成17年10月に新潟県防災局で示された市町村備蓄目標量により算定

(3) 物資等の調達

ア 災害により物資等の調達が必要と認めるときは、避難所別避難者情報等により、必要となる物資等を計画的に調達・購入する。

イ 民間から調達する場合は、あらかじめ定める調達先（災害関連協定先・単価契約物品契約業者）及び調達可能な市内業者とする。

ウ 市のみでは十分な調達ができない場合は、県又は他の市町村に調達又は供給を要請する。

エ 調達又は供給が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町村との協定等の締結に努める。

オ 被災者等に対しての炊き出し等に米穀等を必要とし、上記により調達できない場合は、村上

振興局長を経由し、県知事に対して農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続がとれない場合は、直接農産局長に要請する。

なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」の規定に基づき、農産局長と県が売買契約を締結し、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

（4）集積場所の設置等

ア 集積場所

集積場所は、村上市民ふれあいセンター及び各支所指定場所とする。ただし、被災地域、被害状況、避難者状況等によっては、集積に適切な市施設等を適宜指定することができる。

イ 供給拠点

避難所に避難している被災者への配分は、当該避難所において実施し、避難所に避難していない被災者への配分は、被災地域内の指定避難所を供給の拠点として実施する。

ウ 輸送

市有車両のみでは輸送車両が確保できない場合は、貨物輸送事業者及び(公社)新潟県トラック協会への応援を要請する。

また、民間事業者からの調達物資は、できる限り、その調達先に車両配送を依頼する。

（5）物資等供給の方法

ア 物資等を供給するときは、避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて供給する。

- (ア) 各避難所等における受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- (イ) 住民への事前周知による公平な配分
- (ウ) 避難所の管理者及び自主防災組織と連絡を密にしながらの速やかな提供
- (エ) 要配慮者への優先配分
- (オ) 食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
 - a 食物アレルギー、基礎疾患、乳児等へ配慮する。
 - b 炊き出しによる供給は、下記(6)により行う。
 - c 副食物は、日常の副食物としている程度のもので、腐敗等のおそれのないものを供給する。
 - d 直接食料を供給することが困難なため、米飯業者等に委託する場合は、数量基準等を明示する。
 - e 応急用供給を実施するため、米穀を供給する場合は、災害応急用米穀供給台帳を作成し、台帳に記載、押印させる方法で行う。

イ 人員の確保

避難者への物資等の供給に当たって人員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十字社新潟県支部又は県等に対して支援を要請する。

【災害応急用米穀供給台帳】

供給月日	供給数量	供給価格	住 所	氏 名	印

(6) 炊き出し

市が炊き出しを実施する場合は、次により行う。

ア 炊き出しは、原則として既存の学校給食調理場及び保育園等の被害状況を把握し、使用可能な施設を利用して行う。

イ 市においてアの炊き出しが困難なとき、又は不十分なときは、民間業者から調達するとともに、被災していない近隣の市町村及び県からの救援を求める。

ウ 炊き出し及び供給員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十字社新潟県支部又は県等に、日赤奉仕団、自衛隊等の災害派遣を要請する。

(7) 生活必需品等の強制確保

市は、県知事及び関東経済産業局長に、物資の生産、集積又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資の適正な価格による供給を指導するよう要請する。

6 広域応援体制

(1) 市→隣接市町村等への要請

ア 市は、必要な物資等の調達及び供給ができない場合は、応援協定締結市町村及びその他の市町村に応援を要請する。

イ 応援要請をするときは、次の事項を明示して行う。

(ア) 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

(イ) 引き受ける場所及び引受責任者

(ウ) 連絡課及び連絡責任者

(エ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(オ) その他参考事項

(2) 市→県（県防災局）への要請

市は、隣接市町村等の応援を得てもなお十分に物資等の調達及び供給ができない場合は、上記(1)イの事項を明示し、県に応援を要請する。

第24節 要配慮者の応急対策

担当：情報総括部、福祉部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、市及び県等の行政と日頃、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働の下、支援を行う。

(2) 各主体の責務

ア 住民、自治会、自主防災組織等の責務

住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で特に、要配慮者の安全確保に努める。

イ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第27節「学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ 企業の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導、安否確認を迅速に行う。

オ 市の責務

市は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。

避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。

避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障がい者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

なお、災害発生後、要配慮者の安否情報の収集、こころのケア等について、一元的に総合調整するため、福祉部を中心とした横断的な組織として「要配慮者対策班」を設置し、要配慮者の避難支援を行う。この場合、必要に応じ、市は、県に対して職員の派遣を要請する。

カ 県の責務

県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

キ 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務

(ア) 国際交流協会

国際交流協会は、市及び県の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

(イ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む。）

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市又は県に報告する。

(3) 達成目標

ア 避難誘導対策

避難行動要支援者を漏れなく避難誘導する。

イ 避難所の設置・運営（以下「避難所」には福祉避難所を含む。）

(ア) 避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

(イ) 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

ウ 生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

エ 保健・福祉対策

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

オ 外国人支援

(ア) 外国人の被災・避難状況を確認する。

(イ) 多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(4) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

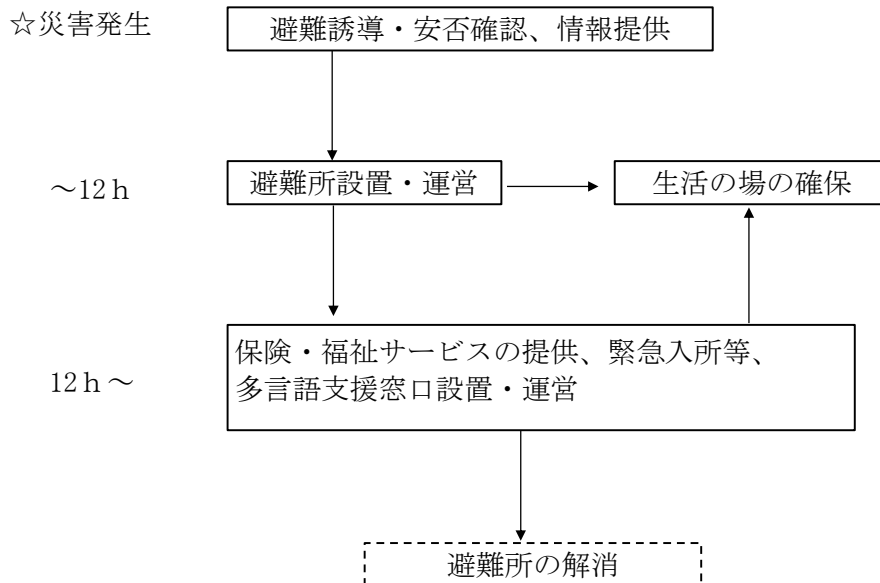
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者、 民生委員、自治会、 介護保険事業者、 福祉関係者等	市	・ 要配慮者の安否 ・ 保健・福祉等のニーズ
市	県、他市町村、 介護保険事業者、 社会福祉施設等	・ 要配慮者の集約された各種ニーズ ・ 職員、災害福祉支援チーム等応援要請

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	国、他都道府県、市、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	・要配慮者への各種サービス要請 ・職員派遣要請 ・災害福祉支援チーム派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対策	協力依頼先
市・消防本部	避難情報に関するガイドラインに基づき高齢者等避難を伝達	自治会、民生委員等
	避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	県警察、介護保険事業者、自治会等
	避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者、自治会、NPO・ボランティア等
	社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、社会福祉施設等

ア 要配慮者対策班の設置

市は、災害発生後、要配慮者の安否情報の収集、ケア等について、一元的に総合調整するため、福祉部を中心とした横断的な組織として「要配慮者対策班」を設置し、要配慮者の避難支援を行う。この場合、必要に応じ、市は、県に対して職員の派遣を要請する。

また、被災が著しく、市だけでは要配慮者の応急対策について体制の確保ができない場合、県及び広域相互応援協定を締結している市町村等に対して応援を要請する。

イ 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域住民の協力を得ながら要配慮者の避難に対する支援を行う。

(ア) 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供することにより同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報及び個別避難計画に基づいて避難支援を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体を守るが大前提となるため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(イ) 名簿情報及び個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報及び個別避難計画の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報及び個別避難計画を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反には当たらないものとする。ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報及び個別避難計画を提供することは、「正当な理由」には該当しないものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

a 不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報及び個別避難計画を提供できる。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない名簿情報及び個別避難計画を提供することが適切かを判断することに留意する。

b 不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先

自衛隊の部隊や他都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報及び個別避難計画を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

c 不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報及び個別避難計画を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報及び個別避難計画を保有していない者に対しても提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報及び個別避難計画の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

(エ) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ウ 避難所、福祉避難所の設置・運営

市は、非常配備基準に基づき指定避難所を開設し、避難してくる要配慮者の受入体制を整えておく。

また、特別な配慮を要する要配慮者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した避難所を福祉避難所として設置する。

エ 安否確認及び生活環境の確保

民生委員、自治会長等は、震度5弱以上の地震が発生したときは、余震が落ち着いた後、避難行動要支援者名簿に基づき、担当する避難行動要支援者に対し、電話又は自宅を訪問し安否確認を行い、その結果を災害対策本部に報告する。

市及び村上地域振興局健康福祉部は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、民生委員、自治会長等の協力を得て被災状況を確認し、報告書に取りまとめる。

なお、要配慮者の把握に対する報告書は、障がい別に記入し、設置された要配慮者対策班に提出するものとし、発災後24時間以内に把握できるよう努める。

また、対策班等においては、報告書により他の地域から避難した人の連絡調整に努める。

【確認事項】

- 要配慮者の安否確認（避難所にいないときは、自宅の確認もする。）
- 介護者が災害によって介護できなくなっている要配慮者の確認
- 保護者を災害によって亡くし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

オ 社会福祉施設等への緊急入所

市は、在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。

(2) 生活の場の確保

実施主体	対策	協力依頼先
市	公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市、県	公営住宅等の確保	他市町村、都道府県等
県	旅館及びホテルの確保	県旅館ホテル生活衛生同業組合
市、県	応急仮設住宅の確保	国、建設業者、(公社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対策	協力依頼先
市	避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、 他市町村、 都道府県等
市	避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、福祉関係団体、 他市町村、 都道府県等
介護保険事業者、 社会福祉施設等	避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、市等

ア 巡回相談等の実施

市及び村上地域振興局健康福祉部は、要配慮者の被災状況、避難生活上のニーズ把握等のため、避難所及び自宅等の要配慮者に対する定期又は臨時の巡回福祉相談・保健指導等を実施し、必要な措置を講じる。

イ 被災した要配慮者への措置

市及び村上地域振興局健康福祉部は、被災した要配慮者の避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、身内による引取り等連絡調整に努める。

また、適切な介護ボランティアの手配を行い、継続したマンパワーの確保とボランティア等による生活情報の提供に努める。

ウ 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、村上地域振興局健康福祉部が編成する巡回保健チームと連携し、要配慮者の避難生活状況について、避難所、施設、自宅、身内のいかなを問わず、定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活環境、健康の管理に努める。

(4) 情報提供

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	要配慮者への的確な情報提供	報道機関、 NPO・ボランティア等

ア 要配慮者のニーズに即した情報の提供

災害発生後に速やかに必要な情報を提供することが、要配慮者の避難等を容易にすることから、災害の状況、住民等のとるべき措置などを、同報系防災行政無線、メール配信サービス、掲示板、広報紙等の様々な情報伝達手段により、速やかに情報提供ができるよう努める。

また、要配慮者が必要とする情報は、災害の発生から時間の経過とともに変化していくため、要配慮者のニーズに即した情報を提供できる体制についても整備する。

イ 避難行動要支援者情報等の引き継ぎ

避難所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引き継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

(5) 外国人支援

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、 留学生が所属する学校、 国際交流関係団体等
	多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、 外国人雇用企業、 留学生が所属する学校、 国際交流関係団体等
国際交流協会等	通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流団体

5 社会福祉施設等における対策

(1) 発災直後の安否確認と安全確認

ア 施設長は、直ちに職員による防災活動隊を編成し、入所者の安否確認と施設の安全確認を行わせ、入所者を安心させるよう努める。また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の依頼を行う。

イ 入（通）所者の応急保護の場所については、次の事項に注意して確保する。

- (ア) 被災を免れた近隣施設の利用
- (イ) 最寄りの公共施設、寺院等の利用
- (ウ) プレハブ等による仮設施設の設置

ウ 入（通）所者の保護に当たっては、次の事項に配慮する。

- (ア) 医療及び保健衛生に対する措置
- (イ) 物資等の確保
- (ウ) 家族等への連絡体制の確立
- (エ) 入（通）所に伴う安全確保対策
- (オ) 臨時施設開設等に伴う職員の確保

(2) 避難所の確保と避難誘導

施設長は、避難所について施設の被災状況により、屋内外のいずれか適切な場所を判断し、施設の防災計画に基づき避難誘導を行う。特に、夜間及び休日における避難に当たっては、地域の住民等や自主防災組織の協力を得られるよう努める。

(3) 被災報告等

施設長は、入所者及び施設の被災状況を関係機関に報告し、必要な措置を依頼する。また、保護者に連絡をとり、可能な人には協力を依頼する。

(4) 施設使用が不能な場合の措置

市及び県は、被災施設から緊急入所の依頼があった場合、被災を受けなかった施設との連絡調整に努め、入所可能施設情報の提供を行う。また、受入施設におけるマンパワーの確保に努める。

(5) 避難生活状況の確認

施設長は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し、関係機関に経過報告を行う。

第25節 建物の応急危険度判定計画

担当：建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という。）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 住民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

イ 市の責務

- (ア) 被災建築物の応急危険度判定に必要な資機材の備蓄に努める。
- (イ) 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。
- (ウ) 実施本部を設置し、判定を実施する。
- (エ) 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。
- (オ) 判定結果の集計を行い県に報告する。
- (カ) 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。）。
- (キ) 判定結果に対する相談窓口を設置する。

ウ 県の責務

- (ア) 市（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。
- (イ) 被害が大規模で、他の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県（以下「ブロック幹事県」という。）に応援を要請する。
- (ウ) 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報提供する。
- (エ) 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。
- (オ) 判定結果の集計、整理及び記録作成を行う。

エ 国土交通省及び北陸地方整備局の責務

広域支援本部長の支援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。

オ 建築士会等の建築関係団体の責務

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

カ 応急危険度判定士の責務

- (ア) 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。
- (イ) 判定士への情報連絡に協力する。
- (ウ) 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

(3) 達成目標

応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後 1 日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3 日	県外判定士による判定活動の開始
〃 10 日	判定活動の終了
〃 10 日～	判定結果に対する相談業務への移行

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 応急危険度判定の目的の周知徹底（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の地震保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明）

イ 判定結果に対する相談窓口を設置する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

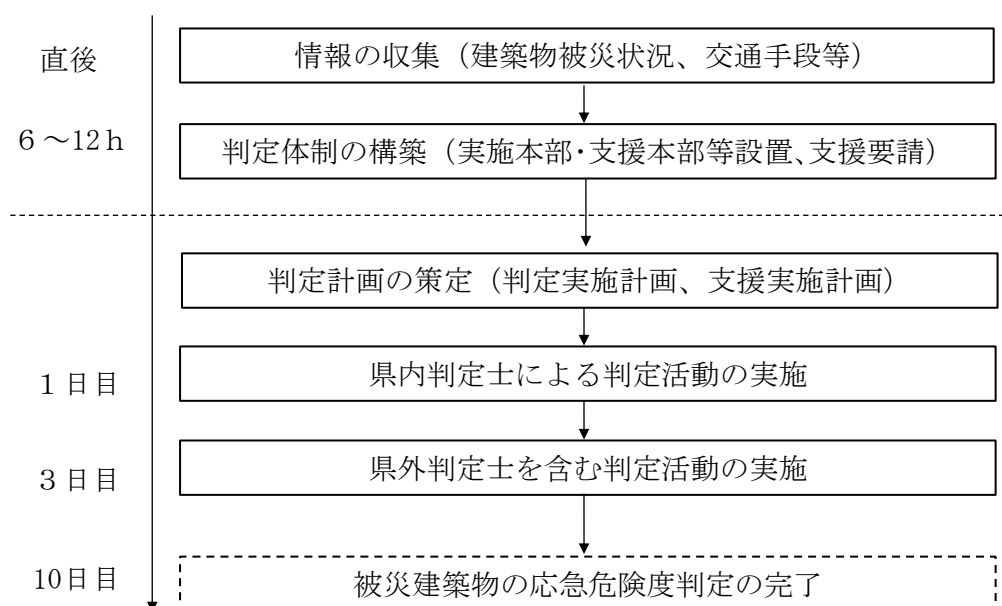
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
判定士	市（実施本部）	・ 建築物の被災状況
市（実施本部）	県（支援本部）	・ 判定実施の要否、実施計画 ・ 判定支援要請の有無及び内容
県（支援本部）	ブロック幹事県 （広域支援本部）	・ 広域支援要請の有無及び内容 ・ 判定拠点までの交通事情等
ブロック幹事県 （広域支援本部）	国土交通省 （全国支援本部）	・ 判定応援要請 ・ 他の都道府県との支援調整要請の有無及び内容
県（支援本部）	建築関係団体	・ 確保が必要な判定士の数 ・ 判定拠点までの交通事情等
県（支援本部）	市町村 （被災地以外）	・ 判定士派遣等の要請の内容 ・ 判定拠点までの交通事情等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市（実施本部）	住民	・ 判定実施状況等の広報
県（支援本部）	市（実施本部）	・ 支援予定情報 ・ 被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系

☆ 地震発生



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	対策	協力依頼先
判定士	建築物等の被害状況を市に連絡	
市（実施本部）	1 建築物等の被害状況を調査、情報収集の上、把握する。 2 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。	建築関係団体、 県
県（支援本部）	1 被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 2 被災市町村への情報提供を行う。	県災害対策本部
国土交通省 （全国支援本部）	1 被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 2 県への情報提供を行う。	

(2) 判定体制の構築

実施主体	対策	協力依頼先
市（実施本部）	1 実施本部、判定拠点を設置する。 2 判定コーディネーターを配置する。 3 県に支援要請を行う。	県
県（支援本部）	1 支援本部を設置する。 2 （公社）新潟県建築士会等の建築関係団体の協力により判定士を確保する。 3 被災地以外の市町村に協力を要請する。 4 ブロック幹事県に広域支援を要請する。	（公社）新潟県建築士会、 市町村（被災地以外）、 国土交通省ブロック幹事県
国土交通省 （全国支援本部）	1 全国支援本部を設置する。 2 建築関係団体に協力を要請する。	建築関係団体

(3) 判定計画の作成

実施主体	対策	協力依頼先
市（実施本部）	1 判定実施の可否を決定する。 2 判定実施計画を作成する。 3 地元判定士を招集する。 4 住民への周知及び広報を行う。	
県（支援本部）	1 支援実施計画を作成する。 2 応援判定士の派遣の調整を行う。 3 判定資機材等を調達する。 4 輸送方法を確保する。	
国土交通省 （全国支援本部）	他の都道府県の支援本部との応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。	

(4) 判定・支援の実施

実施主体	対策	協力依頼先
市（実施本部）	1 判定士の受入れを行う。 2 判定資機材を判定士に供給する。 3 判定士を実施地区に誘導する。 4 判定結果を県に報告する。	
県（支援本部）	1 応援判定士を実施本部に派遣する。 2 判定資機材を実施本部に提供する。 3 判定結果の取りまとめを行う。 4 民間判定士補償制度の手続を行う。	
国土交通省 （全国支援本部）	応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。	
判定士	1 判定拠点への移動手段、食料、宿泊先等を確保する。 2 判定業務を行う。	

5 建築物等応急危険度判定の実施方法

- (1) 市は、新潟県建築士会部会員・新潟県建築設計協同組合員等の専門的知識を有する者及びあらかじめ養成した応急危険度判定技術者（以下「危険度判定技術者」という。）とともに、次の順位により応急危険度調査を実施し、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民への周知、注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。

ア 目視により明らかに危険な建築物等

イ 防災上重要な建築物として位置づける公共施設

(ア) 災害対策本部が設置される施設（市本庁舎、支所庁舎等）

(イ) 医療救護活動の施設（病院等）

(ウ) 応急対策活動の施設（消防本部・署、各分署等）

(エ) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）

(オ) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障害者療護施設等）

ウ 不特定多数の者が出入りする施設

エ 一般建築物等

(2) 被災建物応急危険度判定

市は、住民等の安全確保のため、速やかに被災地区について第1次段階の調査を行い、終了後、直ちに第2次段階の調査を行う。

ア 第1次段階の調査

危険度判定技術者は、速やかに危険な建物を判定し、「使用禁止」の表示をする。

イ 第2次段階の調査

危険度判定技術者は、建築物の被災状況を実際に外観目視調査し、建築物の危険度を「危険」、「要注意」、「調査済み」の3段階に区分の上、その旨を建築物に表示する。

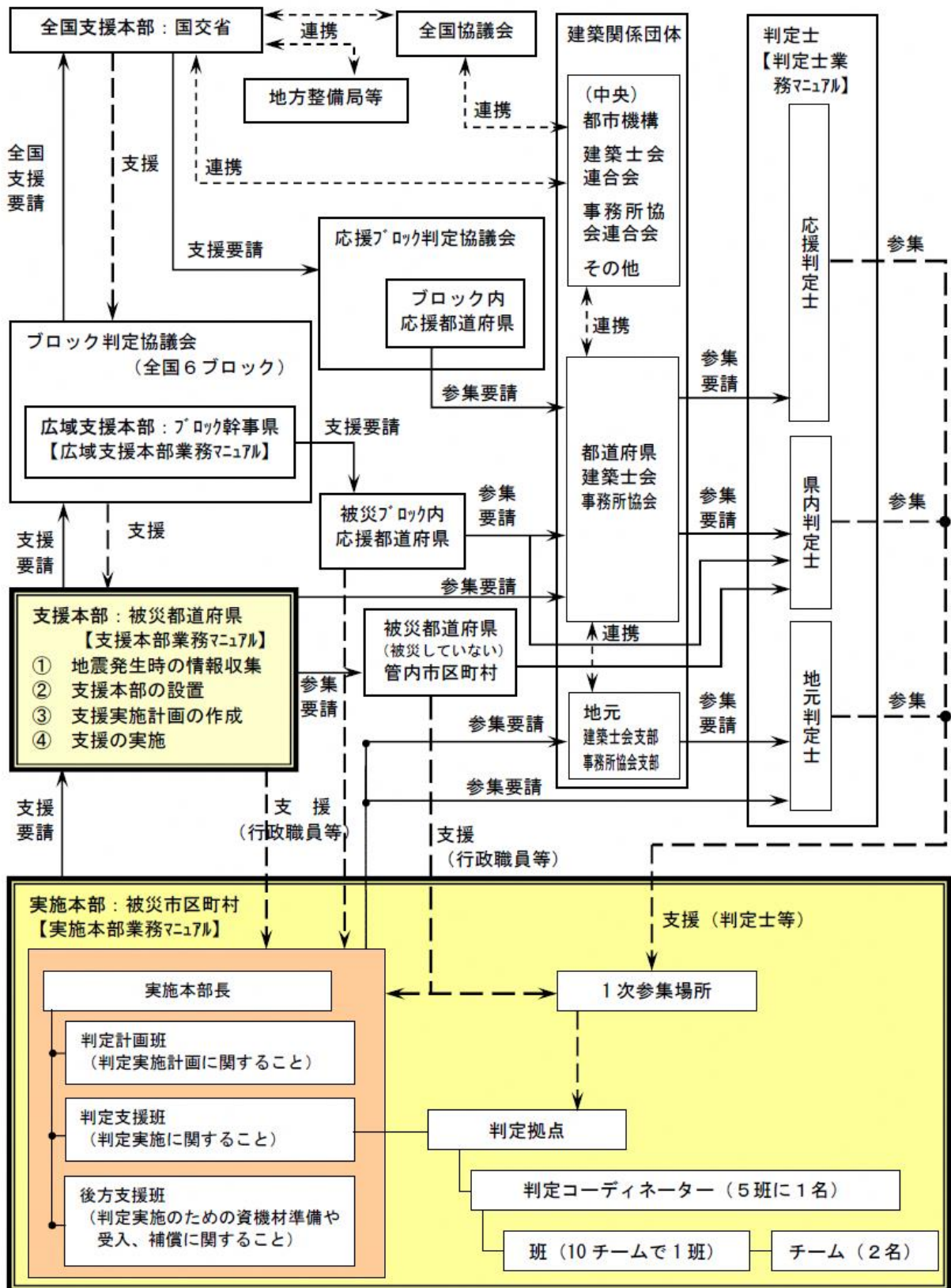
6 調査が済んだ建築物の処理

被災建物応急危険度判定により、そのまま存置しておくことが危険な建築物については、その施設の管理者又は所有者は、できるだけ速やかに当該施設を解体撤去する。

7 道路等への落下物等に対する安全対策

道路等人が通行する箇所又は人が集まる場所等へ、屋根瓦、窓ガラス等の落下、ブロック塀（石塀を含む。）、看板等の倒壊の危険があると認められる場合は、道路管理者又は当該施設の管理者若しくは所有者等は、通行禁止その他安全対策上必要な措置を講じる。

【判定実施体制（詳細は「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」参照）】



第26節 宅地等の応急危険度判定計画

担当：建設部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

- (ア) 常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。
- (イ) 危険度判定の円滑な実施のため、市及び県が行う体制整備に協力するよう努める。

イ 市（市長）の責務

- (ア) 大規模な災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- (イ) 危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- (ウ) 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県知事に要請する。
- (エ) 宅地判定士の協力の下に、危険度判定を実施する。
- (オ) 二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示するなど、必要な措置を講じる。

ウ 県の責務

県は、市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成及び啓発を行う。

エ 県知事の責務

- (ア) 市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請するなど、支援措置を講じる。
- (イ) 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。
- (ウ) 市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対して危険度判定の実施のために支援を要請する。
- (エ) 国土交通省又は他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

オ 国土交通省の責務

- (ア) 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。
- (イ) 県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。

カ 宅地擁壁技術協会の責務

県知事からの要請があった場合は、宅地判定士の派遣等に協力する。

(2) 達成目標

ア 実施の決定

- (ア) 市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。

- (イ) 県知事は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。
- イ 対象区域及び宅地の決定
市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- ウ 実施体制の調整
(ア) 市長は、危険度判定の実施に際し、概ね72時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。
(イ) 県知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請するなど、概ね72時間以内に支援措置を講じる。
- エ 危険度判定の実施
市長は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力の下に、危険度判定を実施する。

2 情報の流れ

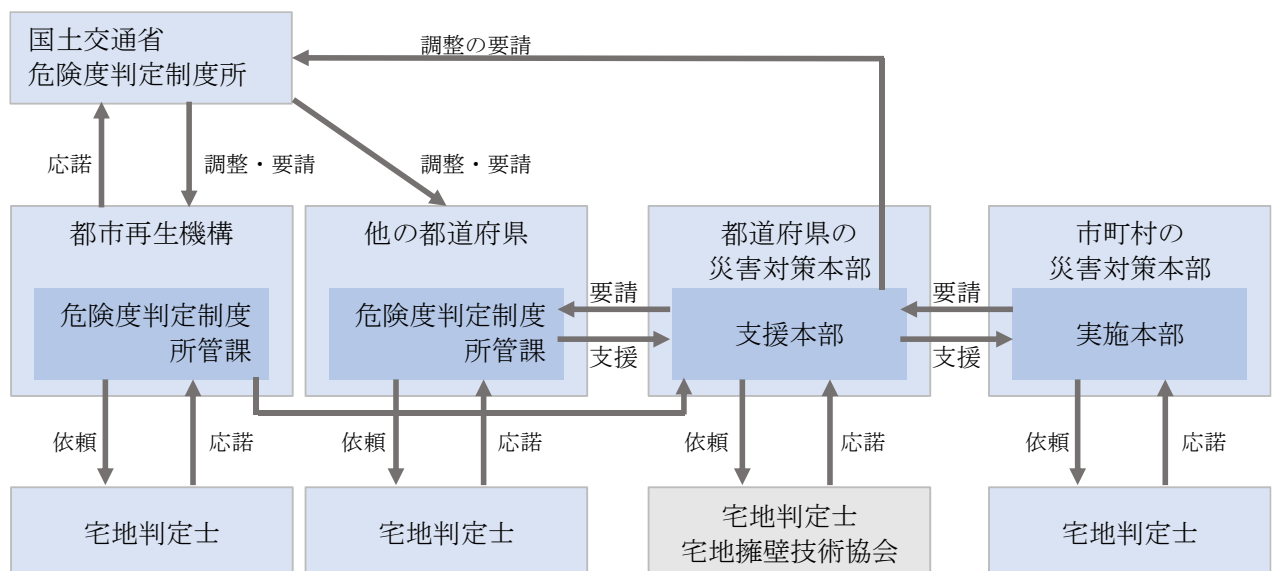
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
宅地管理者（地権者）	市	・ 宅地の被災情報
市	県	・ 宅地の被災情報 ・ 支援要請の有無
県	国土交通省	・ 宅地の被災情報 ・ 支援調整要請の有無
	宅地擁壁技術協会	・ 支援要請の有無

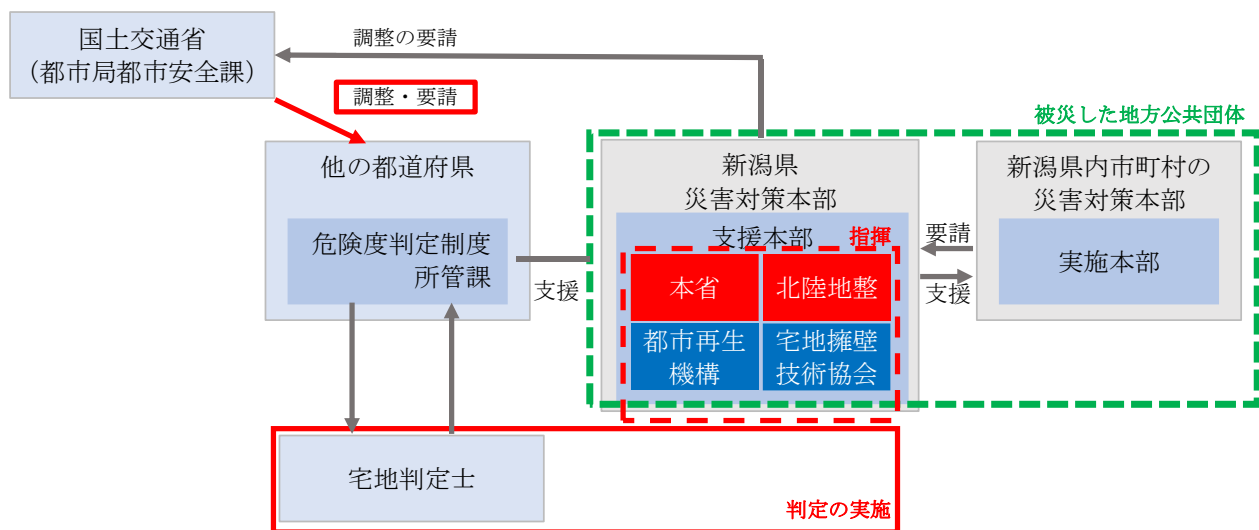
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
宅地判定士	宅地管理者（地権者）	・ 被災宅地の危険度判定結果
	第三者（通行人など）	
	市	

3 業務の体系



【県が市町村支援等を行うことが困難な場合】



4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
宅地判定士	危険度判定の円滑な実施のため、市及び県が行う体制整備に協力するよう努める。	
市	1 大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 2 危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。 3 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施等のための支援を県知事に要請する。 4 宅地判定士の協力の下に、危険度判定を実施する。 5 二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示するなど、必要な措置を講じる。 6 必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。	県 宅地判定士 宅地判定士 県
県	1 市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請するなど、支援措置を講じる。 2 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、県知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。 3 市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。 4 国土交通省又は他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。	宅地判定士、宅地擁壁技術協会、宅地判定士 国土交通省、他の都道府県 宅地判定士

実施主体	対策	協力依頼先
国土交通省	1 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。 2 県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。	他の都道府県、都市再生機構等

第27節 学校等における応急対策

担当：福祉部、情報総括部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 学校の責務

あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童生徒、学生、園児等（以下、本節において「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。また、指定避難所の学校又は臨時に避難所となった学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっては、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡の上、できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等のこころのケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

イ 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

ウ 県の責務

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(2) 達成目標

ア 中越大震災クラスの地震に際しても、地震後概ね2週間以内に全学校で教育活動を再開する。

イ 平成16年の「7.13新潟豪雨災害」クラスの風水害に際しても、被災後、概ね1週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

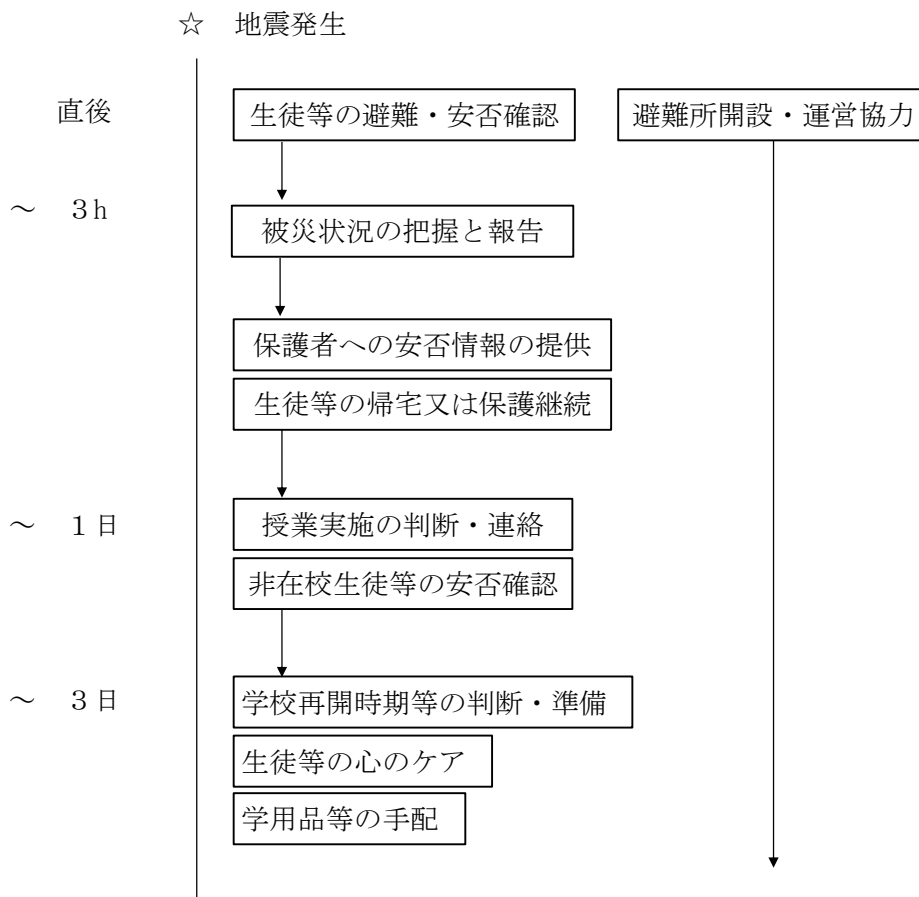
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市立学校	市教育委員会	・被害状況、臨時休業等
市教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	・集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	・被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	高等専門学校等	・指導、助言等
県教育委員会	県立学校	
県教育委員会 → 県教育事務所	市教育委員会	
市教育委員会	市立学校	
市、県	生徒等、保護者	・学校被害状況、臨時休業等

(注) 緊急を要する場合や、市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡がつかない場合等には、県教育委員会から直接市教育委員会や市立学校、又は、市立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 生徒等の安全確保のための措置

ア 生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等が在校している場合

a 生徒等の掌握・避難

直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する。）。

b 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び搜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認するなど、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 生徒等の安否確認

災害により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところにより、生徒等の避難の状況、生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに市を通じて県に報告する。夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

(ア) 公立学校

学校の所在する地域で震度4以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず報告する。

(イ) 私立学校等

人的・物的被害が生じた場合に、直ちに報告する。

(ウ) 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

ウ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡がつかない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。

エ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに市又は県に報告する。

オ 非在校生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡をとって安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目途を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 生徒等のこころのケア

臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行うなど、こころのケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市立学校にあっては、市教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に、その他の学校にあっては学校設置者に報告する。

(3) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出勤困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 副校長・教頭

校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭

学校医と連絡をとり、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等

行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できな

い部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

(4) 教育活動の再開

ア 校長等は、学校及び地域の復旧状況を考慮しながら、速やかな教育活動の再開に努める。

イ 校舎の被害が甚大な場合は、学年合同授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。

(5) 学校保健安全対策

ア 校長は、欠席児童生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

イ 学校内において、特に伝染病又は食中毒が発生した場合には、村上市域振興局健康福祉部に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の適宜な措置をとるとともに、その旨を市及び県教育委員会に報告する。

ウ 学校内及び通学中の事故防止について、万全を期する。

5 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県教育委員会に伝達し、又は県教育委員会からの情報を市立学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体等により広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

以下の点等について、学校の取組みを支援する。

ア 学校施設の危険度判定のため、専門家を派遣又はあつせんする。

イ 必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、また、こころのケアの専門家を各学校に派遣することなどにより支援する。

ウ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

(4) 学校給食の応急対策

ア 給食施設、原材料の不足等のため、平常の給食が実施できない場合にも、パン、牛乳等の給食を実施するよう努める。

イ 原材料又はパン、牛乳等の補給が困難な場合、市は、県教育委員会に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。

ウ 給食施設が被災者用炊き出し施設に利用される場合は、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に配慮する。

6 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

(2) 学校や市への支援

以下の点等について、学校の取組みを支援する。

ア 県立学校施設の危険度判定を行う。

イ 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等のこころのケアについての情報を提供して教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、また、こころのケアの専門家を各学校に派遣する。

ウ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開やこころのケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

エ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校及び市教育委員会にあっせんする。

7 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、各施設の防災計画の定めるところにより、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 地震発生直後は、施設の入館者又は利用者等の人命救助を第一として、避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。
- (2) 施設の入館者又は利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防・警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、全職員により救助作業及び負傷者の手当て等必要な措置を講じる。
- (3) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、関係機関と連絡をとり、最新の情報把握に努める。
- (4) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市等へ報告する。
- (5) 施設が避難所となった場合は、市及び自主防災組織等と連携して、避難所開設・運営に積極的に協力する。

第28節 文化財応急対策

担当：福祉部、情報総括部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

- ア 文化財所有者は、災害により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- イ 文化財所有者は、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。
- ウ 市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- エ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア 建造物

文化財所有者は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。
市及び県は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市及び県並びに地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。
あわせて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は、可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で応急的措置を講ずるよう対応する。
市及び県は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 住民・地域等の役割

(1) 住民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

あわせて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。

あわせて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市指定等文化財

市等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

第29節 障害物の処理計画

担当：建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。
- (イ) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

イ 県の責務

- (ア) 救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。
- (イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。
- (ウ) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ウ 道路管理者等の責務（市、県、国及び東日本高速道路(株)）

- (ア) 管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。
- (イ) あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。
- (ウ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。
- (エ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市の協力を得て排除する。

エ 河川、港湾及び漁港管理者等の責務（国・県・市）

- (ア) 河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。
- (イ) 第九管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が

生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報し、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 達成目標

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

ア 地震の場合

輸送路等の障害物情報収集	地震発生から3時間以内
緊急輸送道路の障害物の除去	地震発生から6時間以内
その他の輸送路等の障害物の除去	地震発生から24時間以内

イ 風水害の場合

緊急輸送道路等の障害物情報収集	避難指示等解除後1日以内
緊急輸送道路等の障害物の除去	避難指示等解除後1日以内
その他の輸送路等の障害物の除去	避難指示等解除後1日以内

(注) ただし、人命救助等に必要な緊急輸送道路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

(4) 積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、国、県等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施に当たるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県（施設管理者）	・被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	
その他の施設管理者	県災害対策本部	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市	・障害物除去に関する情報
	施設管理者	

3 業務の体系

被災地における障害物の情報収集（3時間以内）



障害物処理計画の策定



緊急輸送道路の障害物の除去（6時間以内）



その他の輸送路等の障害物の除去（24時間以内）

4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対策	協力依頼先
市	各関係機関との連携の下、管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、県（災害対策本部生活基盤対策部）に報告する。 なお、被災状況が甚大な場合は、国、県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施する必要があるため、あらかじめ災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を定めておく。	
県	1 障害物除去を必要とする道路、河川、港湾、漁港等の公共管理施設の情報を収集する。 2 建物関係障害物の情報を収集する。	
道路管理者等	管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県（災害対策本部生活基盤対策部）に報告する。	
河川、港湾及び漁港管理者	管理区域の航路等の障害物の状況を調査し、県（災害対策本部生活基盤対策部）に報告する。	
第九管区海上保安本部	海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を県（災害対策本部生活基盤対策部）に通報する。	

(2) 緊急輸送道路の障害物の除去、その他の輸送路等の障害物の除去

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。 2 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。	
県	1 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 2 被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。	輸送路等の施設管理者
道路管理者等	1 管理区域の道路の障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 2 あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資	応援協定先企業団体等

実施主体	対策	協力依頼先
	機材等の確保に努める。	
河川、港湾及び 漁港管理者	管理区域の航路等について、沈船、漂流物等により 船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り 障害物を除去する。	

実施主体	対策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。	
応援協定先企業団体等	県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。	

5 障害物処理の実施方法

(1) 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災処理が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は、国、県等の関係機関と協議を行い、緊急輸送路を優先に障害物処理計画を策定する。

- ア 使用可能機械の把握
- イ 作業人員の把握（監督員、交通整理員、オペレーター等）
- ウ 実施箇所及びその優先順位
- エ 実施主体（各施設管理者）の配備・指令
- オ 廃棄物収集場所・処分場所の指定
- カ 建設業関係団体等民間団体への支援要請（不足する資機材・作業人員等）

(2) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

- ア 道路管理者
 - 国：北陸地方整備局新潟国道事務所及び同村上維持出張所
 - 県：土木部道路管理課及び村上地域振興局地域整備部維持管理課
 - 市：建設部
- イ 河川管理者
 - 国：北陸地方整備局羽越河川国道事務所
 - 県：土木部河川管理課及び村上地域振興局地域整備部治水課
 - 市：建設部
 - その他：土地改良区等
- ウ 建物関係実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）
 - 市：市災害対策本部
- エ その他（各施設管理者が上記管理者のほか、連携を図る必要のある関係機関）
 - 新潟県警察本部及び村上警察署、ＪＲ東日本、自衛隊等

(3) 各施設の障害物処理

- ア 道路関係障害物除去
 - (ア) 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に緊急輸送路については、最優先に実施する。
 - (イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、本章第12節「警備・保安及び交

通規制計画」による。

- (ウ) 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどして、これらの排除に当たる。

イ 河川関係障害物除去

河川管理者は、その所管する河川区域について、漂流物等により流下が妨げられ危険と認める場合には、災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等に努める。

ウ 建設関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市が主体となり除去する。

市は、建物関係障害物の除去の体制等についてあらかじめ定めておく。

エ 障害物処理の手法

市は、障害物の処理に当たり、簡易な障害物の除去については市有機械及び人員をもって、困難な場合は、建設業関係団体に不足する資機材・作業人員を支援要請し、著しく困難な場合には、県及び他の市町村若しくは自衛隊に応援を求め、応急措置を実施する。

(4) 除去障害物の集積、処分

障害物の集積場所は、あらかじめ市が仮置場及び最終処分地について定めておく。

処分場所について、可燃性の廃棄物及び不燃性廃棄物はごみ処理場とするが、一時的に大量の障害物が搬入されたり、交通確保が困難で処理場への搬入ができない等の場合は、生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる公共施設敷地や借上農地等の場所を確保し、分別して集積する。

また、障害物処理の実施者は、災害がれき等除去物の処理について、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより円滑かつ適正な処理を行うよう努めるとともに、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めることとする。特に、コンクリート殻等の産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設に運搬する。

(5) 広域応援体制の整備

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、市は、県及び他市町村のほか、民間建設業関係団体等ともあらかじめ人員、機材、資材等についての応援を協議し、広域応援体制の整備を図っておく。

第30節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

担当：情報総括部、市民部、福祉部、消防部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時は、関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

イ 県の責務

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

ウ 警察本部、第九管区海上保安本部及び自衛隊等関係機関の責務

県及び市等が迅速に業務を推進できるよう支援する。

(3) 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	・ 防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	・ 車両又はヘリコプター等による遺体の搬送 ・ 一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	・ 遺体の検視、医学的検査 ・ 身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	・ 遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(4) 実施体制

ア 市及び消防本部は、行方不明者及び死体の搜索並びに死体の処理及び火葬を行う。

イ 行方不明者の搜索、死体の検視等の警察上の措置は、警察が行う。

(5) 関係者に対する配慮

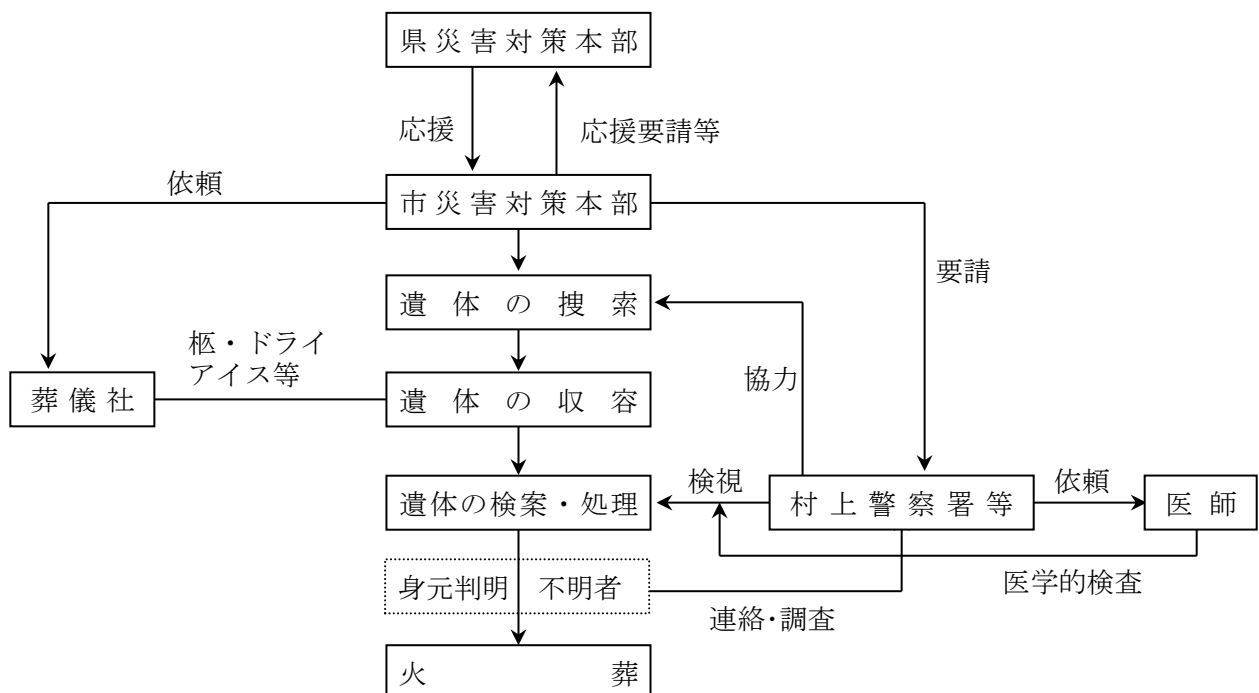
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

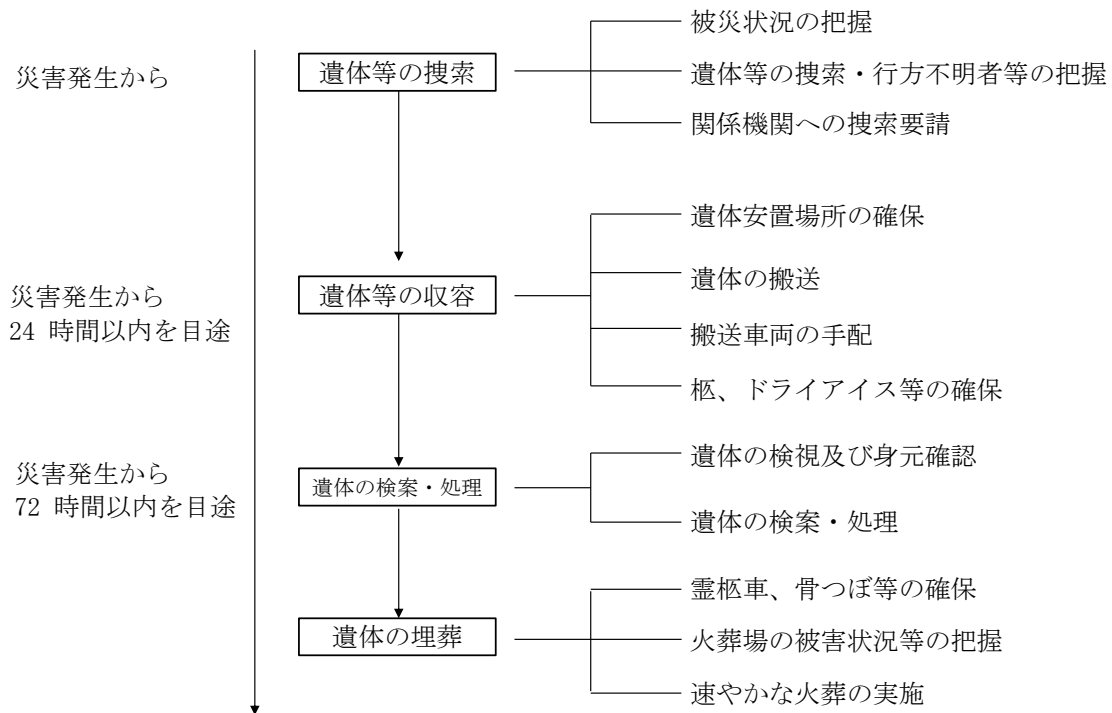
(被災地から)

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	・ 搜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続の簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
県	市 (火葬場設置者)	・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割振りの通知
	要請先	・ 自衛隊への応援要請（市の要請による） ・ (公社)新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市の要請による。） ・ 葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市の要請による。） ・ 市等への応援要請（要請による。） ・ 市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会へ要請

【連絡体制図】



3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行う。 2 県に搜索状況を報告するとともに、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行う。	警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関
県	県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行う。	自衛隊
警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関	1 遺体等の搜索を市と協力して行う。 2 警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時に埋葬できない場合は、遺体の安置場所（寺院、学校敷地等）を確保し、関係機関に連絡する。 2 搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。 3 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。	寺院、学校等

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 市から搬送車両の手配要請があった場合、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき要請する。 2 市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。	(公社)新潟県トラック協会、 葬祭関係団体
警察本部、 第九管区海上保安本部、 自衛隊等関係機関	遺体の搬送を行う。	
(公社)新潟県トラック協会	搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行う。	
葬祭関係団体	協定に基づき、柩、ドライアイス等の確保をする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 日本赤十字社新潟県支部及び郡市医師会、(一社)新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。 2 警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。	日本赤十字社新潟県支部、 郡市医師会、 県医師会等 県警察、 県歯科医師会等
県	市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び(一社)新潟県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社新潟県支部 県医師会
警察本部、 第九管区海上保安本部	1 収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 2 身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。	
日本赤十字社 新潟県支部、 県医師会	1 死因その他の医学的検査を行う。 2 検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 検案及び処理が終わった遺体について、霊柩車により搬送し、火葬する。搬送車両が不足する場合は、(公社)新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。 2 骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請する。 3 死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。	厚生労働省、 地域振興局

実施主体	対策	協力依頼先
	4 火葬場の被災状況を把握し、村上市地域振興局健康福祉部に被害状況を報告するとともに、死亡者が多数の場合は県に応援要請を行う。	
火葬場	1 災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 2 被災状況等を市及び県に報告するとともに、速やかに火葬を行う。	
県	1 市から搬送車両の手配要請があった場合は、(公社)新潟県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 2 市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 3 市又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	(公社)新潟県トラック協会、 葬祭関係団体
(公社)新潟県トラック協会	搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行う。	
葬祭関係団体	協定に基づき骨つぼ等を確保する。	

5 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、市が警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たるものとする。
- (2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努めるものとする。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取り扱うものとする。

6 広域応援の要請

(1) 市

ア 自ら遺体の搜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合には、県及び広域相互応援協定を締結している市町村に遺体の搜索、処理及び火葬の実施、又はこれらに要する人員及び資機材等について、応援を要請することとし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。

イ 上記アの応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付する。

- (ア) 遺体処理実施場所
- (イ) 対象人員概要
- (ウ) 施設設備の状況
- (エ) 応援を求める職種別人員数
- (オ) 応援を求める物資等の種別及び数量
- (カ) 処理期間
- (キ) その他参考事項

(2) 県

市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。

ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直

ちに応援要請ができるような体制

イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制

ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

7 災害救助法が適用された場合の死体の搜索、処理及び火葬の基準

災害救助法が適用された場合の死体の搜索、処理及び火葬の基準は、新潟県災害救助条例施行規則第5条に定めるとおりとする。

第31節 愛玩動物の保護対策

担当：市民部、福祉部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市及び県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体は、協力体制を確立するとともに、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

また、県は、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、必要な措置を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 飼い主の責務

(ア) 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

(イ) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

イ 市の責務

(ア) ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するように努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

(イ) 避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(ウ) 県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

ウ 県の責務

(ア) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

(イ) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

(ウ) 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

(エ) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。

(オ) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

(カ) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

(キ) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

エ 公益社団法人新潟県獣医師会の責務

(ア) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

(イ) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県及び市からの要請に

備える。

オ (一社)新潟県動物愛護協会の責務

- (ア) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
- (イ) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

カ 動物救済本部の責務

- (ア) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。
- (イ) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
- (ウ) 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
- (エ) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行う。
- (オ) 飼い主探し
被災のため飼えなくなった動物や飼い主が分からなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報の収集と提供を行う。
- (カ) 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
- (キ) 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
- (ク) ボランティア及び募金の受付・調整・運営
募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

(3) 達成目標

被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。
被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

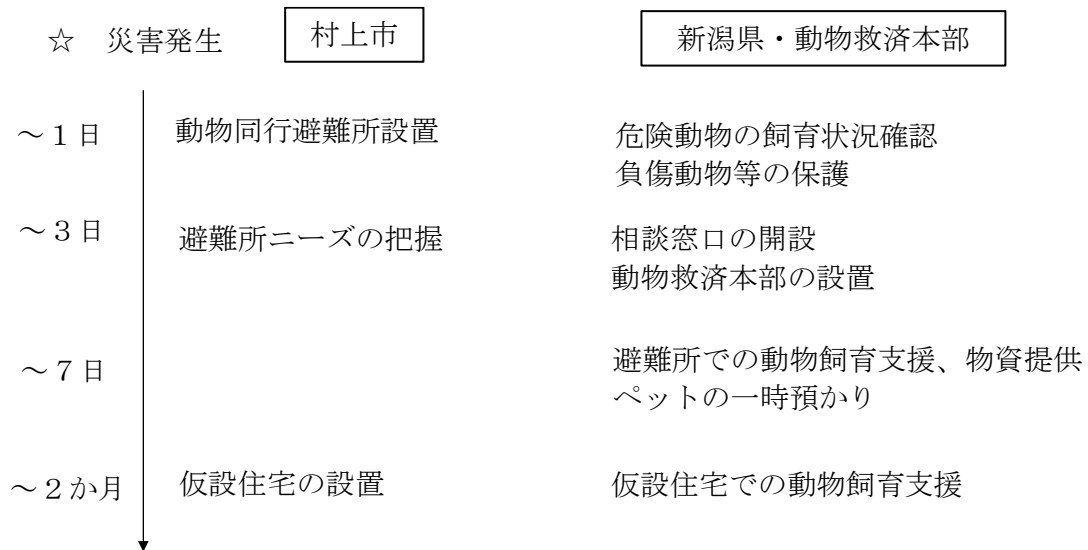
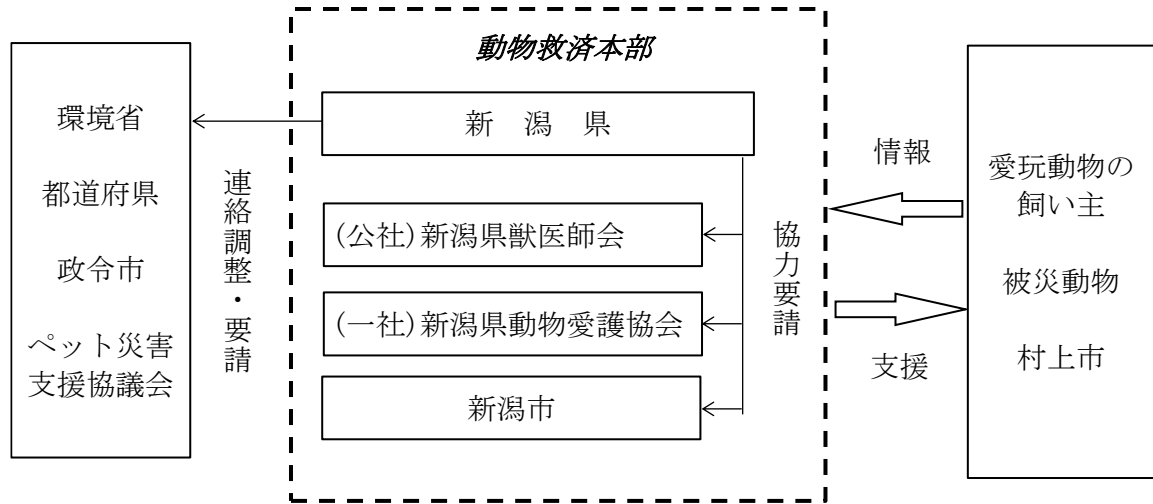
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市災害対策本部	・ ペット同行避難者の状況 ・ 被災者ニーズ
市災害対策本部	県・動物救済本部	・ 集約された被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県・動物救済本部	市災害対策本部	・ ペット関連の支援内容
市災害対策本部	避難所、避難者	

3 業務の体系

【組織図】



4 業務の内容

(動物同行避難者や被災したペットへの対応)

実施主体	対策	協力依頼先
被災者 (ペットの飼い主)	1 自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 2 避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。	市

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 2 避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 3 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 4 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 5 仮設住宅の設置に当たり、被災者のペット飼育について配慮する。	県、動物救済本部
県	1 危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 2 負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 3 動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 4 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 5 環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。	県獣医師会、 県動物愛護協会、 環境省、 ペット災害支援協議会
新潟県獣医師会	1 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 2 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。	
新潟県動物愛護協会	1 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 2 被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。	
動物救済本部	1 被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 2 被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市災害対策本部に提供する。 3 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 4 被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 5 被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主探しを行う。 6 被災動物の健康管理支援を行う。 7 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 8 ボランティアの受付、調整を行う。	

第32節 災害時の放送

担当：情報総括部

1 計画の方針

(1) 放送機関の対応

県内各放送機関は、災害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

災害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

(2) 緊急放送の要請

市又は県は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下、両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア 緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、高潮、津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

イ 全県波放送局の連絡先

局名	情報受信責任者	備考
日本放送協会 (株)新潟放送 (株)NST新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟	放送部長 報道担当部長 報道制作部長 報道部長 報道グループ長 放送事業本部副本部長	

(3) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、法に基づく避難指示の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

県内各放送機関は、県及び市から緊急放送の要請があった場合には、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」により遅滞なく正確に発信する。

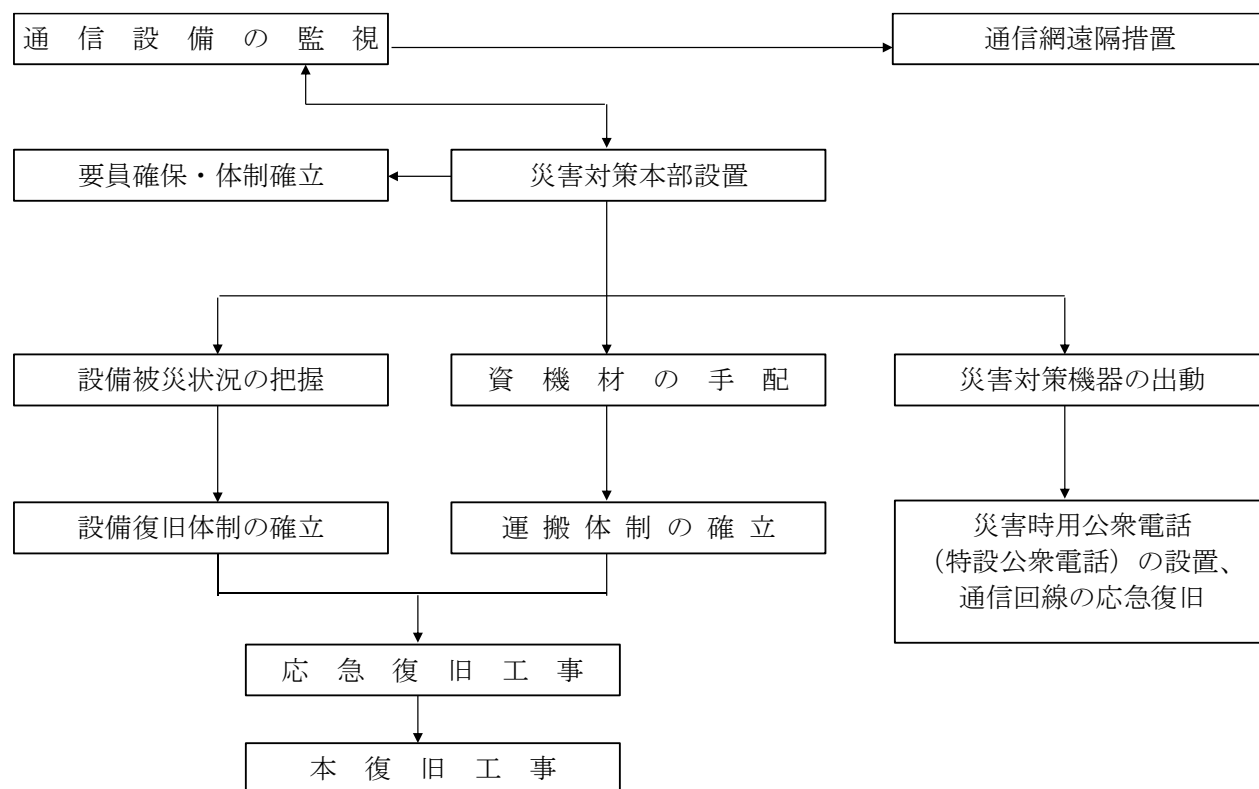
第33節 公衆通信の確保

担当：情報総括部

1 計画の方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市、県及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（ＮＴＴ東日本／ＮＴＴドコモ）応急対策フロー図



3 応急対策計画

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに、通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、ＮＴＴ東日本新潟支店及びＮＴＴドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害警戒本部
- エ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ N T Tグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

- ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
- イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し、全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

- ア 衛星携帯電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動基地局車
- エ 移動電源車及び可搬電源装置
- オ 応急復旧ケーブル
- カ ポータブル衛星車
- キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、N T T東日本及びN T Tドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

震度6弱以上の地震発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ次表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

区分	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等が全く滅失した場合に復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

N T T 東日本新潟支店及びN T T ドコモは、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、N T T 東日本及びN T T ドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、N T T 東日本本社災害対策室及びN T T ドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

N T T 東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめの上、持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

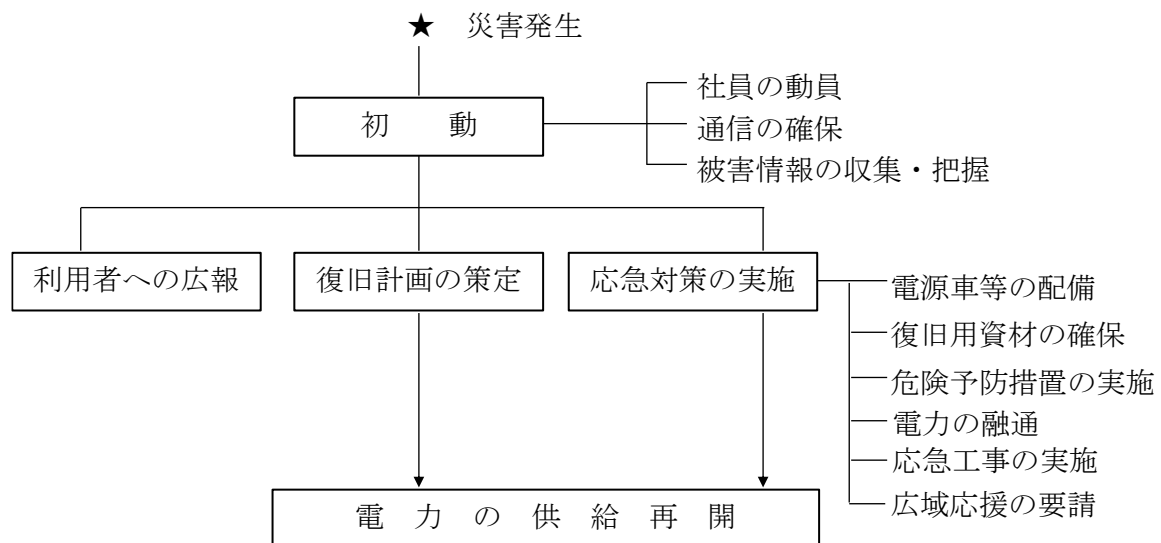
第34節 電力供給応急対策

担当：情報総括部

1 計画の方針

電電力供給機関は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速・的確な復旧を実施するものとする。

2 電気施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力及び東北電力ネットワークは、災害が発生したときは非常災害対策本部を設置する。本部には設備、業務ごとに編成された班を置いて災害対策業務を遂行する。

【防災体制表】

区分	非常事態の情勢
警 戒 体 制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第 1 非 常 体 制	新潟県及び東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は非常災害が発生し、必要と認めた場合
第 2 非 常 体 制	新潟県及び東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、又は大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約して関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じてリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合、県は、可能な範囲で協力する。

4 応急対策

(1) 電源車等の配備

ア 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ 県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、県警察等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては、病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国・県・市の災害対策本部と連携し、復旧計画を策定する。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、有線放送設備、同時通報無線設備、ケーブルテレビ局等地域型の放送手段を積極的に情報提供し、広報活動の協力を得るものとする。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第35節 ガスの安全、供給対策

担当：情報総括部、建設部、消防本部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民の責務

ガス栓を閉止するなどの災害発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

イ 市の責務

二次災害防止のための広報を行うほか、市がガス供給を行っている区域については、下記のガス事業者の役割も行う。

ウ 県の責務

LPGガス充てん事業者及びLPGガス販売事業者（以下「LPGガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。

また、二次災害防止のための広報を行う。

エ 都市ガス事業者、LPGガス充てん事業者及びLPGガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）の責務

(ア) ガス供給設備の安全点検を行う。

(イ) 二次災害防止のための広報を行う。

(ウ) 被害状況を踏まえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

(エ) 都市ガス事業者は、供給再開前に供給先ガス設備の安全確認点検を行う。

(オ) LPGガス事業者は、地震発生後、速やかに供給先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

(カ) LPGガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

(キ) LPGガス事業者は、埋没・流出した容器の安全な回収を行う。

(2) 達成目標

ア 都市ガス事業者

災害発生後 ↓	・ガス供給設備等の被害状況の把握
	・供給停止判断、措置
	・二次災害防止措置
	・県への報告
	・消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね14日	・供給再開完了※

（注）大規模な被害が生じた場合を除く。

イ LPGガス事業者

(ア) 地震の場合

地震後 1時間	・充てん所及び販売施設等の被害状況の把握
地震後 3時間	・二次災害防止措置
地震後 2日	・消費先の緊急点検完了
地震後 3日	・充てん所及び販売施設等の復旧（注1） ・消費先安全確認完了（注2）

(イ) 風水害の場合

風水害発生中	・ 充てん所及び販売施設等の被害状況の把握 ・ 二次災害防止措置
避難指示解除後2日	・ 消費先の緊急点検完了
避難指示解除後3日	・ 充てん所及び販売施設等の復旧（注1） ・ 消費先安全確認完了（注2）

（注1）大規模な被害が生じた場合を除く。

（注2）安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

(3) 要配慮者に対する配慮

ア ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検を併せて行う。

イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(4) 積雪地域での対応

住民は、積雪期の災害発生に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、消防本部、 県警察	ガス事業者	・ 供給支障等状況 ・ ガス漏れ、事故等発生状況
ガス事業者	県、市・消防本部、 県警察	・ ガス漏れ、事故等発生状況 （軽微なガス漏れを除く。）
	県、市	・ 供給等支障状況及び停止状況 ・ 復旧状況及び見込情報
	報道機関	・ 二次災害防止に関する注意事項 ・ 供給状況
	復旧支援団体等	・ 復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
ガス事業者、 市、県	被災者	・ 二次災害発生防止情報 ・ 供給支障等状況 ・ 復旧状況及び見込情報
県	ガス事業者	・ 安全確保の指導
復旧支援団体等	ガス事業者	・ 復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震発生	供給設備の緊急点検 供給停止判断 県への報告 消費先の安全確認、 供給再開	導管等の漏えい修理 供給停止	二次災害防止措置 供給停止状況等
地震発生後 概ね14日	供給再開完了		復旧状況等

(2) LPガス事業者

ア 地震の場合

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震後 1時間	充てん所及び 販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理	
3時間			二次災害防止措置
2日	消費先の緊急点検 完了		
3日	充てん所及び 販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了		

イ 風水害の場合

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害等発生中	充てん所の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理	
避難指示解除後 3時間後			二次災害防止措置
避難指示解除後 2日後	消費先の緊急点検完了		
避難指示解除後 3日後	充てん所及び販売施設等 の復旧完了 消費先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
住民	1 災害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意するなど）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。	消防、警察
	2 避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。	
	3 ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。	ガス事業者
ガス事業者	1 二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、市、県
	2 ガス供給設備の安全点検を行う。	復旧支援団体等
	3 消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。	
	4 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。	
市	二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、県
県	1 LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。	ガス事業者団体等
	2 LPガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。	
	3 二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、市

第36節 給水・上水道施設応急対策

担当：上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図る上でも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

住民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、住民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市個別の被害状況等は市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

(2) 各主体の責務

ア 住民の責務

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

イ 市（水道事業者）の責務

(ア) 水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

(イ) 市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

ウ 県の責務

情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(3) 達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1か月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用途
災害発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活用水の確保
概ね1か月以内	各戸1給水栓	

(4) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(5) 積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア 積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じ、県を通じて国へ

自衛隊等の派遣を要請する。

イ 中山間地

- (ア) 中山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、孤立集落が発生したり、地域全体に大きな被害が生じるおそれがあるため、他のライフライン関係課等と協議し、効率的な応急対策を図る。
- (イ) 中山間地については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じ、県を通じて国へ自衛隊等の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市（水道事業者）	県、関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することにより、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ① 被災直後 ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 ② 応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市（水道事業者）	・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
市（水道事業者）	住民	・断減水の影響範囲 ・応急給水及び応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

3 業務の体系

☆災害発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)	
直後 ～3h ～6h ～12h	3 ^{リットル} ／日 生命維持	○被害状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針	
3日		◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧
1週間	20～30 ^{リットル} 最低生活 水量	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要排水管の応急復旧 ・通水作業
2週間	30～40 ^{リットル} 生活水量 の確保	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 （生活用水）	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・排水、給水管の応急復旧 ・通水作業
1か月	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了	

注) 避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市 (水道事業者)	居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 1 テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 2 職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 3 他のライフライン関係課等から情報収集 4 住民等からの通報による、配水管、給水管等の破損、断水等被害状況の把握 5 災害対策本部からの災害規模・範囲及び道路等の被害状況の情報入手	水道工事業者
県	1 必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 2 必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	(公社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会等

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	対策	協力依頼先
市 (水道事業者)	被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について住民に広報・周知するとともに、報道機関へ対応する。	報道機関
県	全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について住民に広報するとともに、報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対策	協力依頼先
市 (水道事業者)	1 二次災害の防止措置 ・水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動 ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消防本部へ情報提供し、消火活動へ配慮 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 2 被害発生地区の分離	
県	二次災害の防止措置 ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて住民に周知・指導	市（水道事業者）、 (公社)日本水道協会新潟県支部

(4) 応急対策の方針決定

市は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、速やかに応急対策の方針を決定する。

また、応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

県は、市の被害が甚大な場合、応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。

実施主体	対策	協力依頼先
市 (水道事業者)	- 被害状況の見積もり ・主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 - 応援要請の必要性判断 ・動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	県、 (公社)日本水道協会新潟県支部、 水道工事業者
県	市の被害が甚大な場合、応急対策計画の立案及び技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	(公社)日本水道協会新潟県支部、 新潟県水道協会

※実施体制、広域応援体制

市は、指定給水装置工事事業者と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要に応じ、県及び日本水道協会新潟県支部に応援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。

ア 県を通じ厚生労働省、自衛隊及び全国の水道事業者の応援を求め、十分な応急復旧体制の確立を図る。また、市独自に村上市建設業協会等の応援を求め、より一層の充実を図る。

イ 必要に応じて、県を通じ水道法（昭和32年法律第177号）第40条に基づく、水道用水の緊急応援命令等の適切な措置を講じ被災地の水道の早期復旧に努める。

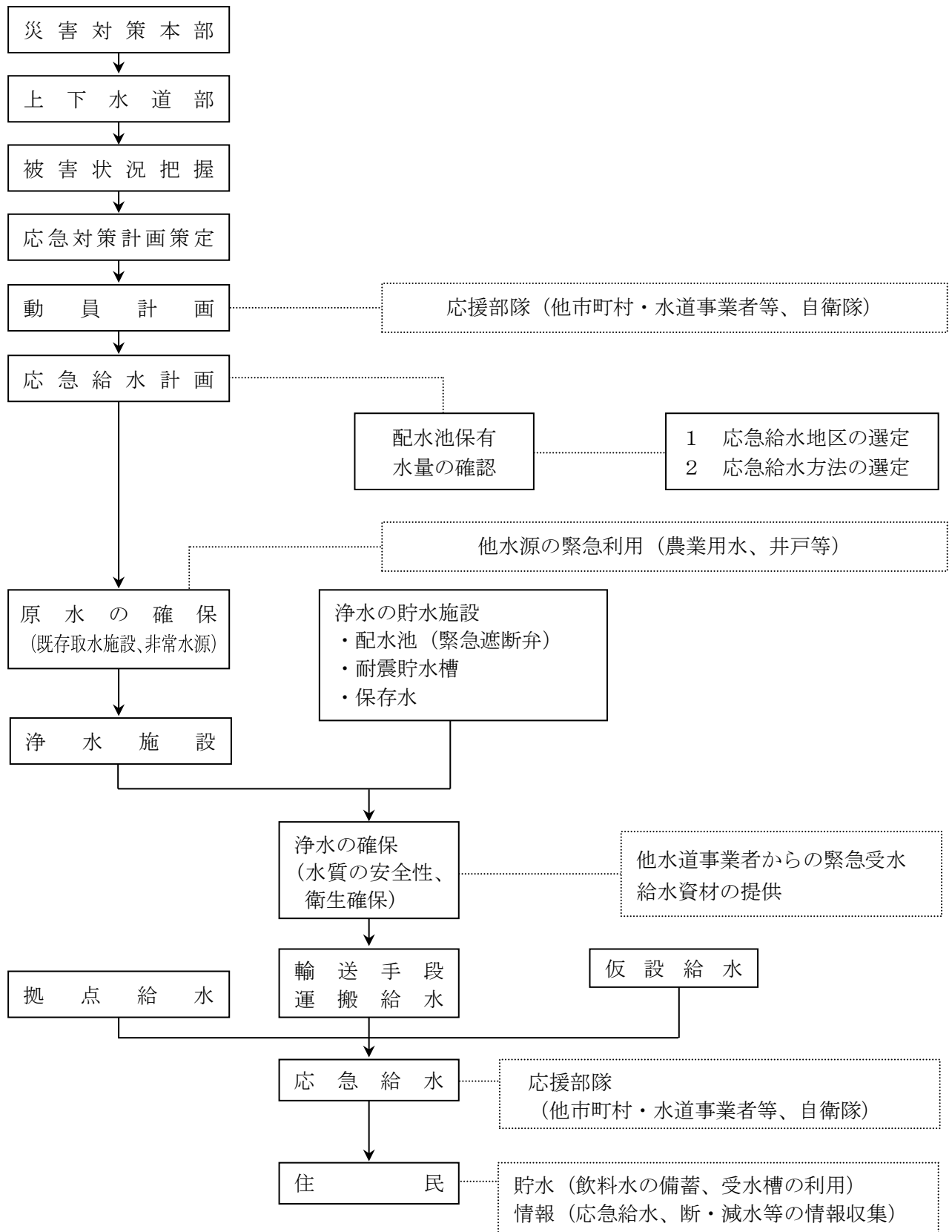
ウ 応援部隊を的確に指揮できる体制を確立する。

エ 水道資機材の取扱業者及び関係機関と連絡を密にし、応急復旧活動に協力要請を行う。

(5) 応急給水活動

実施主体	対策	協力依頼先
市 (水道事業者)	- 被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 - 病院、避難場所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。 - 衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 - 日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	- 緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 - 必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

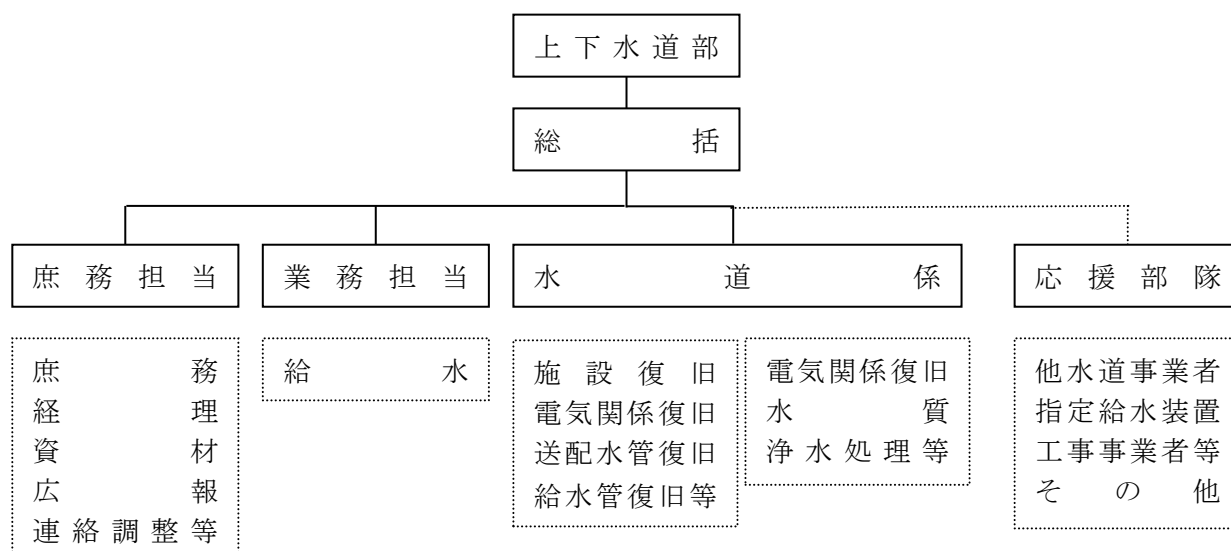
【応急給水フロー】



ア 実施体制、広域応援体制

市は、関係機関との連絡調整を図りつつ、応急体制を組織し、指揮・情報連絡体制を確立する。

- (ア) 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水する。
- (イ) 水質検査及び消毒を実施する。
- (ウ) 飲料水の確保は可能であるが給水活動が困難な場合、上下水道部は速やかに県及び日本水道協会新潟県支部に応援を要請する。
- (エ) 各係は、応援部隊等を的確に指揮する。



イ 応急給水計画

市は、事前に拠点給水所等を設定し、優先的給水所の選定と順位づけを行う計画を定める。

災害発生時には、必要な情報を収集し、速やかに給水所、給水方法等を決定し、円滑な給水活動が実施できるよう自主防災組織、自治会との協力体制を確保する。

- (ア) 目標水準
 - 1 (3)「達成目標（応急給水目標水量）」のとおり。
- (イ) 優先給水所
 - 医療施設、避難所、福祉施設等へ優先的に給水できるよう計画する。
- (ウ) 拠点給水所
 - a 配水池付近の基幹配水管に給水施設を設けて、給水できるよう計画する。
 - b 必要に応じ、ろ水器を稼働し、給水基地を設営して給水する（自衛隊に依頼）。
- (エ) 運搬給水
 - a 給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。
 - b 混乱期の応急給水は、運搬給水とし、指定給水装置工事事業者及び(公社)日本水道協会新潟県支部の給水車等の応援を得ながら行う。
 - c 運搬に当たっては給水車及び容器等を確保するとともに、運搬車及び人員を確保して実施する。
 - なお、乗員は1台に2人とし、1日に3往復することとする。
 - また、水質管理については、村上地域振興局健康福祉部の指導を得ながら的確に行う。
- (オ) 仮設給水
 - a 応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

- b 隣接市町村からの管接続による仮設給水を検討する。
- (カ) 受水槽等による給水
受水槽内の保有水は、貴重な飲料水であるので災害時には、利用方法を検討する。
- (キ) 飲料水の衛生確保
残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。
- ウ 飲料水及び給水資機材の確保
市は、日本水道協会新潟県支部と連携をとり、十分な飲料水及び給水資材を確保する。
- (ア) 飲料水の確保
 - a 緊急遮断弁を設備した配水池等で飲料水を確保する。
 - b 災害を免れた水道施設等を稼働し、飲料水を確保する。
 - c 保存している飲料水の備蓄状況等を確認し、県へ応援要請する。
- (イ) 給水資材の確保
災害対策用資機材の備蓄状況等を確認し、日本水道協会新潟県支部等への応援要請の必要性を判断する。

(6) 応急復旧活動

実施主体	対策	協力依頼先
市 (水道事業者)	1 取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 2 病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。 3 他のライフライン関係課等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 4 積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 5 日報、写真等により活動状況を記録する。	各ライフライン事業者
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者

ア 応急・復旧計画

市は、災害発生後速やかに被害状況を把握し、二次被害防止のための緊急措置を講じるとともに、水道施設の応急・復旧作業を行う。

- (ア) 調査時には、路面の破損状況、漏水の痕跡状況等により破損内容を判断する。
- (イ) 調査は、復旧作業中でも継続する。
- (ウ) 被害状況報告書に基づいて、断水区域図、給水可能区域図を作成する。
- (エ) 復旧のための使用材料、重機等の仕様書を作成するとともに、速やかに手配をする。
- (オ) 配管図（1/12,000、1/10,000、1/2,500、1/500）の準備を行う。
- (カ) 応急復旧の範囲
市による応急復旧の範囲は、各戸1栓程度の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者に委ねられる。
- (キ) 復旧目標
可能な限り迅速に作業を進め、1週間～3週間での復旧を目途とする。
- (ク) 復旧作業手順
原則として、取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで、送水管、基幹配水管、配水

管、給水装置（各戸1栓程度）の順に作業を行う。

(ケ) 優先順位

拠点給水所及び基幹配水管の復旧作業を優先的に行う。

(コ) 飲料水の衛生確保

残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 恒久対策

(ア) 全般的な漏水防止調査を実施し、完全復旧を図る。

(イ) 恒久復旧に当たっては、原形復旧だけでなく耐震化、近代化の向上を図る。

特に、管路の耐震継手・伸縮可撓管等の耐震化の向上、配水区域のブロック化、ループ化、連結管のバイパスルート確保等バックアップシステムの構築を図る。

第37節 下水道等施設応急対策

担当：上下水道部、市民部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民（各家庭、企業、学校、事業所等）の責務

- (ア) 災害により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場及び管渠等が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。
- (イ) 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできる限り自粛する。
- (ウ) 災害発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市の責務

- (ア) 被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。
- (イ) 被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、必要な応急処置を講ずる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡を取り、必要な応急措置を講ずる。
- (ウ) 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。
- (エ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 県の責務

- (ア) 市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。
- (イ) 流域下水道施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急処置を講ずる。
- (ウ) 被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに市へ連絡し、市から下水道利用不能地域の情報を住民に周知することができるようにする。
- (エ) 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

(2) 達成目標

ア 下水道等施設復旧は概ね次の計画を目安にする。

災害発生後 ～3日目程度	・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
災害発生後3日目程度 ～1週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
災害発生後1週間程度 ～1か月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
災害発生後1か月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

イ 市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 関係機関と連携の下、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないようにする。

(4) 積雪地域での対応

積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

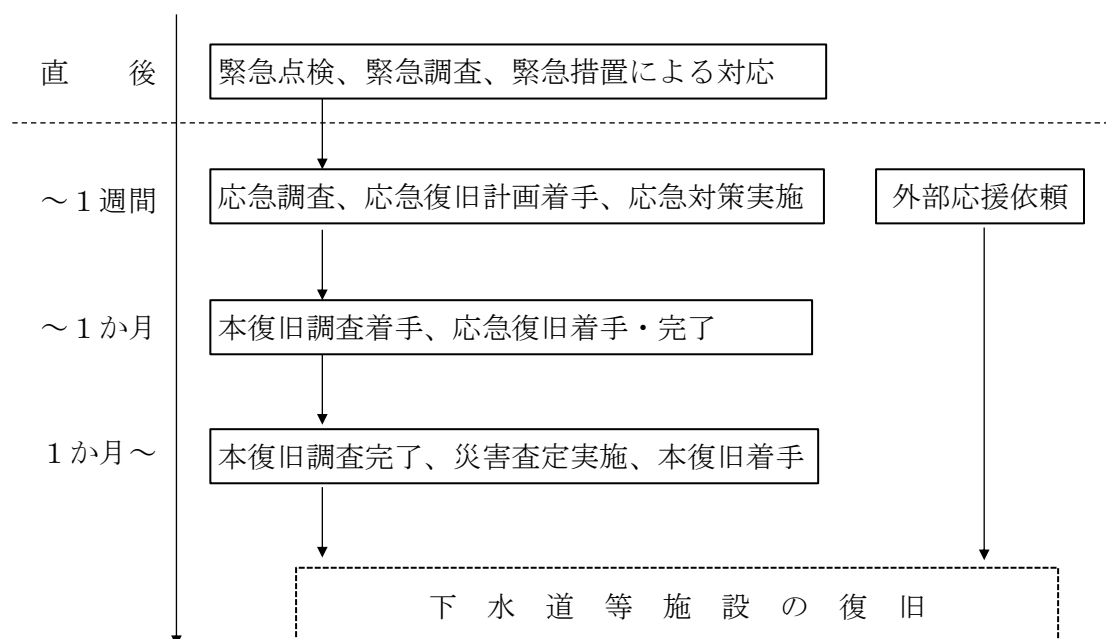
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	・被災地ニーズ
市	県	・集約された被災地ニーズ ・被災地情報、応援依頼等
県	(協定先) 企業・団体、 他県、国、他市町村	・集約された被災地ニーズ ・被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・支援情報、流域下水道の被害情報
市	避難所、避難者	・復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系

☆災害発生



4 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

実施主体	対策	協力依頼先
被災者	マンホール、路面状況又は処理場の異状が確認できた場合に自治会長・市へ報告する。	市
市	1 下水道等施設、市管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告 2 緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 3 流域下水道関連公共下水道の緊急点検及び緊急調査の実施並びに流域下水道施設管理者の県への連絡及び調整	県、 地方共同法人日本 下水道事業団、 (一社)地域環境資 源センター、 協定事業者等
県	1 流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 2 緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 3 流域関連公共下水道管理者の市への連絡及び調整 4 市の被害状況の把握 5 被災状況の国への報告・連絡調整	国、市、 地方共同法人日本 下水道事業団、 (公社)日本下水道 管路管理業協会、 (一社)新潟県下水 道維持改築協会
地方共同法人日本 下水道事業団	市及び県からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(一社)地域環境資 源センター	市及び県からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	
(公社)日本下水道 管路管理業協会	市及び県からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
(一社)新潟県下水 道維持改築協会	市及び県からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

ア 管渠

下水道管の閉塞、破損等による機能障害及び道路、周辺施設等への二次災害の危険性を緊急に取り除くため、道路管理者との協議の上、バリケード、マーカーライト等の設置、陥没部への砂利等の投入、危険箇所への通行規制など必要な措置を講じる。

また、管渠へのガス、石油等の流入による周辺住民への危険性の呼びかけ等を講じる。

管渠等の破損による大量流入水から処理場、市街地の浸水防除のため、緊急遮断ゲートの操作を行う。

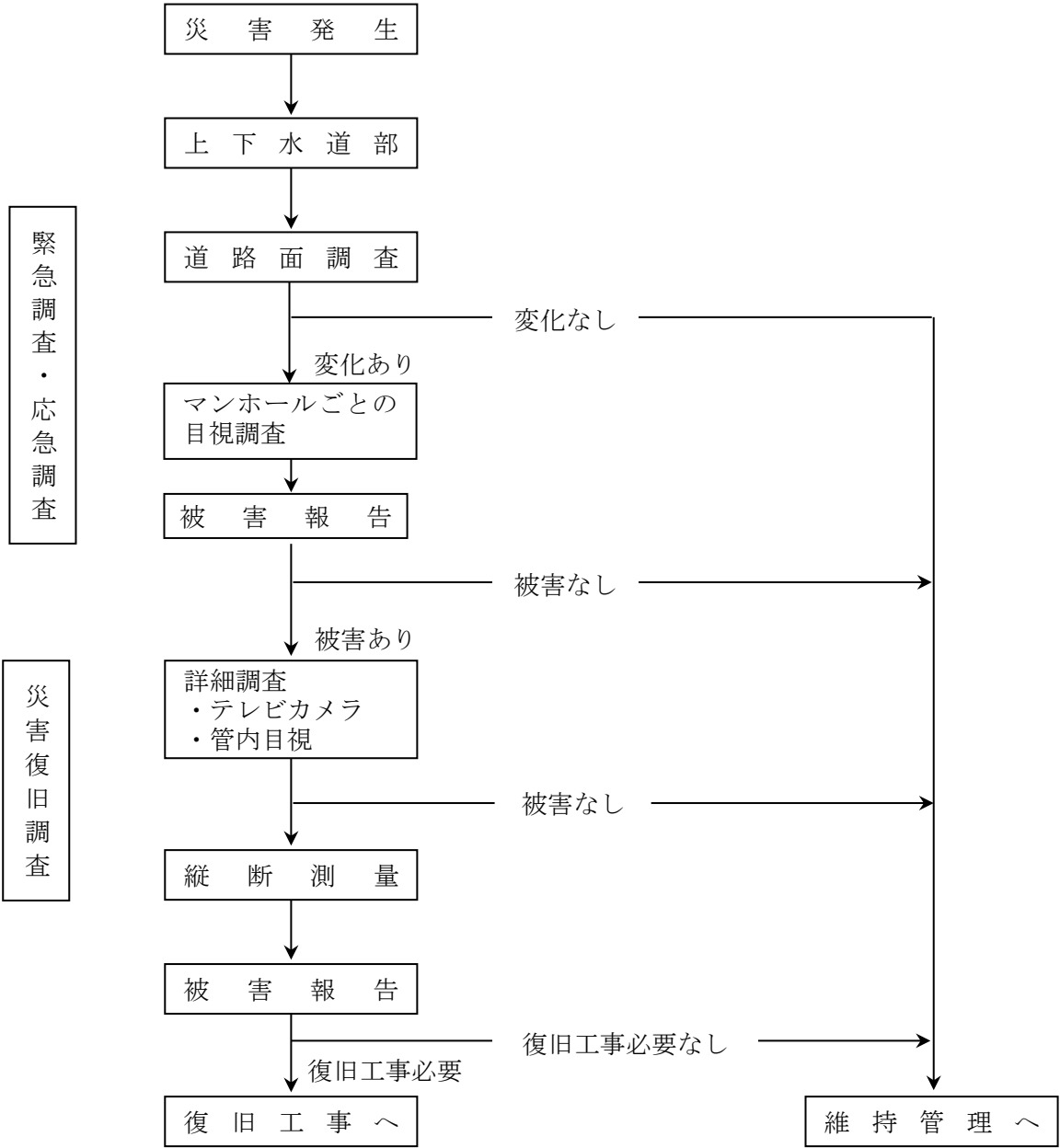
イ 処理センター・浄化センター

処理センター及び浄化センターにおいて、人的被害につながる二次災害未然防止として、建物、機械・電気設備の緊急点検を行い、必要に応じて火気の使用禁止、立入禁止、漏水箇所の止水等を行う。

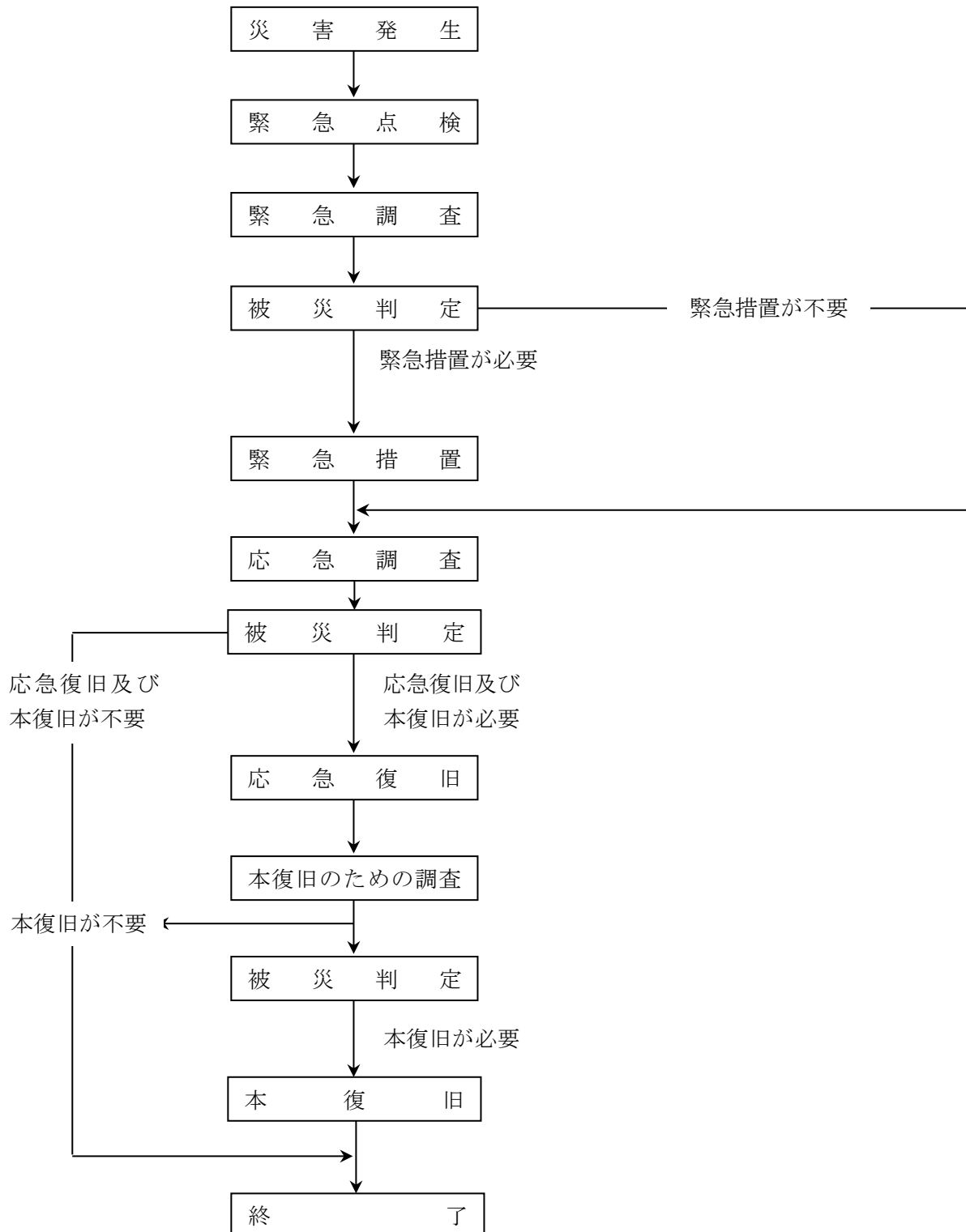
ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の点検を行う。

【調査フロー（管渠）】



【調査フロー（処理センター・ポンプ場・浄化センター）】



【緊急措置と応急措置について】

- 緊急措置…重大な機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くための仮の措置
- 応急措置…緊急性はやや落ちるが、緊急措置と同様の目的を持つとともに、管路施設及び処理施設の機能回復のために行う応急的な復旧

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。 2 仮設用資材調達に努める。 3 地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 4 県に応急復旧状況等を連絡する。 5 避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県、協定市町村、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、協定事業者等
県	1 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、流域下水道施設利用を再開する。 2 仮設用資材調達に努める。 3 地域住民等に市を通じて応急復旧状況等を周知する。 4 市の応急復旧状況等を把握する。 5 避難所等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。	市、地方共同法人日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部、協定事業者等
地方共同法人日本下水道事業団	市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)地域環境資源センター	市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社)日本下水道管路管理業協会	市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水道維持改築協会	市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	市及び県からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

ア 管渠

管路施設の構造的、機能的被害程度、他施設に与える影響程度を判断し、下水道管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置、マンホールの切下げ等を講じる。

イ 処理センター・浄化センター

本復旧までの一時的な処理場機能の確保をするため、コーキング、角落しによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、急結セメントによる復旧、固形塩素剤による消毒等を講じる。

ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の被害程度の調査、可搬式ポンプによる下水の排除を行う。

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 県に支援、応援を依頼する。 2 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 3 応援者の受入体制をつくる。	県、 協定市町村、 協定事業者等
県	1 協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 2 応援者の受入体制をつくる。	協定他県、 協定政令市、 協定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 2 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 3 本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。 4 地域住民等に本復旧状況等を周知する。 5 避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県、協定市町村、 地方共同法人日本 下水道事業団、 (一社)地域環境資 源センター
県	1 災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連絡調整を行う。 2 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 3 本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 4 地域住民等に市を通じて本復旧状況等を周知する。 5 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	市、 地方共同法人日本 下水道事業団、 (公社)日本下水道 管路管理業協会、 (一社)新潟県下水 道維持改築協会 (公社)全国上下水 道コンサルタント 協会中部支部
地方共同法人日本 下水道事業団	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)地域環境資 源センター	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社)日本下水道 管路管理業協会	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(一社)新潟県下水 道維持改築協会	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公社)全国上下水 道コンサルタント 協会中部支部	市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

5 利用者への協力要請

下水道施設の被害が広範囲にわたり、速やかな復旧が不可能な場合、市は、利用者に対して広報活動等により、水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

また、必要に応じて、関係業界の協力を得て、仮設トイレの設置、被災していない共同浴場の利用等を行う。なお、広報活動の際、利用者が下水道施設の異状を発見した場合には、下水道関係機関へ通報するよう、利用者に呼びかけを行う。

第38節 危険物等施設応急対策

担当：情報総括部、消防部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 事業者等

災害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ 消防本部の責務

災害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

エ 県の責務

災害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(2) 達成目標

災害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

(3) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	消防本部	・災害の種類、危険物等の種類 ・人的被害状況 ・被害拡大見込み等
消防本部	(市)、県、 県警察等	
県	防災関係機関	

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	県、県警察、 市・消防本部等	・災害の種類、危険物等の種類 ・人的被害状況 ・被害拡大見込み等
県	防災関係機関 ・関東東北産業保安監督部 ・北陸地方整備局等	

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

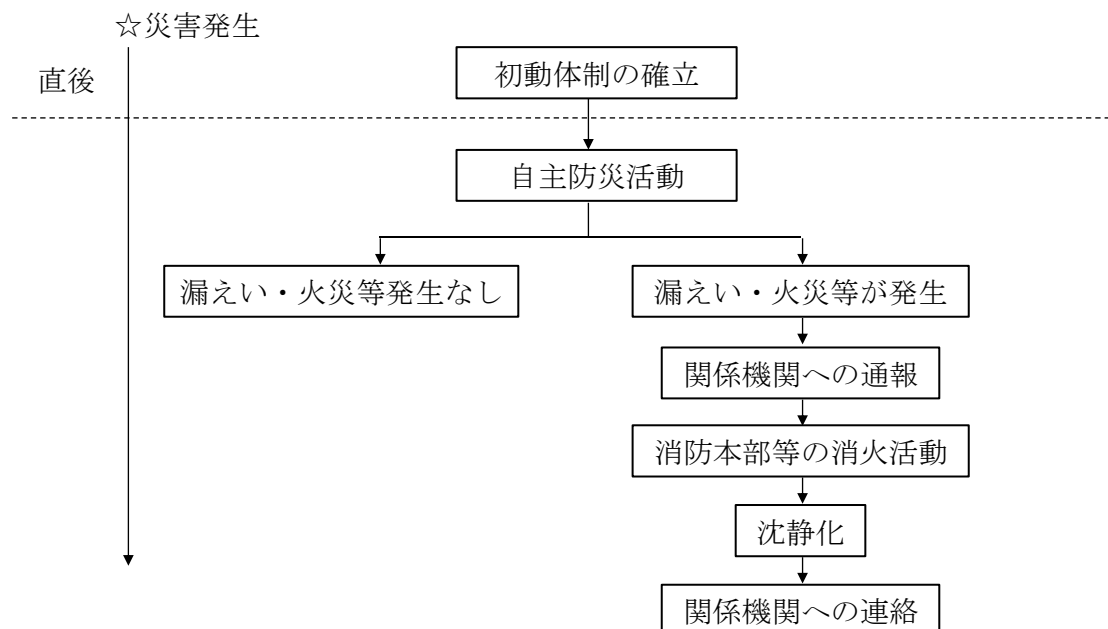
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	・ 防災資機材の調達可能量等
県	消防本部	・ 関係機関等との連絡調整事項 ・ 防災資機材の調達状況 ・ 緊急消防援助隊の派遣状況等
	市	・ 災害広報及び避難誘導の要請
消防本部	災害発生事業所	・ 関係機関等との連絡調整事項 ・ 防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

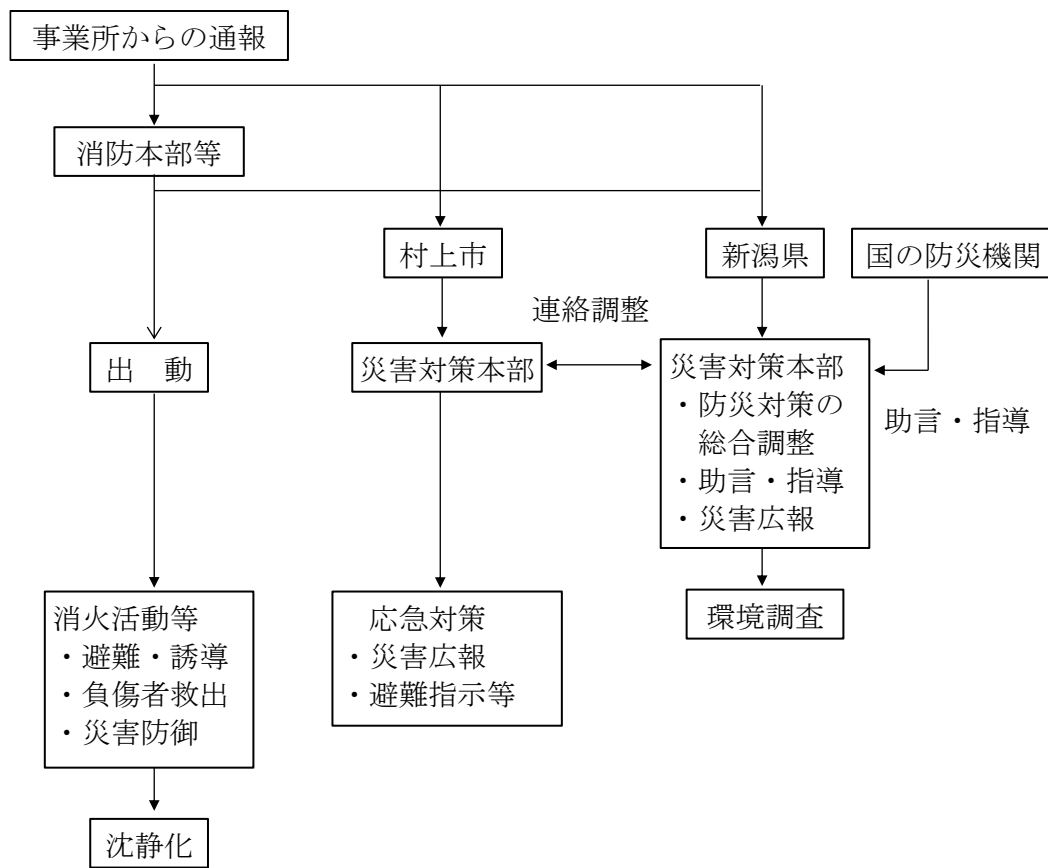
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	・ 防災資機材の調達可能量等
県	市	・ 災害広報及び避難誘導の要請
	災害発生事業所	・ 関係機関等との連絡調整事項 ・ 防災資機材の調達状況等
消防本部	災害発生事業所	・ 関係機関等との連絡調整事項 ・ 防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 市及び県等における業務の体系



4 業務の内容

(1) 災害発生時の共通の応急対応

実施主体	対策	協力依頼先
事業所	1 災害発生時には直ちに応急点検を実施する。 2 災害により被害を受けた場合は、消防・警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達するなど、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 3 災害により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 4 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。 5 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	消防本部、 県警察、 隣接事業所
消防本部	事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防御活動を実施する。	
市	危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。	

実施主体	対策	協力依頼先
県	消防本部等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	

(2) 災害発生時の個別対応

実施主体	対策	協力依頼先
火薬類取扱事業所	災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者が近づくことを禁止するなど安全な措置を講ずる。	
高圧ガス取扱事業所	高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。 また、高圧ガス販売事業所は、このほかに販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。	
有害物質取扱事業所	有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示及び被害状況調査を行う。	
放射性物質使用施設等の管理者	1 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 2 放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。	
消防本部	危険物等施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	

実施主体	対策	協力依頼先
県	1 県知事が許可した危険物等施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 2 毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。 3 有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対策	協力依頼先
住民	危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防・警察・海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。	
事業所	関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
消防本部	災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
市	1 付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。 2 ・飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。	
第九管区海上保安本部	危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示等を行う。	
国及び県	1 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 2 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。	

(4) 住民等に対する広報対応

実施主体	対策	協力依頼先
事業所	地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。	
市・消防本部	災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
県	関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
第九管区海上保安本部	危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶等に対し危険が及ぶおそれがある場合は、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。	県、 市・消防本部、 事業所

第39節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

担当：情報総括部、建設部

1 計画の方針

災害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	・被害の場所、状況 ・集落孤立等の社会的影響等
地域の民間団体等	道路管理者等	
道路管理者等※ (地域)	同左（対策本部）	

※ 漁港管理者を除く。

(2) 被災地へ

ア 危険物等施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路管理者等 (対策本部)	同左※（地域）	・道路管理者等間の連絡情報等
道路管理者等	関係機関	・被災状況、復旧見込み
道路管理者等	地域住民	・道路情報

※ 漁港管理者を除く。

3 業務の体系

☆震度4以上の地震発生、又は災害の発生

■ 被災状況の把握



■ 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知



■ 施設の緊急点検



■ 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

道路管理者等である市、県、国土交通省及び東日本高速道路(株)は、直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

緊急輸送道路、重要物流道路及び代替・補完路に指定された路線の状況は、最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。また、関係機関と調整し、迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

ア 道路啓開

(ア) 道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路、重要物流道路及び代替・補完路を優先する。

(イ) 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、県知事に派遣要請を依頼する。

(ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(エ) 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

(オ) 道路上の障害物の除去について、道路管理者等と県警察、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路、重要物流道路及び代替・補完路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し、道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設（道路法以外の道路を含む。）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は、道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

第40節 港湾・漁港施設の応急対策

担当：情報総括部、建設部、経済部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民・企業等の責務

災害により港湾・漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防・警察機関へ通報する。

イ 市の責務

災害により住民・企業等から港湾・漁港施設の被災の通報を受けたとき又はパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見したときは、県へ通報する。

ウ 県の責務

県が管理する港湾・漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し、迅速、的確な応急対策を実施する。

エ その他の防災関係機関の責務

北陸地方整備局は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

(2) 達成目標

速やかに被災概要調査を行い、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2 情報の流れ

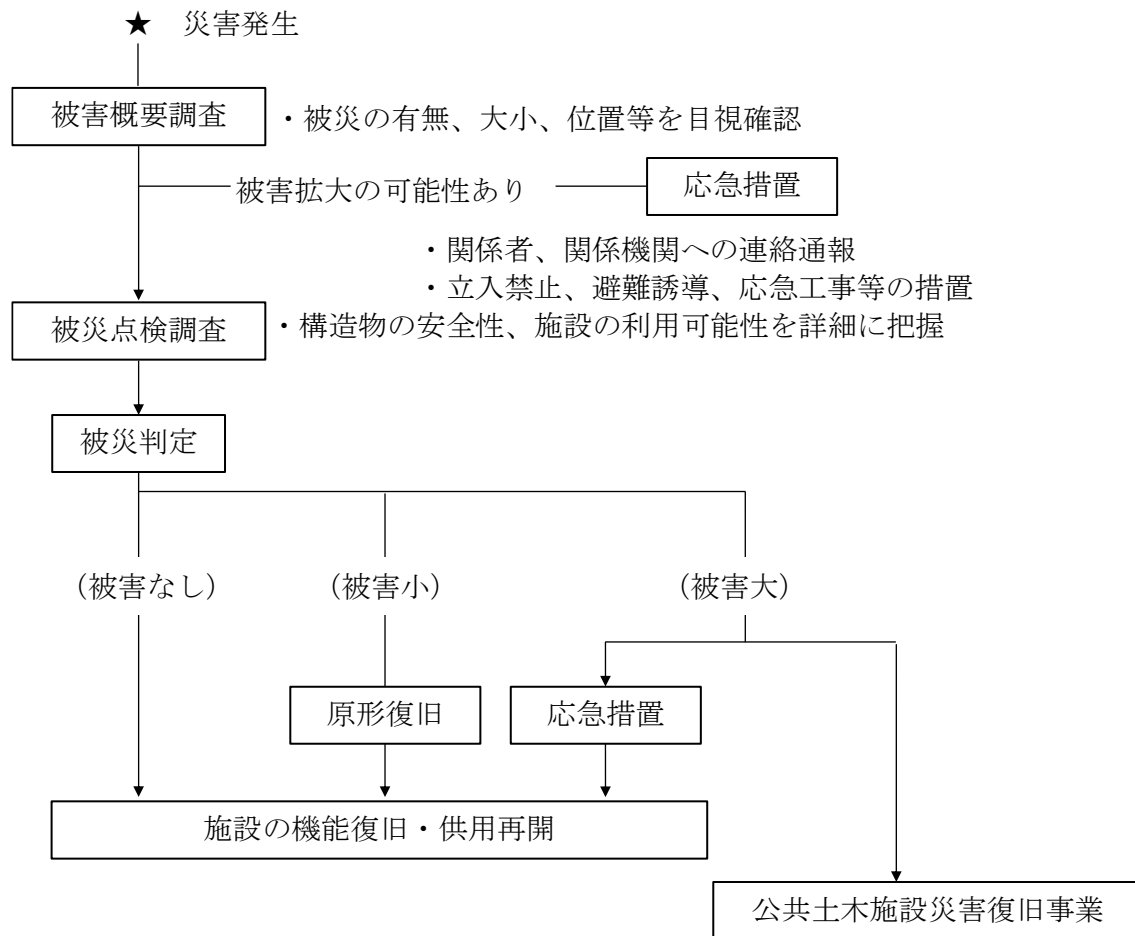
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民、 消防本部、県警察	市、県	・被災施設の情報
市	県	
県	北陸地方整備局、 各協会等	・応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市・消防本部、 県警察	・応急対策情報 ・復旧進捗情報
県、市	住民、消防本部 県警察	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

実施主体	対策	協力依頼先
市	施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に避難指示及び避難誘導を実施する。	
県	1 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する（ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。）。 2 高潮や風浪により被害が発生するおそれがある場合、過去に高潮、風浪による被害が生じた箇所等の危険箇所について、パトロール及び施設の緊急点検を実施する。 3 パトロール及び緊急点検で被災するおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため立入禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。	各協会、 建設技術センター

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対策	協力依頼先
県、市	1 人的被害発生防止のための対策の実施 パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するべく、立入禁止措置を講じる。 2 応急措置の実施 被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。 3 被災箇所の巡視等危険防止のための監視 被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。	各協会、 建設技術センター

(3) 障害物の処理

実施主体	対策	協力依頼先
県、市	港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部及び北陸地方整備局に報告するとともに、障害物除去等を実施する。	各協会、 建設技術センター

(4) 応急復旧

実施主体	対策	協力依頼先
県、市	施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。	各協会、 建設技術センター

(5) 施設利用者及び住民に対する広報

実施主体	対策	協力依頼先
県、市	1 被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び市へ周知する。 2 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民及び市に周知する。	市

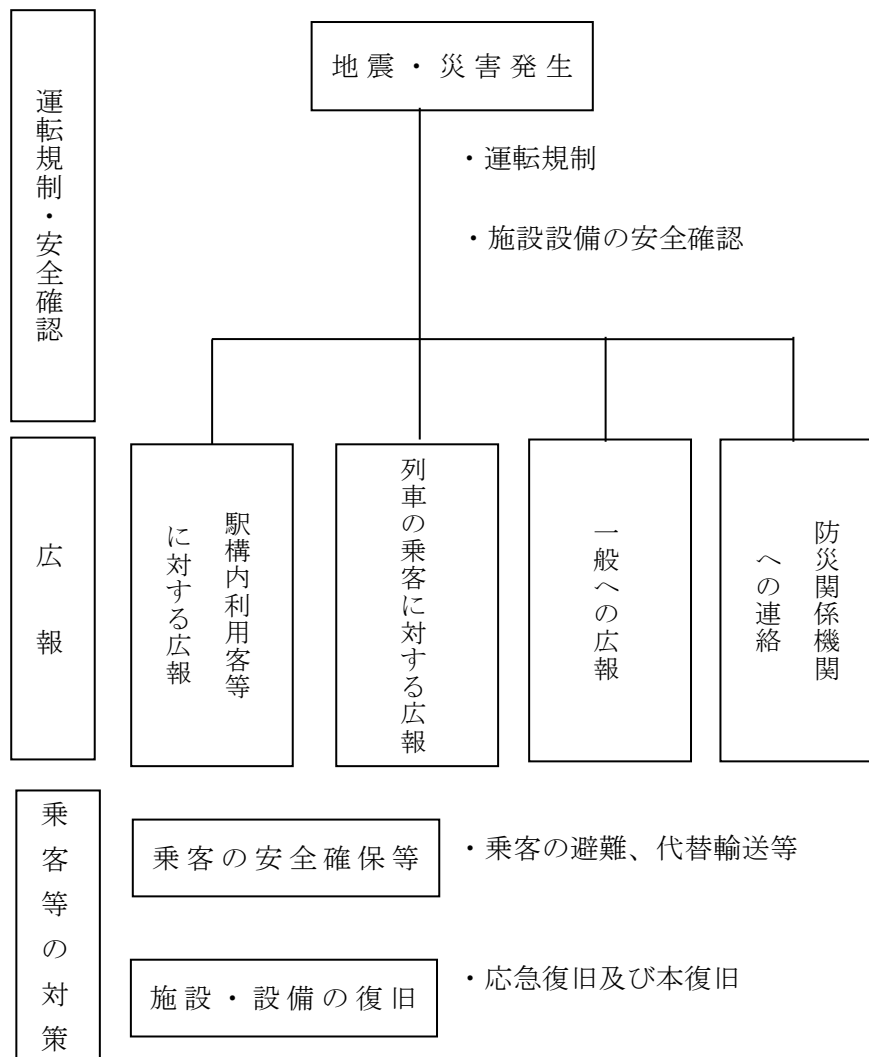
第41節 鉄道事業者の応急対策

担当：情報総括部

1 計画の方針

鉄道事業者は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速に応急復旧の体制がとれるよう計画を樹立する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 地震時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定める。

規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）	
25ガル未満	3カイン以上 ～ 6カイン未満 40ガル未満	所定運転
3カイン以上 ～ 6カイン未満 25ガル以上～ 40ガル未満	6カイン以上 ～ 12カイン未満 40ガル以上 ～ 80ガル未満	注意運転
6カイン以上 40ガル以上	12カイン以上 80ガル以上	運転中止

（上越新幹線については、18カイン以上で列車の運転を見合わせる。）

※ 使用基準単位(カイン、ガル)は各鉄道事業者による。

イ 津波警報等発表時の取扱い

津波注意報発表	要注意区間の情報収集
津波警報発表	運転中止
大津波警報発表	運転中止

(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び医療救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達するなど迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、ケーブルテレビ局等）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(7) 市及び県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市及び県へ報告する。

【情報収集・伝達先】

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	F A X
J R 東日本 新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165 運輸部輸送課指令室	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
	J R 村上駅	0254-53-3042		時間内 0254-53-0034
J R 貨物新潟支店		025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内 025-248-5152 時間外 025-247-0516

第42節 治山・砂防施設等の応急対策

担当：情報総括部、建設部、経済部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民

治山・砂防施設の被災、また、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

イ 市の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(2) 達成目標

速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(4) 積雪地域での対応

ア 市は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関して支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民、県警察	市	・被害情報、危険箇所等の情報
市	県	・被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県、市	企業等	・調査、応急対策工事指示
県	国	・被害情報、危険箇所等の情報

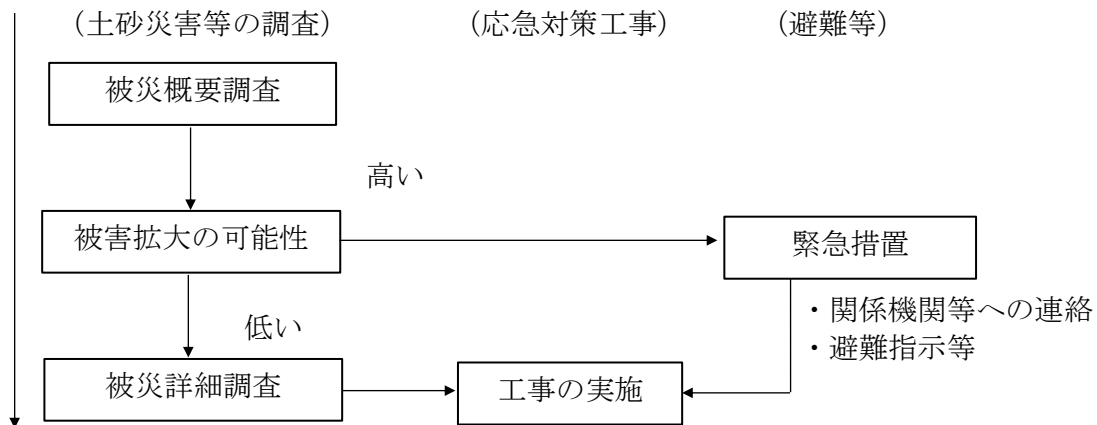
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県、国	市	・防災情報 ・調査結果 ・応急対策工事の実施状況 ・土砂災害緊急情報

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	住民、県警察	・ 防災情報 ・ 調査結果 ・ 応急対策工事の実施状況 ・ 避難指示等

3 業務の体系

☆ 土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対策	協力依頼先
国、県、市	1 各施設の管理者は、土砂災害等の被災状況を把握するため、新潟県土砂災害警戒情報システム等により情報収集を行うとともに、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 2 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 ① 治山施設管理者 ・ 治山施設設置箇所 ② 砂防施設等管理者 ・ 土石流危険渓流及び砂防施設 ・ 地すべり危険箇所及び防止施設 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所及び防止施設 ・ その他砂防関係施設 3 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 4 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。	新潟県治山ボランティアセンター、新潟県治山防災ヘルパー、新潟県砂防ボランティア協会、北陸地方防災エキスパート、(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)新潟県測量設計業協会、(一社)新潟県地質調査業協会

実施主体	対策	協力依頼先
国、県	- 被災概要調査結果及び状況の推移を、市を含めた関係住民等に連絡する。 - 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。	
市	土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対策	協力依頼先
国、県、市	- 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。 - ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知・観測機器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)新潟県建設業協会、 (一社)建設コンサルタント協会北陸支部、 (一社)新潟県地質調査業協会

(3) 避難等の実施

実施主体	対策	協力依頼先
国、県	迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。	
市	- 土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 - 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動がとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。 - 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。 - 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	

ア 異常を発見した場合の措置

(ア) 住民

土砂災害やその前兆現象等を確認したときは、遅滞なく市、県、警察等へ連絡する。

(イ) 市

新潟県土砂災害警戒情報システム等により情報収集を行い、また、住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県へ連絡する。

また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

(ウ) 各施設管理者

点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により安全確保のための措置を実施する。

a 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。

b 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報する。

イ 住民に対する広報等

地震発生後は、気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生しやすくなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度等を関係住民、市等へ周知する。

第43節 河川・海岸施設の応急対策

担当：情報総括部、建設部、経済部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 住民の責務

河川・海岸施設の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関及び県警察へ連絡する。

イ 市の責務

住民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。

また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県・国の責務

県・国は、災害による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整え、るとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(2) 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事に着手する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

(4) 積雪地域での対応

河川管理者及び海岸管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について事前に協議しておくとともに、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、市及び関係機関を通じ周辺住民に周知するとともに、立入禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

また、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査ができるように、必要な体制の整備を図る。

2 情報の流れ

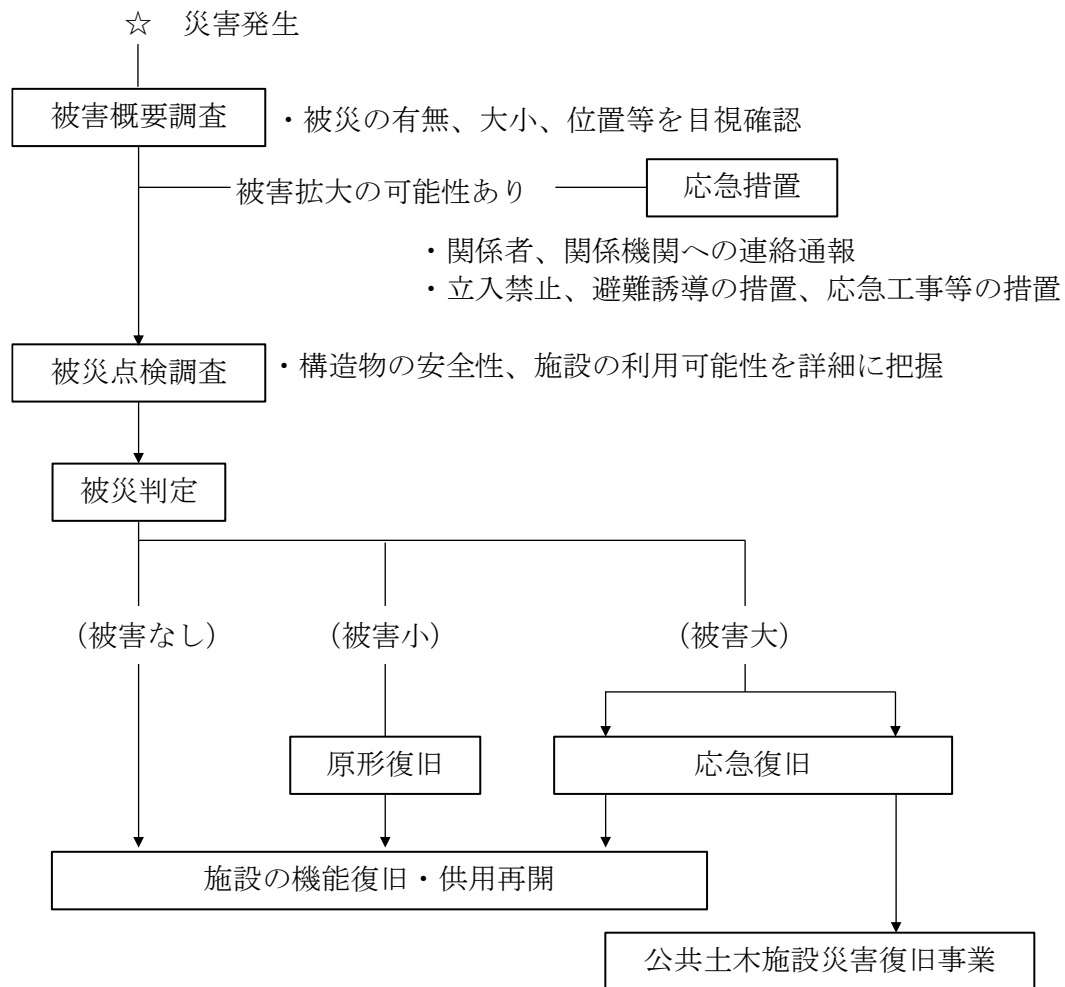
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
住民、消防本部、 県警察	市	・施設被災の通報
市	県	・詳細な施設被災情報
県	協定先機関	・被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	・点検実施状況、津波情報 ・点検結果（被災状況）、緊急復旧情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市・消防本部、 県警察	・施設被害の規模と状況の推移 ・応急工事の状況報告
市	住民、消防本部、 県警察	・施設被害の規模と状況の推移 ・応急工事の状況報告 ・避難指示等の発令

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 住民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。 2 施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。	
県、 北陸地方整備局	1 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。 2 降雨等により河川水位が上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがある場合、下記の点検及び巡視を行う。 ・河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に近づいている箇所 ・過去に洪水被害が生じた箇所 ・地形地質上脆弱な箇所 ・土地利用上からの弱堤箇所 ・二次災害防止の観点からの低標高箇所 ・主要河川構造物の設置箇所 3 高潮や高波等により被害の発生するおそれがある場合、下記の点検、巡視を行う。 ・過去に高潮、高波等による被害が生じた箇所 ・地形地質上の弱堤箇所 ・土地利用上からの弱堤箇所 ・二次災害防止の観点からの低標高箇所 ・主要海岸保全施設設置箇所 4 点検及び巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。 5 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。 6 施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、消防・警察機関等へ通報する。	各協会、 建設技術センター、 地域創造センター

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対策	協力依頼先
県、 北陸地方整備局	1 パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。 2 河川管理施設及び許可工作物 ① 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置 堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、適切な応急措置を実施する。 ② 低標高地域での浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。 ③ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策 浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。 ④ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。 頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、施設管理者は、速やかに応急的処置を講ずるとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。 ⑤ 油や危険物の流出等の事故対策 油や危険物等が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。 ⑥ 倒木や流木等の処理 倒木や流木等により河積阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。 ⑦ 被災箇所の監視 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。	各協会、 建設技術センター、 地域創造センター

実施主体	対策	協力依頼先
県、 北陸地方整備局	⑧ その他河川管理に関する事項の調整 被災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため、応急対策に係る調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。 3 ダム施設 ① 貯水位制限等の対策 被災後の点検等により異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。 ② 止水処理等の応急措置 被災後の点検により異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施するとともに臨機に止水処理等の応急措置を講じる。 ③ 関係機関への通知と一般住民への周知 被災後の点検によりダム施設に漏水若しくは変形又はダムの挙動異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、各ダムの操作規則に基づき、関係機関への通知及び一般住民への周知を行う。 ④ 被災箇所の応急措置 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。 ⑤ 放流時の措置 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。 ⑥ その他ダム施設の管理に関する事項 関係機関や利水者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行うものとする。 4 海岸保全施設 ① 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施 被災箇所については、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。 ② 海岸保全施設の応急措置 海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。 ③ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視 地震により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。	各協会、 建設技術センター、 地域創造センター

実施主体	対策	協力依頼先
県、 北陸地方整備局	④ 低標高地域の浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所への応急復旧と可搬式ポンプ等を利用した浸水対策を実施する。 ⑤ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整 海岸保全施設においては、津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。	各協会、 建設技術センター、 地域創造センター

(3) 応急復旧

実施主体	対策	協力依頼先
市、県、 北陸地方整備局	各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会

(4) 住民に対する広報等

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、住民へ逐次連絡する。 2 被災後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、住民、県警察、消防本部等へ逐次連絡する。 3 被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。	
県、 北陸地方整備局	1 被災後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を市や県警察、消防本部等へ逐次連絡する。 2 各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても市や県警察、消防本部等へ逐次連絡する。	

第44節 農地・農業用施設等の応急対策

担当：情報総括部、建設部、経済部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 土地改良区・施設管理者等の責務

地震発生直後の地震情報及び気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 市の責務

地震発生直後の地震情報及び気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

ウ 県の責務

地震発生直後の地震情報及び気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(2) 達成目標

ア 農業用ダム・ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

(ア) 高さ15m以上の農業用ダム

対象地震	次のいずれかに該当するもの ・ダムの基礎地盤又は堤体底部に設置した地震計の、地震動の最大加速度が25gal以上 ・対象ダム周辺の観測震度が4以上
目視による速報	目視による外観点検（1時間以内に報告）
一次点検	目視による外観点検（3時間以内に報告）
二次点検	詳細な外観点検と計測点検（24時間以内に報告）
報告方法	管理者はあらかじめ定められた連絡体制に基づき報告

(イ) 防災重点農業用ため池等

対象ため池	・防災重点農業用ため池 ・高さ15m以上の農業用貯水施設のうち、近代的技術基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規程が定められているもの
点検ため池	震度4の場合は、高さ15m以上の対象ため池 震度5弱以上の場合は、すべての対象ため池
緊急点検	目視による外観点検（24時間以内に報告）
報告方法	市は原則としてため池防災支援システムにより報告

イ 頭首工、排水機場、地すべり防止施設その他施設の点検及び報告については、以下のとおりとする。

頭首工及び排水機場、地すべり防止施設その他事業実施中の工事現場で、被災により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度5弱以上になった場合に緊急点検を行い、24時間以内に報告を行う。

- ウ 緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、速やかに二次災害防止措置を講ずる。
また、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設等においては、速やかに応急復旧を行う。

(3) 要配慮者に対する配慮

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

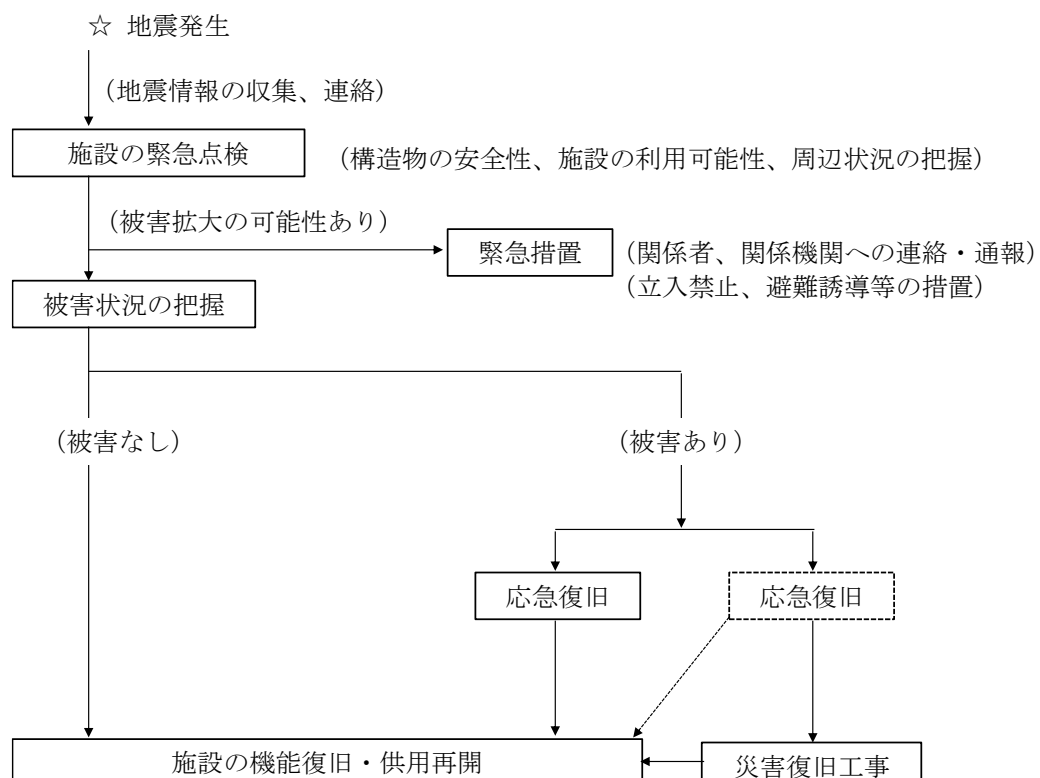
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区、施設管理者等	市	・被害情報 ・危険箇所等の情報
市	県	・被害情報、避難情報等 ・危険箇所等の情報
県	北陸農政局	・被害情報 ・危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・県管理施設の被害情報
市	土地改良区 施設管理者等	・緊急資材等調達・輸送情報 ・応急工事の実施予定等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対策	協力依頼先
土地改良区、 施設管理者	1 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 2 危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	市、県、 他関係機関、 建設業協会、 専門技術者等
市、県	1 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 2 危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 3 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局、 他関係機関、 建設業協会、 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対策	協力依頼先
土地改良区、 施設管理者	1 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 2 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	市、県、 他関係機関、 建設業協会、 専門技術者等
市	1 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 2 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 3 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県、 他関係機関、 建設業協会、 専門技術者等
県	1 専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 2 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 3 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局、 市、 他関係機関、 建設業協会、 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対策	協力依頼先
土地改良区 施設管理者	1 締切工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 2 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	市、県、 他関係機関、 建設業協会等
市	1 締切工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 2 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県、 他関係機関、 建設業協会等
県	1 締切工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 2 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局、 市、 他関係機関、 建設業協会等

※ ため池施設の応急対策

ア 施設被害拡大防止のための応急措置

出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合は、締切工事を行うとともに、排水ポンプによる当該地域の総合的な排水対策を実施する。

なお、排水ポンプが不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。

イ その他ため池管理に関する事項の調整

施設管理者である市及び土地改良区等を中心に、被害の程度に応じてため池の機能維持や農業用水の代替方法等生産活動への影響を最小限に抑えるための調整を行う。

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対策	協力依頼先
土地改良区、 施設管理者	1 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 2 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	市、県、 他関係機関、 建設業協会等
市	1 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 2 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。	県、 他関係機関、 建設業協会等

第45節 農林水産業応急対策

担当：情報総括部、経済部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者

- (ア) 災害に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等を心掛ける。
- (イ) 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- (ウ) 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

イ 関係団体の責務

(ア) 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導及び経営指導を行う。

(イ) 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次被害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

(ウ) 新潟県農業協同組合中央会

a 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。

b 農協系統で取りまとめた農業被害情報を、速やかに県へ報告する。

(エ) 全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

(オ) 森林組合・木材組合

a 市、村上市地域振興局農林水産振興部（以下、本節において「地域振興局」という。）と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、地域振興局へ報告する。

b 市、地域振興局等と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(カ) 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会

県からの要請により林業・木材産業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

(キ) 漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に協力し、把握する。

(ク) 新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会

県からの要請により水産被害の二次災害防止や応急対策のための措置を講ずる。

ウ 市の責務

(ア) 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、地域振興局等に報告する。

(イ) 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指

導・指示を行う。

- (ウ) 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

エ 県の責務

- (ア) 地域振興局等は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。
- (イ) 地域振興局等は、必要に応じ市及び関係団体へ連絡要員を派遣するとともに必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。
- (ウ) 県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。
- (エ) 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 達成目標

- ア 24時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。
- イ 被害状況により、3日以内に二次災害を防止するための指導及び指示を行う。
- ウ 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対して緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

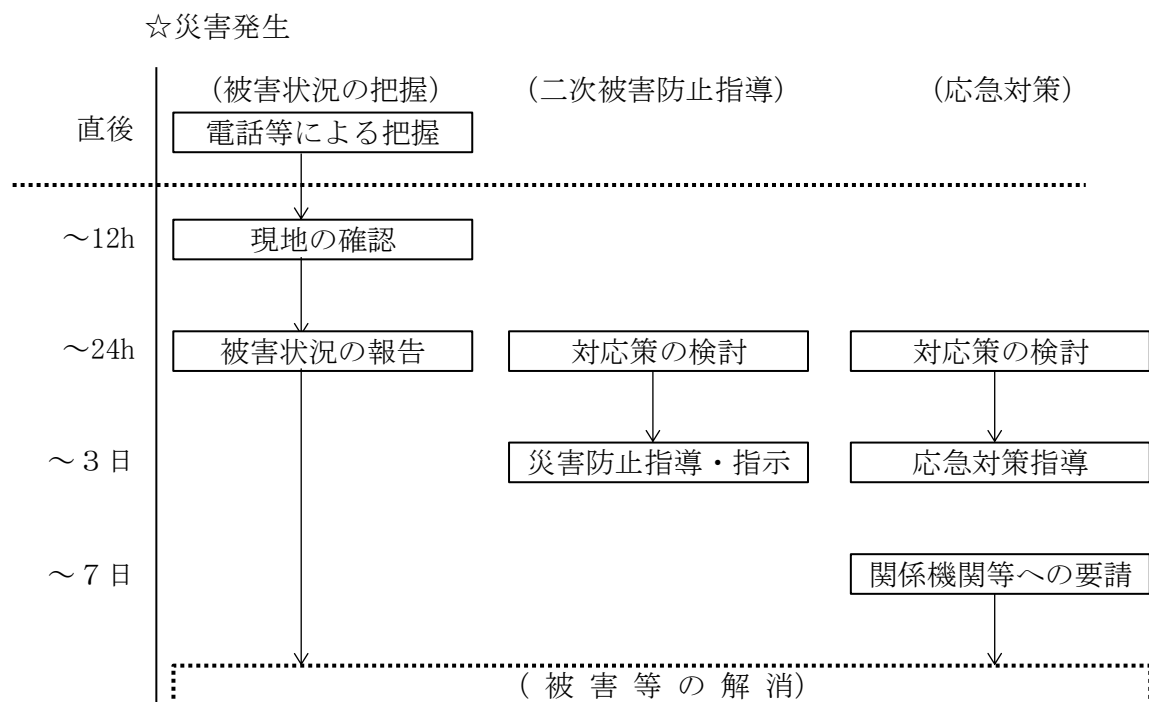
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市	・被害状況、被災者ニーズ
市	県	・被害状況、被災者ニーズ
地域振興局	県災害対策本部	・集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	地域振興局	・応急対策等の内容
地域振興局	市	・具体的な指導

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市	農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、地域振興局に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等
県 （地域振興局）	市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市
県	農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。	

イ 二次災害防止指導

実施主体	対策	協力依頼先
市	農業用施設の被害状況により必要があると認めたとときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。 1 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置 2 農業用燃料の漏出防止措置 3 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置 4 農舎、農業施設等の火災防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

ウ 応急対策

実施主体	対策	協力依頼先
市、地域振興局	農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。 1 農作物の病虫害発生予防のための措置 2 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 3 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 4 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 5 種苗の供給体制の確保 6 農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、 農業共済組合等
市、県	被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
農業協同組合、 農業共済組合	市等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市	農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、被害状況について、地域振興局を通じ県に報告する。	農業協同組合、 農業共済組合等
県、 地域振興局、 県下越家畜保健衛生所	市等の協力を得ながら、地域振興局及び新潟県下越家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する（困難な場合は、他地域から支援）。	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 農業共済組合、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会

イ 二次災害防止対策

実施主体	対策	協力依頼先
農業協同組合、 農業共済組合	市からの指示及び依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	家畜飼養者、農業協同組合等により下記の二次災害防止対策を指示する。 1 畜舎の二次倒壊防止措置 2 停電発生農場への電源供給 3 生存家畜の救出 4 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置	農業協同組合、 農業共済組合等
県、 地域振興局、 県下越家畜保健衛生所	二次災害防止及び応急対策の調整をする。 1 二次災害防止対策への協力 2 関係機関及び団体への協力要請	市、全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 農業共済組合、 (公社)新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医師会

ウ 応急対策

実施主体	対策	協力依頼先
市	県と連絡をとりながら、県等が実施する応急対策について、実施及び協力する。	
県、 地域振興局、 県下越家畜保健衛生所	市の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 1 死亡・廃用家畜の処理 ・死亡家畜の受入体制確保 ・死亡家畜の埋却許可 ・傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・家畜廃用認定 ・家畜緊急輸送 2 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・家畜飼養者に対する衛生指導 ・被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ・家畜伝染病予防接種体制の確保 3 動物用医薬品及び飼料等の供給 ・動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給の要請 ・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給の要請	新潟県化製興業（株）福祉保健部、 県食肉衛生検査センター、 農業共済組合、 県家畜商協同組合 農業協同組合、 農業共済組合、 （公社）新潟県畜産協会、 （公社）新潟県獣医師会 県動物薬品器材協会、 （公社）新潟県獣医師会 全農県本部、 県酪農業協同組合連合会、 飼料卸商組合、 （公社）新潟県獣医師会

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
生産者等	1 市及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 2 近隣の生産者等は県が協力依頼した関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
関係団体	1 市、地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 2 市、地域振興局等と連絡をとりながら、情報を収集する。	市、地域振興局
市	1 地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 2 関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。	関係団体、 地域振興局

実施主体	対策	協力依頼先
地域振興局	1 県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 2 市及び関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	市、関係団体
県	1 地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめる。 2 必要に応じ、更に被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。	市、関係団体

イ 二次災害防止

実施主体	対策	協力依頼先
生産者等	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、関係団体
関係団体	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、地域振興局
市	緊急に必要があるときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 1 倒木等の除去 2 林業等関係施設の倒壊防止措置 3 燃料、ガス等漏出防止措置	地域振興局等
地域振興局	市に対し、二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	
県	県地域機関等へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ 応急対策

実施主体	対策	協力依頼先
生産者、関係団体	林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。	地域振興局、関係機関
関係団体、市、地域振興局	相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 1 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置 2 病虫害発生予防措置 3 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 4 応急対策用資機材の円滑な供給 5 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	市、地域振興局
県	必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。	関係機関

(4) 水産物及び水産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況を把握する 2 被害状況について、地域振興局を通じて県に報告する。	漁業協同組合等
県	1 市からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 2 被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	

イ 二次災害防止

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。 2 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請を行う。 3 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。	第九管区海上保安本部
	水産用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等、水産用施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。 1 余震等による施設の倒壊防止策 2 燃料・餌料等の漏出防止措置 3 水産用医薬品等の漏出防止策	漁業協同組合
県	油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講ずる。	第九管区海上保安本部、漁業協同組合連合会

ウ 応急対策

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	1 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。 2 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供を行う。 3 冷凍・冷蔵水産物の受入先の確保及び移送について、必要な措置を行う。 4 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。 5 養殖水産物移送に必要な措置を行う。	漁業協同組合連合会
県	施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。	

第46節 商工業応急対策

担当：経済部

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

ア 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

イ 商工団体の責務

- (ア) 会員・組合員等の被災状況を把握する。
- (イ) 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- (ウ) 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

ウ 市の責務

- (ア) 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。
- (イ) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。
- (ウ) 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

エ 県の責務

- (ア) 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- (イ) 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。
- (ウ) 市を通じ中小企業の直接被害件数及び被害額を把握する。
- (エ) 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- (オ) 必要な関係機関に対して被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。
- (カ) 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。
- (キ) 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ (オ)～(キ)は被災状況により対応

(2) 達成目標

- ア 災害発生後24時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。
- イ 関係機関の協力を得ながら、災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に中小企業の直接被害額を把握し、県に報告する。
- ウ 県は、被災状況を勘案し必要と認められる場合、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

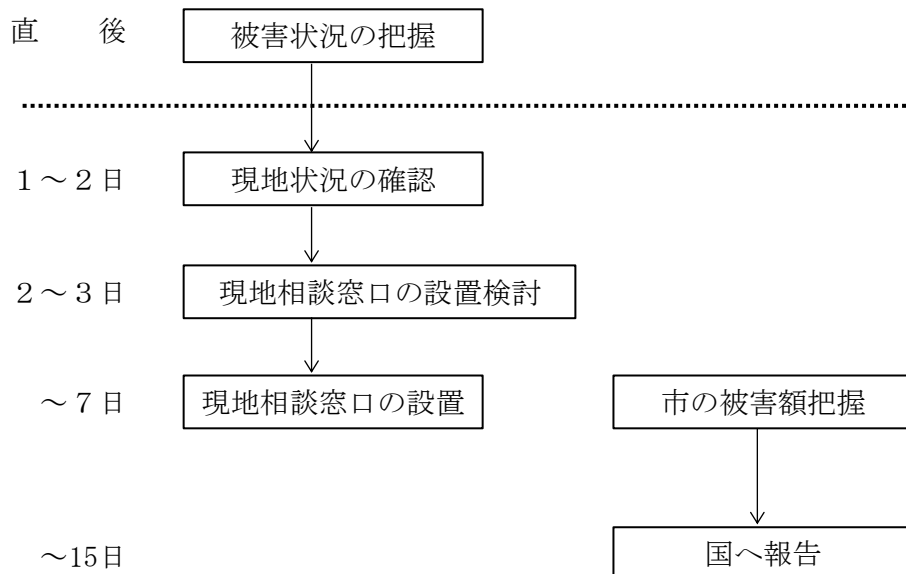
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
商工会・商工会議所等商工団体	県	・被害状況
地場産地企業・産地組合		
商店街組合、大規模小売店、共同店舗		
工業団地等進出企業		
観光施設		
市		

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市・商工団体	・被災状況 ・現地相談窓口の設置、支援策
市	企業・事業所	
商工団体	企業・事業所	

3 業務の体系

☆災害発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対策	協力依頼先
市	企業・事業所、商工団体と連携を図りながら、管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。	企業・事業所、 商工団体
県	1 県産業労働部及び観光局各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 2 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 3 市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 4 国に被害状況を報告する。	企業・事業所、 商工団体、 市

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対策	協力依頼先
県	被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	金融機関、 機械メーカー、 輸送業者、 商工団体等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対策	協力依頼先
県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(公財)にいがた産業創造機構、 市、 商工会・商工会議所、 新潟県信用保証協会、 政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対策	協力依頼先
県	被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、 旅行代理店等

5 災害発生後の各段階における情報収集・伝達及び応急対策の実施

(1) 災害発生直後

- ア 市は、商工観光施設の管理者等が入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、必要に応じて施設外の安全な場所へ避難させることができるよう、必要な措置を講じる。
- イ 市は、商工観光施設の管理者等が施設の入館者又は利用者等について、要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防本部、県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員、従業員等により救急作業及び負傷者の手当て等必要な措置を講じられるよう指示する。
- ウ 市は、産業経済団体及び産業支援機関等と連携を図りながら、商工観光業の被災状況の情報収集に当たる。
- エ 市は、報告された情報を直ちに整理し、商工観光業の被害の概況を掌握する。収集された情

報は、関係機関等に速やかに提供する。

オ 市は、主な商工観光業の被害の概況を速やかに県へ報告する。

(2) 応急対策初動期

市は、地域内の商工観光業（所管施設及び中小企業等）の被害状況を調査し、県へ報告する。

(3) 応急対策本格稼働期

ア 市は、県地域機関、産業経済団体及び産業支援機関等と協力して、地域内の商工業（中小企業）の直接被害件数、被害金額等詳細な被害状況を調査し、県へ報告する。

イ 市は、県及び産業経済団体及び産業支援機関等と連携して、被災中小企業者等のための現地相談窓口を設置する。

ウ 市は、行政等の支援策を広報紙・チラシその他の手段により広く周知するよう努めるとともに、報道機関の協力を得て地元新聞への掲載及び放送・電子媒体等により広く被災中小企業者等への周知を図る。

エ 市は、所管する商工観光施設の復旧に当たって関係機関と協議・連携しながら早期復旧に努めるよう必要な措置を講じる。

第47節 応急住宅対策

担当：建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。
- (イ) 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- (ウ) 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。
- (エ) 市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

イ 県の責務

- (ア) 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。
- (イ) 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。
- (ウ) 県営住宅の空家を仮住宅として提供する。
- (エ) 民間賃貸住宅の物件情報を提供する。

(3) 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(4) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(5) 積雪地域における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2 情報の流れ

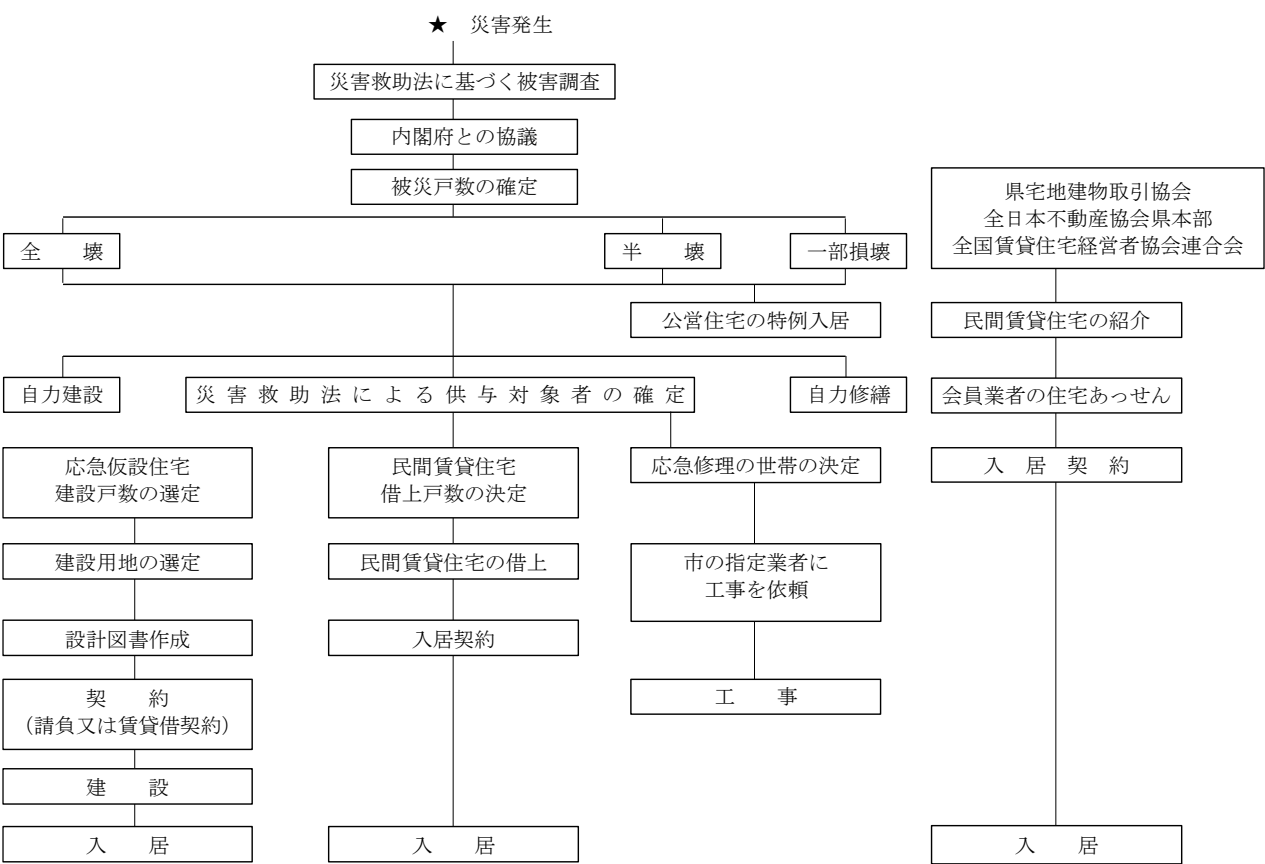
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	・ 住宅の被害状況 ・ 応急仮設住宅の入居希望 ・ 応急修理の希望 ・ 公営住宅等の入居希望
市	県	・ 住宅の被災戸数 ・ 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 ・ 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・ 応急仮設住宅の供与決定 ・ 応急修理事務の委任
市	被災者	・ 応急仮設住宅の入居申込手続 ・ 応急修理の申込手続
県	被災者	・ 応急仮設住宅の設置状況及び応急修理制度の概要 ・ 公営住宅等の空家情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対策	協力依頼先
市	災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する（災害発生から1週間以内を目途）。 1 住宅及び宅地の被害状況 2 被災地における住民の動向 3 応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望 4 住宅に関する緊急措置の状況及び予定 5 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 6 その他住宅の応急対策実施上の必要事項	県
県	災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 1 市の調査に基づく被災戸数（災害発生から1週間以内を目途に確定） 2 市の住宅に関する要望事項 3 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 4 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 5 その他住宅の応急対策実施上の必要事項	市

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 建設候補地の選定 ① 市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。 ② 建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 ① 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 ア 住家が全壊、全焼又は流失した者 イ 居住する住家がない者 ウ 自らの資力では、住宅を確保することができない者	県

実施主体	対策	協力依頼先
市	② 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 ③ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、こころのケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。 ④ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。	県
県	○建設による供与 1 建設の方針 ① 建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用する。 ② 建物の規模及び費用 ア 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。 イ 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ③ 建設の時期 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から2か月以内を目途とする。 ④ 二次災害への配慮 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。	市、 (一社)プレハブ建築協会、 (一社)新潟県建設業協会

実施主体	対策	協力依頼先
県	2 応急仮設住宅の建設方法 ① 県知事は協定に基づき建設業関係団体のあっせんを受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。ただし、状況に応じ県知事は、市長に建設を委任することができる。 ② 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 ③ 協力要請 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 ④ 入居者の選定及び管理の委任 応急仮設住宅の設置完了後、県知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。	市、 (一社)プレハブ建築協会、 (一社)新潟県建設業協会
	○民間賃貸住宅借上げによる供与 ・被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。ただし、状況に応じ県知事は、市長に借上げを委任することができる。 ・入居要件・供与期間は、建設型に準じる。	市、 (公社)新潟県宅地建物取引業協会、 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 応急修理の対象者 ① 以下のすべての要件を満たす世帯 ア 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 イ 半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。 ウ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。 ※ 応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則6か月） ② 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。 2 応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。 3 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。	県

実施主体	対策	協力依頼先
市	4 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。 5 応急修理の手続 別紙「応急修理事務手続」を参照 6 制度の広報 広報紙、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。	県

(4) 公営住宅の特例使用

実施主体	対策	協力依頼先
市、県	1 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。 2 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。 3 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あつせんに努める。	近隣市町村、 他都道府県

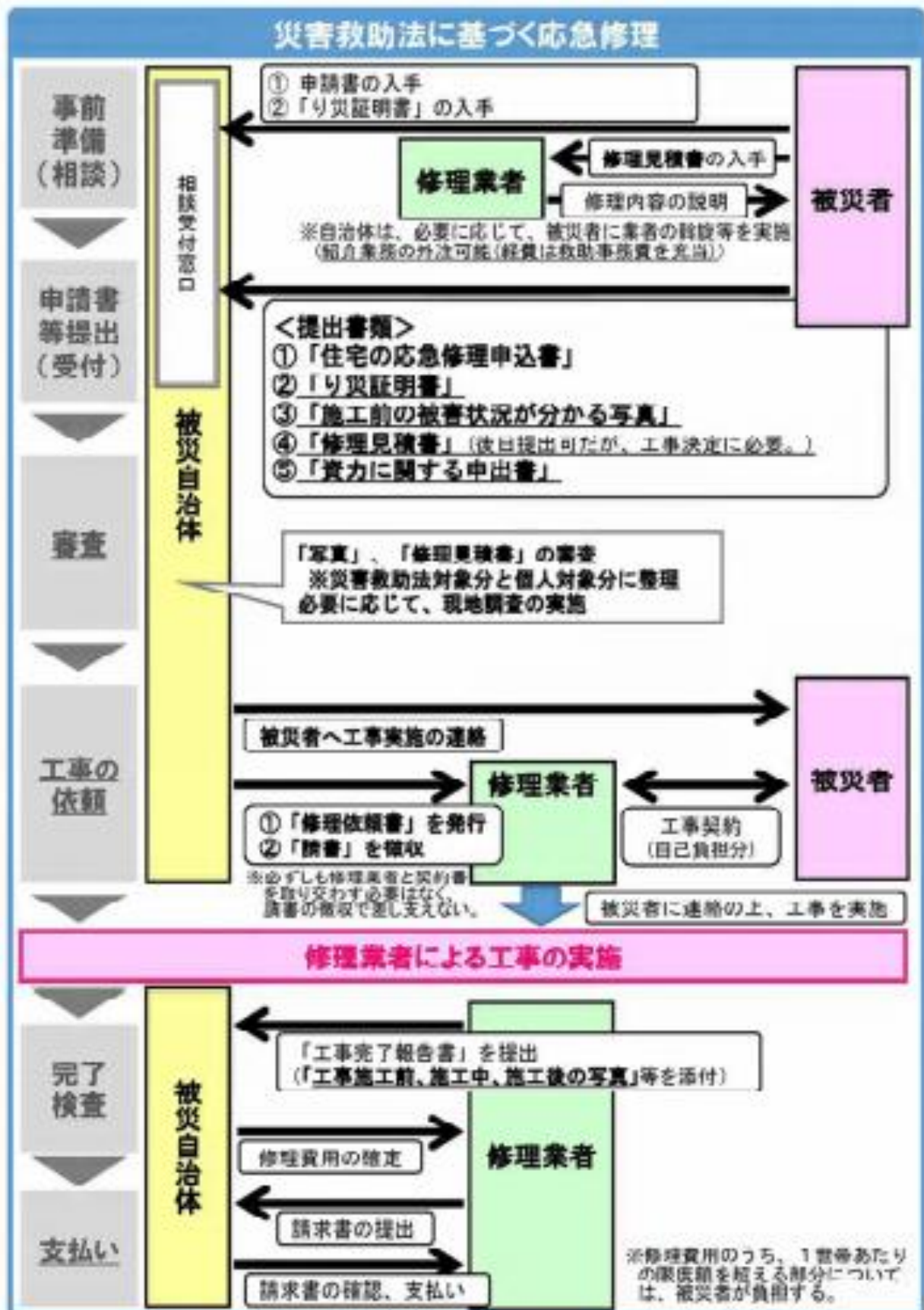
(5) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

実施主体	対策	協力依頼先
県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会、 (公社)全日本不動産協会新潟県本部、 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
(公社)新潟県宅地建物取引業協会、 (公社)全日本不動産協会新潟県本部	県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会会員、 (公社)全日本不動産協会会員
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。	

(6) 住宅建設資材のあっせん

実施主体	対策	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。 応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合は、必要に応じて、非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。）を通じて、又は資機材関係省庁（防災基本計画第3編第2章に定める「資機材関係省庁」をいう。）	新潟木材組合連合会、 新潟県森林組合連合会、 木材輸入商社・卸、 隣接県
(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部	県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会会員、 (公社)全日本不動産協会会員

別紙 応急修理事務手続



第48節 ボランティアの受入計画

担当：福祉部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市ボランティアセンター及び県支援センターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

(2) 各主体の責務

ア 村上市社会福祉協議会の責務

- (ア) 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して市ボランティアセンターを設置する。
- (イ) 市ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、市ボランティアセンターを運営する。
- (ウ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、市ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

イ 市ボランティアセンターの責務

- (ア) 市ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営等に係るボランティアニーズの把握を行う。
- (イ) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。
- (ウ) 駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行う。
- (エ) ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。
- (オ) その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

ウ 市の責務

- (ア) 市ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、市ボランティアセンターの運営を支援する。
- (イ) 市災害対策本部は、市ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

エ 県支援センターの責務

- (ア) 県は、新潟県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、県支援センターの運営を行う。
- (イ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及び市ボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

オ 新潟県社会福祉協議会の責務

- (ア) 県支援センターの設置に伴い職員を派遣し、県支援センターの運営を支援する。
- (イ) 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、市ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

カ 県の責務

- (ア) 県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。

- (イ) 県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。
- (ウ) 県外の行政機関、県内外の支援団体などと、市ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。
- (3) 達成目標
災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

発災後3時間以内	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置
〃 6時間以内	県支援センターの運営、情報の受発信
〃 12時間以内	調整会議構成団体による市への先遣隊派遣
〃 24時間以内	市ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
〃 2日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2 情報の流れ

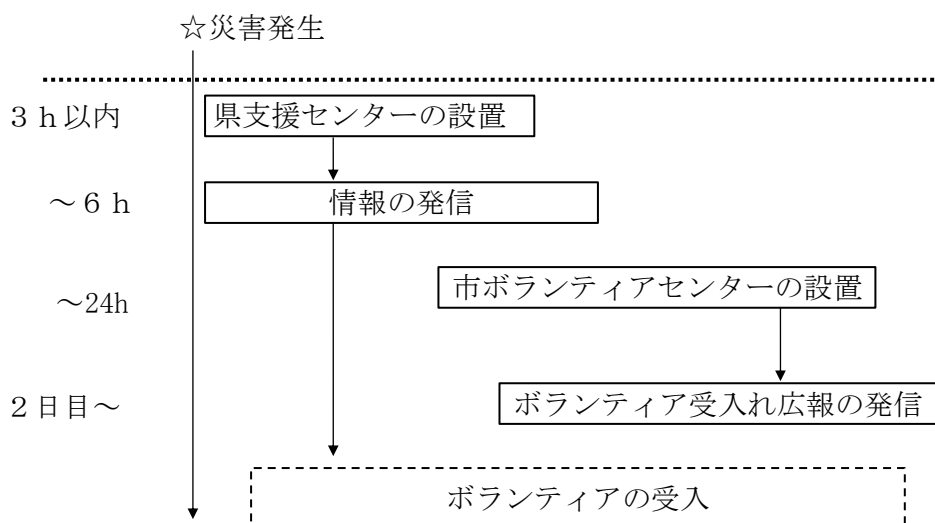
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、被災者	市ボランティアセンター	・避難所などにおけるボランティアニーズ
市ボランティアセンター	県支援センター、 市災害対策本部	・集約された被災地におけるボランティアのニーズ ・ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県支援センター、 市災害対策本部	県災害対策本部、 他の行政機関、 関係団体	
県災害対策本部	協定先企業・団体	・ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県災害対策本部	・支援及び協力予定情報
県災害対策本部、 他の行政機関、 関係団体	県支援センター、 市災害対策本部	
県支援センター、 市災害対策本部	市ボランティアセンター	
市ボランティアセンター	避難所、被災者	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 県支援センターの運営

実施主体	対策	協力依頼先
新潟県社会福祉協議会	1 センターに職員を派遣し運営を支援 2 運営に係る補佐及び資金管理	全国社会福祉協議会、 被災地以外の市町村社会福祉協議会
県	1 センター運営に係る場所や資機材の提供 2 センターに職員を派遣し運営を統括	国や他県などの行政機関
日本赤十字社 新潟県支部	センターに職員を派遣し運営を支援	他県の赤十字支部
新潟県共同募金会	センターに職員を派遣し運営を支援	他県等の共同募金会
県内NPO・日本 青年会議所北陸信 越地区新潟ブロッ ク協議会	センターに職員を派遣し運営を支援	県内外のNPO等
新潟県災害ボラン ティア調整会議	調整会議の活動に係る県災害ボランティア基金の活用	構成団体

(2) 市ボランティアセンターの運営

実施主体	対策	協力依頼先
村上市社会福祉協議会	1 市ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 2 市ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 3 運営に係る統括及び資金管理	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
市	1 市ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 2 市ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援	県内外の市町村等の行政機関

実施主体	対策	協力依頼先
県支援センター	市ボランティアセンター運営に係る資機材調達の支援	国や他県などの行政機関
新潟県社会福祉協議会	市ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
県内NPO・日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	市ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	県内外のNPO等
新潟県災害ボランティア調整会議	市ボランティアセンターに構成団体会員等を派遣し運営を支援	構成団体

※ 市ボランティアセンターの主な業務

- ア 個人宅や避難所等における被災者支援ニーズの把握を行う。
- イ ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し、関係機関などへ情報の提供を行う。
- ウ 各種広報媒体を通じ、ボランティア活動希望者へ情報の発信を行う。
- エ 災害ボランティア活動を支援する物資の確保を行う。
- オ 駆けつけたボランティアの受付、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング（派遣先、活動内容の決定）を行う。
- カ 医療や看護等の専門技術を持った者がその技術を生かすためにボランティア活動に参加する場合については、市災害対策本部及び関係機関と連携をとった中で対応する。
- キ 被災現場やボランティア活動の状況を把握し、情報の整理を行い、ボランティア活動プログラムを立案する。
- ク 市内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が活動を行う場合は、これらの団体と連携をとりながら、効果的に活動を行う。
- ケ その他、被災者ニーズに基づいた活動を行う。

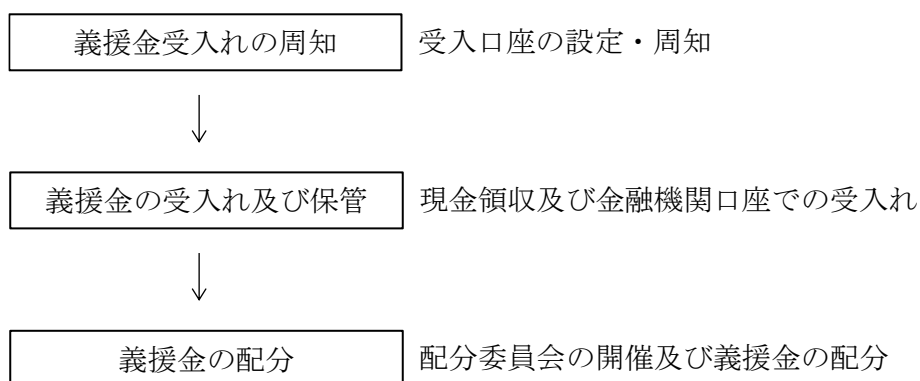
第49節 義援金の受入れ・配分計画

担当：情報統括部、市民部、福祉部

1 計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

2 義援金の受入れ、配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市及び県は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

- (1) 受入窓口

一般からの受入れ及び国又は地方公共団体から市長宛ての見舞金の受入窓口は、会計課とする。

- (2) 義援金の受入れ

ア 一般から直接受領した義援金については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金として入金する。

イ 国又は地方公共団体からの見舞金は、一般会計の収入として入金する。

- (3) 義援金の管理

ア 一般からの義援金は、歳入歳出外現金として管理する。

イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、一般会計の歳入として管理する。

5 義援金の配分

- (1) 義援金配分委員会の設置

市は、市、村上市社会福祉協議会等に寄託された義援金について、市義援金配分委員会を組

織し、配分を決定する。

なお、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会等の義援金受付団体に寄託された義援金については、県決定を参考に市委員会等の決定に基づいて配分する。

(2) 市義援金配分委員会の構成

市義援金配分委員会は、市（福祉部）、市議会代表、日本赤十字社新潟県支部、村上市社会福祉協議会その他義援金受付団体等で構成する。

(3) 配分計画

市義援金配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第50節 義援物資対策

担当：情報統括部、市民部、福祉部

1 計画の方針

(1) 基本方針

全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。
- (イ) 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配布を行う。
- (ウ) NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

イ 県の責務

- (ア) 避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。
- (イ) インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には全国へ発信する。

(3) 達成目標

- ア 被災地ニーズに沿った物資が、迅速に現地へ配送されること。
- イ 義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらうこと。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア	市	・被災地ニーズ
市	県	・集約された被災地ニーズ
	協定先企業・団体	・調達要請
	国民	・物資取扱方針
県	協定先企業・団体	・調達要請
	国民	・物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	・供給予定情報
市	被災者、避難所、NPO、ボランティア	・供給情報

3 業務の体系

	☆災害発生			
	(提供申出対応)	(提供申出対応)	(情報収集)	
直後 ～6時間後	物資受入方針に基づく 電話、メール、FAX対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
1日目以降	物資受入方針に基づく 電話対応	被災地ニーズ、要求、 調達情報、交通情報	被災地ニーズ	交通情報
災害対策本部 縮小時期	電話対応（申出のお礼、 受入停止の説明）	義援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対策	協力依頼先
県・市	1 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申し出者からの提供可能量の把握 2 配送等に係る道路・交通情報の把握	提供申し出者、 県災害対策本部 (生活基盤対策部)、 NPO、ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対策	協力依頼先
県・市	物資取扱いに係る基本方針 ・被災地ニーズ ・被災地状況 ・県・市の受入方針 等 をいち早く、ホームページやマスコミを通じて情報発信する。	報道機関

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対策	協力依頼先
県・市	1 被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。 2 提供申し出者による被災地への運搬・送付が困難な場合は、備蓄物資保管場所等で一時保管を行い、在庫管理を実施しながら、被災地へ必要な物資を配布する。	提供申し出者

(4) 義援物資の配布

実施主体	対策	協力依頼先
市	1 市へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 2 避難者の物資需要を把握する。 3 避難者に物資を配布する。	県、 (公社)新潟県トラック協会等
県	1 県へ送付された救援物資を受け入れ、保管する。 2 市からの調達要請物資を集約する。 3 保管中の救援物資で供給可能なものを選別する。 4 (公社)新潟県トラック協会へ輸送を依頼する。	市、 (公社)新潟県トラック協会等
(公社)新潟県トラック協会	県からの要請に基づき物資を輸送する。	

第51節 災害救助法による救助

担当：情報総括部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下、この節においては「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、県は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

イ 県の責務

政令で定める程度の災害が発生した区域内において、当該災害により現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を市へ派遣する。

ウ 日本赤十字社の責務

市及び県が実施する救助に協力する。

(3) 達成目標

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(4) 積雪期の対応

ア 法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記1「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記2「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

(5) 広域避難への配慮

被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 情報の流れ

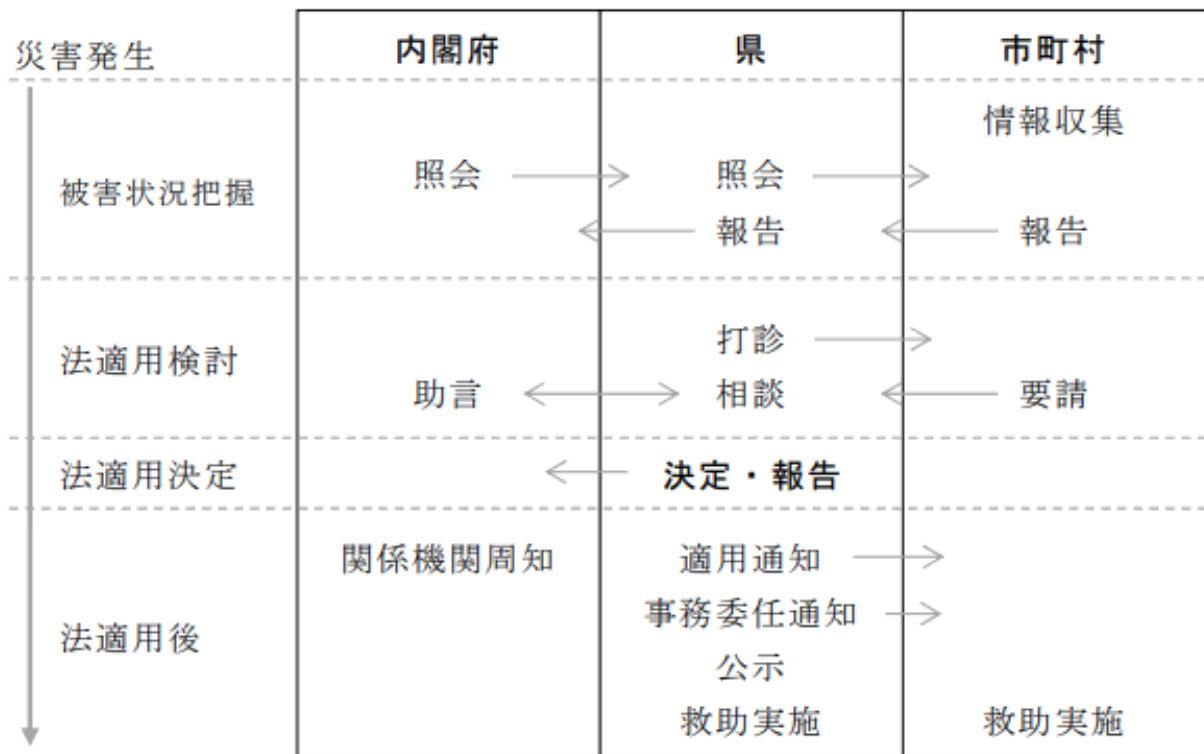
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	・被害情報、被災者のニーズ
市	県	・被害情報、法適用の要請
県	国	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国	県	・法適用に際しての技術的助言
県	市	・法適用決定、救助事務の委任
市	被災者	・法適用決定

3 業務の体系



4 災害救助法の概要

- (1) 県知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第1条）。
- (2) 県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる（法第13条第1項、県法施行細則第17条）。
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、県知事が行う救助を補助するものとする（法第13条第2項、県法施行細則第17条）。
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の処置に関して県知事に協議するものとする（県法施行細則第3条）。

5 災害救助法の適用基準

- (1) 基準の内容
法による救助は次により行う。
ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。
イ 同一災害によることを原則とする。
例外として、次の場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

- (ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害
- (イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

前記(1)ウの人口に応じた一定の被災世帯数（適用基準）は、災害救助法施行令（以下「令」という。）第1条に定められており、その基準を本市に当てはめると次のとおりである。

- ア 住家の滅失した世帯数が80以上であるとき（令第1条第1項第1号）。
- イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が40世帯以上であるとき（令第1条第1項第2号）。
- ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が多数であるとき（令第1条第1項第3号）。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき（令第1条第1項第3号）。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）。

6 被災世帯の算定基準

(1) 住家及び世帯

ア 住家

「住家」とは現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

（注1）一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。

（注2）法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。

イ 世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

(イ) マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱う。

（注）会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するの原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議する。

(ウ) 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、はなれが別棟にあったりするような場合は、建物被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

(2) 住家滅失等の認定

住家滅失等の認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月 内閣府（防災担当）」の定めるところによる。

7 災害救助法の適用手続

(1) 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記「5 災害救助法の適用基準」の(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握し、速やかに県知事に対して、次の情報を提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にあるときは、併せて法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調べ
- エ 既に行った救助措置及び行おうとする措置
- オ その他の必要事項

(2) 適用の決定

- ア 県知事は、市長からの情報提供、要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、法を適用する必要があると認めたときは、市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。
- イ 県知事は、法を適用するに当たり、必要に応じて事前に内閣総理大臣に技術的助言を求める。
- ウ 県知事は、法を適用したときは、速やかに内閣総理大臣に情報提供するとともに、県報に公示する。
- エ 県知事は、法適用の公表に当たっては、内閣総理大臣と十分に連携をとる。

8 災害救助法による救助の種類と実施権限

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被害者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(注) キについては、災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、県知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第4条第2項）。

(3) 市長による県知事の救助に関する事務の実施

- ア 県知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- イ 県知事は、上記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。
- ウ 上記(1)のうち、ア（応急仮設住宅を除く。）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、県知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨を通知する。
- また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、災害救助法に基づいて実施したものとみなす。
- エ 県知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

9 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については内閣総理大臣が定める基準（告示）に従ってあらかじめ県知事が定める（新潟県災害救助法施行細則第5条）。

(2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる（法施行令第3条）。

(3) 繰替支弁

市長が法による救助業務を行った場合の費用は、原則的に県が負担するが、県知事の委任を受けた救助業務を執行したとき、及び県が救助に要する費用を支弁するいとまがないときは、それらの費用を本市が一時繰替え支弁しなければならない（法第30条）。

10 強制権の発動

県知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。

(1) 救助業務従事の命令（法第7条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士

イ 土木建築関係者

- (ア) 土木技術者又は建築技術者
- (イ) 大工、左官又はとび職
- (ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- (ア) 鉄道業者及びその従事者
- (イ) 軌道経営者及びその従事者
- (ウ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (エ) 船舶運送業者及びその従事者
- (オ) 港湾輸送業者及びその従事者

- (2) 救助に関する業務への協力命令（法第8条）
救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる権限

- (3) 県知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第9条）

- ア 管理命令

- 救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- (ア) 病院、診療所又は助産所

- (イ) 旅館又は飲食店

- イ 使用命令

- 避難所の開設等の救助を行うために必要な土地、家屋若しくは物資を使用する権限

- ウ 保管命令

- 災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資を保管させる権限

- エ 収用

- 災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

- (4) 公用令書の交付及び損失補償

- 県知事は、(1)及び(3)の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

- (5) 市長による実施

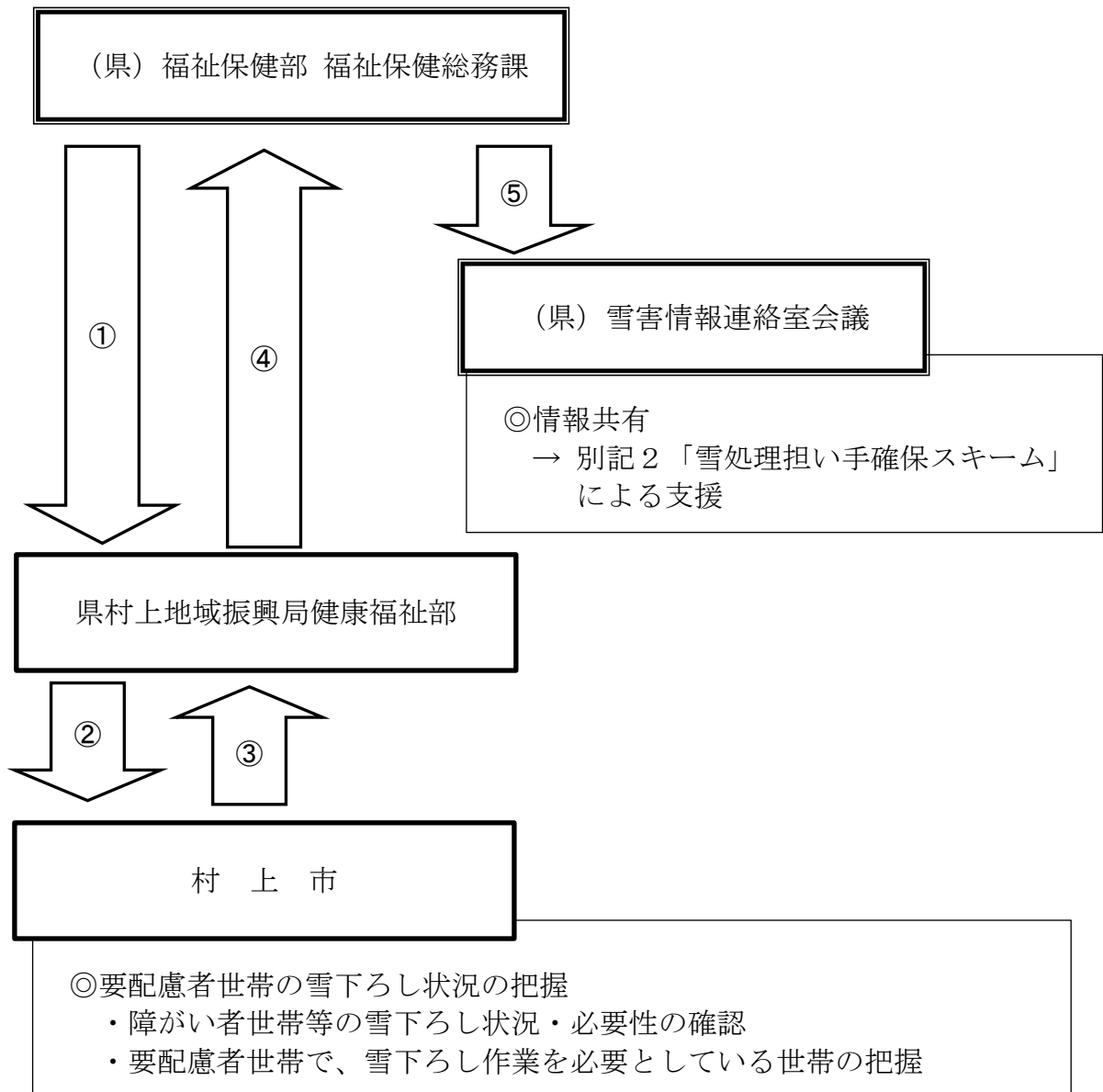
- 県知事は、迅速な救助を行うために特に必要があると認めるときは、上記(1)、(2)及び(3)の権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、県知事は当該事務の内容及び実施期間を市長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない（法施行令第17条）。

11 災害救助法が適用されない場合の救助

県知事は、法が適用されない災害に際して、市長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

- (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、村上市災害救助条例に定める。
- (2) 市長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。
- (3) 条例適用基準等
村上市災害救助条例の定めるところによる。

(別記1)「豪雪対応における要配慮者の状況把握」



①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会

③、④：支援の必要性の報告

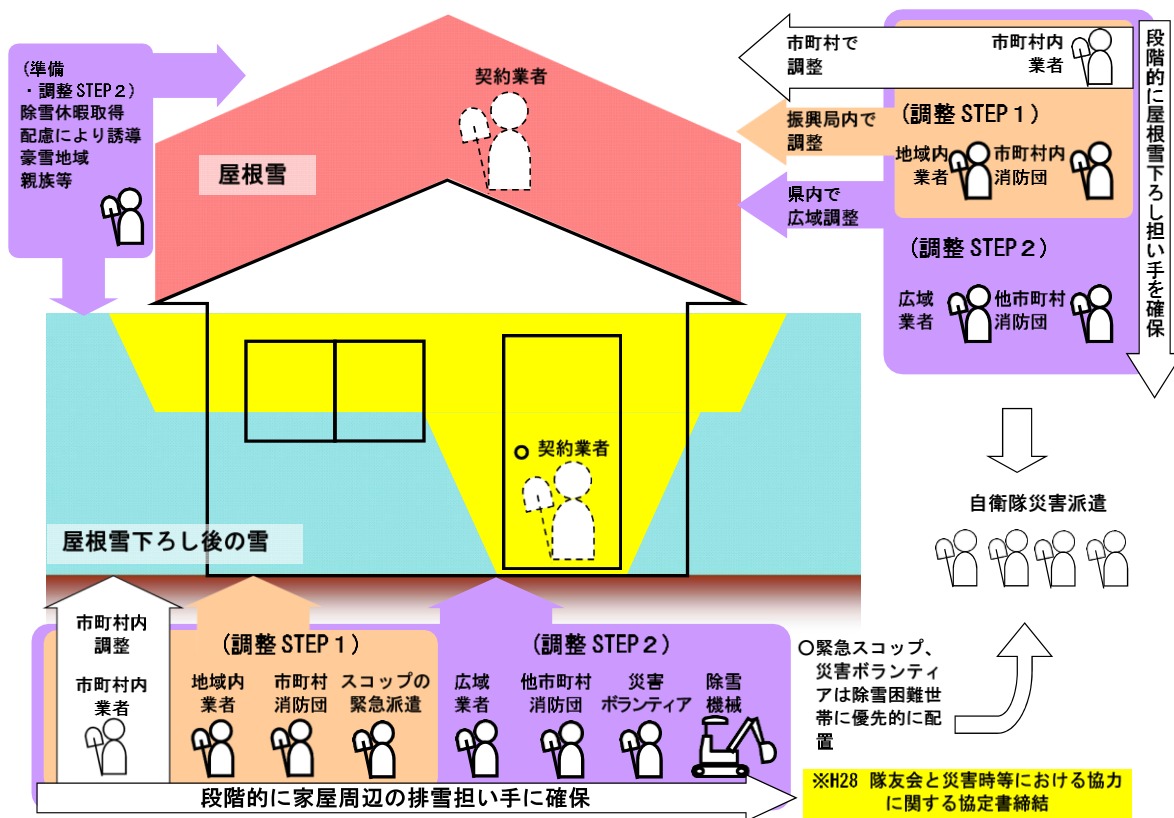
(いつ、何人の人手が必要か)

⑤：県「雪害情報連絡室会議」へ報告

↓

別記2「雪処理担い手確保スキーム」による支援を実施

(別記2)「雪処理担い手確保スキーム」



第4章 災害復旧・復興計画

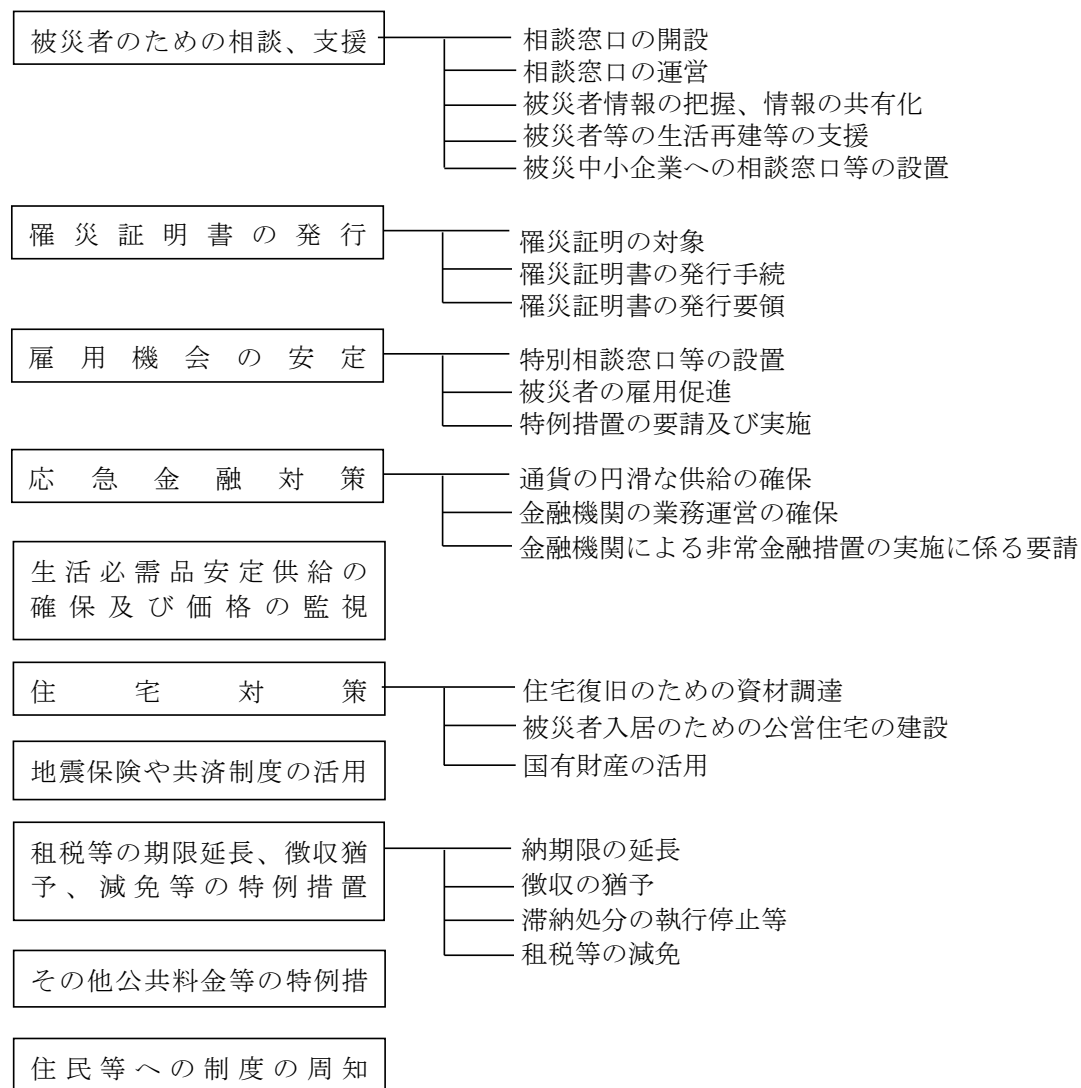
第1節 民生安定化対策計画

担当：総務課、すべての課

1 計画の方針

市、県、国及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

国、県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び市庁舎等にできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。あわせて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 罹災証明書の発行

罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく、罹災証明書を発行する。

また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、罹災証明書の摘要欄にそ

の旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。

【災害の被害認定基準】

被害の程度	全 壊	大規模 半 壊	中規模 半 壊	半 壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な構成 要素の経済的被害の 住家全体に占める損 害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

(注) 令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当)

(2) 罹災証明書の発行手続

罹災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請により罹災証明書を作成し、これらの者に発行することとする。

(3) 罹災証明書の発行要領

ア 情報の収集及び被害認定調査準備

各関係機関、自治会等を通じて被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。

(ア) 情報の収集

- a 河川氾濫や道路冠水等、関係機関から被害状況の情報収集を行う。
- b 被害が広範囲にわたる場合は区長に連絡し、被害状況の事前照会を行う。
- c 得られた情報から、被害地域の予測を行う。

(イ) 被害認定調査準備

- a 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達
- b 懐中電灯、長靴等、調査時に必要な備品の調達
- c 住宅地図、家屋名寄帳、画地台帳等、現地を把握するための必要書類の準備
- d 被害状況調書、罹災証明書等、各種様式の準備

イ 住民への周知

被災者等への被害認定調査実施(被害認定調査の内容、目的等)の周知を図る。

ウ 被害認定調査の実施

内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、被害認定調査を実施する。

(ア) 応援体制

- a 必要に応じて、市の建築技師へ共同調査を依頼する
- b 被害が広範な場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員を要請する。

(イ) 被害認定調査

- a 消毒用石灰の要・不要を担当課へ報告する。
- b 判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。

エ 罹災証明書の発行

- (ア) 各家屋、所有者ごとの罹災台帳(被害状況調書)を作成する。
- (イ) 罹災台帳(被害状況調書)を基に、罹災証明書を発行する。
- (ウ) 住民へ、各種支援や減免に関する情報提供を行う。

5 雇用機会の安定

市は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、関係機関と協力して離職者

の発生状況、求人・求職の動向を速やかに把握するとともに、村上公共職業安定所等を通じ、次の対策を実施する。

(1) 特別相談窓口等の設置

村上公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口を設置する。

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談を実施する。

ウ 近隣の公共職業安定所と連携を図り、応援職員の確保を図る。

(2) 被災者の雇用促進

村上公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに、近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

村上公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当への支給

村上公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）第25条に定めた措置を適用された場合、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

新潟労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告及び納付期限の延長

新潟労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図るため、日本銀行新潟支店及び市内金融機関等は、必要な応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

災害により市内の金融機関が著しい被害を受け、通貨の確保が困難になった場合は、金融機関の要請により、日本銀行新潟支店が通貨の供給を行うが、その際、関係行政機関等と協力して輸送手段や輸送路の確保に努める。

(2) 金融機関の業務運営の確保

ア 市内各金融機関は、災害による被災状況や発生日時・時間帯により業務確保の対応が異なるが、災害時、業務運営が速やかに再開できるよう、日本銀行新潟支店その他関係機関等と連携して、施設等（電気通信設備、電信電話設備と供給先からの需給体制を含む。）の保全回復と要員確保並びに所要現金の確保等に努める。

【関連事項】

・電力施設（供給）の復旧	・電信電話施設（供給）の復旧

イ 市は、災害発生後、金融に関する住民の需要（預貯金の払戻し・解約、融資等）に混乱が生じないように、金融機関と連携をとり、被害状況や災害後の業務運営の状況把握に努め、必要に応じてその内容を住民に広報し、周知する。

(3) 金融機関による非常金融措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- (ア) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (ウ) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- (エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。
- (オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。

- (ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。
- (イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。
- (ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

7 生活必需品安定供給の確保及び価格の監視

- (1) 市は、災害救助法が適用され、生活必需品の応急的な供給期間が経過した後も、なお生活必需品に不足が生じたり、継続的な不足が生じることが予想され、市内における措置だけでは対応が困難な場合には、県及び関係機関の協力を得て、必要な量の生活必需品の供給が適正価格で確保、販売できるよう必要な措置を講じる。
- (2) 災害の発生に伴い、被災住民等が生活必需品等を必要以上に買いだめして市場の混乱を招かないよう、市は、関係機関と連携協力の下、必要な措置を講じる。

8 住宅対策

(1) 住宅復旧のための資材調達

市は、必要に応じて村上市建設業協会と協議し、住宅復旧のための資材の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

市及び県は、必要に応じ、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付を行う。また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付を行う。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市等は、それらの制度の普及促進に努める。

10 租税等の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

市は、被災した納税（付）義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、村上市税条例又は村上市国民健康保険税条例及び村上市介護保険条例により、それぞれの被害の実情に応じて、次に掲げる市税等の納税（付）緩和措置を適切に講じる。

(1) 納期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税の納付若しくは納入をすることができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が市の全部又は広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日（2月を限度とする。）を指定する。

イ その他の場合、納税義務者等の申告により、2月を限度として延長する。

(2) 徴収の猶予

災害により、財産に被害を受けた納税（付）義務者等が、市税等を一時に納付又は納入をすることができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に通算して2年を超えない範囲内で延長する。

(3) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 租税等の減免

被災した納税（付）義務者に対し、被害の程度に応じて、次のように減免を行う。

ア 個人住民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

イ 固定資産税及び都市計画税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

ウ 軽自動車税

納税義務者の所有に係る軽自動車の損害の程度に応じて年税額の一定割合を減免する。

エ 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

オ 介護保険料

納付義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

11 その他公共料金等の特例措置

- (1) 市は、被災した住民に対し、申請等に基づき、被害の程度に応じ公共料金等の特例措置が受けられるように、被災証明書を速やかに発行するなどの措置を講じる。
- (2) 関係機関は、次に掲げるような各種公共料金等の特例措置について検討し、災害の状況に応じて実施する。

ア 郵便業務

- (ア) 被災者に対する通常はがき、郵便書留の無償交付
- (イ) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (ウ) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

イ 電気・ガス事業

電気・ガス料金の支払期限の延長、減免等

ウ 電信電話事業

電話料金の支払期限の延長、減免等

エ その他

水道、下水道、し尿くみ取り、公営住宅使用、保育等の料金の支払期限の延長、減免等

12 住民等への制度の周知

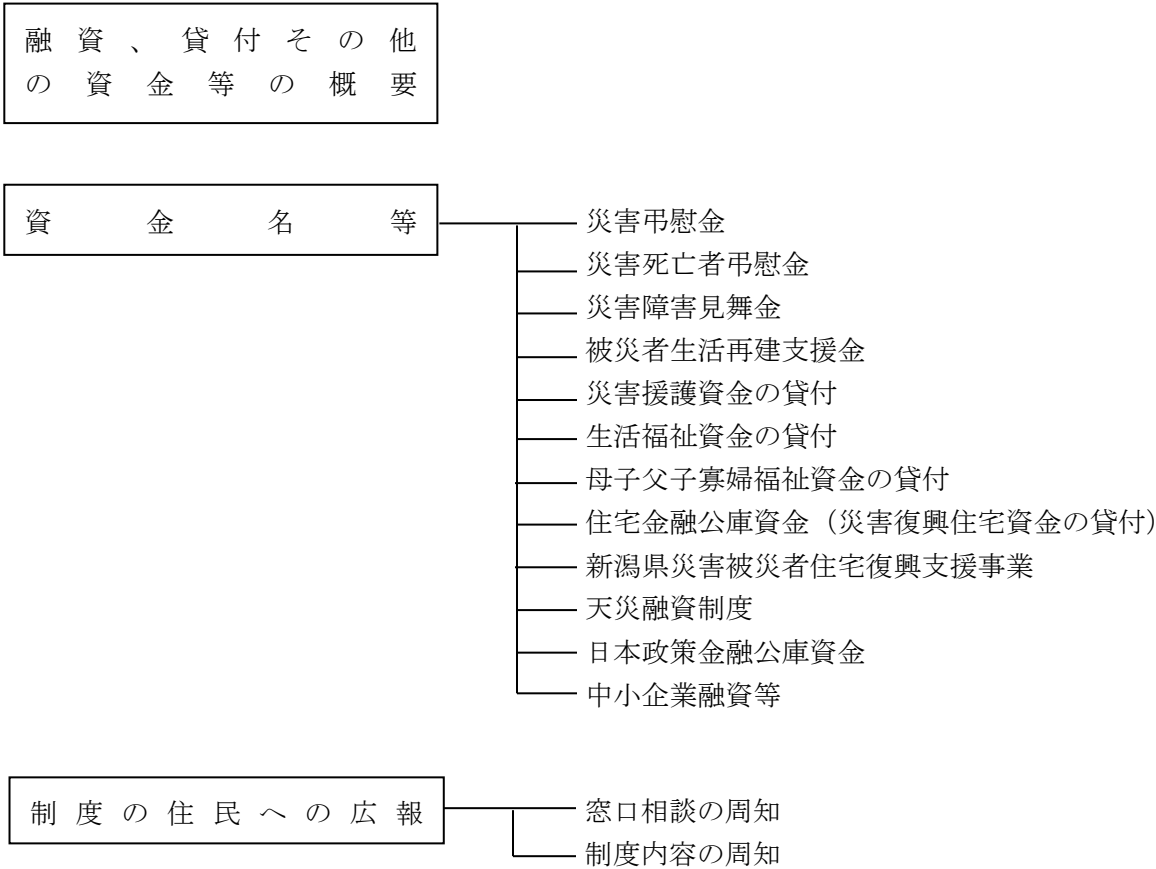
市、県及び防災関係機関等は、災害復旧についてとられている特例措置等について、広報紙、チラシその他の手段により住民等に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、住民等への周知に努める。

第2節 融資、貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害等により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更正するよう資金枠の確保及び貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。
また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。

2 計画の体系



3 融資、貸付その他の資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓 口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長 及び分区長
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障がいを受けた者	市
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は 大規模半壊した世帯等	(公財)都道府県センター
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の 世帯主	市
	(6) 生活福祉資金 ① 福祉費（災害臨時経費） ② 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	村上市社会福祉協議会（民生委員）
	(7) 母子父子寡婦福祉資金	家庭、父子家庭、寡婦	村上地域振興局 健康福祉部
	(8) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅資金）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市、金融機関
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、 漁協、銀行
	(11) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫、 受託金融機関
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市、金融機関、 県信用保証協会

4 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓口
災害弔慰金	1 市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市(条例)	死亡者の配偶者	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円	市総務課
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹(※)	それ以外の場合 250万円	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	②対象災害区分が5の場合 県 1/2 市 1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)	※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	支給の制限	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による。)			1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	
	5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害				

(2) 災害死亡者弔慰金

災害によって死亡した住民に対し、弔慰金を支給する。

(平成21年3月31日現在)

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限	問い合わせ 窓口
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき 10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない	日本赤十字社 村上市地区長 (市社会福祉協議会内)

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ 窓口
災害 障害 見 舞 金	1 市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市(条例)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者	障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	市福祉課
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)		支 給 の 制 限	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害			1 当該障がい者の障がいとその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害			2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合	
	(以上、平成25年内閣府告示第230号による。)			3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合	

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

(令和2年4月1日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支給額	問い合わせ窓口
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 2 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 3 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。）に係る自然災害 5 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害 6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。） ※ 4～6の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）	1 事業主体 県（※） ※ 支援金の支給に関する事務は、（公財）都道府県センターへ委託している。 2 経費負担 国 1/2 県 1/2 【被災者生活再建支援法】	1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行われなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	別表のとおり	（公財）都道府県センター

(別表)

支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)

※ 支給額下段は、中規模半壊の場合の額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

(令和2年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市(条例) 3 経費負担 国 2/3 県 1/3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年 (特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年 (据置期間を含む。) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内で市が条例で定める率(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%	市福祉課

(6) 生活福祉資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金を、災害救助法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（令和2年4月1日現在）

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障がい者世帯（障がい者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く。） 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 新潟県社会福祉協議会 (2) 窓口 村上市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 1 世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付の日から6か月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、据置期間経過後 1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。
イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	・低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障がい者世帯（障がい者の属する世帯、ただし、特に高額の所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く。） 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 新潟県社会福祉協議会 (2) 窓口 村上市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6か月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、据置期間経過後 1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

(7) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(令和4年4月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間6か月 3 償還期間7年以内 4 利率(年利) 無利子又は1.0% (連帯保証人の有無による)

* その他(特例措置)

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7、第38条、不足第7条及び不足第8条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払いを猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内(1年後も更にその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。) (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までに支払われなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第3項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※ 通常時、現に扶養する子等のない寡婦については、貸付の際に所得制限あり。	災害救助法の適用を要しない。

(8) 住宅金融公庫資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借り入れの促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（令和5年1月1日現在）

貸 付 対 象	貸 付 限 度 額	貸 付 条 件
災害救助法による災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1) 建設 罹災住宅の被害 「半壊」 以上 (2) 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」 以上 (3) 補修 罹災住宅の被害〔罹災証明書〕交付	建設資金 土地取得の場合 3,700万円 土地取得しない場合 2,700万円 購入資金 (土地取得資金含む。) 3,700万円 補修資金（移転資金、整地資金含む。) 1,200万円	償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利率 1.13% (団体信用生命保険に加入しない場合) 償還期間 35年以内 据置期間 3年間 (その分償還期間延長) 利率 1.13% (団体信用生命保険に加入しない場合) 償還期間 20年以内 据置期間 1年間 利率 1.13% (団体信用生命保険に加入しない場合)

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借り入れを行う者に低利の上乗せ融資を行う。

〔利子補給〕

事業主体	市
利子補給期間	5年間
補助対象	被災者が借り入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金 (補給率が1%を超える場合は1%が限度)
補助率	1/2

〔貸付金〕

貸付対象	住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上受けても なおかつ資金が不足する者
貸付限度額	
建設、購入	800万円(50万円以上10万円単位)
補修	400万円(50万円以上10万円単位)
貸付利率	〔当初10年〕住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1% 〔11年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(令和4年4月1日現在)

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等 農林漁業経営に必要な 運転資金	一定以上の被害 を受けた農林漁 業者	200万円 激甚災害の場合 は250万円	被害程度 によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合 は4～7年 以内
事業資金	被害を受けた肥料、農 薬、漁業用燃料、生産 物等の在庫品の補てん に充てるための事業運 営資金	災害によって施 設、在庫品等に 著しい被害を受 けた農業協同組 合、漁業協同組 合、連合会等	組合 2,500万円 連合会 5,000万円 激甚災害の場合 は 組合 5,000万円 連合会 7,500万円	6.5%以内	3年

(注) 利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

（令和5年1月19日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利 率 (年利)	償還期間	償還期間 の うち 措置期間
農業関係資金	農業経営 基盤強化 資 金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の 認定を受けた農業を 営む個人・法人	0.40～ 0.80%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする 長期運転資金				
	農業基盤 整備資金	農地若しくは牧野の保 全又は利用上必要な施 設の災害復旧	農業を営む者、土地 改良区・同連合、農 協・同連合会等	0.40～ 0.80%	25年以内	10年以内
	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、 加工又は販売に必要な 共同利用施設の復旧	土地改良区・同連 合、農協・同連合 会、水産業協同組 合、中小企業等協同 組合、農業共済組 合・同連合会、5割 法人・団体、農業振 興法人、特定事業を 共同で行う農業者	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧 (2) 被災果樹の改植又 は補植	(1) 農業を営む者 (2) 農協・同連合会 ((1) への 転 貸 に 限 定)	0.40～ 0.80%	15年以内 25年以内	3年以内 10年以内
林業関係資金	林業基盤 整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営 む者、森林組合・同 連合会、農協、中小 企業等協同組合	0.40～ 0.80%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林 組合・同連合会、農 協、中小企業等協同 組合、5割法人、林 業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内 (林業経営改 善計画に基 づくものは 25年以内)	3年以内 (林業経営 改善計画 に基づく ものは7 年以内)
	農林漁業 施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、 加工又は販売に必要な 共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森 林組合・同連合会、 中小企業等 共 同 組 合、5割法人・団 体、林業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40～ 0.80%	15年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人、漁業を営む者	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)、5割法人・団体、漁業振興法人	0.40～ 0.80%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者			
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	0.40～ 0.75%	10年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) このほか、新潟県農林水産業振興資金の融資、一般農林漁業関係資金(農業近代化資金等)について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金、農業改良資金)については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡の下、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講じる。

- (ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めたときは、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設し、これに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- (イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また、被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講じる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(7) 融資制度

(令和2年4月1日現在)

機関名	区分	融 資 条 件 等	申 込 窓 口
県地域産業振興課	セーフティネット資金 (経営支援枠) 自然災害要件	1 資金用途 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。） 2 対象企業 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者 3 融資限度 3,000万円（別枠） 4 融資利率 融資期間 3年以内 年1.15% 融資期限 3年超5年以内 年1.35% 融資期限 5年超7年以内 年1.55% 5 融資期間 7年以内（うち据置期間2年以内） 6 担保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の 7 保証人 } 定めるところによる。 8 信用保証 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	（取扱金融機関） 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、J A バンク新潟県信連、北越後農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、みなみ魚沼農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協
市	地方産業育成資金	1 資金用途 運転資金・設備資金 2 対象企業 中小企業者（市長の定めるところによる。） 3 融資限度 1,000万円（被災状況に応じて市長が認めた場合は1,000万円を超えることも可） 4 融資利率 保証付き（責任共有対象外） 1.70% 保証付き（責任共有対象） 1.90% 保証なし 2.20% 5 融資期間 運転資金 5年以内（うち据置期間6か月以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間6か月以内） （災害規模により市長が認めた場合は融資期間を超えることも可） 6 担保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の 7 保証人 } 定めるところによる。 8 信用保証 } 市長の定めるところによる。	市地域経済振興課
日本政策金融公庫 「国民生活事業」	災害貸付	1 資金用途 設備資金、運転資金 2 対象企業 災害により被害を受けた中小企業者 3 融資限度 それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5 融資期間 それぞれの融資制度の期間以内 6 担保 } 公庫の定めるところによる。 7 保証人 }	日本政策金融公庫 （国民生活事業）新潟、三条、長岡、高田各支店

機関名	区分	融資条件等	申込窓口
日本政策金融公庫 「中小企業事業」	災害復旧貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 対象企業 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 融資限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 4 融資利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5 融資期間 運転10年以内 設備15年以内（うち据置期間2年以内） 6 担保 } 7 保証人 } 公庫の定めるところによる。	日本政策金融公庫 （中小企業事業） 新潟支店及び代理店
商工中央金庫	災害復旧資金	1 資金使途 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 2 対象企業 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者 3 融資限度 金庫所定の限度内 4 融資利率 金庫所定の金利 5 融資期間 運転資金 10年以内（うち据置期間3年以内） 設備資金 20年以内（うち据置期間3年以内） 6 担保 } 7 保証人 } 金庫の定めるところによる。 8 信用保証 }	商工組合中央金庫新潟支店及び長岡支店

(イ) 保証制度

(令和2年4月1日現在)

機関名	区分	保証融資条件等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年 0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
	セーフティネット保証（4号要件）	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した被災地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年 0.80%	

5 制度の住民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、各関係機関と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

(1) 窓口相談の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関に確認の上、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関等に確認の上、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

ア 市災害対策本部が実施するもの

- (ア) 広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布（県等の支援制度及び市制度の周知）
- (イ) 地元新聞紙面掲載、地域メディアの活用による周知

イ 県災害対策本部が実施するもの

- (ア) 広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号の作成、配布
- (イ) 新聞紙面による周知
- (ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

ウ 金融機関等

広報紙、チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧計画

1 計画の方針

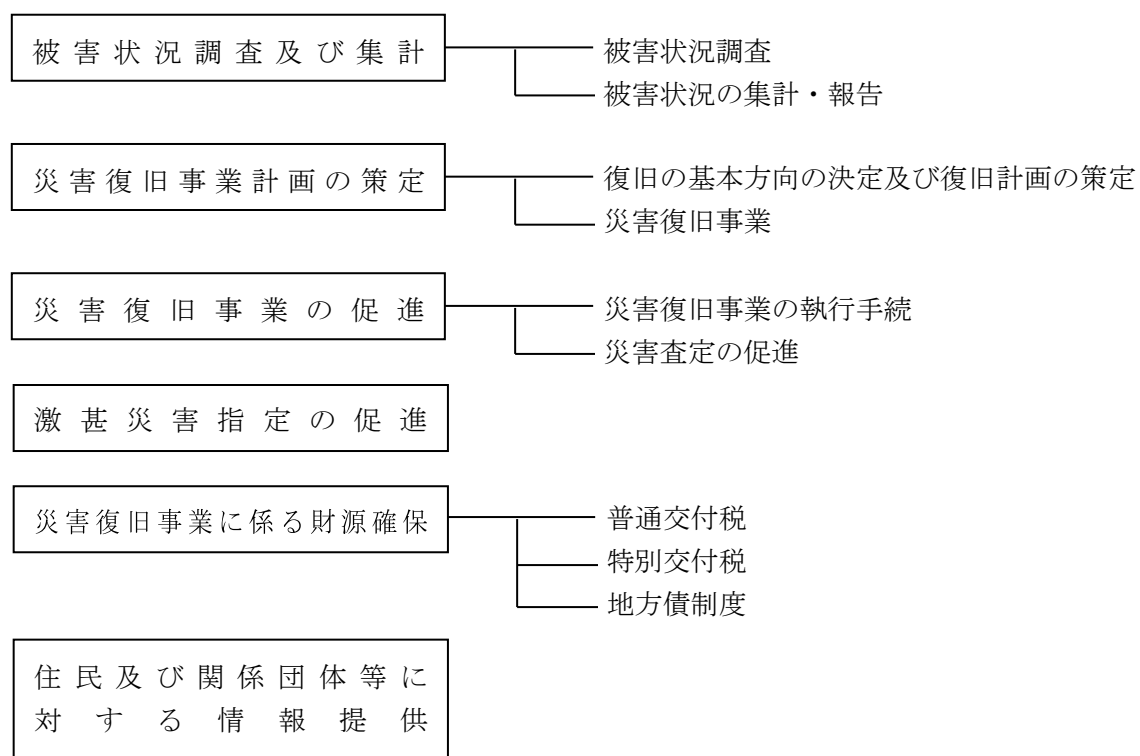
市は、公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに、復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を行う。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合、市の工事の実施体制等から、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、工事の代行を要請する。

また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

2 計画の体系



3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

災害により被害が発生した場合、その施設の管理者は、その被害状況を迅速かつ的確に把握し、市又は県の所管部局（又は地域機関）に速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計・報告

市は、被害報告を受けた場合、その内容を災害連絡票にまとめ、速やかに県の所管部局（又は地域機関）に報告する。

4 災害復旧事業計画の策定

(1) 復旧の基本方向の決定及び復旧計画の策定

県は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者及び市等の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

被災した施設を管理する責任を有する者は、この基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。

なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(2) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口
(7) 公共土木施設 災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	土木部河川管理課防災係 (村上地域振興局地域整備部)	建設課管理室 (支所産業建設課)
	海岸	国土交通省	土木部河川管理課防災係 交通政策局港湾整備課建設防災係 (村上地域振興局地域整備部)	建設課管理室 (支所産業建設課)
		農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)
	砂防設備	国土交通省	土木部砂防課砂防係 (村上地域振興局地域整備部)	建設課管理室 (支所産業建設課)
	林地荒廃 防止施設	農林水産省	農林水産部治山課 技術管理・災害班 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)
	地すべり 防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 (村上地域振興局地域整備部)	建設課管理室 (支所産業建設課)
		農林水産省	農林水産部治山課 技術管理・災害班 (村上地域振興局農林振興部) 農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 農業振興室・ 林業水産振興室 (支所産業建設課)
	急傾斜地崩 壊防止施設	国土交通省	土木部砂防課地すべり係 (村上地域振興局地域整備部)	建設課管理室 (支所産業建設課)
	道路	国土交通省	土木部道路管理課維持管理係 (村上地域振興局地域整備部)	建設課管理室 (支所産業建設課)
	港湾	国土交通省	交通政策局港湾整備課建設防災係 (村上地域振興局地域整備部)	建設課整備室
	漁港	農林水産省	農林水産部漁港課計画建設係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)
	下水道	国土交通省	土木部都市局下水道課	上下水道課業務室 (支所産業建設課、 村上水道事務所)
	公園	国土交通省	土木部都市局都市整備課 (村上地域振興局地域整備部)	都市計画課計画室 (支所産業建設課)

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口
(イ) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農地部農地建設課防災係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)
	林業用施設	農林水産省	農林水産部林政課林道係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)
	漁業用施設	農林水産省	農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)
	共同利用施設 (農業用共同利用施設)	農林水産省	農林水産部農業総務課団体指導検査室指導第1係 (村上地域振興局農林振興部・農業振興部)	農林水産課 農業振興室 (支所産業建設課)
	(林業用共同利用施設)		農林水産部林政課計画調整係 (村上地域振興局農林振興部)	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)
	(漁業用共同利用施設)		農林水産部水産課資源対策係	農林水産課 林業水産振興室 (支所産業建設課)
(ウ) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚災害法)	公立学校施設	文部科学省	教育庁財務課財務管理係・助成係	教育委員会 学校教育課 学校施設係
	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯学習推進課 青少年家庭教育係・成人教育係	教育委員会 生涯学習課 社会教育推進室
	(激甚災害法) 私立学校施設		総務管理部大学・私学振興課 支援班(私学担当)	
	(予算措置) 文化財		教育庁文化行政課文化係	教育委員会 生涯学習課 文化行政推進室

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口	市の窓口
(エ) 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費補助金)	社会福祉施設等	厚生労働省	福祉保健部福祉保健総務課保護係 (村上地域振興局健康福祉部) (新発田地域振興局健康福祉環境部) 福祉保健部障害福祉課自立支援係 (新発田地域振興局健康福祉環境部) 福祉保健部子ども家庭課家庭福祉係 (新発田地域振興局健康福祉環境部) 福祉保健部高齢福祉保健課 介護サービス係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	福祉課福祉政策室 (支所地域振興課地域福祉室) こども課 子育て支援室、 子育て政策室 (支所地域振興課地域福祉室) 介護高齢課 高齢者支援室、 介護保険室 (支所地域振興課地域福祉室)
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	福祉保健部地域医療政策課 地域医療整備室 (村上地域振興局健康福祉部)	保健医療課 健康支援室 (支所地域振興課地域福祉室)
(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金)	水道施設	厚生労働省	福祉保健部生活衛生課 営業・水道係 (村上地域振興局健康福祉部)	上下水道課業務室 (支所産業建設課)
(廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要領)	廃棄物処理施設	環境省	県民生活・環境部廃棄物対策課 資源循環推進係 (新発田地域振興局健康福祉環境部)	環境課生活環境室
(オ) 都市施設災害復旧事業(都市施設等)、 堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路、都市排水施設等 (都市排水施設、公園等の施設) 市街地の堆積土砂	国土交通省	土木部都市局都市整備課 市街地整備係 (村上地域振興局地域整備部)	建設課整備室 (支所産業建設課) 都市計画課 都市政策室
(カ) 公営住宅災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	土木部都市局建築住宅課 住宅整備係	都市計画課 建築住宅室
(キ) その他の災害復旧事業 ○ 中小企業 (激甚災害法)	中小企業共同設置	経済産業省	産業労働観光部産業政策課 経営支援室	地域経済振興課 経済振興室
(ク) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	総務管理部 市町村課財政班(財政担当) 市町村課財政班(交付税担当) 市町村課財政班(理財担当)	財政課 財務管理室 財政課 財務管理室 財政課 財務管理室

5 災害復旧事業の促進

(1) 災害復旧事業の執行手続

災害復旧事業の執行手続は、それぞれの法令、要綱等に基づき進める。

(2) 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、市は、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

6 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、激甚災害法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、市の復旧が円滑に行われるよう努める。

(1) 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について必要な調査を行う。

(2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

7 災害復旧事業に係る財源確保

市は、災害復旧に必要な資金・財源の確保と、財政の健全性及び計画的な行政運営を維持するため、必要に応じて県市町村課に対し、次の措置の実施を要請する。

(1) 普通交付税

ア 繰上交付

イ 災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

(2) 特別交付税

(3) 地方債制度

ア 激甚災害以外

(ア) 補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業

(イ) 一般単独災害復旧事業債

(ウ) 公営企業等災害復旧事業債

(エ) 火災復旧事業債

イ 激甚災害

(ア) 歳入欠陥債

(イ) 災害対策債

(ウ) 小災害債

a 公共土木等小災害債

b 公立学校施設小災害債

c 農地等小災害債

8 住民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、住民や関係団体に対し、掲示板、広報紙・チラシ、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に関わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

第4節 災害復興計画

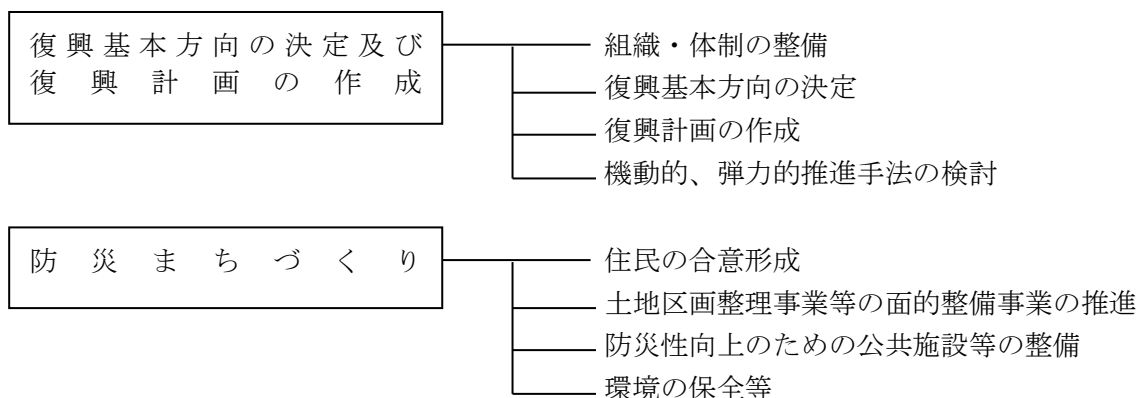
1 計画の方針

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに、市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得よう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

2 計画の体系



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

ア 市及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ 市及び県は、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ 市及び県は、復興対策の遂行に当たり、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被

災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市及び県は、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとし、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（市及び県間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

復興計画の作成に当たっては、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図るものとし、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。あわせて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

さらに、必要に応じて、県に対し都市計画の決定等の代行を要請するほか、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、かつ、機動的、弾力的に進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。あわせて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

なお、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

(1) 住民の合意形成

ア 復興施策や復興計画の早期実施のためには、施策・計画に対する住民の合意形成を図ることが必要となる。このため、住民に対して新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、迅速な合意形成に努める。

イ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(2) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進

復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

ア 防災まちづくりにおいては、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備について、換地手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業

等の面的整備事業を積極的に活用する。

イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備と併せて、関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図る。

ウ 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(3) 防災性向上のための公共施設等の整備

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等図るとともに、必要に応じて公共施設管理者等と連携の下、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

ア 災害時に緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的な都市基盤施設の整備

イ 電線共同溝などの整備による耐水性のあるライフライン施設への整備

ウ 建築物や公共施設の耐震・不燃化

(4) 環境の保全等

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。